

施策評価関連資料

(H29 分野別計画実績等)

【目次】

1. 快適さを支える生活基盤の向上

亀山市都市マスタープラン	都市整備課	1
亀山市景観計画	都市整備課	3
亀山市住生活基本計画	都市整備課	5
亀山市水道ビジョン	上水道課	9
亀山市地域公共交通計画	産業振興課	11
第2次亀山市消防力充実強化プラン	消防総務課	13
亀山市一般廃棄物処理基本計画	環境課	17
亀山市地球温暖化防止対策実行計画【区域施策編】	環境課	19
亀山市歴史的風致維持向上計画	文化スポーツ課	23

2. 健康で生きがいを持てる暮らしの充実

第2次亀山市地域福祉計画	地域福祉課	25
亀山市健康・医療推進計画	長寿健康課	35
亀山市高齢者福祉計画	長寿健康課	55
亀山市障がい者福祉計画	地域福祉課	65
亀山市生涯学習計画	生涯学習課	81
亀山市文化振興ビジョン	文化スポーツ課	83
第2次亀山市スポーツ推進計画	文化スポーツ課	95

3. 交通拠点性を生かした都市活力の向上

亀山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想	産業振興課	103
-------------------------	-------	-----

4. 子育てと子どもの成長を支える環境の充実

亀山市学校教育ビジョン	学校教育課	107
亀山市子ども・子育て支援事業計画	子ども未来課	111

5. 市民力・地域力の活性化

第3次亀山市男女共同参画基本計画	文化スポーツ課	115
------------------	---------	-----

6. 行政経営

亀山市公共施設等総合管理計画	財務課	133
亀山市ICT利活用計画	総務課	135
第2次亀山市行財政改革大綱	財務課	153

亀山市都市マスタープランに関する実績等報告書(平成29年度)

(産業建設部都市整備課)

■計画の基本情報

計画期間	H 23 ~ H 30 年度
位置付け	本計画は、都市計画法第18条の2において規定される市町村の都市計画に関する基本的な方針を策定するものである。
目的・概要	亀山市の都市づくりの基本理念や土地利用及び都市施設の整備に関する基本方針を明らかにすることで、将来にわたり暮らしやすい都市を形成することを目的としている。都市形成の基本的な方針を定めることで、各地域が連携し魅力ある都市を形成するための指針としての役割を担っている。
計画の骨格	<p>The diagram illustrates the plan's framework. On the left, two vertical boxes represent the 'Future City Image' (『豊かな自然 悠久の歴史 光ときめく亀山』) and the 'Basic Concept' (『自然や歴史に包み込まれた都市を継承し、暮らしやすいまち』). Arrows point from these to a central column of six 'Urban Creation Objectives' (都市づくりの目標):</p> <ul style="list-style-type: none"> 【目標1】現在の地形特性を守り活かす都市形成 【目標2】歴史文化資産を活かした都市づくりの推進 【目標3】都市の拠点機能強化 【目標4】まとまりのある居住地の形成 【目標5】都市機能拠点と居住地のつながりの強化 【目標6】近隣市とつながりの確保による補完関係強化 <p>Arrows from these objectives point to a right column of three 'Key Issue Response Policies' (重点課題の対応方針):</p> <ul style="list-style-type: none"> 【重点課題1】特宧の都市の姿と美しい自然・歴史的景観は、亀山市の特徴であり継承すべき宝であるため、都市づくりにあたっては効果的に活かすとともに、共生していくことが重要です。 【重点課題2】亀山市の元気を実感できるためには利便性の向上が重要です。そのため、都市機能に適切な拠点性をもたせながら集約化を図ることにぎわいを創出することが重要です。 【重点課題3】将来も安心して生活できる都市づくりのためには、将来の都市動向に対応した都市規模を維持し、既存の都市機能を活用した効率性の高い都市づくりが必要です。 <p>Finally, arrows from the key issues point to five 'Response Policies' (対応方針):</p> <ul style="list-style-type: none"> 【対応方針1】美しい景観の保全・活用 【対応方針2】自然環境や特有の地形などの保全・活用 【対応方針3】魅力的な環境の整ったにぎわい拠点の創出 【対応方針4】まちなか居住の推進 【対応方針5】魅力的な環境の整ったにぎわい拠点の創

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	目標値	実績値 (H29)
1	設定なし				
2					
3					
4					
5					

■ 計画の実績等

取組実績	<p>居住機能や都市機能の誘導によりコンパクトシティに向けた取り組みを推進するため、平成29年10月に亀山市都市マスタープランの一部となる亀山市立地適正化計画を策定した。</p> <p>立地適正化計画の策定に伴い、居住誘導区域及び都市機能誘導区域を設定した。</p> <p>また、居住誘導区域及び都市機能誘導区域以外において特定の行為を行う際は、事前の届出制度を設けた。</p>
成果	<p>居住誘導区域及び都市機能誘導区域を設定したことにより、それぞれの地域の考え方、誘導する施策について整理することができた。</p> <p>立地適正化計画の策定に伴う事前の届出制度により、区域外での特定行為を把握することができ、今後、実施を検討する施策の参考とすることができた。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>1. 快適さを支える生活基盤の向上 (1)都市づくりの推進 ①計画的な都市づくりの推進</p> <p>届出制度による状況を把握することにより、都市機能や居住の適切な誘導を行い、快適な暮らしを支えるコンパクト&ネットワークによる都市づくりへ向け、都市マスタープランの改定の参考とすることができた。</p>

反省点・課題	<p>平成30年度が、現行の都市マスタープランの最終年度となることから、広く市民の意見を聴き、都市マスタープランの改定作業を進める必要がある。</p>
--------	---

今後の方向性	<p>ワークショップや市民協議会で出される意見を反映させ、より市民の目線にたった計画の策定を進める。</p>
--------	--

亀山市景観計画に関する実績等報告書(平成29年度)

(産業建設部 都市整備課)

■計画の基本情報

計画期間	H 23 ~ H - 年度																						
位置付け	本計画は、景観法第8条1項に基づき策定する「良好な景観の形成に関する計画」である。																						
目的・概要	国民生活の多様化が進むにつれて価値観が多様化してきている中、自然、歴史・文化といった様々な景観の特徴を活かしたまちづくりが行われている。本計画は、本市の風土を活かした美しいまちの景観を保全・創出するため、目標や方針、推進方策等を示したものである。																						
計画の骨格	<table border="1"> <thead> <tr> <th>章</th> <th>概要</th> <th>景観法の条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1章 景観計画区域</td> <td>景観法に基づいて、景観計画の区域を示しています。</td> <td>第8条第2項第1号</td> </tr> <tr> <td>第2章 景観形成の方向性</td> <td>本市における景観形成の基本的な理念を示すとともに、亀山市が目指す景観将来像と基本目標及びそれらを基に良好な景観形成を図っていくための基本的な方針を示しています。</td> <td>第8条第2項第2号</td> </tr> <tr> <td>第3章 良好な景観の形成に関する行為の制限に関する事項</td> <td>一般地区、景観形成推進地区、景観重点地区における景観法に基づく建築物、工作物、開発行為等に関する具体的な行為の制限となる景観形成基準及び届出対象行為を示しています。</td> <td>第8条第2項第3号</td> </tr> <tr> <td>第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針</td> <td>景観法に基づいて、本市の個性ある景観形成の核となる建造物及び樹木に関する指定の方針を示しています。</td> <td>第8条第2項第4号</td> </tr> <tr> <td>第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項</td> <td>景観法に基づいて、景観上重要な公共施設における整備の方向性について示しています。</td> <td>第8条第2項第5号</td> </tr> <tr> <td>第6章 景観形成の推進方策</td> <td>本市において市民・事業者・行政が一体となって景観形成を推進していくための方策について示しています。</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	章	概要	景観法の条項	第1章 景観計画区域	景観法に基づいて、景観計画の区域を示しています。	第8条第2項第1号	第2章 景観形成の方向性	本市における景観形成の基本的な理念を示すとともに、亀山市が目指す景観将来像と基本目標及びそれらを基に良好な景観形成を図っていくための基本的な方針を示しています。	第8条第2項第2号	第3章 良好な景観の形成に関する行為の制限に関する事項	一般地区、景観形成推進地区、景観重点地区における景観法に基づく建築物、工作物、開発行為等に関する具体的な行為の制限となる景観形成基準及び届出対象行為を示しています。	第8条第2項第3号	第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	景観法に基づいて、本市の個性ある景観形成の核となる建造物及び樹木に関する指定の方針を示しています。	第8条第2項第4号	第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項	景観法に基づいて、景観上重要な公共施設における整備の方向性について示しています。	第8条第2項第5号	第6章 景観形成の推進方策	本市において市民・事業者・行政が一体となって景観形成を推進していくための方策について示しています。	—	
	章	概要	景観法の条項																				
	第1章 景観計画区域	景観法に基づいて、景観計画の区域を示しています。	第8条第2項第1号																				
	第2章 景観形成の方向性	本市における景観形成の基本的な理念を示すとともに、亀山市が目指す景観将来像と基本目標及びそれらを基に良好な景観形成を図っていくための基本的な方針を示しています。	第8条第2項第2号																				
	第3章 良好な景観の形成に関する行為の制限に関する事項	一般地区、景観形成推進地区、景観重点地区における景観法に基づく建築物、工作物、開発行為等に関する具体的な行為の制限となる景観形成基準及び届出対象行為を示しています。	第8条第2項第3号																				
	第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	景観法に基づいて、本市の個性ある景観形成の核となる建造物及び樹木に関する指定の方針を示しています。	第8条第2項第4号																				
	第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項	景観法に基づいて、景観上重要な公共施設における整備の方向性について示しています。	第8条第2項第5号																				
第6章 景観形成の推進方策	本市において市民・事業者・行政が一体となって景観形成を推進していくための方策について示しています。	—																					

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	目標値	実績値 (H29)
1	設定なし				
2					
3					
4					
5					

■ 計画の実績等

取組実績	<p>景観法に基づき51件(建築物45件、開発行為等6件)の届出を受理し、その際、事前相談等を行い、良好な景観形成に努めた。</p> <p>景観形成推進地区の各自治会に対して、景観計画の内容に関するパンフレットを、市広報とともに回覧し、合わせて関係機関(県、民間審査機関、建設労働組合等)へ配布した。</p>
成果	<p>景観法に基づく届出制度により、景観形成基準に則した良好な景観形成を図ることができた。</p> <p>景観計画のパンフレットの配布等により、亀山市の景観計画について周知を図ることができた。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>1. 快適さを支える生活基盤の向上 (1)都市づくりの推進 ③魅力的な都市の形成</p> <p>魅力的で安らぎのある都市形成に寄与できたものと考えられる。</p>



反省点・課題	<p>景観形成推進地区を中心に、景観法のさらなるPRを行い、公共事業等のハード事業も念頭に、良好な景観形成に向けて協議検討を進める必要がある。</p>
--------	---



今後の方向性	<p>東海道の景観整備や亀山城下町地区等において、良好な景観形成の事業化に向け、方針策定や県等と事前協議を行う。</p>
--------	--

住生活基本計画に関する実績等報告書(平成29年度)

(産業建設部 都市整備課)

■計画の基本情報

計画期間	H 21 ~ H 30 年度
位置付け	本計画は、住生活基本法第7条に規定される地方公共団体の責務として、住生活基本計画の全国計画及び三重県住生活基本計画に即し、亀山市総合計画を上位計画として、亀山市都市マスタープランをはじめとする関連計画との整合を図り、策定するものである。
目的・概要	住生活基本法に定める基本理念のもとに、住宅及び住生活に関する施策の基本的な方針や目標を定めた「住まいづくり」の新たな指標を設定し、人々が本市に愛着と誇りを持ち、生涯にわたる定住、あるいは数年間であっても居住したいと思えるような魅力的なまちの実現を目指す。
計画の骨格	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> <p>基本理念</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%;"> <p>基本目標</p> </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 20px; padding: 10px; width: 20%; text-align: center; margin-right: 10px;"> <p style="writing-mode: vertical-rl;">地域の魅力を活かした居心地の良い住まいづくり</p> </div> <div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> <p>1. 定住化の促進 に向けた住 まいづくり</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">－亀山で充実した住まいづくり－</p> <p>本市で生まれ育った方が、そして企業の立地等に伴い亀山に来られた方が、ともに地域に誇りをもち、ライフステージに応じて充実した生活を送り、定住化につながるような、良好な住宅及び居住環境の維持・形成をめざします。</p> </div> </div> <div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> <p>2. 地域の特性 を活かした 住まいづくり</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">－にぎわいや癒しある住まいづくり－</p> <p>市街地のにぎわいを高めるとともに、農山村集落における癒しのある生活の維持や活力の向上が図られるよう、市街地と各地域が連携を強め、市域全体が一体的に発展していくために、地域の特性を活かした魅力ある地域づくりをめざします。</p> </div> </div> <div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> <p>3. 住宅困窮者等 に対する住宅 セーフティ ネットの確保</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">－誰もが安心できる住まいづくり－</p> <p>住宅困窮者等に対して、今後も安心して住み続けていけるよう、市営住宅ストックの活用を図るとともに、民間活力を導入し、高齢者や障がい者等の多様な居住ニーズに対応できる、誰もが安心できる居住の安定の確保をめざします。</p> </div> </div> <div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> <p>4. 地域の良好な 住宅ストック の維持・保 全・創出</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">－安全で長持ちのする住まいづくり－</p> <p>地域の住宅及び住宅地が、安全で質の高い社会資本として蓄積され循環するよう、適正な住宅市場の誘導を図るとともに、地域の風土に根ざした、長持ちのする住宅の維持・保全・創出を図ります。</p> </div> </div> </div>

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	目標値	実績値 (H29)
1	子育て世帯の誘導居住面積水準達成率の割合	%	51.2	60	63.7 (H25)
2	65歳以上の世帯員のいる住宅のうち、高齢者のための設備がある住宅の割合	%	55.2	75	64.5 (H25)
3	あんしん賃貸住宅登録戸数や高齢者向け賃貸住宅等の登録戸数	戸	0	30	18
4	耐震性のある住宅の割合	%	79.6	93.9	86.8
5	一定の省エネルギー対策を講じた住宅(全部又は一部の窓に二重サッシ又は複層ガラスを使用した住宅)の割合	%	12.0	40.0	21.6 (H25)

■ 計画の実績等

取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者及び障害者等住宅改修事業は独居老人宅改修4件、障がい者宅のバリアフリー化2件行った。 ・空き家情報バンク制度の成約は1件物件新規登録1件で、登録合計数は18件になった。 ・あんしん賃貸住宅登録戸数が18件になった。 ・民間活用市営住宅事業は、新規借上げとして1棟5戸借上げた。 ・地震対策・木造住宅補強事業は耐震診断110件を実施するとともに、補強計画6件、補強工事13件、除却42件に対し補助した。 ・狭隘道路後退用地整備事業の申請件数は38件、後退処理件数30件であった。また、路線単位の当該事業について1件完了した。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者及び障害者等住宅改修事業を行うことで、住宅改修をすることで自宅での生活を継続することが可能となった。 ・空家情報バンク制度は成約1件、新規登録1件あり空家の利活用ができた。 ・あんしん賃貸住宅登録戸数が18戸になり、住宅困窮者への供給可能戸数が増えた ・民間活用市営住宅事業は計画目標70戸に対し50戸の借上げを行い、市営住宅として供給できた。 ・地震対策・木造住宅補強事業は耐震化率が86.1%から86.8%となった。 ・狭隘道路後退用地整備事業は後退処理件数30件、路線単位の当該事業は1件完了し狭隘道路の解消に繋がった。
総合計画推進への寄与度	<p>住宅の耐震化の促進、狭い生活道路の改善により、災害時における安全性の向上と道路等の生活基盤の充実を進めることにより住環境の向上が図られた。</p> <p>民間住宅の活用による市営住宅の供給戸数の確保、空家情報バンクによる空家の有効活用に及びあんしん賃貸住宅により住宅の確保ができた。</p> <p>独居老人宅改修、障がい者宅のバリアフリー改修を行い、ライフシーン、ライフステージに応じた住宅環境づくりを行えた。</p>

反省点・課題	<p>住宅改修制度の利用者、空家バンクの成約数が少なく、利用者の増加につながる手立てが必要である。</p> <p>木造住宅耐震補強事業は耐震化率は増えているが、上昇率が鈍くなっており、さらなる啓発が必要である。</p>
--------	---

今後の方向性	<p>事業の実績・成果による反省点・課題に基づき平成30年度中に計画の見直しを行う。</p>
--------	--

1. 空き家情報バンクの登録状況

物件番号	所在地	分類	契約方法	構造	土地面積	建物面積	建築年	備考
1	加太中在家	売却	間接	木造平屋	247.10㎡	48.60㎡	昭和20年	成約
2	加太板屋	売却	間接	木造2階建	297.00㎡	169.26㎡	昭和38年	取下げ
3	みどり町	賃貸	間接	木造2階建	445.00㎡	111.35㎡	昭和61年	成約
4	小野町	売却	間接	木造平屋	542.14㎡	188.50㎡	不明	取下げ
5	加太向井	売却	間接	木造2階建	323.00㎡	114.58㎡	昭和52年	
6	加太市場	売却	間接	木造2階建	161.95㎡	88.78㎡	昭和55年	取下げ
7	天神二丁目	売却	間接	木造2階建	261.00㎡	327.96㎡	昭和50年	H26成約
8	関町新所	売却	間接	木造平屋	284.03㎡	238.33㎡	昭和43年	H26成約
9	栄町	売却	間接	木造2階	143.04㎡	104.34㎡	昭和43年	取下げ
10	関町木崎	売却	間接	木造平屋	323.96㎡	105.78㎡	不明	H27成約
11	関町木崎	売却	間接	木造平屋	323.96㎡	105.78㎡	不詳	H27成約
12	阿野田町	売却	間接	木造平屋	854.88㎡	226.31㎡	昭和45年	H28成約
13	関町新所	売却	間接	軽鉄造2階	373.80㎡	141.80㎡	昭和40年	H28成約
14	加太中在家	売却	間接	木造平屋	505.90㎡	150.57㎡	不明	H28成約
15	みずほ台	賃貸	直接	木造2階	209.00㎡	119.24㎡	昭和58年	H28成約
16	天神二丁目	賃貸	間接	木造平屋	330.00㎡	98.54㎡	昭和49年	取下げ
17	関町新所	売買	間接	木造平屋	363.60㎡	64.50㎡	昭和40年	H29成約
18	高塚	賃貸	間接	木造2階	247.72㎡	109.33㎡	昭和55年	H29登録

2. 民間活用市営住宅の借上げ推移

年度	住宅名	戸数
H23	井田川駅前住宅	10
H24	井田川駅前住宅	10
H27	野村団地住宅	5
H27	川合住宅	8
H27	北鹿島台住宅	4
H27	若山住宅	8
H29	新所住宅	5
	合計	50

3. 木造住宅補強事業の実績

事業区分	H29実績	(H28実績)
耐震診断事業	110件	(150件)
耐震補強計画事業	6件	(37件)
耐震補強事業	13件	(26件)
除却事業	42件	(59件)

※H29耐震化率・・・86.8%

4. 独居老人宅修繕事業の推移 5. 在宅重度障害者等日常生活用具給付事業の推移

年度	件数
H21	3
H22	0
H23	1
H24	0
H25	2
H26	1
H27	0
H28	0
H29	4

年度	件数
H25	5
H26	2
H27	6
H28	1
H29	2

亀山市水道ビジョンに関する実績等報告書(平成29年度)

(上下水道部 上水道課)

■計画の基本情報

計画期間	H 23 ～ H 31 年度
位置付け	本ビジョンは、第1次亀山市総合計画に示された基本施策を実現するため、厚生労働省が策定している「水道ビジョン」や亀山市都市マスタープラン、及び平成20年度に認可を受けた亀山市上水道事業変更認可(第5次拡張)を踏まえ、安全でおいしい水を継続して安定供給するための基本計画である。
目的・概要	安全な水を継続して供給する役割を果たすために、現状を分析・評価して、新しい亀山市水道事業の目指すべき方向と具体的な施策などを定めることを目的に「亀山市水道ビジョン」を策定するものである。
計画の骨格	<p>(基本的な考え方) 基本方針：安全でおいしい水の安定供給をいつまでも</p> <p>(目標の設定)</p> <ol style="list-style-type: none"> 安心な水が供給される水道 水源水質の安定や水道水源の確保の取り組みに努める。 (1) 水源地の表流水による原水変動に対して適切な処理の検討 (2) 取水井の閉塞調査、機能回復・予備水源による取水量の確保 (3) 地下水、表流水の保全 (4) 水源水質の監視 安定して供給される水源 現状の水源地や施設(管路、配水池等)を災害に強い施設整備に努める。 (1) 施設の老朽化診断(補修)、配水池に緊急遮断弁の整備 (2) 配水管の更新、改良や耐震化、配水エリアの再編成 (3) 機械電気計装設備の更新 (4) ポンプ施設の更新 (5) 自家発電設備の適正配置 持続可能な水道 健全な経営が持続できる水道を目指し、水需要や施設更新を踏まえた事業運営に努める。 (1) 事務事業の業務委託の推進・事務事業の再点検 (2) 顧客サービスの向上(情報の提供、IT化の推進) (3) 財政収支の見直し(料金及び加入金の適正化) 環境に配慮した水道 地球環境から考えると極めて限られた資源を繰り返し利用してきていることから水資源の有効利用と環境負荷の軽減や水源のかん養に努める。 (1) 水の有効利用のための漏水防止対策の促進(有収率の向上) (2) 高効率機器(省エネルギーの向上) (3) 配水系統の見直し(自然流下方式等) (4) 建設副産物のリサイクルの促進 (5) 保安林の保全

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	目標値	実績値 (H29)
1	成果目標値等は設定していない。				
2					
3					
4					
5					

■ 計画の実績等

取組実績	<p>適切な財源の確保、経営基盤の強化を図るため、平成29年12月水道料金を改定し、平成30年4月分の水道料金から新料金を適用するとともに、クレジット収納の導入準備を行い、利用者の利便性の向上に繋げた。</p> <p>施設整備については、送水ポンプ工事、取水ポンプの取替工事、緊急遮断弁設置工事等を行い、管路整備については、配水管改良工事、公共下水道事業に伴う配水管移設工事を行った。</p> <p>また、安全で強靱な水道サービスを持続するため、平成29年3月に本計画を見直し、平成30年度から10年間を計画期間とする新水道ビジョンを策定した。</p>
成果	<p>水道料金を改定したことで、平成30年4月からの財源の確保、経営基盤の強化に繋げることができた。</p> <p>クレジット収納を導入し、利用者の利便性の向上と納期内納付の促進に繋げることができた。</p> <p>施設については、老朽化している設備の更新が図れ、また災害に強い施設整備も実施できた。管路については、老朽管更新にあわせて耐震化も図れた。</p> <p>新水道ビジョンの策定により、人口減少問題や大規模地震対策など新たに発生した諸課題に対応する計画を策定することができた。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>1. 快適さを支える生活基盤の向上 (3) 上下水道充実 ①安全でおいしい水の安定供給及び③上下水道事業の健全経営</p> <p>管路の老朽化対策や耐震化を図り、安全でおいしい水の安定供給に寄与した。</p> <p>また、水道料金の見直しを行ったことで、財源の確保が図れ、今後の事業の健全経営に寄与することができる。</p>



反省点・課題	<p>地震等の自然災害等に強く安全でおいしい水を安定供給するため、施設・管路の計画的な老朽更新や耐震化を進めるとともに経営の安定化を図る必要がある。</p>
--------	--



今後の方向性	<p>平成29年3月に策定した新水道ビジョンに基づき、安全でおいしい水の安定供給を目指した事業経営に努める。</p>
--------	--

亀山市地域公共交通計画に関する実績等報告書(平成29年度)

(産業建設部 産業振興課)

■計画の基本情報

計画期間	H 29 ~ H 33 年度
位置付け	第2次亀山市総合計画を上位計画とし、亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略、亀山市都市マスタープラン、亀山市立地適正化計画等を関連計画とする「亀山市の総合的な公共交通政策の方向性等を定める基本計画」
目的・概要	公共交通が果たすべき役割を整理し、鉄道、バス等、本市に係る全ての地域公共交通が一体となって機能し、持続可能な公共交通ネットワークの形成を図る
計画の骨格	<p align="center">亀山市地域公共交通計画(亀山市地域公共交通網形成計画) (平成29年度～平成33年度)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>基本方針① 亀山市が目指すべき交通体系の目標像の共有化</p> <p>基本方針② まちづくりと連携した市内全域で活用できる合理的な公共交通ネットワークの形成</p> <p>基本方針③ 地域の利用者ニーズを踏まえた効果的運行方式の導入と財政負担の軽減</p> <p>基本方針④ サービス水準の確保と利用促進を誘導する戦略的行政支援策の展開</p> <p>基本方針⑤ 地域の主体的取り組みの支援と利用促進策の展開</p> </div>
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p align="center">本計画の目標 (地域公共交通体系の目標像)</p> <p>『市民生活に必要な公共交通が効率的・効果的に確保され、安全・安心で健やかに生活できるまち』</p> </div> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>数値目標 [目標年次:平成33年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市内バス路線等の利用者総数(乗合タクシー含む) 310,478人[H28]⇒317,000人以上 ●コミュニティバス路線等の利用者総数(乗合タクシー含む) 95,115人[H28]⇒102,000人以上 ●コミュニティバス路線の1便あたりの平均乗車人員数 各路線別の1便あたりの平均乗車人員数(人/便・日)[H28]⇒現状以上 ●市内の鉄道駅の乗車人員数(1日平均) 3,405人[H27]⇒3,400人以上 ●移動環境に対する不満割合(%) 17%[H23]⇒15%以下 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%; text-align: center;"> <p>目標を達成するための施策・事業</p> </div> <div style="width: 10%; text-align: center;"> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%; text-align: center;"> <p>評価・検証</p> </div> </div>

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	目標値	実績値 (H29)
1	市内バス路線等の利用者総数	人	310,478	317,000 以上	309,412
2	コミュニティバス路線等の利用者総数	人	95,115	102,000 以上	92,242
3	コミュニティバス路線の1便あたりの平均乗車人員数	人/ 便・日	4.5	現状以上	4.3
4	市内の鉄道駅の乗車人員数(1日平均)	人	3,405	3,400 以上	3,489
5	移動環境に対する不満割合	%	17	15以下	—

■ 計画の実績等

取組実績	<p>・既存バス路線については、運行事業を継続し、移動困難者の日常生活における移動性の確保に努めることができた。また、市民の身近な交通手段の確保するためには、市内コミュニティバス路線等再編だけでは、物理的、財政的にも限界があるため、福祉施策との整合が取れた市民の移動需要の実情に効率よく対応できる新たな交通手段が求められている中、平成29年10月に新たな亀山市地域公共交通計画を策定し、乗合タクシー制度の制度設計に取り組んだ。・コミュニティバス西部ルートも関係地域まちづくり協議会と協議を重ね、平成29年10月に路線再編を実施した。・観光資源を含むバスマップ作成、地域主体のバス活用イベントやバス乗り方教室開催、市内鉄道駅へのコミュニティバス時刻表の掲示を行い、利用促進啓発および情報発信に努めた。</p>
成果	<p>平成29年10月に新たな亀山市地域公共交通計画を策定し、現行の広域廃止代替路線(2路線)及びコミュニティ系路線(6路線)を継続運行を実施したが、バス利用者総数は、前年度より約1,000人減少となった。 新計画に基づき、バス等による効率的・効果的な運行および新たな交通手法(乗合タクシー事業)を検討した。また、当市に係る全ての地域公共交通が一体となって機能する公共交通ネットワークの形成を図るため、新たに鉄道事業者2名を亀山市地域公共交通会議委員として参画いただいた。 コミュニティバス西部ルートも関係地域まちづくり協議会と協議を重ね、平成29年10月に路線再編を実施した。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>1. 快適さを支える生活基盤の向上 (5)公共交通網の充実</p> <p>平成29年10月のバス路線「西部ルート」の再編実施や新たな亀山市地域公共交通計画(網形成計画)の策定により、バス等による効率的・効果的な運行継続の実施、新たな交通手法(乗合タクシー事業)の検討など、当市に係る全ての地域公共交通が一体となって機能する公共交通網の充実に寄与した。</p>
反省点・課題	<p>幹線的バスは、当市の公共交通の骨格を形成する路線として継続維持し、地域生活バスは、幹線的バスを補完し、各地域から都市拠点等への地域の生活軸となる路線として、基本的に現状の路線及びサービス水準を維持する必要がある。また、地域生活バス路線単体の再編だけでなく、新たな交通施策に取り組む必要がある。</p>
今後の方向性	<p>幹線的バス及び地域生活バスは、今後も継続して利用促進活動に努め、現在のサービス水準の維持及び利用者を確保する。また、市内の公共交通不便地域の解消及び今後増加が見込まれる運転免許証返納者への対策として、鉄道・バスを補完する新たな公共交通として、市内全域での乗合タクシー事業を展開する。</p>

第2次亀山市消防力充実強化プランに関する実績等報告書(平成29年度)

(消防本部 消防総務課)

■計画の基本情報

計画期間	H 29 ~ H 33 年度
位置付け	本プランは、消防組織法第4条第15号に基づく消防計画及び「第2次亀山市総合計画」の消防分野における計画として位置付けている。また、第2次亀山市総合計画前期基本計画との関連は、基本施策「安全・安心なまちづくりの推進」と深く関わり、⑤消防力の充実強化の部分を補完するものである。
目的・概要	本プランは、亀山市消防本部の充実強化を図り、市民の生命、身体及び財産を火災から保護し、災害による被害を軽減するために、将来を中長期的に展望し、亀山市消防本部の方向性を明らかにするものとして策定したものである。
計画の骨格	<div style="text-align: center;"> <p>体系図</p> </div>

■ 成果指標

	成果指標名	単位	現状値	目標値	実績値 (H29)
1	「別紙のとおり」				
2					
3					
4					
5					

■ 計画の実績等

取組実績	<p>多種多様な災害に的確に対応できる体制を維持するために、救助工作車を更新するとともに、出動頻度の低い車両(はしご車等)の共同整備に向けた調査・検討を鈴鹿市消防本部と進めた。また、高機能指令台更新計画検討会を発足し、今後の更新について方向性の検討を行った。職員の人材育成については、人材育成プログラムの作成を行ったほか、災害対応力の強化を図るために、救助隊の組織化について検討した。一方、住宅用火災警報器の設置推進については未設置宅を各戸訪問するとともに、市民による救命率の向上を目的とし「亀山市ジュニア救命士育成事業実施要領」を作成した。消防団については、地域の消防防災力の充実強化を図るために、施設・装備の見直しを検討するとともに消防団協力事業所の新規認定や消防団に配備している防火衣の更新を行った。</p>												
成果	<p>救助工作車を更新することで、救助体制の維持を図るとともに、鈴鹿市消防本部との協議において、はしご車等の共同整備に向けた方向性の確認、諸課題の整理までを完了した。指令台の更新について検討することで、隣接市との共同整備等について検討を進める必要性を認識した。また、人材育成プログラムの作成を行ったことから、指導者育成カリキュラムを実施できる体制が整ったほか、救助隊の組織化について、課、グループ制に併せて消防救助グループを設置し、専門的な知識・技術を有する組織体制となった。一方、住宅用火災警報器については、設置率を約3%向上することができた。さらに、「亀山市ジュニア救命士育成事業実施要領」の策定により、小学生に対する応急手当の普及啓発を行う準備を行った。消防団については、装備の充実により、安全な消防活動を行えることとなった。</p>												
総合計画推進への寄与度	<p>第2次亀山市総合計画前期基本計画 1.快適さを支える生活基盤の向上 (6)安全・安心なまちづくりの推進 【成果指標】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現状値</th> <th>目標値</th> <th>H29年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・火災出動に関する平均所要時間</td> <td>12分53秒</td> <td>12分00秒</td> <td>15分12秒</td> </tr> <tr> <td>・救急出動に関する平均所要時間</td> <td>39分55秒</td> <td>37分00秒</td> <td>40分18秒</td> </tr> </tbody> </table>		現状値	目標値	H29年度	・火災出動に関する平均所要時間	12分53秒	12分00秒	15分12秒	・救急出動に関する平均所要時間	39分55秒	37分00秒	40分18秒
	現状値	目標値	H29年度										
・火災出動に関する平均所要時間	12分53秒	12分00秒	15分12秒										
・救急出動に関する平均所要時間	39分55秒	37分00秒	40分18秒										

反省点・課題	<p>本プランの目的を達成するために掲げた基本方針、基本施策について、着実に取組を推進した結果、実績・成果が表れている指標がある一方、前期基本計画の成果指標として設定した火災・救急出動に関する平均所要時間の短縮には至らなかった。</p>
--------	--

今後の方向性	<p>各取組項目について、進捗状況を把握、検証するとともに、必要があれば見直しを行い、現状に即したより実効性の高い計画とすることで、消防力の充実強化を図る。</p>
--------	--

■成果指標一覧表

成果指標名		単位	現状値 (H29.1.1)	目標値 (H33年度)	実績値 (H29年度)
1					
1	防火水槽設置数	基	430	440	431
2	救急救命士搭乗率	%	99.8	100	100
3	中型免許取得率	%	75.9	93	72.9
4	消防用設備設置率	%	51.2	53	51.7
5	防火診断実施世帯数	世帯	400	800	699
6	住宅用火災警報器設置率	%	75.6	100	78.6
7	被搬送者軽症率	%	49.3	48	51
8	特定行為評価適切率	%	100	100	100
9	バイスタンダー心肺蘇生法実施率	%	33.3	50	48
10	消防団員充足率	%	97	100	97.5
11	消防団協力事業所認定数	事業所	8	16	9
12	防火衣配備率	%	43.7	100	73.1

亀山市一般廃棄物処理基本計画に関する実績等報告書(平成29年度)

(生活文化部 環境課)

■計画の基本情報

計画期間	H 29 ~ H 32 年度
位置付け	本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき策定するものであり、第2次亀山市総合計画前期基本計画との関連は、基本施策「低炭素・循環型社会の構築」に関わるものである。
目的・概要	法や条例の目的である「生活環境の保全及び公衆衛生の向上」を確保するため、一般廃棄物の適正な処理と減量化、再生利用の推進を図ることを目的とし、今後の本市の一般廃棄物処理に関する基本的事項を示すものである。
計画の骨格	<pre> graph LR subgraph Waste_Management_Basic_Plan [ごみ処理基本計画] A[清掃・リサイクルを取り巻く現状と課題] B[基本的な考え方と目標] end subgraph Sewerage_Basic_Plan [生活排水処理基本計画] C[生活排水処理事業を取り巻く現状と課題] D[基本的な考え方と将来予測] end A --> E["・人口及び産業の動向 ・ごみ処理の現状 ・現計画の総括 ・将来の予測と主な課題"] B --> F["・基本理念 ・基本方針 ・計画目標 ・目標達成に必要なごみ減量化・資源化の原単位 ・ごみ排出抑制のための方策 ・分別収集するごみの区分と種類 ・排出抑制と資源化施策後のごみ排出量と資源化量 ・排出抑制と資源化施策後のごみ排出原単位と資源化率 ・ごみの適正処理及びこれを実施する者に関する基本的事項 ・ごみ処理施設の整備に関する基本的事項"] C --> G["・生活排水処理の現状 ・収集・運搬の現状 ・処理の現状"] D --> H["・基本方針 ・処理の主体及び体制 ・今後の予測"] </pre>

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	目標値	実績値 (H29)
1	ごみ排出量(家庭系ごみ)	g/ 人・日	722	685	716
2	ごみ排出量(事業系ごみ)	g/ 人・日	243	207	273
3	リサイクル率	%	37.0	42.0	33.0
4	生活排水処理率	%	78.2	84.0	82.5
5					

■ 計画の実績等

取組実績	<p>生ごみの水切り徹底などごみ減量のための啓発を広報で行った。また、一層のごみ減量化を図るため、協働事業「みんなで減らそう食品ロス」について、平成30年度から本格的に取り組みできるよう協働事業パートナーと作業を進めた。</p> <p>また、ごみダイエットサポーターと協働して、現在、行政回収していない「雑がみ」の排出見込量を試算するなど、新たな資源ごみの行政回収へ向けた検討を行った。</p> <p>公共下水道本町南部処理分区他3処理分区について供用を開始するなど、事業計画に基づいた生活排水処理施設の整備を行った。</p>
成果	<p>家庭系ごみ1人1日当たりの排出量は、前年度より、微増し716グラムとなり、事業系ごみは、料金改定後、一時的に減少したが、前年度比で11グラム増の273グラムとなり増加に転じている。また、リサイクル率については、紙類は、店頭回収の普及により約100トンの減少、コンポストは、刈り草コンポスト化センターの民間移譲に向けた環境整備工事の施工に伴い、堆肥化処理を休止したことで、約380トンの減少となり、リサイクル率の低下に繋がった。しかし、一方では、市民、市民団体と協働して、ごみ減量化、リサイクルの推進に向け取り組む機会を設けることができた。</p> <p>また、生活排水処理については、本町南部処理分区他3処理分区の供用開始や農業集落排水区地域内における接続などにより、生活排水処理率82.5%と前年度比で2.1ポイント上昇した。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>ごみ減量化の啓発を行うとともに、市民・市民団体と協働し、ごみ減量化、リサイクルの推進に取り組む機会を設けることはできたが、目標達成に進展させることはできなかった。</p> <p>生活排水処理率は、毎年上昇しており、本年度も昨年度比で2.1ポイント上昇し、生活排水処理対策の推進に寄与できた。</p>

反省点・課題	<p>新たなごみ減量施策や資源ごみの行政回収について検討する必要がある。</p> <p>生活排水処理については、経済的、効率的な処理方式を選択し、生活排水処理施設の整備を進める必要がある。</p>
--------	--

今後の方向性	<p>「雑がみ」等、新たな資源ごみとして行政回収するための取組みを進め、「食品ロスの削減」、事業者に向けたごみ減量化、資源化の啓発を積極的に行う。</p> <p>生活排水処理施設整備を計画的、効率的に進め、整備された地域において、下水道への接続率の向上を目指す。</p>
--------	---

亀山市地球温暖化防止対策実行計画【区域施策編】に関する実績等報告書 (平成29年度)

(生活文化部 環境課)

■計画の基本情報

計画期間	H 26 ～ H 32 年度														
位置付け	<p>本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地域の自然的社会的条件に応じて、市域の温室効果ガスを削減するために定めるものであり、また、亀山市第2次総合計画前期基本計画との関連は、基本施策「1.快適さを支える生活基盤の向上(7)低炭素・循環型社会の構築」と深くかかわり、市民・事業者・行政等がそれぞれの立場で低炭素社会の形成に向け、省エネルギー・省資源などの取り組みを通じ、また、再生可能エネルギーの有効活用の啓発を行い、地球温暖化防止対策を推進するためのものである。</p>														
目的・概要	<p>計画の目的は、地域の自然的社会的条件に応じ、各主体(市民・事業者・市)における施策を推進し、市域から排出する二酸化炭素を削減させるものである。</p> <p>計画の概要は、環境基本計画の理念の下、地球温暖化防止対策に関する各主体の具体的な行動を示し、「二酸化炭素排出抑制」「新エネルギーの導入」「森林・緑化の推進」「環境教育の推進」を推進するものである。</p>														
計画の骨格	<div style="display: flex; flex-direction: column;"> <div style="margin-bottom: 10px;"> <p>1 二酸化炭素排出抑制</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; border: 1px solid black; padding: 5px;">I 市民：省エネ行動</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 省エネ行動定着の仕組みをつくります 省エネ行動促進の支援を行います 市民参加の取り組みを企画し実施します 省エネ行動取り組みの情報提供をします </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">II 市民省資源活動</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> リフーズ (Refuse) でごみを減量します リデュース (Reduce) でごみを減量します リユース (Reuse) でごみを減量します リサイクル (Recycle) でごみを減量します 省資源活動の支援・情報提供を行います </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">III 事業者省エネ行動 省資源活動</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 省エネ行動の取り組みを支援します 省エネ行動取り組みの情報提供をします </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">IV 公共交通機関等の利用</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> JRの利用を促進します バスの効率的・効果的な運行を行います クリーンエネルギー自動車を利用しやすいインフラを整備します 自動車等の使用を抑制します </td> </tr> </table> </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> <p>2 新エネルギー・再生可能エネルギーの導入</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; border: 1px solid black; padding: 5px;"></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電の導入を促進します 地域資源として存在する再生可能エネルギーに関して調査・研究し、利用に向けて検討します クリーンエネルギー自動車の普及率を高めます。 新エネルギー・再生可能エネルギーの情報提供及び支援を行います。 </td> </tr> </table> </div> <div style="margin-bottom: 10px;"> <p>3 森林整備・緑化の推進 (吸収減対策)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; border: 1px solid black; padding: 5px;"></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 亀山市森林整備計画に基づき、森林整備を計画的に推進します。 緑あふれる美しいまちづくりを推進します。 </td> </tr> </table> </div> <div> <p>4 環境教育の推進</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; border: 1px solid black; padding: 5px;"></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 講座や講演会等の開催により、誰もが環境や温暖化防止について学べる機会を提供します。 身近な自然を活用した体験学習や自然観察会などを促進します。 環境に関する学習、啓発、奉仕体験活動を実施します。 地球規模の環境問題に関する情報提供に努め、地球環境の悪化を防止する意識の向上を図ります。 </td> </tr> </table> </div> </div>	I 市民：省エネ行動	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ行動定着の仕組みをつくります 省エネ行動促進の支援を行います 市民参加の取り組みを企画し実施します 省エネ行動取り組みの情報提供をします 	II 市民省資源活動	<ul style="list-style-type: none"> リフーズ (Refuse) でごみを減量します リデュース (Reduce) でごみを減量します リユース (Reuse) でごみを減量します リサイクル (Recycle) でごみを減量します 省資源活動の支援・情報提供を行います 	III 事業者省エネ行動 省資源活動	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ行動の取り組みを支援します 省エネ行動取り組みの情報提供をします 	IV 公共交通機関等の利用	<ul style="list-style-type: none"> JRの利用を促進します バスの効率的・効果的な運行を行います クリーンエネルギー自動車を利用しやすいインフラを整備します 自動車等の使用を抑制します 		<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電の導入を促進します 地域資源として存在する再生可能エネルギーに関して調査・研究し、利用に向けて検討します クリーンエネルギー自動車の普及率を高めます。 新エネルギー・再生可能エネルギーの情報提供及び支援を行います。 		<ul style="list-style-type: none"> 亀山市森林整備計画に基づき、森林整備を計画的に推進します。 緑あふれる美しいまちづくりを推進します。 		<ul style="list-style-type: none"> 講座や講演会等の開催により、誰もが環境や温暖化防止について学べる機会を提供します。 身近な自然を活用した体験学習や自然観察会などを促進します。 環境に関する学習、啓発、奉仕体験活動を実施します。 地球規模の環境問題に関する情報提供に努め、地球環境の悪化を防止する意識の向上を図ります。
I 市民：省エネ行動	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ行動定着の仕組みをつくります 省エネ行動促進の支援を行います 市民参加の取り組みを企画し実施します 省エネ行動取り組みの情報提供をします 														
II 市民省資源活動	<ul style="list-style-type: none"> リフーズ (Refuse) でごみを減量します リデュース (Reduce) でごみを減量します リユース (Reuse) でごみを減量します リサイクル (Recycle) でごみを減量します 省資源活動の支援・情報提供を行います 														
III 事業者省エネ行動 省資源活動	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ行動の取り組みを支援します 省エネ行動取り組みの情報提供をします 														
IV 公共交通機関等の利用	<ul style="list-style-type: none"> JRの利用を促進します バスの効率的・効果的な運行を行います クリーンエネルギー自動車を利用しやすいインフラを整備します 自動車等の使用を抑制します 														
	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電の導入を促進します 地域資源として存在する再生可能エネルギーに関して調査・研究し、利用に向けて検討します クリーンエネルギー自動車の普及率を高めます。 新エネルギー・再生可能エネルギーの情報提供及び支援を行います。 														
	<ul style="list-style-type: none"> 亀山市森林整備計画に基づき、森林整備を計画的に推進します。 緑あふれる美しいまちづくりを推進します。 														
	<ul style="list-style-type: none"> 講座や講演会等の開催により、誰もが環境や温暖化防止について学べる機会を提供します。 身近な自然を活用した体験学習や自然観察会などを促進します。 環境に関する学習、啓発、奉仕体験活動を実施します。 地球規模の環境問題に関する情報提供に努め、地球環境の悪化を防止する意識の向上を図ります。 														

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	目標値	実績値 (H29)
1	別紙のとおり				
2					
3					
4					
5					

■ 計画の実績等

取組実績	平成29年度に亀山市環境基本計画及び地球温暖化防止対策実行計画【区域施策編】進捗確認のための市民アンケートを実施するとともに、亀山市総合環境研究センターへ環境活動ポイント制度(AKP)等の検証及び今後の方向性について調査研究を委託した。
成果	市民アンケートを実施し、その結果、市民の省エネ行動の実施率が54.2%だったのに対して、AKPに参加した世帯の省エネ行動の実施率が74.5%と向上していたことが判明し、AKPが市民の地球温暖化防止の意識醸成に寄与しているものと推測できる。
総合計画推進への寄与度	市民・行政等がそれぞれの立場で、低炭素社会の形成に向け省エネルギー・省資源行動などの取り組みが行われるよう地球温暖化防止対策を推進することが出来き、このことにより、環境負荷の少ない社会の形成に寄与することが出来た。



反省点・課題	AKP実施の有効性が確認されたが、参加世帯数に限度があり、また、継続して参加する世帯も多くみられることから、より多くの市民に対して地球温暖化防止の意識醸成を図る必要がある。
--------	--



今後の方向性	新たなAKPを実施するにあたり、AKPに取り組んだことの無い世帯に取り組んでいただけよう街頭啓発を実施するなど積極的な広報活動を行い、より多くの市民に対して地球温暖化防止の意識醸成を図っていく。
--------	---

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	目標値	実績値 (H29)	
二酸化炭素総排出量(基準年H20年度)		千t- CO ₂	2,011	1,755	-	
各削減項目に基づく目標値						
No.	項目	単位	削減見込み量	削減行動目標 値(H32年度)		
1	事業者:国及び県の施策実施による削減	千t- CO ₂	121.9	産業部門: 1% 民生業務: 0.14%	-	
2	市民:省エネ行動による削減	千t- CO ₂	2.7	実施率:71%	54.2%	
3	市民:省資源活動による削減	千t- CO ₂	0.2	実施率: 100%	97.6%	
4	市民:省エネ機器買換えによる削減	千t- CO ₂	3.5	買換え率: 76%	35.6%	
5	市民: 新 よ る エ ネ ル 減 ギ ー 導 入 に	太陽熱温水器	千t- CO ₂	1.7	導入率: 12.7%	6.7%
		太陽光発電	千t- CO ₂	2.8	導入率: 17.5%	11.8%
		コージェネレーション	千t- CO ₂	0.2	導入率:7.2%	2.9%
		ヒートポンプ式給湯器	千t- CO ₂	0.3	導入率: 13.6%	10.8%
		潜熱回収型給湯器	千t- CO ₂	0.1	導入率:5.5%	1.3%
		クリーンエネルギー自動車	千t- CO ₂	4.3	導入率: 53.4%	28.7%
6	国施策による自動車燃費改善による削減	千t- CO ₂	19.5	乗用車13%、 貨物車6%	-	
7	ごみ処理量減量	千t- CO ₂	0.4	発生量16.8千 t/年以下	19.4千t	
8	間伐面積(森林吸収)	千t- CO ₂	11.3	間伐面積 1,974ha(7年 間累計)	742.55ha	
削減見込み量合計		千t- CO ₂	168.9	-	-	

亀山市歴史的風致維持向上計画に関する実績等報告書(平成29年度)

(生活文化部 文化スポーツ課)

■計画の基本情報

計画期間	H 20 ～ H 32 年度
位置付け	亀山市の歴史及び伝統を反映した市街地の環境を維持し、その向上を図るため、地域の歴史・文化遺産を総合的に把握し、これらを重点的かつ一体的に保存整備を図るための基本計画である。
目的・概要	亀山市における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地が一体となって形成してきた良好な市街地の環境の維持及び向上を図る。
計画の骨格	<p>はじめに</p> <p>(1)計画策定の背景と目的</p> <p>(2)計画の位置付けと策定の流れ</p> <p>(3)計画策定の経緯</p> <p>1 亀山市の歴史的背景</p> <p>(1)亀山市の自然及び社会的環境</p> <p>(2)歴史的背景</p> <p>2. 亀山市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針</p> <p>(1)指定等文化財の分布状況</p> <p>(2)指定等以外の文化財の分布状況</p> <p>(3)把握できる関連文化財群</p> <p>(4)亀山市の維持向上すべき歴史的風致</p> <p>(5)歴史的風致の維持及び向上に関するこれまでの取り組み</p> <p>(6)亀山市の歴史的風致の維持及び向上に関する課題</p> <p>(7)上位・関連計画における歴史的風致の維持及び向上に関する位置付け</p> <p>(8)亀山市の歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針</p> <p>(9)計画実現のための体制</p> <p>3. 重点区域の位置及び区域</p> <p>(1)重点区域設定の考え方</p> <p>(2)重点区域の位置及び区域</p> <p>(3)重点区域の景観形成に関する施策による保護</p> <p>4. 歴史的風致の維持及び向上のために必要な事項</p> <p>イ. 文化財の保存及び活用に関する事項</p> <p>(1)文化財の保存・活用の現況と今後の方針</p> <p>(2)文化財の保存及び活用に関する体制</p> <p>(3)重点区域における具体的な計画</p> <p>ロ. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項</p> <p>(1)歴史的風致維持向上施設となりつつ施設の整備又は管理に関する基本的な考え方</p> <p>(2)歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項</p> <p>(3)歴史的風致の維持向上に資するソフト事業</p> <p>5. 歴史的風致形成建造物の指定の方針</p> <p>(1)歴史的風致形成建造物の指定における基本的な考え方</p> <p>(2)歴史的風致形成建造物の指定の方針</p> <p>6. 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項</p> <p>参考資料</p>

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	目標値	実績値 (H29)
1	なし				
2					
3					
4					
5					

■ 計画の実績等

取組実績	<p>関の山車会館整備事業を継続して実施した。また歴史的風致形成建造物修理事業として福泉寺楼門の修理を実施した。歴史文化資産の調査研究の充実と条例に基づく指定の促進として、宗徳寺の石造三重塔が三重県指定文化財として指定された。また埋蔵文化財の保護を適切に行い、鈴鹿関跡の学術調査を進めた。関宿スケッチコンクールや、太岡寺畷の植樹など、市民・地域の参画による文化財を核としたまちづくりを推進した。さらにイベントとして、東海道関宿まつりや、亀山市納涼大会を実施し、玉屋では宿泊体験を行った。</p>
成果	<p>歴史まちづくり事業において修理した歴史的建造物を積極的に活用しており、その事例が新聞等で報道された。また亀山城多門櫓を軸とし、亀山城周辺の施設等の面的な整備を行ったことにより、公開施設の回遊性が向上し、来場者数の増加につながった。またまちなみ保存に対する住民意識が向上し、観光地としての魅力が高まりつつある。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>文化財公開施設数の増につながるよう、山車会館の整備など計画を着実に進めているところである。 東海道を基軸とした歴史的風致については着実に維持向上が図られている。</p>



反省点・課題	<p>山車会館整備事業については不測の事態により工期の延長が生じ、明許繰越となった。 計画に設置したルートの核となる施設整備等については着実に進捗しているが、計画範囲外の文化財についても市域に波及効果を広げていく必要がある。</p>
--------	--



今後の方向性	<p>事業を着実に推進していく必要がある。また2期計画の策定を見越し、市民・地域との連携を進め、計画の充実を図っていく。</p>
--------	--

第2次亀山市地域福祉計画に関する実績等報告書(平成29年度)

(健康福祉部 地域福祉課)

■計画の基本情報

計画期間	H 29 ~ H 33 年度
位置付け	本計画は、地域福祉法107条に基づく市町村計画であり、本市の最上位計画である第2次亀山市総合計画に即したものである。あわせて、福祉分野におけるマスタープランとして、高齢者福祉、障がい者福祉、子ども・子育て支援、健康・医療の各種計画と整合しつつ、地域福祉活動計画(亀山市社会福祉協議会)と連携しながら福祉施策を総合的に推進するものであるとともに、地域防災計画や生涯学習計画など、他分野の計画との連携・整合を図るものである。
目的・概要	本市における従来からの市民と地域の持つ力を生かした地域福祉のネットワークを強化するとともに、ともに支え合う「共助」の機能を高めつつ、さらに、多様な人びとが心身ともに健やかな日々を過ごせる「共生」の地域社会を構築し、「ふだんの、暮らしの、しあわせ」のまち「かめやま」の実現を目指すものである。
計画の骨格	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 15%;"> <p>将来都市像</p> </div> <div style="width: 15%;"> <p>基本理念</p> </div> <div style="width: 40%;"> <p>基本目標</p> </div> <div style="width: 25%;"> <p>施策の方向</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 15%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>歴史・ひと・自然が心地よい 緑の健都 かめやま</p> </div> <div style="width: 15%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ともに支え合い ともに暮らせる ⑤ ④ ①のまち</p> </div> <div style="width: 40%;"> <p>1 地域福祉を支える人材の育成と自立支援の推進</p> <p>2 地域の連携で安心を生み出す環境づくり</p> <p>3 身近な地域での助け合い・支え合い活動の促進</p> </div> <div style="width: 25%;"> <p>(1)福祉意識の向上</p> <p>(2)担い手の育成</p> <p>(3)権利擁護の充実</p> <p>(4)生活困窮者対策の推進</p> <p>(1)情報提供の充実</p> <p>(2)福祉サービスの向上と相談体制の充実</p> <p>(3)地域福祉・ボランティア活動の推進</p> <p>(4)地域の防災対策の充実</p> <p>(5)関係機関の連携強化</p> <p>(1)地域活動の充実</p> <p>(2)健康づくり・生きがいづくり</p> <p>(3)助け合い・支え合い活動の充実</p> </div> </div>

■成果指標

	成果指標名	単位	現状値	目標値	実績値 (H29)
1	別紙のとおり				
2					
3					

■計画の実績等

取組実績	<p>【主な取組実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 亀山市社会福祉協議会と教育委員会とが連携した福祉教育推進事業を実施し、幼保（認定こども園含む）、小中学校、高等学校に福祉体験の場を提供。 ● 豊中市社会福祉協議会の勝部麗子氏(CSW)を講師として迎え、民生委員や地域まちづくり協議会を主な対象とした地域福祉講演会を開催。 ● 相談者の状況に応じた包括的・伴走的な支援として、社会福祉協議会に生活困窮者自立支援事業（新規相談：112件、延べ相談512件）を委託。 ● 総合相談窓口の設置に向けた取組として、地域包括支援センターの運営見直しや、子育て世代包括支援センターの開設に向けた検討の実施。 ● 歩行困難の方等を対象とした福祉移送サービス（登録者数52名、延べ運行回数1,602回）の提供を社会福祉協議会への委託により実施。 ● 支援対策の実効性を高めた避難行動要支援者名簿の再構築。 ● コミュニティスクールや青少年育成市民会議による愛の運動（41団体、1,351人）を実施。
成果	<p>共生社会の実現に向けた福祉に関する啓発等により、福祉意識の向上と地域福祉の担い手の育成に取り組んだ。成年後見制度の利用を促進するため、市の関係する計画への取組の位置付けや生活困窮者対策の推進等により、地域福祉を支える人材の育成と自立に向けた支援を進めた。</p> <p>避難行動要支援者名簿の再構築や、地域における助け合い・支え合いを支援するコミュニティソーシャルワークの体制づくりに向け、国の地域力強化推進事業を活用した地域福祉力強化推進事業として事業化し、地域の連携で安心を生み出す環境づくりを進めた。</p> <p>また、地区コミュニティセンターの整備・充実や、愛の運動により地域活動の充実を図った。健康で生きがいを感じることができる活動の支援や、ボランティア・サロン活動の活発化や支援が必要な人への声かけ活動・見守り活動などにより、地域での助け合い・支え合いの風土を高めることに寄与した。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>市民と福祉関係者への情報提供の方法を工夫するなど、地域福祉を支える人と組織の育成や、社会福祉協議会と連携した地域福祉活動を展開し、安心して福祉サービスを利用できる環境づくりにつながる取組を進めた。</p> <p>また、民生委員や福祉委員等の地域福祉の担い手の育成や、地域まちづくり協議会等の地域資源の活用方法の検討を進め、地域での助け合い・支え合いのしくみの一つとして、地域福祉力強化推進事業の予算措置を行った。</p> <p>さらに、生活困窮者自立支援事業等により、低所得者への支援と自立に向けた支援を推進するなど、総合計画における各取組を展開した。</p>
反省点・課題	<p>本計画は、平成29年11月から本格的に展開しており、現時点の課題は特化した内容となる。福祉ニーズは多様化・複雑化しており、例えば、ごみ屋敷等の「制度の狭間」の課題は、単独での相談機関では十分な対応ができていないのが現状である。これらは、保健・医療分野をはじめとした専門職や関係機関などの協力のもと、困難な課題の解決を図れるよう、多機関の協働による包括的な支援体制の構築に向けた検討が必要である。</p>
今後の方向性	<p>平成30年度から本格的に取り組む地域福祉力強化推進事業において、地域における支え合い・支え合い活動の支援や個別ケースの支援、しくみづくりを社会福祉協議会への委託により全市展開していく中で、出てくるのが想定される困難な課題を解決につなげる体制づくりについて、先進地の事例を参考しつつ、国の補助金を活用した体制整備の検討を進めていく。</p>

数値目標の進捗管理

【基本目標1】地域福祉を支える人材の育成と自立支援の推進

項目	現状値	H29 年度	目標値 (H33 年度)	備考 (現状の根拠)
地域活動での役割を何か担っている人の割合	17.2%	—	35%	平成27年度_第2次総合計画市民アンケート調査
住民がお互いに助け合えるまちづくりの満足度	47.6%	—	55%	平成28年度_第2次地域福祉計画市民アンケート調査
市ボランティアセンター登録者数及びボランティア数(地域の担い手含む)	751人	697人	900人	

【基本目標2】地域の連携で安心を生み出す環境づくり

項目	現状値	H29 年度	目標値 (H33 年度)	備考 (現状の根拠)
福祉サービスに関する情報提供の満足度	46.1%	—	50%	平成28年度_第2次地域福祉計画市民アンケート調査
気軽に相談できる人・場の充実の満足度	39.7%	—	45%	
ふれあい・いきいきサロン活動、子育てサロン及びコミュニティサロンの設置団体数	60団体	96団体	110団体	
ちょっとした困りごと相談ができる場所の数	—	0	10箇所	地域まちづくり協議会

【基本目標3】身近な地域での助け合い・支え合い活動の促進

項目	現状値	H29 年度	目標値 (H33 年度)	備考 (現状の根拠)
隣近所の方とあいさつをしている人の割合	69.1%	—	90%	平成28年度_第2次地域福祉計画市民アンケート調査
悩みや不安、困ったことがあるときに相談しない人の割合	6.1%	—	5%	
地域活動に参加しない人の割合	30.6%	—	25%	

※アンケート結果をもとにした目標の評価は、前期基本計画の最終年度に実施します。

1 地域福祉を支える人材の育成と自立支援の推進

(1) 福祉意識の向上

5年後のあるべき姿	「共生社会の実現」に向けた意識が高くなり、誰もが福祉を「我が事」と認識して具体的な行動が展開されています。	
行政と社協の役割	高齢者や障がい者、外国人など、さまざまな住民が、互いに理解し合っ て暮らしていく「共生社会の実現」に向けた啓発を行います。	
取組内容	①	「共生社会」や「心のバリアフリー」といった地域福祉の理念について、 さまざまな機会をとらえて普及・啓発を行います。
	②	地域における福祉講演会、小中学校における福祉教育・福祉体験など、 地域の特性に合わせて地域福祉を学ぶ機会づくりを教育委員会と連携し ながら進めます。
	③	地域の一員として果たすべき「コミュニティサービス」の考え方につい て、普及を図ります。
	④	障がいの有無や国籍などの違いを越えた、市民交流・ふれあいの機会を 提供します。
実績(平成29年度)	<p>共生社会や心のバリアフリーといった地域福祉の理念など、共生社会 の実現に向けた意識の高まりは、あいあい祭り(10月)やヒューマンフェ スタ in 亀山(12月)などの開催により啓発に取り組んだものの、計画初 年度であるため動きが少なかったと捉えています。</p> <p>一方、福祉教育は、社会福祉協議会が主体となり、教育委員会と連携 した福祉教育推進事業を実施し、保育所(13園)・幼稚園(5園)、認定こ ども園(1園)、小学校(11校)、中学校(3校)、高等学校(2校)に福祉体験 の場を提供しました。</p> <p>また、豊中市社会福祉協議会の勝部麗子氏を講師として招いた地域福 祉講演会を開催(平成30年3月10日)し、地域まちづくり協議会や民生 委員・児童委員、福祉委員などに対する福祉意識の向上に寄与しました。</p>	

(2) 担い手の育成

5年後のあるべき姿	「地域共生社会」の実現に向けて、誰もがそれぞれにできることを担っ ています。	
行政と社協の役割	地域まちづくり協議会を単位として、住民相互に支え合うしくみを構築で きるよう促し、支援を行います。	
取組内容	①	民生委員・児童委員や、福祉委員をはじめとする、地区レベルでの地域福 祉の中核を担う人材の確保・育成と、スキルアップのための研修の充実を 図ります。
	②	ボランティア講座の開催とともに、亀山高等学校や徳風高等学校、近隣の 大学と連携しながらボランティアの機会をつくるなど、将来にわたって地 域福祉を実践する人材の育成を進めます。
	③	市民の健康づくりや地域で介護予防活動に取り組むリーダーや推進組織 の育成・支援を行い、地域住民が主体となる介護予防活動の展開を促しま す。
実績(平成29年度)	<p>健康づくり応援隊養成講座を終了した団体(延べ6回、108人)に対して、 ウォーキングや転倒予防、認知症予防など、健康づくりや地域における介 護予防活動の支援を行った。社会福祉協議会が主体となり、亀山高等学 校及び徳風高等学校に対し、ボランティア等の福祉教育を行いました。</p> <p>また、社会福祉協議会と長寿健康づくり室とが連携した高齢者を対象と したふれあいいきいきサロン(80箇所)の開催などにより、住民相互に支 え合うしくみの構築に向けた基盤づくりを進めました。</p>	

(3) 権利擁護の充実

5年後のあるべき姿	判断能力が低下した人などの権利が尊重され、自分らしく生活できる支援が充実しています。
行政と社協の役割	人権尊重等の権利擁護に関する制度の周知を行うとともに、制度利用のための体制の確立をめざします。
取組内容	① 判断能力の低下した人や障がいのある人に限らず、社会的立場が弱い人への差別や虐待を防ぎ、すべての人の人権が守られるよう、地域における啓発活動とともに、人権相談等、相談体制の充実を図ります。
	② 判断能力が低下した人等に対し、日常生活自立支援事業による生活支援の充実を図ります。
	③ 国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえながら、亀山市高齢者福祉計画（平成30～32年度）及び第2次亀山市障がい者福祉計画を推進し、成年後見制度の利用の促進に取り組むとともに、社会福祉協議会による法人後見等の可能性についても協議していきます。
	④ 児童や弱い立場の人の人権を守り、児童虐待及びDV（ドメスティック・バイオレンス）の発生予防や早期発見・早期対応（親・子どもの悩み等）が図れるよう、分かりやすい相談窓口を位置づけるとともに、地域や関係機関などとの連携を強化します。
	⑤ 障がいを理由とする差別の解消を推進するため、弁護士等の法曹をはじめ、障がい者団体や相談支援事業者など、地域のさまざまな団体機関が、情報共有や協議をすることができる体制を整備します。
実績（平成29年度）	人権相談事業（よろず人権相談：36回）や高齢者・障がい者虐待防止対策代表者会議の実施のほか、国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、成年後見制度の利用を促進できるよう、亀山市高齢者福祉計画・第2次亀山市障がい者福祉計画に具体的な取組を位置付け、判断能力が低下した人などの権利が尊重され、自分らしく生活できる支援の充実に向け取り組むことを明確化しました。

(4) 生活困窮者対策の推進

5年後のあるべき姿	公的支援はもとより関係機関との連携や地域住民による支援によって、生活困窮者が支えられています。
行政と社協の役割	社会福祉法人・事業者等、地域の多様な社会資源と連携し、適切な支援ができる体制を整えます。
取組内容	① 貧困の連鎖を防止するため、子どもの貧困の実態把握を行います。
	② 生活困窮につながる可能性のある大人の引きこもりは、地域のつながりを生かして、見守りや声かけ活動などにより早期発見しながら、その実態把握に取り組めます。
	③ 生活困窮者に対する正しい理解を得るため、支援制度に対する啓発活動を行います。
	④ 自立支援相談事業など、生活困窮者等の自立を支援するため、アウトリーチによる相談支援を実施します。
	⑤ 生活困窮者、子どもの貧困や引きこもりに対する自立支援を行うため、家庭・地域・関係機関との連携によって、支援体制の強化を図ります。
実績（平成29年度）	相談者の生活課題を把握・整理し、課題の解決に向け、相談者の状況に応じた包括的・伴走的な支援として、社会福祉協議会に生活困窮者自立支援事業（新規相談112件、延べ相談512件）を委託しました。また、貧困の連鎖の防止に向け、子どもの貧困に関する実態調査を実施するため、国の地域子供の未来応援交付金を活用し、翌年度に調査ができるように事業化しました。

2 地域の連携で安心を生み出す環境づくり

(1) 情報提供の充実

5年後のあるべき姿	「福祉情報」が必要な人に、分かりやすい情報が提供されています。	
行政と社協の役割	必要な人に分かりやすく情報を提供するとともに、特に複数の福祉課題がある住民や福祉関係者に対して、必要な情報の提供を行います。	
取組内容	①	地域福祉・福祉サービスに関する情報を一元化するとともに、「この人に聞けば分かる」、「ここに行けば分かる」など、分かりやすい提供方法を確立します。また、地域社会とのかかわりが薄い人には、個々のニーズに応じた福祉サービスの情報提供に努めます。
	②	民生委員・児童委員や福祉サービス事業者などの福祉関係者に対しては、医療・介護の連携など、より詳細な情報の提供を図ります。
	③	潜在化している地域の福祉課題を掘り起こし、本人や家族、支援者に対して適切な情報を提供できるしくみを検討します。
実績(平成29年度)	支援が必要な人には、市ホームページや市公式フェイスブックを活用し、必要とされる福祉情報の提供に努めました。一方、民生委員・児童委員、福祉委員などの支援者に対しては、地域の福祉課題の解決を担うコミュニティソーシャルワーカーの必要性やその役割の情報提供を目的として、地域福祉講演会を開催(平成30年3月10日)しました。	

(2) 福祉サービスの向上と相談体制の充実

5年後のあるべき姿	多様で複合的な悩みや困りごとに「丸ごと」対応できる相談体制が確立されており、また、市内にある社会福祉法人は、地域とのかかわりが深まっています。	
行政と社協の役割	地域とともに福祉課題を解決するしくみをつくりながら、公的な福祉サービスとともに個別のニーズに応じた地域での福祉サービスが提供できるよう、支援を行います。	
取組内容	①	社会福祉法人による地域における公益的な取組を促し、これらを通じた社会福祉の充実を図ります。
	②	地域福祉・福祉サービスに関するあらゆる相談を受け付けられる総合相談窓口の設置に向けて、相談体制の構築を図ります。
	③	地域における民生委員・児童委員等が、身近な場で相談ごとを受けられる体制をつくるとともに、必要な場合に必要機関につながるしくみづくりを進めます。
	④	地域のニーズや課題をくみ取り、その解決を図るため、地域まちづくり協議会の福祉委員会を単位とした地域福祉課題検討会議が開催できるよう支援します。
実績(平成29年度)	総合相談窓口の設置に向け、地域包括支援センターの運営の見直しや子育て世代包括支援センターの開設に向けた検討を進めました。また、地域まちづくり協議会の福祉委員会を単位とし、多様で複合的な悩みや困りごとに対応できる相談体制の構築に向け、国の地域力強化推進事業を活用し、翌年度から地域福祉力強化推進事業として事業化しました。	

(3) 地域福祉・ボランティア活動の推進

5年後のあるべき姿	住民主体のさまざまな福祉活動が活発化し、住民がボランティアとなって困りごとが解決できる地域づくりが進んでいます。
行政と社協の役割	さまざまな機会や情報の提供に努めるとともに、ボランティアの育成や地域でのボランティア活動の促進を図ります。
取組内容	① 「支える側」として、世代を越えてだれもが活躍できるよう、ボランティア活動の動機付けとなるボランティアポイント制の導入を検討します。
	② 日常生活のちょっとした困りごとに対する支え合いにもつながるしくみづくりを進めます。
	③ 福祉サービス・イベント時における資材の貸出等、地域福祉活動を下支えするサポート体制づくりを進めます。
	④ 地域における住民交流や介護予防、子育て支援につながるサロン活動を支援します。
	⑤ 認知症高齢者や要保護児童などを、家族だけでなく、地域全体で支える支援のしくみを構築します。
実績(平成 29 年度)	歩行困難の方や寝たきり状態の方を対象に福祉移送サービス(登録者数52名、延べ運行回数1,602回)の提供について、社会福祉協議会への委託により実施しました。また、介護予防事業におけるふれあい・いきいきサロンの実施(80箇所)や、小中学校、高等学校をはじめ、福祉委員や医療関係者などを対象とした認知症サポーター養成講座(15回、424人)や認知症カフェ(直営:11回、延べ53人、委託:12回、延べ284人)を実施しました。

(4) 地域の防災対策の充実

5年後のあるべき姿	地域では、「共助」の力で防災の日常化が図られており、災害が起ころうとも地域で住民の安全が確認されています。
行政と社協の役割	密接な連携・協力体制のもと、地域の特性に応じた防災体制の構築を図ります。
取組内容	① 大規模な災害の発生に備え、避難行動要支援者への支援対策の実効性をより高められるよう、支援者名簿を再構築するとともに、自主防災組織、自治会、地域まちづくり協議会などの避難支援者の協力を得ながら、その活用と見直しを図っていきます。
	② 地域の特性に合わせて、民生委員・児童委員、福祉委員などを中心とした、日頃からの安否確認体制の構築を図るとともに、避難行動要支援者一人ひとりに合わせた個別計画の策定に努めます。
	③ 大規模な災害が発生した場合に災害ボランティアによる災害復旧の支援がスムーズに受け入れられるよう、地域の「受援力」を高めます。
実績(平成 29 年度)	災害が起ころうとも地域で住民の安全が確認され、地域における防災の日常化につながるよう、支援対策の実行性を高めた避難行動要支援者名簿を再構築しました。また、市福祉医療対策部と社会福祉協議会が、災害時における災害ボランティアの受入について協議し、亀山市災害ボランティアセンター設置運営マニュアルに基づいた受入を行うものとして、意識を共有しました。

(5) 関係機関の連携強化

5年後のあるべき姿	多職種及び多機関が有機的に連携できる体制が整っています。
行政と社協の役割	地域まちづくり協議会、福祉関係事業者、保健・医療分野の専門職などとの連携を強化し、地域の福祉課題の解決に努めます。
取組内容	① 地域における福祉課題を解決するため、地域を支援するコミュニティソーシャルワーク※ ¹ が全市で行える体制づくりに努めます。
	② 地域が抱える多様な課題に応えるため、ボランティアコーディネーターや生活支援コーディネーターなどの活動を推進し、地域の包括的な支援体制を構築します。
	③ 地域住民だけでは解決が困難な課題については、保健・医療分野をはじめとする専門職や関係機関などの協力のもと、課題の解決を図る体制を整えます。
実績(平成29年度)	生活支援コーディネーター等、多職種・多機関が連携し、地域における福祉課題を解決するため、地域を支援するコミュニティソーシャルワークの体制づくりに向け、国の地域力強化推進事業を活用し、翌年度から地域福祉力強化推進事業として事業化しました。

3 身近な地域での助け合い・支え合い活動の促進

(1) 地域活動の充実

5年後のあるべき姿	地域における集いの場や交流の機会が大切にされ、身近な地域での住民相互のつながりが深まっています。
行政と社協の役割	住民一人ひとりが地域社会の一員として自覚を持ち、地域での活動が広がるよう支援します。
取組内容	① 小地域における福祉活動等を促進するため、地域まちづくり協議会の活動拠点である地区コミュニティセンター等の整備・充実を図ります。
	② 地域で生活する人の相互理解や連帯感を醸成するため、世代を越えて交流する地域行事等の開催を促進します。
	③ 教育委員会と連携して、コミュニティスクール(学校運営協議会)や青少年育成市民会議の「愛の運動(登下校時の見守り活動)」などを活用し、垣根なく誰もが自然に参加する「あいさつ運動」を展開します。
	④ 地域の課題を解決するコミュニティビジネスのしくみづくりを検討します。
実績(平成29年度)	地域まちづくり協議会の活動拠点である地区コミュニティセンターの耐震補強工事、トイレ改修、エアコン設置工事(4箇所)を実施した。また、地域づくり支援室と社会福祉協議会が連携し、福祉委員会が行う交流活動、訪問活動や研修会などについて全22地区で支援を行いました。コミュニティスクールや青少年育成市民会議による「愛の運動(41団体、1,351人)」などを実施し、誰もが自然と参加するあいさつ運動を展開しました。また、コミュニティビジネスのしくみづくりの支援の一つとして、地域まちづくり推進アドバイザー派遣制度において、コミュニティビジネスの専門家を派遣できるよう、しくみづくりの基盤を整えました。

(2) 健康づくり・生きがいづくり

5年後のあるべき姿	生きがいづくりに向けてさまざまな活動が展開され、一人ひとりが、健康でいきいきと地域で暮らしています。
行政と社協の役割	住民どうしがお互いに平等の立場で、支える側、支えられる側に立ち、地域で役割を果たせるよう、健康で生きがいを感じることでできる活動を支援します。
取組内容	① 健康づくり活動が日常生活の中で習慣化し、家庭や地域ぐるみの自主的な健康づくりが生活様式となるよう支援します。
	② 地域において、住民が世代や背景を越えてつながり、生活における楽しみや生きがいを見出す機会となる住民の主体的な活動を支援します。
	③ 高齢者の生きがいづくりや健康増進などを進めるとともに、住民同士の交流や活動の機会を通じて心身ともに健康に暮らせる環境を整えます。
	④ 子どもから高齢者までの学びの成果を生かした世代間交流を通じて、誰もが地域に参画して生きがいを感じられる「居場所づくり」を推進します。
実績(平成 29 年度)	健康増進普及月間(平成 29 年 9 月)を起点としたあいあい運動教室(7 回、延べ 279 人)を実施し、家庭で継続して行える健康体操(ウォーキング、ストレッチ、リズムエアロなど)を実施しました。 中央公民館の出前教室として、スポーツ・健康に関する講座(12 地区、延べ 14 回)を実施した。また、住民の主体的な活動を支援する市民活動支援事業や、誰もが参画して生きがいを感じられる居場所づくりに向け、図書館整備の基本構想の中で「知との出会いその蓄積の場と市民の誰もが集える場の創設」を基本方針として決めました。

(3) 助け合い・支え合い活動の充実

5年後のあるべき姿	隣近所がお互いに助け合っており、さまざまな活動により支え合いが継続されています。
行政と社協の役割	支援を必要とする人を身近な地域で支えることができるよう、助け合い・支え合いの風土を醸成します。
取組内容	① ボランティアやサロン活動を活発化し、居場所づくりにつなげられるよう、社会福祉協議会と連携しながら、従来の活動に音楽療法等を取り入れるなど、活動のノウハウの普及に努めます。
	② 買い物支援や困りごと支援など、近所における助け合いや支え合い活動を活性化させるしくみの構築に向けて支援します。
	③ 支援が必要な人への声かけ活動や見守り活動など、民生委員・児童委員等の地域福祉の担い手の活動を支援します。
実績(平成 29 年度)	社会福祉協議会では、高齢者を対象としたふれあい・いきいきサロン(介護予防普及啓発事業：既存 51 箇所、新規 29 箇所)や子育てサロン(既存 8 箇所)に加え、平成 29 年度、新たに地域住民の誰もが参加できるコミュニティサロン(新規 8 箇所)を事業化し、サロン活動の推進に向け、活動に係る助成を行いました。 地域における助け合い・支え合い活動の促進や地域福祉の担い手の活動の支援に向け、国の地域力強化推進事業を活用し、翌年度から地域福祉力強化推進事業として事業化しました。

亀山市健康・医療推進計画に関する実績等報告書(平成29年度)

(健康福祉部 長寿健康課)

■計画の基本情報

計画期間	H 29 ~ H 34 年度												
位置付け	本計画は、健康増進法第8条第2項に基づく健康増進計画、食育基本法第18条第1項に基づく食育推進計画、自殺対策基本法第13条第2項に基づく自殺対策計画及び地域医療再構築プラン(医療介護総合確保促進法第5条第1項に基づく市町村計画含)の4計画を統合し、策定している。												
目的・概要	市民が住み慣れた地域で、豊かな食生活と健康で充実した暮らしを続けることができる健康文化のまちであるとともに、安心して医療を受けることができるまちを目指すものである。												
計画の骨格	<div style="background-color: #00a651; color: white; padding: 10px; border-radius: 5px;"> 生涯にわたり健康に暮らすことができ、 安心して医療を受けられるまち </div>												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">基本理念</th> <th style="width: 40%;">施策大綱(基本戦略)</th> <th style="width: 50%;">施策の方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">生涯にわたり健康に暮らすことができ、安心して医療を受けられるまち</td> <td style="text-align: center;">1 健康な暮らしの支援</td> <td> ①健康づくりによる健康都市「かめやま」の実現 ②歯と口腔の健康づくりの推進 ③感染症の予防、予防接種の推進 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 疾病予防と早期発見・治療の推進</td> <td> ①健(検)診の推進、生活習慣病予防・介護予防の推進 ②こころの健康づくり(自殺対策) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 地域医療提供体制の整備</td> <td> ①多職種連携による地域包括ケアシステムの強化・充実 ②救急医療提供体制の充実 ③地域医療の確保と医療センターの経営健全化 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 食育の推進</td> <td> ①栄養・食生活の改善 ②次世代に伝える食文化 ③共食の推進 </td> </tr> </tbody> </table>	基本理念	施策大綱(基本戦略)	施策の方向	生涯にわたり健康に暮らすことができ、安心して医療を受けられるまち	1 健康な暮らしの支援	①健康づくりによる健康都市「かめやま」の実現 ②歯と口腔の健康づくりの推進 ③感染症の予防、予防接種の推進	2 疾病予防と早期発見・治療の推進	①健(検)診の推進、生活習慣病予防・介護予防の推進 ②こころの健康づくり(自殺対策)	3 地域医療提供体制の整備	①多職種連携による地域包括ケアシステムの強化・充実 ②救急医療提供体制の充実 ③地域医療の確保と医療センターの経営健全化	4 食育の推進	①栄養・食生活の改善 ②次世代に伝える食文化 ③共食の推進
基本理念	施策大綱(基本戦略)	施策の方向											
生涯にわたり健康に暮らすことができ、安心して医療を受けられるまち	1 健康な暮らしの支援	①健康づくりによる健康都市「かめやま」の実現 ②歯と口腔の健康づくりの推進 ③感染症の予防、予防接種の推進											
	2 疾病予防と早期発見・治療の推進	①健(検)診の推進、生活習慣病予防・介護予防の推進 ②こころの健康づくり(自殺対策)											
	3 地域医療提供体制の整備	①多職種連携による地域包括ケアシステムの強化・充実 ②救急医療提供体制の充実 ③地域医療の確保と医療センターの経営健全化											
	4 食育の推進	①栄養・食生活の改善 ②次世代に伝える食文化 ③共食の推進											
<small>※計画の施策大綱(基本戦略)及び施策の方向のうち、1-①~③、2-①、2-②及び 4-①の一部は健康増進計画、2-②は自殺対策計画の内容に該当します。また、3 は地域医療再構築プランの内容に該当し、4 は食育推進計画の内容に該当します。</small>													

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	目標値	実績値 (H29)
1	別紙のとおり				
2					
3					

■ 計画の実績等

取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり応援隊の支援、スポーツ・運動の推進、トレッキングやウォーキングの広報での推奨、医療カフェの開催などにおいて地域や個人での健康づくり活動を支援した。 ・子どもへの歯科保健指導、高齢者の在宅訪問歯科検診による誤嚥性肺炎の予防、30歳以上の歯周病検診を5歳刻みにするなどすべての年代への口腔ケアを進めた。 ・感染症の予防として、麻しん・風しんの予防接種をはじめ、高い接種率を維持した、また、がん検診や生活習慣病予防については、無料券の発券やプログラムの見直しを行って進めた。 ・産後うつ対策、悩みやこころの問題に対する市の窓口周知、スクールカウンセラーの派遣、認知症カフェや介護者のつどいなど幅広く実施した。 ・多職種連携のためのICTシステム導入、医療センターの院外薬局開設によるジェネリック使用率の向上などの地域医療の推進を図った。 ・地産地消や地場産のイベントにおける提供、食育だよりを活用した児童・家庭への啓発、食生活改善推進協議会の栄養教室開催など非常に多くの食育事業を実施した。
成果	<p>がん検診、特定健診、特定保健指導、歯周病検診の実績値は、横這い又は微減であるが、歯周病検診は5歳刻みとしたことで、受診者が倍増した。また、医療センターは経営改善が進み、医業収支比率が向上した。5年計画の初年度で、全般的に取り組みの効果が指標へ反映されにくいところであるが、幅広い年代層に多種多様な取り組みを展開できたことは成果となった。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>第2次亀山市総合計画、前期基本計画、2. 健康で生きがいを持てる暮らしの充実、(2) 健康づくり・地域医療の充実などの施策の推進に寄与した。</p>

反省点・課題	<p>食育、健康、医療の各分野における行政施策を民間のサービスや地域の取組みと連携して総合的に展開するとともに、幼年期から高年期までのライフステージを通して健康・医療の支援をシームレスに(切れ目なく)提供できるように取り組んでいく必要がある。</p>
--------	---

今後の方向性	<p>地域包括ケアシステムによる地域づくりと調和する健康都市「かめやま」の実現に向け、本計画の取組の充実・強化を進めていく。</p>
--------	--

高齢者福祉計画成果指標及び実績

項目(単位)	担当課名	年度			参考
		現状値 27	実績値 29	目標値 33	
健康づくり応援隊養成講座修了者数(延人)	長寿健康課	99	121	250	
医療カフェ開催回数(回)	病院総務課	1	4	12	
歯周病検診受診率(30・40歳)(%)	長寿健康課	12	10.9	15	平成29年度より5歳刻みの年齢へ変更
MR(麻しん・風しん混合ワクチン)Ⅱ期(%)	長寿健康課	97.4	97.4	現状維持	
がん検診の受診率(%)	長寿健康課	肺がん			総合計画に同じ
		33.2	32.4	35	
		胃がん			
		21.8	22.0	25	
		大腸がん			
		32.9	30.2	35	
特定健診の受診率(%)	市民課	37.1	37.9	65	国保計画に同じ
特定保健指導の実施率(%)	市民課	20.4	16.8	60	国保計画に同じ
訪問看護ステーション数(施設)	地域医療課	5	5	6	
かめやまホームケアネットにおける在宅医療を実施する市内医療機関数(機関数)	地域医療課	9	10	15	目標値は、内科標榜医療機関×0.8設定
かめやまホームケアネット新規利用者(人)	地域医療課	19	13	25	
救急搬送の市内医療機関受入率(%)	消防総務課	50.2	47.26	50以上	総合計画に同じ
医療センター(財務)医業収支比率(%) (医業収益/医業費用)	病院総務課	77.6	82.4	99.8	ビジョンに同じ
学校給食における地場産品を使用する割合 (%)(三重県産+市内産の食材使用割合、食材数ベース)	産業振興課	31.2	29.3	38	目標値は、第3次三重県食育推進計画

健康・医療推進画の推進状況について

1-健康な暮らしの支援

01:健康づくりによる健康都市「かめやま」の実現

取組内容	H29担当室	H30担当課	グループ名	取組に対応する事業	H29実績・成果	H30以降の方向性
○健康づくりに関する情報(健康づくり、喫煙・飲酒対策等)について、各広報媒体を活用し、啓発月間など定期的に機会を捉え、情報提供と意識啓発を図ります。	長寿健康づくり室	長寿健康課	健康づくり高齢者支援G	健康づくりのてびき、健康体操カレンダー・DVDの配布	健康づくりのてびきを作成し、全戸配布を行った。また、希望する団体や市民へ、健康体操カレンダー・DVDを配布した。	H30以降の方向性 健康づくりのてびきの全戸配布を行い、市民へ健康づくりに関する情報の啓発を行う。
	長寿健康づくり室	長寿健康課	高齢者支援G	しゃきしゃき体操OB会、出張介護予防教室、トレーニング室説明会の開催	しゃきしゃき体操OB会は2地区、各2回開催、出張予防教室は6事業所76回開催。トレーニング室説明会は24回開催した。	継続した取り組みに努め、健康づくりの啓発を図る。
	長寿健康づくり室	長寿健康課	健康づくりG	健康づくり、喫煙・飲酒対策等に関する各種広報媒体を活用した情報提供・意識啓発(各部署間の連携)	「健康づくりのてびき」に禁煙・適正飲酒の内容を掲載した。また、「世界禁煙デー」に合わせ、広報で禁煙週間の周知を行った。	引き続き、市民へ健康づくりに関する情報の啓発を行う。
○気軽にスポーツや運動、スポーツ観戦を楽しむことができよう、スポーツ等の開催情報を積極的に発信するとともに、スポーツや運動ができる環境づくりを進めます。	文化スポーツ室	文化スポーツ課	スポーツ推進G	(第2次亀山市スポーツ推進計画に基づく取組) ・ライフステージに応じたスポーツ実施機会の提供	Let'sスポーツわくわくクラブの主催で、ヨガ教室、整体ヨガ教室、健康運動教室が開催された。また、ENJOYスポーツかめ亀クラブの主催で、ヨガ教室(昼・夜の部)が開催された。スポーツ推進委員の協力のもと、ニュースポーツ大会を実施した。	継続した取り組みに努める。
	文化スポーツ室	文化スポーツ課	スポーツ推進G	障がい者のスポーツ参加の推進、女性のスポーツ参加の推進、総合型地域スポーツクラブの育成・支援	亀山市スポーツ推進委員が「県スポーツ推進委員障がい者事業部会」に参加いただき、障がい者との交流等について見識を深めていただいた。広報、文字情報等で、総合型地域スポーツクラブが実施する教室及びイベントの情報提供を行った(広報掲載4回、配布回覧等5回)。また、市HPに、各総合型地域スポーツクラブの教室情報の詳細を掲載した。(更新3回)	継続した取り組みに努める。
	文化スポーツ室	文化スポーツ課	スポーツ推進G	スポーツ情報内容の充実、各種情報媒体を活用した情報発信		継続した取り組みに努める。

文化スポーツ室	文化スポーツ課	スポーツ推進G	身近で安心安全なスポーツや運動の場づくり	壮年ソフトボール大会、女性バレーボール大会、ミニバスケットボール大会、市を含む実行委員会の主催で江戸の道シテイマラソンを開催するとともに、参加者を広報や文字情報、ホームページを中心に募集した。	継続した取り組みに努める。
文化スポーツ室	文化スポーツ課	スポーツ推進G	市民ニーズに応じた運動施設の充実、運動施設の利便性の向上、施設利用の促進、学校運動施設や公園の有効活用	体育の日に合わせて運動施設の無料開放を行い、広報やホームページ等で情報提供を行った。西野公園体育館に空調設備を設置し、施設の充実を図った。	継続した取り組みに努める。
教育研究室	学校教育課	教育支援G	年間計画に沿った体育指導(全ての保育所・幼稚園・小学校に外部講師を派遣した運動・体育活動)	小学校11校に3日間、幼稚園5園に3日間、保育所12か所に3日間ずつ外部講師が授業を行った。	小学校11校に3日間、幼稚園5園に3日間、保育所10か所に3日間ずつ行う予定
長寿健康づくり室	長寿健康課	健康づくりG	健康サブプロジェクト	健康増進月間に合わせ、運動教室を行った。各月テーマを変えて実施し、9月はウォーキングをテーマに行った。	健康サブプロジェクトにて検討していく。
長寿健康づくり室	長寿健康課	健康づくりG	長寿健康づくり応援隊養成講座、健康都市連合日本支部大会への参加	市職員と団体代表者にて、健康都市連合日本支部大会へ参加した。	引き続き、実施していく。
長寿健康づくり室	長寿健康課	高齢者支援G	長寿健康づくり事業の充実への取組(亀山QOL支援モデル事業含む。)	QOLダイヤルについては、22件の相談件数があった。	引き続き、実施していく。
医事管理室	病院総務課	医事G	地域における医療カフェの開催・医療カフェの実施や実施内容の情報提供(広報、CATV、HP)による自主活動につなげる取組	市広報及び院内掲示板への写真等の掲示により、実施内容の情報提供を行い、その結果平成29年度は、合計4回開催し、延参加者数は82人であった。	市広報及び院内掲示板への掲示以外にも、HP等に掲載を行う等、引き続き実施内容の情報提供に努め、自主活動につなげる取組を行う。
○鈴鹿山系の自然や東海道のまちなみなどの地域資源を活用したトレッキング、ウォーキングなど、市民の健康志向を高め、地域の文化となるような健康づくり活動を検討し進めます。	○健康都市連合日本支部大会等へ参加し、専門的な知見や先進的な取組を参考にするとともに、高齢者のQOL(Quality Of Life:生活の質)向上や健康増進を支援する事業者、団体などとの連携を図りながら、健康づくり事業を充実していきます。	○医療職等による地域での講座や学習会などを開催し、市民の医療・健康(生活習慣病予防を含む。)の自主活動につなげる取組を推進します。			

02:歯と口腔の健康づくりの推進

取組内容	H29担当室	H30担当課	グループ名	取組に対応する事業 「健康づくりのてびき」への歯の健康づくりの情報掲載	H29実績・成果 「健康づくりのてびき」に歯の健康づくりについての情報を掲載した。(年1回) 歯つらつ体操ポスターを活用し、歯の健康づくりについての啓発を行った。	H30以降の方向性 引き続き、実施していく。
○口腔清掃や食生活への配慮など自己管理(セルフケア)能力や家庭内管理(ホームケア)が向上するよう、また、かかりつけ歯科医を持って定期的な歯科検診や予防措置を受けるよう啓発していきます。	長寿健康づくり室	長寿健康課	健康づくりG	長寿健康教室(出前トーク、中央公民館講座)で口腔ケアに関するテーマで実施 母子健康手帳配布時における歯の健康づくりや歯科健診の情報提供	母子健康手帳交付時に歯の健康づくりや歯科健診についての情報提供を行った。(母子健康手帳:延べ418件)	引き続き、母子健康手帳交付時に情報提供をしていく。
○また、高齢者の口腔衛生状況を改善する等、口腔ケア対策を推進し、誤嚥性肺炎の予防に努めます。	長寿健康づくり室	長寿健康課	健康づくりG	歯科保健教室(幼児対象)の実施 ⇒2歳児(希望者と1歳6か月児健康診査の対象としての要フォロー者)を対象として、歯科医師の歯科検診と歯科衛生士の歯科相談を実施 在宅訪問歯科健診の実施、口腔機能向上事業(お口の健康教室)	訪問型サービスの依頼がなかった。	サービスの周知に努める。
○亀山歯科医師会との連携のもと、30歳以上の歯周病検診の受診機会の増加を図りながら、特に30歳・40歳の節目の受診率向上に取り組みます。	長寿健康づくり室	教育総務課	高年齢者支援G 施設・保健給食G	歯の衛生週間を利用した保健だよりへの掲載、ポスターの掲示による口腔ケアの情報発信 ⇒歯みがき指導、歯みがきカレンダーの作成、各学校の委員会活動による特色ある実践的な取組の実施 ・歯科検診後の事後処置状況調査の強化(現在の事後調査を1回増やす等)	各学校において、歯の衛生週間において保健だよりやポスターによる口腔ケアに関する情報発信を行った。また、関係機関との連携し、よい歯のコンクールを実施し、歯の健康に関する啓発を行った。	今後も歯の衛生週間を中心とした啓発の取組や情報発信のほか、各学校における取組を継続する。
○亀山歯科医師会との連携のもと、30歳以上の歯周病検診の受診機会の増加を図りながら、特に30歳・40歳の節目の受診率向上に取り組みます。	長寿健康づくり室	長寿健康課	健康づくりG	対象者への個人通知、未受診者に対する受診勧奨の送付 ・未受診者に対する受診勧奨の強化、現在の10歳から5歳単位への対象拡大等	対象者に対して無料券の個人通知を行った。また、未受診者には1月に受診勧奨を送付し受診率向上に努めた。(受診率:11.8%)	対象者へ無料券の個人通知を行うことや未受診者への案内を行い、受診勧奨を行う。
	市民課	市民課	医療年金G	高齢者在宅訪問歯科健診事業	健診受診者6名の口腔状況の改善が図られた。	健診率が目標数値に達成するよう対象者の見直しや歯科医師会等と更に連携していく。

03:感染症の予防、予防接種の推進

取組内容	H29担当室 長寿健康づくり室	H30担当課 長寿健康課	グループ名 健康づくりG	取組に対応する事業 関連施設との連携体制の構築にむけた情報提供方法のマニュアル作成	H29実績・成果 食中毒が発生した時は、関係室に連絡を行った。	H30以降の方向性 関連施設との連携体制の構築にむけた情報提供方法のマニュアル作成に向けた検討を行う。
<p>○予防接種や感染症に関する情報提供方法を整理するとともに、保健所や医療機関などの関係機関や保育所、幼稚園、小・中学校などの関連施設との連携体制を強化します。</p> <p>○風しんの予防接種については、全体的な啓発のほか、成人式や育児相談の際などの機会に接種勧奨を行うとともに、母子健康手帳交付時やパパママ教室などの機会を通して夫や家族等の接種を勧奨していきます。</p>	長寿健康づくり室	長寿健康課	健康づくりG	<p>風しんの予防接種に対する広報等による全体的な啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成人式や育児相談時のチラシや説明による接種勧奨の実施 ・母子健康手帳交付時やパパママ教室などの機会における夫や家族等への接種勧奨 	成人式にチラシを配布、また、育児相談や母子健康手帳交付時など必要時に、風疹についての啓発を行った。(成人式500枚、育児相談延べ521件、母子健康手帳交付418件、パパママ教室29組)	引き続き、成人式や、育児相談、母子健康手帳交付時などに風しんの予防接種について啓発していく。
<p>○任意の予防接種については、亀山医師会との連携のもと、社会全体として一定の接種率を確保できるよう、接種率や感染の傾向などを勘案して全体調整に努めます。</p>	長寿健康づくり室	長寿健康課	健康づくりG	任意予防接種における全体調整の実施(任意接種の接種状況や効果を踏まえ、助成制度の見直し等)	任意予防接種の助成事業等について広報記事にて掲載した。また、健康づくりのてびきに、予防接種についての記事に掲載した。(広報3回、てびき1回)	引き続き、年度初めと助成事業の開始時期にあわせて、広報にて任意予防接種についての啓発を行っていく。

2-疾病予防と早期発見・治療の推進

01:健(検)診の推進、生活習慣病予防・介護予防の推進

取組内容	H29担当室	H30担当課	グループ名	取組に対応する事業	H29実績・成果	H30以降の方向性
○がん検診、特定健康診査、特定保健指導の受診率・実施率向上に取り組みとともに、がんや生活習慣病の予防、介護予防の知識を健康教室等の機会を通じて普及促進します。	保険年金室	市民課	医療年金G	保険・長寿がん検診、特定健康診査・特定保健指導に係る受診率向上にむけた勧奨方法(訪問勧奨等の導入)の見直し	特定健診について、コールセンターを利用した電話勧奨と文書での受診勧奨を行い、受診率が前年度と比較し、0.9ポイント上昇した。(特定健診受診率 37.9%) 健診ミニセミナーを10月以降の集団健診の場に取り入れ、特定保健指導の利用率向上を図った。(特定保健指導利用率:16.8%) かめやま出前トークの中で、生活習慣病予防等のテーマで健康講話を行った。	29年度と同様、電話と文書での勧奨を行う。また、人間ドック(市で実施するものを除く)の受診結果を提供した者に対し、助成を行うことで受診率の向上を図る。 集団検診開始から、健診ミニセミナーを実施し、更なる利用率向上につなげていく。
○生活習慣病予防対策等の保健事業をより全体的かつ効果的に進めるため、協会けんぽ等との連携を検討します。	長寿健康づくり室	長寿健康課	健康づくりG	生活習慣病予防やがん、介護予防に関する各種健康教室の開催	バランスのとれた献立を入れ、健康づくりのための料理講習会4回・地域の料理講習会40回開催した。	様々な場を活用しながら引き続き、実施していく。
○生活習慣病予防対策等の保健事業をより全体的かつ効果的に進めるため、協会けんぽ等との連携を検討します。	長寿健康づくり室	長寿健康課	健康づくりG	生活習慣病予防をテーマとした健康づくりのための料理講習会の開催	協会のけんぽ等と協定(健康づくりを目的とした包括的な内容)を締結し、受診者データの活用(特定健診、がん検診の受診促進、特定健診結果等の分析、保健事業の連携・協働による保健事業の効果的な実施)	引き続き、市民・地区伝達講習会を実施していく。
○糖尿病性腎症の重症化予防をはじめ、亀山医師会や市立医療センターと連携して生活習慣病重症化予防に取り組めます。	医事管理室	病院総務課	栄養G	糖尿病予防教室の開催	集団検診の場を活用し、協会けんぽ被保険者を対象の健診日を設定し実施した。	引き続き年度内に5回開催し、糖尿病の予防につながる取組みを行う。
○糖尿病性腎症の重症化予防をはじめ、亀山医師会や市立医療センターと連携して生活習慣病重症化予防に取り組めます。	保険年金室 長寿健康づくり室	市民課 長寿健康課	医療年金G 健康づくりG	医療センターの糖尿病予防教室を国保調整交付金の対象事業に位置付け支援している。	医療センター内において、合計5回開催し、延参加者数は112人であり、糖尿病の予防に寄与することができた。	引き続き、医療センターの事業を支援していく。

保険年金室	市民課	医療年金G	糖尿病性腎症重症化予防プログラムの取組の検討・導入	平成29年10月に策定された「三重県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を参考に、亀山医師会等と協議を行い、事業実施の検討を行った。	平成29年度における検討を踏まえ、平成30年度から亀山医師会、市立医療センターと連携して重症化予防事業を実施する。
長寿健康づくり室	長寿健康課	健康づくりG	健康増進、薬物乱用防止、禁煙対策、食育などの学習機会の提供	ファミリーエコクッキングを開催し、親子で食育について学ぶ機会を提供した。(年1回)また、広報にて薬物乱用防止についての記事を掲載し、啓発を行った。(年1回)	引き続き、ファミリーエコクッキングの実施や、広報の記事を掲載し、市民に対して情報提供を行っていく。
学校教育室	学校教育課	教育研究G	学校三重県がんの教育総合推進事業等と連動し、学校の実態に際して医療の専門家やがん患者の代表者等の講演や話を直接聞く機会の設置等(がん対策加速化プランから)	中学校の保健体育授業において、教科書を活用して、癌についての学習を進めた。	人権教育や、命の教育等と連携させながら学習を推進していく予定
長寿健康づくり室	長寿健康課	高齢者支援G	介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)による地域の通いの場の提供、認知症予防対策の充実・強化	介護予防教室の実施回数が増えたことに伴い、参加者も大幅に増えた。	引き続き充実した介護予防に取り組みとともに、持続可能な活動にしていく。
			○健康増進、薬物乱用防止、禁煙対策、食育などの学習機会や県の「がんの教育総合支援事業」などを活用し、がんの学習に取り組みます。		
			○介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)により、地域の通いの場の提供を進めるとともに、認知症予防対策を充実・強化します。		

02:こころの健康づくり(自殺対策)

取組内容	H29担当室	H30担当課	グループ名	取組に対応する事業	H29実績・成果	H30以降の方向性
○いのちの教育や職場体験学習・保育体験などを推進するとともに、子育て中の保護者や親子、介護者同士など地域における交流やふれあいの場づくりを支援します。	学校教育室	学校教育課	教育研究G	いのちの教育の推進(※子ども・子育て支援事業計画)	亀山中学校区人権教育研修会で講師を招き、命の教育の研修会を実施した。	各校の人権教育の取り組みの中で推進していく予定
	教育研究室	学校教育課	教育研究G	職場体験学習・保育体験の推進(※子ども・子育て支援事業計画)	6月5日～9日の5日間、市内3中学校の生徒433人が、153事業所で職場体験を実施した。	6月4日～8日の5日間、市内3中学校の生徒434人が、136事業所で職場体験を実施予定
	子ども家庭室	子ども未来課	子育てサポートG	子育て中の保護者への交流の場・親子のふれあいの場の提供(支援センター、ふれあい広場)⇒地域での出前保育(ひろば事業)、コミュニティでのボランティア活動の支援	0歳児の親子を対象とした「ベビーズのつどい」を実施し、合計107組の参加があった。ひろば事業は5カ所、17回を開催し、計70組の親子が参加した。	ベビーズのつどいは、継続して取り組む(計画:年4回)。ひろば事業は、開催場所を見直し実施する。(4カ所計14回開催予定)
	生涯学習室	生涯学習課	社会教育G	地域の人に学習アドバイザーや安全管理員を配置依頼した「放課後子ども教室」の推進	各小学校区(各地域)ごとに「学習アドバイザー」や「安全管理員」にボランティアとして協力していただき実施した。	今後地域の方々に協力をいただき、継続的な活動を実施していく。
	長寿健康づくり室	長寿健康課	高齢者支援G	情報交換や介護に関する学習会を通して、介護者同士が集う場の提供:介護者のつどいの開催	介護者のつどいを4回開催し、介護者の支援を行った。	継続して開催するとともに、参加者が偏らないよう周知方法を工夫する。
	長寿健康づくり室	長寿健康課	高齢者支援G	認知症家族会、元気丸の会、認知症カフェの開催	認知症カフェは2ヶ所で23回開催し、参加は337人であった。	継続して悩みを語りあったり、相談できる場として適切な支援に努める。
○自殺予防週間等でこころの健康づくりや命の大切さに関する情報提供を行うとともに、悩みやこころの問題が相談できる市の窓口を周知します。	長寿健康づくり室	長寿健康課	健康づくりG	こころの健康づくりや命の大切さに関する情報提供(自殺予防週間・月間のこころの健康づくりに関する広報掲載、健康づくりのびぎ、市HPでのメンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」(通年)	健康づくりのびぎや、広報、市HPにて啓発を行った。健康づくりについての記事を掲載した。(てびぎ年1回、広報年2回)また、市HPでメンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」を導入し、こころの健康づくりに関する啓発を行った。(延6,388件)	引き続き、健康づくりのびぎや広報、市HPにて啓発を行っていく。
	長寿健康づくり室	長寿健康課	健康づくりG	悩みやこころの問題に対する市の窓口周知	健康づくりのびぎや、広報、市HPにて、悩みやこころの問題に対する相談先の周知を行った。(てびぎ年1回、広報年2回)	引き続き、健康づくりのびぎや、広報、市HPにて、相談先の周知を行っていく。

<p>○きめ細やかな子どもの観察・相談・支援体制の確立や家庭、地域と連携した取組を推進し、子どもの悩み、思春期の課題、うつやひきこもり、自殺予防など、関係各室・機関が互いに連携を図りながら対応できるように支援体制の強化を図ります。</p>	<p>長寿健康づくり室</p>	<p>長寿健康課</p>	<p>健康づくり</p>	<p>母子健康手帳交付時における啓発(産後うつ)のリーフレット配布</p>	<p>母子健康手帳交付時に産後うつについてのリーフレットを配布して情報提供を行い、本人の体調確認を行った。(母子健康手帳(延べ:418件)</p>	<p>母子健康手帳交付時に産後うつについてのリーフレットを配布して情報提供を行い、本人の体調確認を行った。(母子健康手帳(延べ:418件)</p>	<p>母子健康手帳交付時における啓発(産後うつ)のリーフレット配布</p>	<p>健康づくり</p>	<p>引き続き、母子健康手帳交付時にリーフレット等を配付し啓発していく。</p>
	<p>長寿健康づくり室</p>	<p>長寿健康課</p>	<p>健康づくり</p>	<p>新生児訪問における啓発(エジンバラ産後うつ質問票により、産後のこころの状態の確認を行い、支援が必要なケースは、継続訪問や電話の継続支援につなげる。)</p>	<p>新生児訪問で、エジンバラ産後うつ質問票を使い、産婦のこころの状態について確認し、支援が必要なケースについては、継続訪問や電話等の継続支援につなげた。(新生児訪問:45件)</p>	<p>新生児訪問で、エジンバラ産後うつ質問票を使い、産婦のこころの状態について確認し、支援が必要なケースについては、継続訪問や電話等の継続支援につなげた。(新生児訪問:45件)</p>	<p>新生児訪問における啓発(エジンバラ産後うつ)のリーフレット配布</p>	<p>健康づくり</p>	<p>平成30年度から産婦健診が実施となり、健診にてエジンバラ産後うつ質問票も行うため、これまでより早期に、支援が必要なケースを把握し、継続支援を行っていく。</p>
	<p>長寿健康づくり室</p>	<p>長寿健康課</p>	<p>健康づくり</p>	<p>関係各室・機関との円滑な連携を図り、対応できる体制図・フローの作成</p>	<p>関係各室・機関との円滑な連携を図った。</p>	<p>関係各室・機関との円滑な連携を図った。</p>	<p>関係各室・機関との円滑な連携を図り、対応できる体制図・フローの作成</p>	<p>健康づくり</p>	<p>引き続き、関係各室・機関との円滑な連携を図っていく。</p>
	<p>長寿健康づくり室</p>	<p>長寿健康課</p>	<p>健康づくり</p>	<p>三重県ひきこもり地域支援センター等の周知</p>	<p>三重県ひきこもり地域支援センター等の周知</p>	<p>三重県ひきこもり地域支援センター等の周知</p>	<p>三重県ひきこもり地域支援センター等の周知</p>	<p>健康づくり</p>	<p>引き続き、周知していく。</p>
	<p>地域福祉室</p>	<p>地域福祉課</p>	<p>障がい者支援</p>	<p>障害者総合相談支援センターでの相談(身体、知的、精神に関する相談を電話、来所、訪問の実施)</p>	<p>障害者総合相談支援センターあいででの相談件数は3,348件で、相談内容に応じた必要な情報や助言等による支援を行った。</p>	<p>障害者総合相談支援センターあいででの相談件数は3,348件で、相談内容に応じた必要な情報や助言等による支援を行った。</p>	<p>障害者総合相談支援センターでの相談(身体、知的、精神に関する相談を電話、来所、訪問の実施)</p>	<p>障がい者支援</p>	<p>相談内容が複雑なものや困難なケースが多くなってきていることから、相談員の支援の知識や支援力を高めるため研修や事例検討を行い、基幹相談センターの機能強化に努める。</p>
	<p>子ども家庭室</p>	<p>子ども未来課</p>	<p>子育て支援</p>	<p>思春期の課題に対応した相談体制の充実(※子ども・子育て支援事業計画)</p>	<p>母子保健との健診ワンポイントアドバイス(1歳半 3歳児健診)、子ども総合相談の中で、児相精神科医と連携した医療相談の実施(年間12回)</p>	<p>母子保健との健診ワンポイントアドバイス(1歳半 3歳児健診)、子ども総合相談の中で、児相精神科医と連携した医療相談の実施(年間12回)</p>	<p>思春期の課題に対応した相談体制の充実(※子ども・子育て支援事業計画)</p>	<p>子育て支援</p>	<p>子ども及び保護者の相談支援体制として、(仮称)亀山市家庭支援総合拠点の整備に関する研究を行う。</p>
	<p>子ども支援室</p>	<p>子ども未来課</p>	<p>教育研究</p>	<p>三重県によるスクールカウンセラー(SC)の派遣(市内全小中学校)市内3中学校を拠点校として、中学校区の各小中学校にスクールカウンセラーが巡回し、児童・生徒、保護者へのカウンセリングと教職員の相談業務の実施</p>	<p>市内14校すべての学校にSCを派遣した。3人で年間164日、のべ984時間、計画に沿って巡回し、児童生徒・保護者のカウンセリングを行った。</p>	<p>市内14校すべての学校にSCを派遣した。3人で年間164日、のべ984時間、計画に沿って巡回し、児童生徒・保護者のカウンセリングを行った。</p>	<p>三重県によるスクールカウンセラー(SC)の派遣(市内全小中学校)市内3中学校を拠点校として、中学校区の各小中学校にスクールカウンセラーが巡回し、児童・生徒、保護者へのカウンセリングと教職員の相談業務の実施</p>	<p>教育研究</p>	<p>市内14校すべての学校にSCを派遣予定。3人で年間164日、のべ984時間を予定している。</p>

3-地域医療提供体制の整備

01:多職種連携による地域包括ケアシステムの強化・充実

取組内容	H29担当室	H30担当課	グループ名	取組に対応する事業	H29実績・成果	H30以降の方向性
○在宅医療・介護の連携体制を強化するため、在宅医療を行う在宅医等を24時間365日支援する在宅医療支援薬局の設置や多職種が患者情報を共有できるツールの導入などを進めます。	長寿健康づくり室 医事管理室	長寿健康課 病院総務課	高齢者支援G 医事G	長寿・地医亀山市保険調剤薬局整備事業(在宅医療等に必要薬剤、医療器材等の提供)の実施 地域医療連携システム「三重医療安心ネットワーク:ID-Linkの導入」(医療・介護連携システム含む。)	在宅療養中の患者に対して、必要な薬剤や医療器材の提供を行った。 導入スケジュールに基づき、計画どおりに導入し、運用を開始した。	H30以降の方向性 引き続き、在宅療養に必要な薬剤、医療器材を提供できる体制を維持できるように、関係部署と連携を行う。 各職種に対して、システム説明会、成功事例発表会等を行い、システムの必要性及び利便性を理解してもらうことによりシステムが普及するような啓発等を行う。
○亀山市の在宅医療・介護連携における目指すべき姿を多職種で共有し、在宅医療連携推進協議会と多職種連携会議の進め方の整理を行ってシステムを見直し、地域住民へ積極的にPRして「かめやまホームケアネット」の利用を促進します。	地域医療室 地域医療室	地域医療課 地域医療課	地域医療G 地域医療G	協議会と連携会議の実施内容や回数を見直し等 かめやまホームケアネットの利用促進(マニュアル・パンフレットの見直し等)	推進協議会5回開催、多職種連携会議4回開催し、実施内容及び回数の見直しを図った。 市民講座を開催し、配布パンフレットも見直し、周知を図った。また、ホームケアネットの情報共有ツールのICT化により多職種連携強化に努めた。	前年度同様に開催し、在宅医療介護連携の推進を図っていく。 引き続き、市民や関係職種に積極的なPRを行い、情報共有ツールの効果的な運用を行う。多職種連携の強化を図っていく。

02:救急医療提供体制の充実

取組内容	H29担当室	H30担当課	グループ名	取組に対応する事業	H29実績・成果	H30以降の方向性
○日曜日・休日・夜間時間外の応急診療については、医療センターや亀山医師会の医師と連携・協力体制を継続しながら、小児の応急診療への円滑な対応に努めます。	長寿健康づくり室 医事管理室	長寿健康課 病院総務課	健康づくりG 健康づくりG 医事G	「1次救急・年末年始、夜間時間外応急診療」業務委託の継続 夜間時間外応急診療、運用方法の見直し検討	業務委託契約を締結し、救急医療体制を確保した。 医師会、医療センターと夜間時間外応急診療の運用方法の協議を行い、委託契約(一次救急・年末年始・夜間時間外応急診療)を亀山医師会と一括契約とした。	H30以降の方向性 引き続き、業務委託契約を締結し、救急医療体制を継続していく。 医師会有志の医師による当直を休止し、医療センター当直医師を充実させ対応していく。

○市内の医療機関との連携を強化するとともに、鈴鹿中央総合病院、鈴鹿回生病院等の二次救急医療機関との連携体制について、引き続き維持します。	長寿健康づくり室	長寿健康づくり室	健康づくりG	二次救急医療機関に対する高度医療機器の整備支援	実績なし	医療機関より、支援の要望があれば、関係部署と協議を行い、支援の必要性を判断する。
○「みえ子ども医療ダイヤル（#8000）」など広域的な相談窓口の周知を行うとともに、75歳以上の高齢者や国民健康保険加入者を対象とした電話健康相談の利用を促します。	長寿健康づくり室 保険年金室	長寿健康づくり室 市民課	高齢者支援G 医療年金G	電話健康相談の利用促進に向けたPR（広報等）	75歳の誕生日月に、電話健康相談のチラシを郵送し、事業を周知し、延べ524件の相談があった。 被保険者証の切り替え時に対象世帯にPRパンフレットを郵送し周知した。	継続して着実に事業を周知するとともに、高齢者の相談に対応する。 被保険者証を送付する際、PRパンフレットも同封して対象世帯に周知するとともに、重複・頻回受診者に対しパンフレットを送付して適正受診を呼び掛ける等有効活用を図る。
○消防本部と医療センターの連携強化にむけた検討を進めるとともに、三重県が認定する指導救命士の養成等、救急隊員の知識・技術の向上に取り組みます。	消防総務室	長寿健康づくり室 消防総務課	健康づくりG 消防救急G	みえ子ども医療ダイヤルPR（広報等） （亀山市消防力充実強化プランに基づく取組） ・救急隊員の育成、救急救命士処置拡大への対応、指導救命士の養成 ・救急ワンダーステーション（WS）の運用体制検討	新生児訪問や赤ちゃん訪問時や幼児健診時にチラシを配布しPRを行った。 三重県消防学校指導救命士課程に2名入校した。	引き続き、訪問や健診にて啓発していく。 平成30年度の実技実習を経て、指導救命士として認定される予定である。
○救急需要に適切に対応するため、救急車の適正利用の啓発を継続して行います。	消防総務室	消防総務課	消防救急G	（亀山市消防力充実強化プランに基づく取組） ・救急車適正利用普及啓発事業	部内検討会を設け、より効果的な救急WSの運用方法を検討した。 各種イベントや広報等で救急車適正利用普及啓発を図った。	医療センターと連携し、効果的な救急WS運用に努めます。 緊急度が高い傷病者への対応が遅れないよう、引き続き、適正利用普及啓発に努めます。

03:地域医療の確保と医療センターの経営健全化

<p>取組内容 ○三重大学による亀山地域医療学講座設置の協定を継続し、亀山市及びその周辺地域の住民が健康で安心できる生活を提供する医療保健体制に関する研究・教育を実施します。</p>	<p>H29担当室 長寿健康づくり室</p>	<p>H30担当課 長寿健康課</p>	<p>グループ名 健康づくりG</p>	<p>取組に対応する事業 亀山地域医療学講座の設置協定の継続</p>	<p>H29実績・成果 三重大学に亀山地域医療学講座を設置し、医療センターに医師が派遣され、診療を通じて地域医療の研究・教育が継続して行われたことで、診療体制の充実につなげた。さらに、講座の総合医を中心に、地域に向いて、講話と対話を行う、「医療カフェ」を開催した。</p>	<p>H30以降の方向性 引き続き、講座の医師等と連携し医療カフェなど市独自の魅力的な取組みを実施する。</p>
<p>○医療センターの処方箋を院外処方に移行してジェネリック(後発医薬品)の利用を促進します。</p>	<p>地域医療室 医事管理室</p>	<p>地域医療課 病院総務課</p>	<p>地域医療G 医事G</p>	<p>亀山市保険調剤薬局整備事業 外来患者等の院外処方化によるジェネリック(後発医薬品)の利用促進</p>	<p>平成29年10月開設を目標に、開設業者と打合せを行い、スケジュールに沿って開設 平成29年10月の院外薬局の開設に伴い、ジェネリックの利用率が上がった。(同月以降の院外薬局における利用率:約84%)</p>	<p>薬局運営の継続支援を必要に応じて行う。 ジェネリックの利用率が更に上がるように、周知活動等の取組みを行う。</p>
<p>○医療センターは、県の地域医療構想を踏まえながら、新公立病院改革プラン(平成28年度)を推進し、経営の健全化に取り組めます。</p>	<p>医事管理室</p>	<p>病院総務課</p>	<p>病院総務G</p>	<p>亀山市立医療センターアクションプラン(新公立病院改革プラン含む)の推進</p>	<p>重点的項目である地域包括ケア病床の設置、病院施設の改修等順次実現しているが、経常収支比率の改善等数値目標に達していない項目があった。</p>	<p>訪問看護ステーションの設置等引き続き重点的項目の実現に取り組み、数値目標に達することができなかつた項目については、早期に実現できるように、経営の健全化を目指す。</p>

4-食育の推進
01:栄養、食生活の改善

取組内容	H29担当室	H30担当課	グループ名	取組に対応する事業	H29実績・成果	H30以降の方向性
○母子保健、保育所、幼稚園、小中学校などでの「早寝・早起き・朝ごはん」等の取組を充実させるとともに、食事バランスガイド等の活用や亀山市食生活改善推進協議会による料理講習会等の実施などにより、成人への食育を進めます。	長寿健康づくり室	長寿健康課	健康づくりG	母子健康手帳交付時、幼児健診、育児相談時のパンフレット配布 健康教室において食事バランスガイドを活用し、栄養の大切さについての啓発 健康づくりのてびきに食事バランスガイドを掲載し、健康的な食生活につなげる情報提供 離乳食教室で、離乳食の基本講話や、生後5～8か月児までの離乳食の作り方と試食の実施	母子健康交付時、幼児健診、育児相談時にパンフレットを配付し、啓発を行った。 食生活改善推進員の養成講座である栄養教室を実施し、教室内で食事バランスガイドの活用方法等について周知し、健康づくりのてびきに食事バランスガイドを掲載し、健康的な食生活につなげる情報提供を行った。 離乳食の基本に関する講話とともに、生後5～8か月児までの離乳食の作り方のデモンストラーションと試食を行った。(離乳食教室:年6回(延べ74人))	引き続き、母子健康交付時、幼児健診、育児相談時にパンフレットを配布していく。 出張出前講座などの機会を活用し、より多くの人に啓発を行う。 引き続き、健康的な食生活につなげる情報提供を行う。 引き続き、離乳食教室を実施していく。
	長寿健康づくり室	長寿健康課	健康づくりG	食生活改善推進協議会による市民・地区伝達講習会の実施 ⇒バランスのとれた献立で、健康づくりのための料理講習会、地域の料理講習会を実施。 幼児健診で「早寝・早起き・朝ごはん」のパンフレットを配布	幼児健診にて、「早寝・早起き・朝ごはん」の封筒を配付した。(幼児健診:年24回(延べ910人))	引き続き、市民・地区伝達講習会を実施していく。
	長寿健康づくり室	長寿健康課	健康づくりG	健康教育の実施 ⇒規則正しい食生活がもたらす効果を伝え、生活習慣病予防に関する健康教育の開催 育児相談の中で、生活リズムの相談を個別で受け、必要な情報提供	幼児健診にて、「早寝・早起き・朝ごはん」の封筒を配付した。(幼児健診:年24回(延べ910人)) 育児相談の中で、生活リズムについての相談を受けたり、話の中で生活リズムについて必要な情報提供を行った。(育児相談:年12回(延べ521件))	引き続き、健康教育を実施していく。
	長寿健康づくり室	長寿健康課	健康づくりG			引き続き、育児相談の中で、必要な情報提供をしていく。

長寿健康づくり室	長寿健康課	健康づくりG	出前教室や献血、キラリ市民大学などでの健康相談の実施	出前教室のぼっぼクラブで、「早寝・早起き・朝ごはん」等の生活リズムの大切さについて啓発及び相談を行った。(年2回)	引き続き、出前教室等を通じて、啓発及び相談を行っている。
子ども家庭室	子ども未来課	子ども総務G	食育だより(13園、月1回)による啓発(栄養バランス、朝食の重要性、食育に関する情報提供)	食育だより(13園、月1回)により、栄養バランスや間食の重要性、咀嚼や脱水症などその他食育に関する情報提供を行い、規則正しい食生活の実践のための啓発を行うことができた。	引き続き、情報提供等による啓発活動が必要である。
子ども家庭室	子ども未来課	子育てサポートG	子育て講座の実施(子どもとその保護者) ⇒子育て講座の中で、「生活リズム、運動あそび、栄養相談、育児相談」などによる生活リズムの向上	子育て講座(年50回程度)実施した。栄養相談(年10回)を行い、食の大切さ等を伝えた。また、啓発のポスターを作成し、子育て支援センターに掲示することで周知した。	引き続き子育て講座を開催し、運動、食事、睡眠等の大切さを伝えていく。
学校教育室	教育総務課	施設・保健給食G	食育だより、給食・食育だより、保健だより、保護者参観、懇談会などの場を活用した食育の啓発。また、生涯学習室と連携し、給食・食育だよりによる啓発の実施	給食・食育だより、保健だよりの発行や給食試食会等の場を活用し、啓発を行った。	今後も給食・食育だより、保健だよりの発行や給食試食会等の場を活用し、啓発を継続していく。
生涯学習室	生涯学習課	社会教育G	生涯中央公民館で、こどもの食物アレルギーマスターによる食育講座の実施	今年度は実施を行っていない。	今後も、中央公民館で開催を検討する。公民館事業については、参加者の意向に沿って開催を検討する。
生涯学習室	生涯学習課	社会教育G	生涯朝ごはんバランスシートによる出前講座での周知・啓発	出前講座において、朝ごはんバランスシートの啓発を行った。また、就学時検診でも啓発を行った。	今後も継続して行う。
保健年金室 長寿健康づくり室	市民課 長寿健康課	保健年金G 健康づくりG	特定保健指導対象者に対する運動習慣や食生活の改善に向けた指導プログラムの見直し、既存の発症者に対する重症化予防に向けた食生活改善の取組の実施	委託事業者を変更するとともに、栄養士による特定保健指導プログラムを見直し、行動変容を促した。	今後も継続して行う。
学校教育室	教育総務課	施設・保健給食G	情報収集や先進地視察等、中学校給食についての調査・研究	様々な給食実施方式について調査を行うため、先進地視察を3回実施した。	先進地視察の結果や他市の状況を参考とし、多面的な検討を進めていく。

<p>○介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)により、栄養指導、口腔ケアなどの介護保険サービスを充実させるとともに、民間の配食や買い物支援サービス提供者と連携し、高齢者の地域での食生活を支援します。</p>	<p>長寿健康づくり室</p>	<p>長寿健康課</p>	<p>介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)による栄養指導・口腔ケアなどの介護保険サービスの充実 ・民間の配食や買い物支援サービス提供者と連携した高齢者の地域での食生活の支援</p>	<p>訪問型のサービスB及びCについては実績がなかった。配食サービスについては、登録者数は37人で、年間延べ6,364食のバランスのとれた食事を提供した。</p>	<p>栄養指導や口腔ケア事業については、周知に努め利用率を向上させる。 配食については、継続して調理が困難な人に食事を届けるとともに、安否確認等の支援に努める。</p>
<p>○家庭や飲食店などに対する食品ロス削減(生ごみの再資源化等)につながる効果的な意識啓発や情報提供を検討し実施するとともに、学校等において環境意識を育むための学習に取り組みます。</p>	<p>農政室</p>	<p>産業振興課</p>	<p>廃棄食品ロスの市HPへの掲載、廃棄物の排出抑制の観点からの食べ残し削減に向けた啓発、主管理室において効果的な啓発方法を検討</p>	<p>市HPへの掲載を検討していたが、実施に至らなかった。</p>	<p>他課と連携をとりながら、再度、廃棄食品ロスの廃棄物に占める割合などの市HPへの掲載について、継続して検討する。</p>
	<p>学校教育室</p>	<p>教育総務課</p>	<p>給食時間における食べ残しを減らすための指導(残飯ゼロ運動) ⇒給食・食育だよりにおいて、食に対する感謝の気持ちや残さず食べることの大切さの啓発。残食が多い学校では、残食を出さない取組を給食委員会等の活動実施</p>	<p>給食だより等において食に対する感謝の気持ちや残さず食べることの大切さについて啓発を行った。また、残食が多い学校においては、残食を出さないための取組を給食委員会等の活動で行った。</p>	<p>食品ロスに関してたよりを配付し、保護者への啓発も行うなど、今後も、残食を減らす取組や給食だより等における取組を定期的に実施していく。</p>

02:次世代に伝える食文化

取組内容	H29担当室	H30担当課	グループ名	取組に対応する事業	H29実績・成果	H30以降の方向性
○市民等が地域の食材や郷土料理、行事食などに触れる機会を提供するため、食育を推進する地域の組織を育成するとともに、関係団体を支援します。	長寿健康づくり室	長寿健康課	健康づくりG	市民・地区伝達講習会の実施⇒健康づくりのための料理講習会と地域の料理教室の開催 食文化を伝える亀山市食生活改善推進協議会に補助金を交付	地域の食材や行事食を取り入れた献立を入れて、健康づくりのための料理講習会4回・地域の料理講習会40回開催した。 亀山市食生活改善推進協議会に補助金を交付した。	引き続き、市民・地区伝達講習会を実施していく。 引き続き、補助金を交付していく。
○学校等での活動はもちろん、若者を中心に幅広い世代への農業等の体験を支援し、市民の関心を高めることで食文化の伝承につなげます。	農政室	産業振興課	農業G	市民農園の維持管理・利用促進(54区画：川合町) 亀の市での旬の地場産品をつかった簡単レシピの配布 亀山青空お茶まつりで、茶摘み体験、手もみ実演、電子レンジでのお茶づくり体験などの実施 中山間地域活性化事業(加太北在家地区、小山新田の里芋など)	草刈を2回と、パーゴラの剪定を行った。市広報、HPにて利用者を募集した。 年10回行い、地場産品のPRを行った。 台風18号のため亀山青空お茶まつりが中止となったため未実施 加太北在家地区、小山新田でじゃがいもやサトイモの収穫体験を実施した。 市内全ての小学校で、FBC花壇の花の栽培、生活科、総合的な学習の時間等での野菜や米作り、家庭科や委員会の活動での花や野菜の栽培を行った。 「亀山市地産地消マップ」等を活用し、食育の授業において市内産の食材について学習した。また、旬の食材が多く取れる時期に給食だよりを発行し、家庭への啓発や働きかけを行った。 食育だよりにて旬の食材について情報提供を行った。	引き続き、草刈を行う。市広報、HPにて利用者を募集する。 引き続きレシピの配布をする。 亀山青空お茶まつりを開催し、茶摘み体験、電子レンジでのお茶づくり体験等を実施する。 引き続き事業を継続する。
	教育研究室	学校教育課	教育研究G	小学校では、FBC花壇の花の栽培、生活科、総合的な学習の時間等での野菜や米作り。中学校では、家庭科や委員会活動での花や野菜の栽培 食育だよりでの啓発(地産地消マップや地産地消カレンダーを活用し、食育の授業において市内産の食材の学習の実施。また、旬の食材の時期にあわせ、給食・食育だよりによる家庭への啓発。)	小学校では、FBC花壇の花の栽培、生活科、総合的な学習の時間等での野菜や米作りを、中学校では、家庭科や委員会活動での花や野菜の栽培を行っていく。 食育の授業や給食だよりを活用し、市内産食材に関する学習や保護者への啓発を継続していく。	小学校では、FBC花壇の花の栽培、生活科、総合的な学習の時間等での野菜や米作りを、中学校では、家庭科や委員会活動での花や野菜の栽培を行っていく。 食育の授業や給食だよりを活用し、市内産食材に関する学習や保護者への啓発を継続していく。
	子ども家庭室	子ども未来課	子ども総務G	食育だよりで旬の食材についての啓発	食育だよりにて旬の食材について情報提供を行った。	引き続き、情報提供等による啓発活動を行う。

<p>○学校給食、福祉施設、外食・中食などでの地場産品の利用を促進し、直売所、量販店、観光などにおいての販路拡大や更なる普及のための交流活動、イベントの開催等を支援するとともに、情報提供や広報活動等を行います。</p>	農政室	産業振興課	農業G	<p>(亀山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に基づく組) 学校給食の献立を基にした農家への作付けの指導 ⇒学校給食に旬の食材を提供するため、学校給食の献立を基にして地元産を購入できる場所や地産地消の活動について、市HPで掲載</p>	<p>亀山市に対し、かめやまっ子給食で使用する農作物の作付指導を年11回行った。また、協議を年2回行った。</p>	引き続き、指導、協議等を行う。
農政室	産業振興課	農業G	施設・保健給食G	<p>かめやまっ子給食(学校給食)への地場産品の提供</p>	<p>亀山紅茶べにほまれの購入できる場所を市HPにて紹介している。</p>	引き続き、市HPにて紹介する。
学校教育室	教育総務課	施設・保健給食G	施設・保健給食G	<p>中学校のデリバリー給食に、県内産の食材を使用する「地物が一番みえの日」の実施</p>	<p>市内産県内産の食材を多く取り入れた「かめやまっ子給食」を年20回提供した。</p>	市内産県内産の食材を多く取り入れた「かめやまっ子給食」の実施を今後も継続していく。
子ども家庭室	子ども未来課	子ども総務G	子ども総務G	<p>可能な範囲での地場産品の提供(毎回) ⇒食料納入業者の協力により、可能な限り地元に近い産物を使用し、市HPで産地の公表</p>	<p>県内産の食材を多く取り入れた「地物が一番みえの日」を年11回実施した。</p>	県内産の食材を多く取り入れた「地物が一番みえの日」の実施を今後も継続していく。
観光振興室	地域観光課	観光交流G	観光交流G	<p>納涼大会、関宿街道まつり(桜まつり:観光協会主催)での地場産品の販売(市主催2事業)、モデルツアーでの地元産品PR 観光協会主催(市協方)で、道の駅での朝市の開催(毎週日曜日)や三重テラス等における亀山茶のPR</p>	<p>各イベントにて、販売箇所を提供。モデルツアーにて地元産品を利用した昼食の提供や体験を実施</p>	観光PRイベントにおける地元産品の販売実施及びモデルツアーにおける地元産品PRの実施
観光振興室	地域観光課	観光交流G	観光交流G	<p>道の駅での販売及び各種観光PRイベントにおいて亀山茶を含む地元産品のPRを実施</p>	<p>観光PRイベントにおける継続した地場産品の販売の実施。観光PRと地場産品PRを協働にて実施</p>	観光PRと地場産品PRを協働にて実施
農政室	産業振興課	農業G	農業G	<p>関係団体による取組や活動状況について、市ホームページや広報媒体などを通して、広く情報発信を行います。</p>	<p>市HPにて「農漁業を盛り上げていただきたい」の方々の紹介として、7団体を紹介した。</p>	引き続き、市HPにて紹介していく。

03: 共食の推進

取組内容	H29担当室	H30担当課	グループ名	取組に対応する事業	H29実績・成果	H30以降の方向性
<p>○食育月間(6月)、食育の日(毎月19日)、料理教室などの食に関する情報提供の機会を活用し、多様な暮らしに対応した家庭や地域での「共食」の普及啓発を行います。</p>	<p>長寿健康づくり室</p>	<p>長寿健康課</p>	<p>健康づくりG</p>	<p>ファミリーエコクッキング(小学生とその保護者)</p>	<p>ファミリーエコクッキングにおいて、小学生とその保護者を対象に食を通じたコミュニケーション等の重要性についての講話を行った。(延べ33人)</p>	<p>引き続き、ファミリーエコクッキングを実施し、啓発していく。</p>
	<p>長寿健康づくり室</p>	<p>長寿健康課</p>	<p>健康づくりG</p>	<p>食育月間における広報、ホームページによる普及啓発の充実(※ひとり親家庭、共働き家庭等、多様な暮らしに対応した情報提供)</p>	<p>食育月間に合わせ、広報へ記事掲載した。</p>	<p>次年度以降は、産業建設課にて対応していく。</p>
	<p>子ども家庭室</p>	<p>子ども未来課</p>	<p>子ども総務G</p>	<p>食育だよりでの共食の普及啓発(年12回)</p>	<p>食育だよりにて共食の大切さや楽しさについて情報提供を行った。</p>	<p>引き続き、情報提供等による啓発活動が必要である。</p>
	<p>学校教育室</p>	<p>教育総務課</p>	<p>施設・保健給食G</p>	<p>給食・食育だより(小中学校年3回)、食育だより(小学校年5回)での共食の普及啓発</p>	<p>給食・食育だよりを年3回発行し、家庭における食育の推進について啓発を図った。</p>	<p>給食・食育だよりを定期的に発行し、家庭における食育の推進について、の啓発を継続していく。</p>
<p>○保育所、幼稚園、小中学校の保護者へのたより(通信)や総合的な学習の時間、敬老会や地域の生産者との交流機会などを通して、子どもや若い世代に対する家庭や地域での「共食」の大切さを啓発します。</p>	<p>学校教育室</p>	<p>学校教育課</p>	<p>学事教職員G</p>	<p>コミュニケーション等の組織を活用した啓発</p>	<p>地域行事や学校行事を通じて、食への興味関心を高め、「食の楽しさ」や「共食」の大切さを啓発した。</p>	<p>今後も引き続き、地域行事や学校行事を通じて、食への興味関心を高め、「食の楽しさ」や「共食」の大切さを啓発していく。</p>
	<p>学校教育室</p>	<p>教育総務課</p>	<p>施設・保健給食G</p>	<p>給食・食育だより、食育だより、総合的な学習の時間等での啓発</p>	<p>給食・食育だよりを年3回発行し、家庭における食育の推進について啓発を図った。</p>	<p>給食・食育だよりを定期的に発行し、家庭における食育の推進について、の啓発を継続していく。</p>
	<p>教育研究室</p>	<p>学校教育課</p>	<p>教育支援G</p>	<p>生産者をゲストティーチャーとして招いた授業(11校)⇒生活科、総合的な学習の時間、社会科などで、サツマイモ、ジャガイモ、そば、米などの栽培活動の実施</p>	<p>生活科、総合的な学習の時間等での野菜や米作りを通して、子どもたちは新たな発見をし、地域への関心が高まり、学校と地域とのつながりが深まった。</p>	<p>生活科、総合的な学習の時間等で生産者をゲストティーチャーとして招き、子どもたちが主体となった創意工夫ある生産体験活動を展開していく。</p>
	<p>子ども家庭室</p>	<p>子ども未来課</p>	<p>子ども総務G</p>	<p>食育だよりでの啓発</p>	<p>食育だよりにて共食の大切さや楽しさについて情報提供を行った。</p>	<p>引き続き、情報提供等による啓発活動を行っていく。</p>

亀山市高齢者福祉計画に関する実績等報告書(平成29年度)

(健康福祉部 長寿健康課)

■計画の基本情報

計画期間	H 27 ~ H 29 年度	
位置付け	本計画は、老人福祉法第20条の8に定められている市町村老人福祉計画(老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画)であり、介護保険法第117条に定められている介護保険事業計画との一体性及び市の総合計画、地域福祉計画その他の法定計画等との調和の保持を図りながら、市における高齢者の総合的・基本的計画として策定している。	
目的・概要	本計画は、団塊の世代が75歳(後期高齢者)となる平成37(2025)年を視野に入れて、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立と尊厳ある暮らしができるよう、高齢者を取り巻くあらゆる主体の連携と協力によって「地域包括ケアシステム」の実現をめざすものである。	
計画の骨格	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> 基本理念 </div> <div style="background-color: black; color: white; padding: 10px; border-radius: 15px; text-align: center; font-weight: bold; font-size: 1.2em;"> 高齢者が住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせるまち </div>	
	基本目標1	地域包括ケア推進のための基盤の整備・充実
	基本施策	(1)地域包括支援センターの体制強化 (2)地域ケア会議の充実 (3)地域資源の活用と開発
	基本目標2	福祉と医療の連携強化
	基本施策	(1)在宅医療の推進(訪問看護・リハビリテーションの充実強化) (2)認知症高齢者への支援の充実
	基本目標3	多様な生活支援サービスの確保・高齢者の尊厳と権利を守る支援
	基本施策	(1)生活支援サービスの確保(見守り、配食など) (2)財産管理などの権利擁護
	基本目標4	介護予防の推進
	基本施策	(1)要介護状態とまらないための予防の取り組み (2)自立支援に資する介護の推進
	基本目標5	高齢者の住まいと暮らしの環境整備
	基本施策	(1)高齢者に配慮した住まいの整備 (2)高齢者の安心な住まいの確保
	基本目標6	高齢者(老人)福祉事業の供給体制の確保(介護サービスの充実強化)
	基本施策	高齢者(老人)福祉事業の目標と方策

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	目標値	実績値 (H29)
1	地域密着型サービス 居宅サービス ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	箇所	0	1	0
2	②看護小規模多機能型居宅介護	施設 (人)	0 (0)	1 (29)	0 (0)
3	地域密着型サービス 施設・居住系サービス 認知症対応型共同生活介護	施設 (人)	9 (108)	10 (117)	10 (117)

■ 計画の実績等

取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)については、広域連合、鈴鹿市、亀山市の3者で旧介護予防事業を見直して事業再編し、平成29年度から制度運用を開始した。 ・亀山地域包括支援センターでは、新しい総合事業に対応するとともに個別ケースの地域ケア会議を進めるほか、生活支援、認知症対策に係る人材の配置や体制整備を行った。 ・医療、福祉(介護)の連携については、市立医療センターに相談支援窓口を設置し、多職種連携による亀山市在宅医療連携システム「かめやまホームケアネット」を運用した。 ・市立医療センターでは、一般病床の一部を地域包括ケア病床へ転換、在宅医療支援を行う保険調剤薬局の誘致など、医療面から地域包括ケアの体制整備を強化した。 ・介護保険施設の整備については、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)1施設が整備された。
成果	<p>本計画により、在宅医療・介護連携体制の構築、認知症総合支援の体制整備、旧介護予防事業から介護予防・日常生活支援総合事業への移行などが図られ、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすために必要な“住まい・医療・介護・予防・生活支援”のサービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築が進んだ。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>第2次亀山市総合計画、前期基本計画、2. 健康で生きがいを持てる暮らしの充実、(3)高齢者の地域生活支援の充実などの施策の推進に寄与した。</p>

反省点・課題	<p>子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を視野に入れつつ、自立支援・重度化防止に取り組みながら、本格的な超高齢社会に対応するための地域包括ケアシステムの深化・推進に向け進めていく必要がある。</p>
--------	--

今後の方向性	<p>反省点・課題については、平成29年度中の新計画策定作業において整理しており、それらを踏まえつつ次期亀山市高齢者福祉計画の推進を図っていくものとする。</p>
--------	---

高齢者福祉計画の推進状況について

- 1 地域包括ケア推進のための基盤の整備・充実
 (1) 地域包括支援センターの体制強化

27	28	29	担当室	H29年度までの実績・成果	次計画の方向性
取組み			長寿健康づくり室	◆生活支援コーディネーター（包括1名、在介3名）、認知症地域支援推進員2名、認知症初期集中支援チームを設置◆在宅介護支援センターの担当者SWが担当地域の民生委員定例会へ毎月参加	◇社会福祉協議会で地域包括支援センターを運営しながら実施 ◇民生委員、福祉委員、ボランティア、老人クラブの事務に対応している社会福祉協議会との連携強化
地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域包括支援センターの機能を強化・拡大するため、在宅介護支援センターのあり方を見直すとともに、民生委員・児童委員、介護支援専門員、社会福祉協議会等と連携して支援が必要な高齢者に対応するしくみづくりを進めていきます。	⇒	⇒	長寿健康づくり室	◆広域了解のもと広域事務経験のある保健師をSWに準ずる者として配置 ◆成年後見制度利用支援を社会福祉協議会に業務委託	◇生活支援コーディネーターも社会福祉協議会に業務委託し業務安定化
専門職（社会福祉士等）の定着に向けた対策を検討するとともに、広域連合と協議のうえ、必要な人員配置を行っていきます。	⇒	⇒	長寿健康づくり室	◆介護予防をテーマに広報16日号に1年間連載（併せて窓口を周知） ◆在宅医療講演会を開催し、市民、専門職等に広く啓発	◇地域包括支援センターの認知度向上、広報活動充実【広域7期】
地域包括ケアシステムや地域包括支援センター事業等の状況を市民や関係機関に理解していただくため、各種広報活動を行っていきます。	⇒	⇒	長寿健康づくり室	◆居宅介護支援事業所、地域密着型サービス事業所、訪問介護事業所との連携を開催 ◆在宅医療連携を目的に、多職種での研修、会議を毎月開催	◇地域包括支援センターによるケアマネージャーへの助言、支援【広域7期】 ◇困難事例に対する多職種との連携強化【広域7期】
研修会や事例検討会を定期的に開催し、同職種の連携を強化するとともに、専門職としての意識や職業観を高めながら、適切な自立支援へつなげられる多職種の支援チーム育成を図ります。	⇒	⇒	長寿健康づくり室	◆広域連合のケアプラン点検に年4回出席、年2回の連絡会を開催 ◆居宅介護支援等職能団体の事例検討会に進行役として参加	同上

(2) 地域ケア会議の充実

27	28	29	担当室	H29年度までの実績・成果	次計画の方向性
取組み			長寿健康づくり室	◆高齢者福祉推進協議会の開催 ◆第7次介護保険事業計画策定ワーキング、策定委員会に参加	◇地域ケア会議の内容の介護保険事業運営へ反映する体制整備、圏域レベル会議の定期開催【広域7期】 ◇「我がまち、まるごと」の視点から、社会福祉協議会などとの地域福祉における地域ケア会議と連携
地域関係者の連携を図り、地域課題の解決に向け必要な施策・事業の立案・実施につなげ、市域レベルの地域ケア会議として高齢者福祉推進協議会を開催し、広域連合が策定する介護保険事業計画や国・県等への提言を行っていきます。	⇒	⇒	長寿健康づくり室	◆在宅介護支援センター連絡会、多職種連携会議などで個別ケースを検討 ◆社会福祉協議会、シルバー人材センター等出席で生活支援等サービスの充実に関する研究会開催	同上

(3) 地域資源の活用と開発

取り組み	27	28	29	H29年度までの実績・成果	次計画の方向性
<p>シルバークラブ、老人クラブ、ふれあい・いきいきサロンなどの住民組織やボランティア団体等によって提供される生活支援サービスによって要支援者等を支えられよう、地域組織間の連携・調整を行う協議体を設置するとともに、生活支援コーディネーター（地域支援合い推進員）を設置します。</p>	⇒	⇒	⇒	<p>◆社会福祉協議会、シルバークラブ等出席で生活支援等サービスの充実に関する研究会開催 ◆専門研修を受講した地域包括支援センター1名及び在宅介護支援センター職員3名を生活支援コーディネーターとして配置</p>	<p>◇民間事業者、地域まちづくり協議会等地域団体などの協議体（研究会）参加を徐々に要請【広域7期】 ◇社会福祉協議会に設置予定のコミュニケーション-ソーシャルワーカーとの連携を図る。【広域7期】</p>
<p>協議体及び生活支援コーディネーターによって、ニーズに合った活動の促進やサービスの開発につなげるとともに、組織間の連携などを促します。</p>	⇒	⇒	⇒	<p>◆シルバークラブにて生活支援サービスメニューを整理、一人暮らし高齢者等の御用聞きを行う。 ◆これらにより、シルバークラブの会員が増加</p>	<p>◇シルバークラブ以外の人材センターの生活支援サービスの開拓【広域7期】 ◇社会福祉協議会の地域福祉におけるボランティア活動との連携【広域7期】</p>

2 福祉と医療の連携強化

(1) 在宅医療の推進（訪問看護・リハビリテーションの充実強化）

取組み	27	28	29	担当室	H29年度までの実績・成果	次計画の方向性
地域の医療・介護サービスの資源を把握するとともに、在宅医療連携会議において、在宅医療・介護連携での課題の抽出・対応、情報共有などの方法についての協議を継続していきます。	⇒	⇒	⇒	長寿健康づくり室	◆在宅医療連携会議を在宅医療連携推進協議会とし、年3回開催 ◆ICTを活用した情報共有システムを導入	◇継続しつつ亀山市在宅医療介護連携システム「かめやまホームケアネット」の利用拡大
在宅医療・介護連携についての相談窓口を担う「在宅医療・介護連携支援センター（仮称）」を設置し、退院支援等において利用者・患者又は家族及び多職種間の調整を行います。	⇒	⇒	⇒	長寿健康づくり室	◆市立医療センターの事務局内に相談支援窓口を設置、多職種と連携調整 ◆同センター地域連携室と退院支援で連携	◇相談・支援窓口の確保・充実【広域7期】
在宅医療・介護連携組織が主体となった関係者の研修を行い、医療職、介護職相互の知識の向上と理解を促し、在宅医療・介護サービスの提供体制を強化します。	⇒	⇒	⇒	長寿健康づくり室	◆多職種連携会議として、事例検討・講演会等研修を実施	◇医療介護職の知識向上と理解のための研修等の実施【広域7期】
在宅医療に関するパンフレットを作成するとともに、リビング・ウィル（終末期の医療・ケアについての意思表示書）及びその解説書を併せて活用し、市民への普及啓発活動を進めます。	⇒	⇒	⇒	長寿健康づくり室	◆リビング・ウィル（パンフレット一体）を講演会やイベントの場で普及啓発、希望者に配布	継続しつつ、エンディングノートの作成（看とりに関する意識啓発【広域7期】）
訪問看護ステーションや医師会の副主治医、在宅医療支援診療所や市立医療センターのバックアップにより、24時間365日の在宅医療・介護サービスを継続するとともに、二次保健医療圏での近隣市町及び関係医療機関との連携を図ります。	⇒	⇒	⇒	長寿健康づくり室	◆亀山市在宅医療介護連携システム「かめやまホームケアネット」を運用 ◆市立医療センター敷地内に在宅医療支援のための保険調剤薬局を誘致 ◆また、同センターの一般病床を一部地域包括ケア病床化、訪問看護ステーションを設置 ◆三重県の在宅医療広域調整会議に参加	◇構成2市以外の広域連携【広域7期】

(2) 認知症高齢者への支援の充実

取組み		27	28	29	担当室	H29年度までの実績・成果	次計画の方向性
認知症に対する地域での理解を促すため、地域住民各層への認知症サポーターの養成を進めるとともに、サポーターによる認知症理解のための活動を支援します。	⇒	⇒	⇒	⇒	長寿健康づくり室	◆地域まちづくり協議会やサロンのほか、小学生を対象としたキッズサポーター養成（参考：H29養成者数424人うちキッズサポーター171人） ◆医師会の医療関係者を142人養成（うちH29は20人）	◇キッズサポーターの拡充 ◇ステップアップ講座の開催、キヤラバンメイト（サポーター養成者）や受講者の活躍の場の検討【広域7期】
また、認知症ケアパスの内容の充実を図ることにより、認知症理解と認知症予防、認知症高齢者の支援のための取り組みへの活用を促します。	⇒	⇒	⇒	⇒	長寿健康づくり室	◆認知症ケアパス改定版を作成、配布 ◆介護支援専門員協会と共催で認知症市民講座開催	継続（内容を見直しながら【広域7期】）
医師会等の各専門職の多職種によって認知症初期支援体制の検討を行うとともに、認知症初期支援集中チームを設置し、認知症高齢者への訪問、アセスメント及び家族支援を集中的に行います。	⇒	⇒	⇒	⇒	長寿健康づくり室	◆認知症初期集中支援チームを設置、チーム員会議を開催し、平成29年度は3件対応	◇認知症初期集中支援チームの活動を普及【広域7期】
認知症地域支援推進員を配置し、専門医や認知症患者医療センター、認知症初期支援集中チームなどとの連携により、認知症高齢者に医療や介護サービスに繋がっていきます。	⇒	⇒	⇒	⇒	長寿健康づくり室	◆認知症地域支援推進員を2名養成・配置、初期集中支援チーム員会議に参加	継続（実績を積み上げながら改善【広域7期】）
軽度認知障害（MCI）の人が認知症に移行しないよう予防策を検討します。	⇒	⇒	⇒	⇒	長寿健康づくり室	◆脳の健康教室を月4回、6か月1クール×2回実施（参考：H29参加者数49人） ◆レッツゴー五つ星等介護予防教室にて認知症予防対策を普及啓発	◇総合事業のサービスとして、認知症予防の通いの場を増強
認知症高齢者などを見守り、徘徊者を発見できよう、地域の協力機関の拡充を図り、見守りのためのネットワークを強化します。	⇒	⇒	⇒	⇒	長寿健康づくり室	◆郵便局、JA鈴鹿農協、コープ三重、第三銀行と改めて高齢者虐待等の見守り協定を締結	◇協定締結先の拡大 ◇徘徊探索サービス（QRコードラベルシール）利用促進【広域7期】
また、認知症高齢者や家族が地域の中で交流し、介護の負担が軽減されるよう、集いの場である「認知症カフェ」等の設置を検討します。	⇒	⇒	⇒	⇒	長寿健康づくり室	◆市総合保健福祉センターの共用スペースで、概ね月1回認知症カフェ（「元気丸カフェ」）実施 ◆関地区にて介護予防教室と合わせたコミュニティカフェ「四つ葉サロン」開催（参考：H29は2か所で延べ337人参加）	◇利用拡大、地域での認知症カフェの設置推進（コミュニティカフェ等類似している活動との連携を含む。）【広域7期】

3 多様な生活支援サービスの確保・高齢者の尊厳と権利を守る支援

(1) 生活支援サービスの確保（見守り、配食など）

取組み	27	28	29	担当室	H29年度までの実績・成果	次計画の方向性
介護予防給付（介護予防訪問介護、介護予防生活支援所介護）が再編されるため、介護予防・生活支援サービス事業の内容を検討し実施していきます。	⇒	⇒	⇒	長寿健康づくり室	◆広域連合、鈴鹿市、亀山市の3者で旧介護予防事業を新しい総合事業として事業再編、平成29年度から開始	◇広域、鈴鹿市とサービス内容を見直しながら推進 ◇サービスAの実施検討【広域7期】
民間事業者等の見守り活動を拡大していくほか、自治会、地域まちづくり協議会、地区福祉委員会、サロン等の自主的な訪問活動を社会福祉協議会等と共に支援していきます。	⇒	⇒	⇒	長寿健康づくり室	◆郵便局、JA鈴鹿農協、コープ三重、第三銀行と改めて高齢者虐待等の見守り協定を締結 ◆老人クラブの友愛訪問活動を助成支援	◇協定締結先の拡大、社会福祉協議会との連携強化
災害時避難行動要支援者台帳やマップ、個別支援計画の情報を利用して登録者の緊急時対応を行っていきます。	⇒	⇒	⇒	長寿健康づくり室	◆避難行動要支援者名簿の再構築し、自治会の代表者等避難支援者に周知	◇名簿更新、緊急時支援
高齢者の自立生活を支えるため、介護用品支給事業等のサービスについて、地域支援事業の中で、従来の事業を見直しつつ継続して実施します。また、緊急時の連絡や配食等のサービス等について、ICTを活用し、包括的に高齢者を支援するシステムを検討します。	⇒	⇒	⇒	長寿健康づくり室	◆地域支援事業の任意事業を活用し介護用品支給事業等高齢者の自立支援を実施	◇対象者や事業内容を見直して、継続実施【広域7期】
高齢者の社会参加の支援として実施しているタクシードライバースタッフの活用は、生活支援なども含めた施策として見直しを行います。	⇒	⇒	⇒	長寿健康づくり室	◆一人暮らし高齢者等の孤立死防止のための緊急通報装置を更新（御用聞きボタンの装備） ◆亀山QOL支援モデル事業のタブレットに生活支援サービス申込み機能付加 ◆高齢者のタクシードライバースタッフの活用を基本的に乗合タクシードライバースタッフ（商工振興室）の利用へ移行検討	◇シルバートラックセンターによる御用聞きと生活支援サービスの提供以外へも活用 ◇平成31年度から移行予定、買い物や介護予防教室参加のための交通手段として活用

(2) 財産管理などの権利擁護

取組み	27	28	29	担当室	H29年度までの実績・成果	次計画の方向性
虐待防止に関するネットワークにより、地域ぐるみで早期発見・早期対応が図られるようになります。虐待が発生した際は、マニュアルに従い、地域包括支援センターが窓口となって、関係機関と共に保護・支援にあたります。	⇒	⇒	⇒	長寿健康づくり室	◆虐待防止代表者会議の開催するとともに、発生時はマニュアルを参照しながら関係機関協力のもと対応	◇未然防止できる体制の整備【広域7期】
高齢者世帯の訪問時等に虐待に関する啓発を行い、早めの相談を呼びかけるとともに、介護者のつどいを開催する際は、場所・時間設定等を工夫するなど参加者の都合に配慮していきます。	⇒	⇒	⇒	長寿健康づくり室	◆健康電話相談での24時間相談対応 ◆窓口、行事等で啓発用ポケットインク配布 ◆市立医療センターの総合医の協力を得て認知症カフェ、介護者のつどいを同時開催	◇家族介護者への普及啓発、負担軽減【広域7期】
成年後見制度や権利擁護については、社会福祉協議会（地域権利擁護センター（日常生活自立支援センター））、鈴鹿亀山消費生活センターなどの関連機関と連携しながら、情報提供に努めるとともに、必要な人への支援を行います。	⇒	⇒	⇒	長寿健康づくり室	◆地域包括支援センターの権利擁護事業の成年後見制度利用促進等を社会福祉協議会に委託（参考：H29の成年後見制度の利用支援事業0件、利用助成事業1件、相談79件（包括9件、社協70件））	◇法人後見、市民後見について社会福祉協議会と検討【広域7期】

4 介護予防の推進

(1) 要介護状態とならなないための予防の取り組み

27	28	29	担当室	H29年度までの実績・成果	次計画の方向性
⇒	⇒	⇒	長寿健康づくり室	◆広域連合、鈴鹿市、亀山市の3者で旧介護予防事業を新しい総合事業として事業再編、平成29年度から開始 (参考：H29介護予防教室：延べ297回7,816人参加、出張：延べ76回1,571人参加)	◇広域、鈴鹿市とサービス内容を見直しながら推進 ◇サービスAの実施検討【広域7期】
⇒	⇒	⇒	長寿健康づくり室	◆地域まちづくり協議会で健康づくり応援隊養成講座を実施 ◆老人クラブの体操教室、地域のサロン活動に補助支援	◇総合計画（健康サブリプロジェクト）において見直しを図る。
⇒	⇒	⇒	長寿健康づくり室	◆訪問型サービスC、地域リハビリテーション支援事業でサービス提供	

(2) 自立支援に資する介護の推進

27	28	29	担当室	H29年度までの実績・成果	次計画の方向性
⇒	⇒	⇒	長寿健康づくり室	◆口腔、栄養改善、運動機能向上は、新しい総合事業の訪問型及び通所型サービスCとして事業再編、実施	
⇒	⇒	⇒	長寿健康づくり室	◆介護予防教室等介護予防普及啓発事業のサービスメニューを広域連合、鈴鹿市とともに再編、実施	

5 高齢者の住まいと暮らしの環境整備

(1) 高齢者に配慮した住まいの整備

27	28	29	担当室	H29年度までの実績・成果	次計画の方向性
取組み			担当室 長寿健康づくり室	H29年度までの実績・成果 ◆独居老人宅修繕事業の利用（参考：H29利用4件）	継続（介護認定を受けていない方のために必要な事業である。）
⇒	⇒	⇒	危機管理室	◆亀山市木造住宅耐震補強等事業補助金交付要綱に基づく住宅リフォーム工事（耐震補強工事）[参考：H29補助13件]	継続（亀山市耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の耐震化を推進）
⇒	⇒	⇒	営繕住宅室	◆市営住宅への優先入居2名 ※民間住宅への入居支援は社会福祉協議会において実施（あんしん賃貸支援事業）	◇既存事業継続と空家バンクの活用等【広域7期】
⇒	⇒	⇒	消防本部予防室 長寿健康づくり室	◆ひとり暮らし高齢者見守り訪問（毎年11月実施、H27～H29：179人）、火災警報器の給付（H29：4件） ◆日常生活用具の給付⇒3（1）参照	◇見守り訪問は、消防本部において継続 ◇日常生活用具の給付は、長寿健康づくり室にて継続
⇒	⇒	⇒	地域福祉室	◆おもいやり駐車場利用証の発行（H29：521件） ◆おもいやり駐車場の適正利用を広報周知	継続
⇒	⇒	⇒	長寿健康づくり室 地域福祉室 危機管理室	◆避難行動要支援者名簿の再構築し、自治会の代表者等避難支援者に周知 ◆介護保険施設等と福祉避難所協定締結（H29.3現在、特別養護老人ホーム5か所、老人保健施設1か所、養護老人ホーム1か所）	◇グループホーム等障害者施設を含め確保していく。

(2) 高齢者の安心な住まいの確保

27	28	29	担当室	H29年度までの実績・成果	次計画の方向性
取組み			担当室 長寿健康づくり室	H29年度までの実績・成果 ◆サ高住等開設予定の事業者に適切な運営が図られるよう協議	◇併設の介護サービス事業所職員との意見交換【広域7期】
⇒	⇒	⇒			

6 高齢者（老人）福祉事業の供給体制の確保（介護サービスの充実強化）
 高齢者（老人）福祉事業の目標と方策

取組み	27 28 29	担当室	H29年度までの実績・成果	次計画の方向性
次の施設について、広域連合と調整し、整備を図ります。		担当室 長寿健康づくり室		
地域密着型サービス 居宅サービス ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 0箇所 ⇒ 1箇所	⇒		◆広域連合で公募するも応募なし	※第7期介護保険事業計画による
②看護小規模多機能型居宅介護 0施設(0人) ⇒ 1施設(29人)	⇒		◆広域連合で公募するも応募なし	※第7期介護保険事業計画による
地域密着型サービス 施設・居住系サービス 認知症対応型共同生活介護 9施設(108人) ⇒ 10施設(117人)	⇒		◆広域連合で公募し、設置事業者1法人 (社会福祉法人安全福祉会) 9床1施設の整備	

注) 広域連合…鈴鹿亀山地区広域連合
 広域7期…第7期介護保険事業計画

第2次亀山市障がい者福祉計画に関する実績等報告書(平成29年度)

(健康福祉部 地域福祉課)

■ 計画の基本情報

計画期間	H 18 ～ H 29 年度								
位置付け	本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき定める、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定めるものとして策定するものである。また、第1次亀山市総合計画後期基本計画との関連は、基本施策「障がい者の社会参加の促進」と深く関わり、「生きがいを持てる福祉の展開」の部分を補完するものである。								
目的・概要	計画の目的は、障がいのある人を取りまく状況や社会情勢を踏まえ、障がいのある人の自立と社会参加への支援を総合的かつ計画的に推進していくためのものである。								
計画の骨格	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%; text-align: center; background-color: #333; color: white; padding: 5px;">基本理念</th> <th style="width: 15%; text-align: center; background-color: #333; color: white; padding: 5px;">基本目標</th> <th style="width: 15%; text-align: center; background-color: #333; color: white; padding: 5px;">実施目標</th> <th style="width: 55%; text-align: center; background-color: #333; color: white; padding: 5px;">施策の項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: middle; text-align: center; padding: 10px;"> <div style="border: 2px solid #e91e63; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> いきいきと共に生き、共に喜びを分かち合う やさしさあふれる亀山 </div> </td> <td style="vertical-align: top; padding: 10px;"> <div style="border: 1px solid #e91e63; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 基本目標1 一人ひとりの個性が輝くまちづくり </div> <div style="border: 1px solid #e91e63; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 基本目標2 地域で安心して暮らせるまちづくり </div> <div style="border: 1px solid #e91e63; padding: 5px;"> 基本目標3 自立した生活のできるまちづくり </div> </td> <td style="vertical-align: top; padding: 10px;"> <div style="border: 1px solid #e91e63; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 心のバリアを取り除く 理解と交流の促進 </div> <div style="border: 1px solid #e91e63; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 健やかな暮らしのための保健・医療の充実 </div> <div style="border: 1px solid #e91e63; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 障がいのある子ども・人の育ちと学びの支援 </div> <div style="border: 1px solid #e91e63; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 障がいのある人が能力を発揮できる就労への支援 </div> <div style="border: 1px solid #e91e63; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 障がいのある人の自立した生活を支えるサービスの提供 </div> <div style="border: 1px solid #e91e63; padding: 5px;"> 地域で安全に安心して暮らせるまちづくり </div> </td> <td style="vertical-align: top; padding: 10px;"> <div style="border: 1px solid #e91e63; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 1. 市民啓発の推進 2. 障がいのある人とない人の交流の促進 3. 福祉教育の推進 4. 障がい者団体との連携 5. ボランティア活動の推進 6. 生涯学習の推進 </div> <div style="border: 1px solid #e91e63; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 1. 保健・福祉・医療の連携 2. 障がいや疾病の早期発見・早期治療 3. 生活習慣病予防の推進 4. 精神保健福祉施策の充実 5. 難病対策の充実 </div> <div style="border: 1px solid #e91e63; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 1. 療育体制の充実 2. 障がい児保育の充実 3. 特別支援教育の充実 4. 障がいのある子どもの支援 5. 障がいのある人のいる家庭の支援 </div> <div style="border: 1px solid #e91e63; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 1. 就労準備支援 2. 雇用の場の確保と就労継続支援 3. 福祉的就労支援への充実 </div> <div style="border: 1px solid #e91e63; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 1. 情報提供の充実 2. 相談体制の充実 3. 障がい福祉サービスの充実 4. 自立を支えるサービスの提供 5. 福祉用具の利用 6. 経済的支援の充実 7. 障がいのある人の権利擁護対策の充実 </div> <div style="border: 1px solid #e91e63; padding: 5px;"> 1. ユニバーサルデザインのまちづくり 2. 住環境の整備 3. 防災・安全対策の充実 4. 地域で支えるネットワークづくり </div> </td> </tr> </tbody> </table> </div>	基本理念	基本目標	実施目標	施策の項目	<div style="border: 2px solid #e91e63; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> いきいきと共に生き、共に喜びを分かち合う やさしさあふれる亀山 </div>	<div style="border: 1px solid #e91e63; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 基本目標1 一人ひとりの個性が輝くまちづくり </div> <div style="border: 1px solid #e91e63; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 基本目標2 地域で安心して暮らせるまちづくり </div> <div style="border: 1px solid #e91e63; padding: 5px;"> 基本目標3 自立した生活のできるまちづくり </div>	<div style="border: 1px solid #e91e63; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 心のバリアを取り除く 理解と交流の促進 </div> <div style="border: 1px solid #e91e63; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 健やかな暮らしのための保健・医療の充実 </div> <div style="border: 1px solid #e91e63; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 障がいのある子ども・人の育ちと学びの支援 </div> <div style="border: 1px solid #e91e63; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 障がいのある人が能力を発揮できる就労への支援 </div> <div style="border: 1px solid #e91e63; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 障がいのある人の自立した生活を支えるサービスの提供 </div> <div style="border: 1px solid #e91e63; padding: 5px;"> 地域で安全に安心して暮らせるまちづくり </div>	<div style="border: 1px solid #e91e63; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 1. 市民啓発の推進 2. 障がいのある人とない人の交流の促進 3. 福祉教育の推進 4. 障がい者団体との連携 5. ボランティア活動の推進 6. 生涯学習の推進 </div> <div style="border: 1px solid #e91e63; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 1. 保健・福祉・医療の連携 2. 障がいや疾病の早期発見・早期治療 3. 生活習慣病予防の推進 4. 精神保健福祉施策の充実 5. 難病対策の充実 </div> <div style="border: 1px solid #e91e63; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 1. 療育体制の充実 2. 障がい児保育の充実 3. 特別支援教育の充実 4. 障がいのある子どもの支援 5. 障がいのある人のいる家庭の支援 </div> <div style="border: 1px solid #e91e63; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 1. 就労準備支援 2. 雇用の場の確保と就労継続支援 3. 福祉的就労支援への充実 </div> <div style="border: 1px solid #e91e63; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 1. 情報提供の充実 2. 相談体制の充実 3. 障がい福祉サービスの充実 4. 自立を支えるサービスの提供 5. 福祉用具の利用 6. 経済的支援の充実 7. 障がいのある人の権利擁護対策の充実 </div> <div style="border: 1px solid #e91e63; padding: 5px;"> 1. ユニバーサルデザインのまちづくり 2. 住環境の整備 3. 防災・安全対策の充実 4. 地域で支えるネットワークづくり </div>
基本理念	基本目標	実施目標	施策の項目						
<div style="border: 2px solid #e91e63; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> いきいきと共に生き、共に喜びを分かち合う やさしさあふれる亀山 </div>	<div style="border: 1px solid #e91e63; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 基本目標1 一人ひとりの個性が輝くまちづくり </div> <div style="border: 1px solid #e91e63; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 基本目標2 地域で安心して暮らせるまちづくり </div> <div style="border: 1px solid #e91e63; padding: 5px;"> 基本目標3 自立した生活のできるまちづくり </div>	<div style="border: 1px solid #e91e63; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 心のバリアを取り除く 理解と交流の促進 </div> <div style="border: 1px solid #e91e63; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 健やかな暮らしのための保健・医療の充実 </div> <div style="border: 1px solid #e91e63; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 障がいのある子ども・人の育ちと学びの支援 </div> <div style="border: 1px solid #e91e63; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 障がいのある人が能力を発揮できる就労への支援 </div> <div style="border: 1px solid #e91e63; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 障がいのある人の自立した生活を支えるサービスの提供 </div> <div style="border: 1px solid #e91e63; padding: 5px;"> 地域で安全に安心して暮らせるまちづくり </div>	<div style="border: 1px solid #e91e63; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 1. 市民啓発の推進 2. 障がいのある人とない人の交流の促進 3. 福祉教育の推進 4. 障がい者団体との連携 5. ボランティア活動の推進 6. 生涯学習の推進 </div> <div style="border: 1px solid #e91e63; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 1. 保健・福祉・医療の連携 2. 障がいや疾病の早期発見・早期治療 3. 生活習慣病予防の推進 4. 精神保健福祉施策の充実 5. 難病対策の充実 </div> <div style="border: 1px solid #e91e63; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 1. 療育体制の充実 2. 障がい児保育の充実 3. 特別支援教育の充実 4. 障がいのある子どもの支援 5. 障がいのある人のいる家庭の支援 </div> <div style="border: 1px solid #e91e63; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 1. 就労準備支援 2. 雇用の場の確保と就労継続支援 3. 福祉的就労支援への充実 </div> <div style="border: 1px solid #e91e63; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 1. 情報提供の充実 2. 相談体制の充実 3. 障がい福祉サービスの充実 4. 自立を支えるサービスの提供 5. 福祉用具の利用 6. 経済的支援の充実 7. 障がいのある人の権利擁護対策の充実 </div> <div style="border: 1px solid #e91e63; padding: 5px;"> 1. ユニバーサルデザインのまちづくり 2. 住環境の整備 3. 防災・安全対策の充実 4. 地域で支えるネットワークづくり </div>						

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	目標値	実績値 (H29)
1					
2					
3	※別紙参照				
4					
5					

■ 計画の実績等

取組実績	<p>就労移行支援事業所は、平成28年度に5か所(市内1か所)であったものが、平成29年度には、鈴鹿・亀山圏域で7か所(市内2か所)となり、就労移行支援事業の利用者は27人と前年度に比べ、4人増加した。また、福祉施設から一般就労への移行は、就労継続支援A型事業所から3人、B型事業所から6人が移行した。</p> <p>障がい児福祉サービスにおける児童発達支援は、平成29年度、市内に初めて事業所が2か所開設され、平成29年度は実利用者11人となり、計画当初の平成27年度に比べ約2.8倍増加した。また、放課後等デイサービスの平成29年度実利用者は、平成27年度に比べ16人増加し、50人となり、実利用者の増加に伴い、サービスの給付量も年々増えている。</p> <p>地域生活支援事業における障害者相談支援は、障害者総合相談支援センター「あい」による相談実績が福祉サービスの利用に関することや就労に関する内容が増え、平成27年度、2,208件であったものが、3,348件となり率にして約51.6%増加した。また、日中一時支援の実利用者は、平成29年度92人、利用時間4,652時間と平成27年度に比べ年々増加しており、今後もニーズの高さを背景として増えていくことが予想される。</p>
成果	<p>就労移行支援事業や就労移行支援事業所等を通じて、障がいのある人が一般就労につながるよう、安心して働き続けられることができ、それぞれの特性に応じて就労できる環境づくりを進めた。</p> <p>障がい児は、国の児童福祉法の改正によりサービス提供体制の構築の義務化を背景として、発育・発達段階に応じた切れ目のない相談・支援体制の充実に取り組んだ。また、障がいのある人の地域で生活する障がい者等のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた地域生活支援事業の実施により、自立した日常生活や社会生活を営める環境づくりにつながった。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>障がいのある人が自立した生活ができるよう、障害者総合相談支援センター「あい」や計画相談支援事業所等と連携した相談支援体制の充実を図るとともに、職場実習や就労移行支援等を通じた就労の支援により、障がい者の自立支援を推進した。</p> <p>また、障がいのある人への福祉用具の給付など、適切なサービスの提供により、障がい者の福祉サービスの充実に取り組んだ。さらに、だれもが暮らしやすい社会に向けた取組として、障害者週間(12月)に合わせた広報の特集記事の掲載による情報提供や、窓口における手話通訳の配置など、合理的配慮の拡充を進め、障がい者の自立と社会参加の促進により、本計画における目指す姿に近づける取組を展開した。</p>

反省点・課題	<p>障がい者に対する市民の理解はまだ不十分であり、何に困っているか、あるいは、どういうニーズを持っているのか地域において把握できていない現状がある。相談では、さまざまな分野の課題が絡み合い複雑化し、複合的な課題に対する支援を必要とするケースが増加しており、地域生活を総合的に支援するための体制づくりが求められている。また、親なき後問題に対応できるよう、障がいのある人が経済的に自立できるよう、雇用の場の確保やその人に合った就労につながる継続的な支援が必要である。</p>
--------	--

今後の方向性	<p>障がいの有無に関わらず地域で安心して暮らせるよう、市民意識の高揚を図り、地域で人と人がつながり、支え合える関係の構築を進めるとともに、複雑化・多様化する課題に対応でき、ライフステージに沿った支援を受けられる総合的な相談支援の整備について、関係部署・関係機関と連携しながら進める。また、障がいのある人が、安心して働きつづけられるよう、ハローワーク等の関係機関とともに取り組む。</p>
--------	--

亀山市障がい者福祉計画(計画期間 H18~H29)
(障害者基本法に基づく計画)

実施目標 施策の項目	平成29年度主な事業実績と成果	今後の方向性
1.心のバリアを取り除く理解と交流の促進		
1 市民啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●市広報12月1日号で人権週間についての特集記事を掲載し、障がい者の人権について啓発を行った。街頭啓発においても広く人権について関心や意識を持っていただくよう、人権擁護委員とともにショッピングセンターにおいて市民に呼び掛けた。また、障害者差別解消法について、市広報やイベント等で周知を行った。 ●三重県市町総合事務組合の実施する新規採用職員対象のワンステップ研修において、福祉施設での食事介助、移動介助等の体験を通して、障がいのある人に対する理解を深め、その体験をそれぞれの市の業務でどのように活用していくのかを学んだ。 ●社会福祉協議会内に編集委員会を設置し、市民に読みやすい紙面を目指して広報紙「社協だより」を年4回全戸配布し、市内事業所の福祉活動の紹介、ボランティア団体の活動紹介及び社会福祉協議会の活動紹介等を積極的に発信した。なお、ホームページやフェイスブックを活用し、当会の事業所の活動紹介も行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●今後も市広報で特集記事を掲載し、その他様々な手法で広報や啓発を進め、お互いの人格や個性を尊重する共生への意識高揚に取り組む。 ●福祉体験を通して幅広い行政の仕事や役割について認識するため、継続して三重県市町総合事務組合の実施する研修に参加していく。 ●当事者団体やボランティアグループなどの紹介や事業所の活動紹介など行っているが、共生社会の理念の普及や理解を深めるための紙面に至っていない。今後は障がいのある人に対する理解を深めるための紙面も意識するとともに、ホームページ、フェイスブックを活用し補完的な役割を果たしながら広報の充実を図る。
2 障がいのある人とない人の交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●出前講座や地域が実施する防災訓練時に、障害のある方が参加できるよう、また、障害のある方を想定した訓練を実施するよう指導に努めた。 ●地域の防災訓練や三世代交流会に車イスの貸出を行った。また、障がいのある子どもを持つ親子グループが子育てサロン活動の支援を行うとともに、地域住民誰もが参加でできるコミュニティサロンを事業化(8団体)し、立ち上がった。 ●「あいあい祭り」を開催し、ボランティア団体の協力のもと点訳、音訳、自助具の体験や市内障害福祉サービス事業所のブース出展などを行った。また、障がい児交流事業において、亀山高校の参加を得て、モクモクファームでの体験をとおして相互の理解を深めた。また、江戸の道シティアラソンにて、障がい者ランナーに対して伴走支援を行った。 ●12月の人権週間にあわせ「ヒューマンフェスタin亀山」を中学生や高校生、市民活動団体などの幅広い協力と参加により開催した。市民が人権について改めて考える機会となり、人権意識の高揚につながった。 	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい者が参加できる環境づくりが大切であるので、災害時に不安を取り除けるよう、参加促進を図るとともに、障がい者の情報を地区の防災リーダー等と共有する必要がある。 ●引き続き車イスの貸出を行い、障がい者の地域行事への参加促進に努める。また地域住民誰もが参加できるコミュニティサロン活動も他の地域に広がるよう啓発に努める。 ●引き続き「あいあい祭り」や障がい児交流事業を実施し、交流を深めるイベントを開催するとともに、社協の役割を果たしていきたい。 ●より多くの人に参加してもらえるよう、広報やPRを工夫するとともに、講演内容等も関心を持ってもらえるようなものにするなど、実行委員会で検討していく。
3 福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●市内の小中高16校に対し、福祉教育推進助成事業を実施し、各学校での車イスの体験やユニバーサルデザインやバリアフリーについての学習などの取組をとおして福祉に対する関心をもってもらった。29年度より保育所、幼稚園、認定こども園19園に対しても地域交流等をとおして福祉の心を育ててもらえるよう助成事業の拡充を行うとともにパンフレットを作成し啓発推進を図った。うち3校(園)をモデル校に指定し、学校と社協が協働で年間のプログラムを作成し障がい者理解に繋げる福祉教育を行い、これらの福祉教育の取組をDVDにまとめた。 ●市内全14小中学校が福祉協力校の指定を受け、それぞれの学校で児童会・生徒会、福祉委員会、栽培委員会、総合的な学習の時間における体験活動・体験学習等を通して行った。活動内容としては、地域生活者としての生き方や社会福祉への理解と関心を高める活動やそれぞれの地域の実態に合った活動になるよう工夫して取り組んだ。また、その成果を各学校での集会活動やあいあいまつりでパネル発表した。 ●交流学習会を3つの中学校ブロックで実施した。また、児童生徒作品展に取り組み、市内ショッピングセンターにて展示会を行った。 ●特別支援学校に在籍する児童生徒が「居住地校交流」として市内小学校と交流を行った。 ●学校・園においては、高齢者や障がいをもった人との交流や福祉に携わる人たちから話を聞いたり福祉施設を訪問したりする活動を、授業や校外活動の中で取り組んだ。幼稚園・小学校低学年は共に楽しく活動し障がいのある人に対する認識を正しく持たせることを主眼に、小学校中学年以上は、共生社会を積極的に推進していく態度を育てることをねらいに、取り組みを進めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き小中高校、幼稚園、保育所、認定こども園に対し、福祉教育助成事業を行うとともに、モデル指定校に対し、年間をとおして関わり、福祉教育を通して障がい者理解へ繋げていく。 ●地域の福祉団体や地域コミュニティとの一層の連携を深めながら取り組んでいく。 ●幼稚園や保育園、市外の特別支援学校に通う児童生徒の保護者にも情報を提供し、交流を深める。保護者と教職員による学習会へのより多くの保護者の参加を促していく。 ●交流の実施時期や交流内容についての検討を行う。 ●総合的な学習の時間、キャリア教育の中で福祉教育を重要な要素の一つとして位置づけ、児童生徒の発達段階に応じて系統的に取り組む。

実施目標 施策の項目	平成29年度主な事業実績と成果	今後の方向性
4 障がい者団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> ●社会見学、講演会などを実施される障がい者団体に対し、市補助金・共同募金配分金を財源とした助成を行った。 ＜団体助成＞ ・亀山市障害者福祉協会 ・亀山市特別支援教育振興会 ・かめやま障害児者を支える会 ・みつくすどろっす 	<ul style="list-style-type: none"> ●各障がい者団体が実施している事業や、各団体が抱えている課題等の聞き取りを1部の団体に行ったが、他の団体に対しても課題を把握し適切な支援に努めていきたい。
5 ボランティア活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティアセンター登録者に対し、保険加入の補助やネットワーク会議、交流会、団体助成事業を実施するなどの支援を行った。また、ボランティアを必要としている人、活動を始めたい方などに連絡、調整、斡旋などのコーディネートを行った。 ●サロン活動に興味を持ち、地域住民の方々がサロンを立ち上げるきっかけ作りを目的にボランティア講座を実施した(参加者 36名)。 ●昨年度より引き続き市内企業からボランティア活動の依頼があり、障がい者施設等でのボランティア活動や事業所への寄付の受付をはじめ、他に私立保育所へのお菓子の寄贈、赤い羽根UMOUPROJECTへの参画を行っていただいた。 ●障がい者、福祉施設や団体、障害者総合支援センター等の関係機関から、ボランティアの依頼がありボランティア活動団体(者)への連絡、調整、斡旋などのコーディネートを行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティアセンター登録者の高齢化が進んでいるため、今後も広報誌等でボランティアセンター団体紹介や活動紹介を行い登録者の増加に繋げる。また障がい者を支援しているボランティア団体に対してヒアリング等を実施し、養成に繋げていく。 ●地域でのちょっとした困りごとに対応できるよう「ちょこボラ」の講座を開催し、ボランティア活動を始めるきっかけ作りや組織化に繋げていく。 ●今後も企業と事業所をマッチングしボランティア活動を行えるよう市内企業に働きかけていくとともに、関係機関と連携し、情報提供を行っていく。 ●今後も障がい者、福祉施設や団体、障害者総合支援センター等の関係機関から、ボランティアの依頼がありボランティア活動団体(者)への連絡、調整、斡旋などのコーディネートに努めるとともに、潜在的なニーズの掘り起こしを行う。
6 生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●教養講座の知りたいシリーズとして、「医療の進歩～肝炎治療を通して～」や「ロボットの過去・現在・未来」と題して介護ロボットについての講座を実施した。また、出前教室として「介護予防」に関する講座を行った。 ●障がい者スポーツ競技の全国大会等に出場された人に激励金の支給を行い、スポーツ大会参加の支援を行った(種目:バレーボール 東海大会 5件)、(種目:陸上 全国大会 1件)、(種目:ボウリング 全国大会 1件)。 ●サロン活動に興味を持ち、地域住民の方々がサロンを立ち上げるきっかけ作りを目的にボランティア講座を実施した(参加者 36名)。 ●ケーブルテレビで公民館講座を行っている様子を放映した。 ●中央公民館講座の学びの継続と成果の地域への循環を考慮して、生涯学習計画の策定を進めた。また、中央公民館講座受講生へのサークル化を促した。 ●スポーツ・レクリエーション活動に関わる指導者等に、障がい者スポーツの指導に関する研修等の周知を行った。 ●平成29年度は、文化会館のバリアフリー化等の改修は行わなかったが、これまで改修してきた設備等の維持管理に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ●今後についても実施内容を検討しながら、実施していく。 ●引き続き障がい者スポーツ競技の全国大会等に出場する人に激励金を支給するとともに、障がいのある人が障がいのない人とともに参加できるスポーツイベントの開催の支援に努める。 ●今後もニーズに合ったボランティア講座を開催し、ボランティア活動を始めるきっかけ作りや組織化に繋げていく。 ●情報提供は継続的な実施を行っていく。生涯学習講座をケーブルテレビで放映することは、現状のシステム的に不可能であるため無料オンライン大学講座等の紹介も含めて全庁的な調整が必要である。 ●生涯学習計画に基づき、今後も学びのサイクルという視点から市民大学との連携をして指導者の人材育成に取り組んでいく。 ●引き続きスポーツ・レクリエーション活動に関わる指導者等に、障がい者スポーツの指導に関する研修等の周知を行うとともに、参加の要請に努める。 ●今まで整備してきた文化会館のバリアフリー化及び障がいのある人の利用に考慮した設備等の維持管理に努める。
2.健やかな暮らしのための保健・医療の充実		
1 保健・福祉・医療の連携	<ul style="list-style-type: none"> ●家族や子ども自身、学校や園など関係機関からの相談について関係機関と連絡調整を行い、子どもが地域で健やかに成長できるよう支援を行った。 児童虐待等の対応については、各関係機関と連携をした「亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会」のネットワークを活かし支援を行った。 <p>「児童相談実績」 子ども総合相談(子どもの育ち相談) 年間相談件数(実人数) 588件 医療相談 月1回 年12回実施 療育手帳相談 月1回 年12回実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●今後も相談者のニーズを的確に捉え、早期支援と児童虐待の未然防止の対応を積極的に行っていく。また、きめ細かな対応ができるよう、引き続き関係機関との連携を密に行っていく。

実施目標 施策の項目	平成29年度主な事業実績と成果	今後の方向性																																	
<p>2 障がいや疾病の早期発見・早期治療</p>	<p>●乳幼児健康診査口</p> <table border="1" data-bbox="706 254 1564 409"> <thead> <tr> <th></th> <th>受診者数</th> <th>受診率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4か月児健康診査</td> <td>373人</td> <td>97.6%</td> </tr> <tr> <td>10か月児健康診査</td> <td>391人</td> <td>99.5%</td> </tr> <tr> <td>1歳6か月児健康診査</td> <td>454人</td> <td>99.6%</td> </tr> <tr> <td>3歳児健康診査</td> <td>456人</td> <td>99.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>●幼児健康診査未受診者は、電話連絡等で受診勧奨を行い、連絡が取れない場合は、家庭訪問等で状態を把握した。</p> <p>○相談事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ことばの相談(月2回程度) ・育児相談(月1回) <p>○健診後の親子教室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・のびのび教室(月2回) ・のびのびクラブ(月2回) <p>○幼児健康診査で支援が必要と判断したケースには、フォロー教室や相談事業を開催し、対象児と保護者への支援を行った。</p> <table border="1" data-bbox="706 737 1564 892"> <thead> <tr> <th></th> <th>実施回数</th> <th>参加延べ人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ことばの相談</td> <td>7回</td> <td>24人</td> </tr> <tr> <td>育児相談</td> <td>12回</td> <td>※33人</td> </tr> <tr> <td>のびのび教室</td> <td>24回</td> <td>97人</td> </tr> <tr> <td>のびのびクラブ</td> <td>24回</td> <td>118人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※幼児健康診査後のフォロー来所者数</p> <p>●発達等にフォローの必要な子どもの相談支援は早期対応が重要であり、児童虐待予防についても最も効果的な方法でもあるため、担当室の訪問や面接に同席し、親子関係についてもフォローを行った。また、未受診や未検診への対応としても、担当室との情報交換を密に行った。</p> <p>●「保健・福祉医療との連携実績」</p> <p>母子保健との連携</p> <p>幼児健診及びフォロー教室への協力体制回数 72回</p> <p>幼児健診時の臨床心理士及び心理相談員による保護者相談件数 18件</p>		受診者数	受診率	4か月児健康診査	373人	97.6%	10か月児健康診査	391人	99.5%	1歳6か月児健康診査	454人	99.6%	3歳児健康診査	456人	99.3%		実施回数	参加延べ人数	ことばの相談	7回	24人	育児相談	12回	※33人	のびのび教室	24回	97人	のびのびクラブ	24回	118人	<p>●健康診査未受診者に対しては、受診勧奨を継続しつつ、その理由を確認する中で問題を洗い出し、居場所確認等が必要な場合は、関係機関と連携しながら状況を把握する。</p> <p>●引き続き、関係機関と連携しながら、支援が必要な児とその保護者に対してフォローを行っていく。</p> <p>●切れ目のない子ども支援を行う上で、情報の共有化と個人情報の保護に十分配慮し、今後も保健・福祉・医療の関係機関のネットワークの強化を図る。</p>			
	受診者数	受診率																																	
4か月児健康診査	373人	97.6%																																	
10か月児健康診査	391人	99.5%																																	
1歳6か月児健康診査	454人	99.6%																																	
3歳児健康診査	456人	99.3%																																	
	実施回数	参加延べ人数																																	
ことばの相談	7回	24人																																	
育児相談	12回	※33人																																	
のびのび教室	24回	97人																																	
のびのびクラブ	24回	118人																																	
<p>3 生活習慣病予防の推進</p>	<p>●運動のきっかけづくりを目的としたトレーニング室の利用の説明会やミニ運動講座を実施した。</p> <table border="1" data-bbox="706 1312 1564 1404"> <thead> <tr> <th></th> <th>実施回数</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トレーニング室説明会</td> <td>24回</td> <td>35人</td> </tr> <tr> <td>ミニ運動講座</td> <td>24回</td> <td>33人</td> </tr> </tbody> </table> <p>○生活習慣病予防等の講話等を行い生活習慣が改善できるよう支援した。</p> <table border="1" data-bbox="706 1459 1564 1530"> <thead> <tr> <th></th> <th>実施回数</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康教育</td> <td>29回</td> <td>607人</td> </tr> </tbody> </table> <p>○食生活改善推進協議会会員が講師となり、あいあいや地域に出向き、生活習慣病予防食の市民向けの料理講習会を行った。</p> <table border="1" data-bbox="706 1614 1564 1707"> <thead> <tr> <th></th> <th>実施回数</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民伝達講習会</td> <td>4回</td> <td>62人</td> </tr> <tr> <td>地区伝達講習会</td> <td>40回</td> <td>434人</td> </tr> </tbody> </table> <p>●特定健康診査の結果に基づき、リスクの高いと判定された人を対象に「動機づけ支援」と「積極的支援」に区分し、保健指導を行いながら、生活習慣の改善に取り組む支援を行った。</p> <table border="1" data-bbox="706 1824 1564 1917"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象者数</th> <th>利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動機づけ支援</td> <td>231人</td> <td>43人</td> </tr> <tr> <td>積極的支援</td> <td>49人</td> <td>4人</td> </tr> </tbody> </table>		実施回数	参加人数	トレーニング室説明会	24回	35人	ミニ運動講座	24回	33人		実施回数	参加人数	健康教育	29回	607人		実施回数	参加人数	市民伝達講習会	4回	62人	地区伝達講習会	40回	434人		対象者数	利用者数	動機づけ支援	231人	43人	積極的支援	49人	4人	<p>●引き続き、各種教室を開催することで、生活習慣病予防の啓発を行っていく。また、あわせて教室の内容を研究しつつ、活動のPR方法を工夫し、市民の生活改善へとつなげる。</p> <p>●生活習慣の改善に向けて、各種教室や講座の内容を工夫しながら、啓発活動を継続的に行う。</p>
	実施回数	参加人数																																	
トレーニング室説明会	24回	35人																																	
ミニ運動講座	24回	33人																																	
	実施回数	参加人数																																	
健康教育	29回	607人																																	
	実施回数	参加人数																																	
市民伝達講習会	4回	62人																																	
地区伝達講習会	40回	434人																																	
	対象者数	利用者数																																	
動機づけ支援	231人	43人																																	
積極的支援	49人	4人																																	

実施目標 施策の項目	平成29年度主な事業実績と成果	今後の方向性
4 精神保健福祉施策の充実	<p>●精神に障がいのある人やその家族に対して、総合的な相談支援を行い、精神保健福祉手帳の取得や自立支援医療等各種制度のサービスの利用につなげた。</p> <p>●支援員(専門相談員)2名を配置して、ニートや引きこもりに関する問題を中心に青少年が関わる様々な問題について、相談や自立に向けての支援を行った。また、相談活動については、青少年及び家族に対しての来所相談を基本に実施し、必要があれば、訪問による相談を行った。支援業務については、コミュニケーショントレーニングや料理教室を通じてのグループワーク体験など、個々の状態に応じた内容で実施した(平成29年度実績(相談件数):212件)。</p> <p>●市広報で周知しつつ、鈴鹿保健所が「こころの健康相談」を年6回実施した。</p>	<p>●障がいのある人やその家族等に対する相談支援体制を充実させ、地域で安心して暮らせるように、精神障がい者が利用できる福祉サービスの充実を図る。</p> <p>●今後についても、不登校やひきこもり、ニートなどの問題を抱える青少年に対して、適応指導教室や健康福祉部などと緊密な連携を図り、途切れのない支援を行う。</p> <p>●鈴鹿保健所が実施する「こころの健康相談」については、市広報で継続的な周知を行う。</p>
5 難病対策の充実	<p>●難病患者やその家族に対して、利用できる福祉制度の情報を提供するとともに、相談事業の充実を図った。</p>	<p>●今後も、難病患者やその家族に対して、利用できる福祉制度等に関する情報提供を引き続き行っていく。</p>
3.障がいのある子ども・人の育ちと学びの支援		
1 療育体制の充実	<p>●家族や子ども自身、子どもが所属している園や学校など関係機関からの相談については、必要に応じて関係機関と連絡調整を行い、子どもが地域で健やかに成長していける支援を行った。また、養育困難や児童虐待等の対応については、各関係機関と連携をした「亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会」の体制を活かした支援を行った。母子保健や保育園・幼稚園との連携及び支援を行う職員に対する研修も行った。児童相談としては子どもの育ち相談、児童精神科医の医療相談、療育相談(個別・集団)、療育手帳相談があり、多岐にわたる相談について専門職員が対応に当たっている。</p> <p>「児童相談実績:合計588件」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待 63件 ・養護 78件 ・保健 5件 ・肢体不自由 9件 ・視聴覚障がい 5件 ・言語発達障がい 154件 ・重症心身障がい 7件 ・知的障がい 72件 ・発達障がい 83件 ・ぐ犯行為等 2件 ・触法行為等 0件 ・性格行動 53件 ・不登校 36件 ・適正 6件 ・育児・しつけ 8件 ・その他 7件 <p>●児童相談システムを運用開始後、統計事務の簡素化及び緊急対応時に即座にケース概要を把握することが可能となった。従来の紙ベース情報の長所も活かしつつ、データベースの活用範囲拡大を図った。</p> <p>●特別な支援を必要とする普通学級に在籍する児童生徒において「個別の教育支援計画」の作成が進むように、「個別の教育支援計画」の様式を改定した。</p> <p>●育ちの歩みを継続的に記録するサポートブック「にじいろのーと」の改訂版を、相談のあった保護者に配布した。また、この「にじいろのーと」の活用方法について、広報かめやまや行政出前講座などを活用し周知した。</p> <p>●個別に支援が必要な子どもとその家族を対象に、子どもの発達に合わせて、訓練的な要素を取り入れた遊びをもとに、個別及び集団の療育を行った。また、療育に通う子どもの保護者の集いを開催し、子育てに対する不安に対し助言等を行うことで不安や負担の軽減につなげることができた。</p> <p>療育の調査研究として三重県立子ども心身発達医療センターの協力により、専門職員の派遣を受け医療面での連携が強化された。</p> <p>個別療育相談 26回 実人数 13人 集団療育相談 72回 実人数 37人 療育参加児童の保護者の集い 参加保護者6人</p>	<p>●定期相談の充実により相談件数が増加し、予約のとりにくい状況が発生しているため、園や学校への訪問相談を行い、相談待ち期間の短縮に努める。また、相談内容も多岐にわたり高度化していることから、専門職としての資質向上として、各種研修へ積極的に参加する。</p> <p>●データ入力の効率化やシステムの活用方法の可能性について研究する。</p> <p>●特別な支援を必要とする普通学級での「個別の教育支援計画」の作成と活用がさらに進むよう、指導・助言を行っていく。サポートブック「にじいろのーと」の活用を促す。</p> <p>●来所相談はもとより、医療機関受診や学校との連携などさまざまな場面で活用していただけるよう、さらなる周知を図る。</p> <p>●三重県立子ども心身発達医療センターとの連携を強化し、専門職員の人数や派遣回数を増やしていく。また、「(仮)児童発達支援センター」の整備に向けた具体的な協議を行っていく。</p>

実施目標 施策の項目	平成29年度主な事業実績と成果	今後の方向性
2 障がい児保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●公立保育所において障がい児を適切に受け入れられるよう、専門的な視点での介助等の必要性を判断したうえで、3歳未満児には加配保育士、3歳以上児には介助員を配置し、支援が必要な児童が安心して過ごせる保育環境を整備した。 ●加配保育士及び介助員が学習生活相談員研修会に積極的に参加し、自己研鑽に努めた。 ●公立保育園では加配保育士や介助員など、障がい児保育の実施に必要な人員を配置し、障がいのある子とない子がともに安心して過ごせる保育環境を整備することで、統合保育の推進が図れた。 	<ul style="list-style-type: none"> ●非常勤職員の登録を積極的に行い、必要な時期に必要な人材を確保できるような準備体制を整える。また、加配保育士や介助員の知識・力量向上につながる研修を教育委員会と連携して実施する。さらに、私立保育所での障がい児の受入がしやすくなるよう、県の補助金制度や市単独の加配保育士人件費補助金制度の周知を図る。 ●引き続き、加配保育士及び介助員など障がい児保育に関わる職員を対象に教育委員会と連携して研修会を実施し、資質の向上に努めます。 ●障がいのない子どもとの統合保育の一層の推進を図るため、教育委員会と連携し、介助員の知識・力量向上につながる研修を実施する。
3 特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●公立幼稚園において障がい児を適切に受け入れられるよう、専門的な視点での介助等の必要性を判断したうえで、必要な介助員を配置し、支援が必要な児童が安心して過ごせる保育環境を整備した。 ●就学指導委員会において、子どもの様子や発達課題から、就学後の支援の方向性を明らかにし、就学先の学校に伝えることで、スムーズな受け入れ体制が進むよう努めた。また、就学に不安を抱いている保護者の思いや就学後の必要な支援を学校に伝え、受け入れ体制が進むよう努めた。 ●「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成と活用がより進むよう、その計画の立て方、有効な活用の仕方等について助言をした。また、校内委員会の進め方や目標の設定の仕方など特別支援教育コーディネーターを対象に研修を深めた。また、特別支援学級での教育課程の立て方についても指導、助言をした。 ●特別支援教育コーディネーターを対象に、普通学級で行う特別支援教育に関する研修会を開催した。 ●校内の特別支援教育コーディネーターが、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや関係機関と連絡を密にとれるよう、相談体制づくりに努めた。 ●月2回のカウンセラーによるカウンセリングを定例で行い、不登校や子育てで悩む保護者への相談活動をおこなった。また指導員による電話相談のべ468件、面接相談のべ162件、学校訪問相談237件、家庭訪問381件行なった。 ●児童生徒や保護者からの相談があった場合、管理職、担任、コーディネーターおよび関係職員により校内委員会を開いて対応した。ケースによっては子ども総合センターなどの関係機関と連携をとりながら適切な対応に努めた。教育委員会内に教育相談窓口を設置し、保護者からの電話や面接相談を実施した。 ●通級指導教室に通う児童生徒を対象にした小集団指導「こみけ」を開催した。コミュニケーション能力やソーシャルスキル能力を高めるためのプログラムを検討し、年8回実施した。また「こみけサロン」を開催し、保護者との情報交換を行った。 ●特別支援コーディネーター担当者を対象に、年間4回の会議・研修会を行った。また、亀山市特別支援教育振興会や亀山市教育研究会においても小中学校間の情報交換や各校の課題等について話し合った。 ●年4回の定例の就学指導委員会を開催すると共に、小委員会を2回開き、状況の変化や実態に応じて迅速に就学相談・指導ができるよう努めてきた。 ●教育研究室の指導主事を子ども支援室兼務とし、発達相談へ対応するなど連携を図った。 ●特別支援学級児童生徒に視点をあてた交流学級の学級づくりを推進し、インクルーシブ教育システム構築にむけた取組の充実を図った。 ●全校集会や学年集会などで、障がいのある児童生徒を中心にした取り組みを実施している。亀山市音楽会や美術展、他校との合同・交流学習の事前・事後学習に障がい者理解、人権・共生教育の視点での学習を位置づけ取り組んだ。亀山市特別支援教育振興会の交流学習会では、中学校ブロックに分かれて児童生徒間交流を実施した。 ●就学指導担当者が保護者と同行して、特別支援学校の入学説明会に参加し、特別支援学校での就学相談を受けた。また、在籍中の児童生徒については特別支援学校の担当者と連携を密にして情報を共有した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●非常勤職員の登録を積極的に行い、必要な時期に必要な人材を確保できるような準備体制を整える。また、介助員の知識・力量向上につながる研修を教育委員会と連携して実施する。 ●就学指導委員会の審議内容、子どもの状態や保護者の願いを丁寧に学校に伝え、就学後に必要な支援体制を関係機関とともに調整していく。 ●個に応じた具体的な支援が進むよう、学校での相談、助言に努める。 ●教職員自身の専門性の向上を図るための研修会と児童生徒、保護者に対する啓発活動をより充実させる。 ●校内体制をより充実させるために、特別支援教育コーディネーターのニーズを把握する。 ●不登校児童生徒を減らすために、該当学校での児童生徒の状況を把握し、各学校との連携を取りながら支援体制を強化するとともに、引きこもり生徒への訪問指導を行う。 ●校内体制の充実と共に、子ども総合センターをはじめとする関係機関とのより迅速な対応と役割の明確化を図る。 ●指導者の指導力向上のための研修会を計画、実施していく。 ●保育園、幼稚園、高等学校、特別支援学校との連携をさらに推進していく。 ●関係機関と連携し、必要で正確な情報の収集と適正な判定を目指していく。 ●子ども支援室のケース会議に出席し情報共有をするとともに担当者の専門性の向上を図る。就学指導委員会に先立ち、子どもの実態調査、保護者への聞き取り、および当該校関係者会議を開き、連携を強化する。 ●インクルーシブ教育をより一層推進する。 ●学校を越えた特別支援学級間でも交流が行われるよう、取り組みを推進する。 ●特別支援学校卒業後の就労支援を学校と連携して充実させる。

実施目標 施策の項目	平成29年度主な事業実績と成果	今後の方向性
4 障がいのある子どもの支援	<p>●来所相談の予約待ち期間短縮のため、園や学校へ専門職員が出向き、訪問相談を実施することで、相談枠の確保と待ち期間の短縮、参加できる教職員の増加につなげた。 園・学校への訪問相談 45件</p>	<p>●子どもの豊かな発達を支援するとともに、保護者ニーズや個々の状況にあった対応につながるよう、今後も園や学校訪問相談を強化していく。</p>
5 障がいのある人のいる家庭の支援	<p>●家族や子ども自身、子どもが所属している園や学校など関係機関からの相談については、必要に応じて関係機関と連絡調整を行い、子どもが地域で健やかに成長していける支援を行った。 また、養育困難や児童虐待等の対応については、各関係機関と連携をした「亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会」の体制を活かした支援を行った。 また、母子保健や保育園・幼稚園との連携及び支援を行う職員に対する研修も行った。 児童相談としては子どもの育ち相談、児童精神科医の医療相談、療育相談(個別・集団)、療育手帳相談があり、多岐にわたる相談について専門職員が対応に当たっている。</p> <p>「児童相談実績:合計588件」 ・児童虐待 63件 ・養護 78件 ・保健 5件 ・肢体不自由 9件 ・視聴覚障がい 5件 ・言語発達障がい 154件 ・重症心身障がい 7件 ・知的障がい 72件 ・発達障がい 83件 ・ぐ犯行為等 2件 ・触法行為等 0件 ・性格行動 53件 ・不登校 36件 ・適正 6件 ・育児・しつけ 8件 ・その他 7件</p> <p>●個別に支援が必要な子どもとその家族を対象に、子どもの発達に合わせて、訓練的な要素を取り入れた遊びをもとに、個別及び集団の療育を行った。また、療育に通う子どもの保護者の集いを開催し、子育てに対する不安に対し助言等を行うことで不安や負担の軽減につなげることができた。 療育の調査研究として三重県立子ども心身発達医療センターの協力により、専門職員の派遣を受け医療面での連携が強化された。 個別療育相談 26回 実人数 13人 集団療育相談 72回 実人数 37人 療育参加児童の保護者の集い 参加保護者6人</p> <p>●切れ目のない子どもの育ちを支援するため、情報の共有と支援の継続性を確保するためのツールであるサポートブック「にじいろのーと」を、保健・福祉・医療・教育など関係機関で積極的に活用されるよう、広報かめやま、行政出前トーク、職員研修や関係者会議などで周知・啓発を行った。 ●児童相談システムを運用開始後、統計事務の簡素化及び緊急対応時に即座にケース概要を把握することが可能となった。従来の紙ベース情報の長所も活かしつつ、データベースの活用範囲拡大を図った。</p> <p>●切れ目のない子どもの育ちを支援する上で、情報の共有化と個人情報保護に十分配慮し、更に保健・福祉・教育・医療の連携機関のネットワークの強化を図った。特に、18歳を超えたケースについては支援がとぎれないようにするため、個人情報に配慮しながら関係機関と情報の共有を図り支援を行った。</p>	<p>●定期相談の充実により相談件数が増加し、予約のとりにくい状況が発生しているため、園や学校への訪問相談を行い、相談待ち期間の短縮に努める。また、相談内容も多岐にわたり高度化していることから、専門職としての資質向上として、各種研修へ積極的に参加する。</p> <p>●三重県立子ども心身発達医療センターとの連携を強化し、専門職員の人数や派遣回数を増やしていく。また、「(仮)児童発達支援センター」の整備に向けた具体的な協議を行っていく。</p> <p>●引き続き、「にじいろのーと」の積極的な活用について、さまざまな場面で周知・啓発を行っていく。また、家庭環境が多様化する中で、親子が健やかに成長していけるように、それぞれのニーズを把握しつつ、関係機関との連携を継続し、情報の共有を図り支援を行う。 ●データ入力効率化やシステムの活用方法の可能性について研究する。</p> <p>●切れ目のない支援を行うため、保健・福祉・教育など関係機関での丁寧な引き継ぎを行っていく。また、障がいに関連する研修等には積極的に参加していく。</p>

実施目標 施策の項目	平成29年度主な事業実績と成果	今後の方向性
4.障がいのある人が能力を発揮できる就労への支援		
1 就労準備支援	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい者の就労訓練及び就労の促進のために、市の施設において職場体験実習を継続的に行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●就労の実習の場として職場体験実習事業を行い、支援機関とも連携を取りながら、1人でも多くの人々が一般就労へつながるように取り組んでいく。
2 雇用の場の確保と就労継続支援	<ul style="list-style-type: none"> ●公共職業安定所による就職説明会や就職情報の提供を支援機関と連携し行った。 ●亀山市雇用対策協議会事業を通じ、会員事業所に障がいのある人の雇用や就労を支援する機関の紹介を行うとともに、理解と受入れを働きかけた。 ●平成29年6月1日現在における障害者雇用率は1.9%で、法定雇用者数に不足が生じたが、平成30年度の職員採用計画に障がい者の採用枠を確保し、1名の採用を行った。 ●障がい者の就労に対するニーズに応えるため、社会的事業所に補助金を交付し、働きたいと願う障がい者に働く場を保障し、自立した日常生活を送るための支援につながった。 	<ul style="list-style-type: none"> ●今後も公共職業安定所や支援機関との連携により就職情報の収集及び提供を行う。 ●支援機関等と連携を図り、今後も様々な機会を捉え市内企業への働きかけを行っていく。 ●現在、国・地方公共団体等の障害者の法定雇用率は、平成30年4月に2.5%に引き上げられ、その後、平成33年4月を目途に2.6%に引き上げられる予定であることから、引き続き計画的な障がい者雇用に取り組む必要がある。 ●対人関係や健康管理等の理由により、一般就労できない障がい者が生活指導、健康管理等に配慮した環境の下で働ける職場として、社会的事業所を周知していく必要がある。
3 福祉的就労支援への充実	<ul style="list-style-type: none"> ●就労移行支援事業所や継続支援事業所が市内に増えたことにより、福祉的就労の場が充実し、利用者は年々増加してきている。 ●福祉的就労から一般就労につなげる支援を行い、就労継続支援A型事業所から2人、B型事業所から4人が一般就労をすることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ●就労移行支援事業所のアセスメントを参考に将来的な就労の可能性も視野に入れながら、就労支援事業の推進に取り組んでいく必要がある。 ●今後も、職場実習事業を継続して行い、障害者就業・生活支援センターや福祉施設等との連携を図りながら、一般就労に移行できるよう取り組んでいく。
5.障がいのある人の自立した生活を支えるサービスの提供		
1 情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい福祉サービスについて、市広報・市ホームページ及び福祉の手引き等により情報提供を行った。 ●手話通訳者を週1回あいの窓口継続的に配置し、窓口での手続き等で円滑にコミュニケーションができた(H29年度実績:8日間で延べ10人) 	<ul style="list-style-type: none"> ●相談支援の充実や新たなサービス提供への対応に取り組んでいく。今後も制度改正が行われることから、情報収集に努め、その対応に努める。 ●視覚障がい、聴覚障がい、音声言語障がいなど、障がいのある一人一人ひとりに応じた多様な手段による情報提供を充実に取り組むとともに、より円滑なコミュニケーションの実現に努める。
2 相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者総合相談支援センター「あい」を通して、障がい者のおかれた状況や相談内容に応じた必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行い、障がい者の自立につながる支援を行った。 ●障害福祉サービス・障害児通所支援を利用する人が、その人に合ったサービスを受けられるように、サービス等利用計画の作成が進み、モニタリングも含めきめ細かい相談支援につながった。 	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい者手帳の保持者は年々増加傾向にあり、相談内容も複雑化し困難なケースが多くなってきている。基幹相談支援センターも含めた支援体制を見直し、支援体制の充実や関係機関のネットワークの構築を図っていく。 ●計画相談支援事業所の体制を充実させ、計画相談の質を高めていく。
3 障がい福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ●自立支援給付及び地域生活支援事業として各種福祉サービスの提供に努めた。(詳細は、障がい福祉計画に記載のとおり) ●「放課後等デイサービス」については、市内に事業所が4カ所あり、学校に就学している障がい児が、授業終了後や休業日に、必要な訓練や支援を受けられる場として定着してきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ●今後は、障がい者のおかれた状況や相談内容に応じ適切な支援ができるように、医療・保健・福祉・教育及び就労等の関係機関と広域支援のネットワークを構築し、必要なサービスにつなげていく。 ●「児童発達支援」についてはニーズが高いが、市内には事業所がないため未就学の障がい児が身近なところで必要な訓練や支援を受けられるように体制の整備を進めていく。
4 自立を支えるサービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ●タクシー料金を助成するタクシー券の交付を行った。交付者数は348人で前年度(339人)に比べ増加した。一方で、利用率は46.10%と前年度(53.83%)に比べ、7.73%減少したが、重度障がい者の外出支援につながった。 ●障がいのある一人ひとりのニーズと実情に合わせて、外出や社会活動への参加をやすくするため、自動車燃料費の助成や、福祉移送サービスの提供を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・自動車燃料費の助成 107人 ・福祉移送サービス利用者 52人 	<ul style="list-style-type: none"> ●商工業振興室にて導入予定の乗合タクシー事業と併せて対象者等を整理し、平成30年度に事業の見直しを行うこととした。 ●障がいのある人の社会参加の促進・生活の質の向上を図るため、ニーズを的確に把握しつつ、他市の状況調査等、現在の契約の在り方を検討を進める。
5 福祉用具の利用	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障がい者(児)の身体機能を補完するため、車イスや下肢装具などの補装具の作成や修理のための費用を支給した。 <ul style="list-style-type: none"> ・交付 85件 修理 40件 ●在宅の重度障がい者(児)が日常生活をより円滑に送ることができるように、ストマ装具等の日常生活用具の給付を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・給付 937件 ●在宅の寝たきり高齢者及び障がい児(者)などに対して、車イス及び歩行器を無料で貸し出した(29年度:車イス266件、歩行器2件)。 	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい者が、日常生活をより円滑に生活できるように、障がいの状態やニーズに応じた給付に努める。 ●安全に利用いただけるよう管理を徹底していく。

実施目標 施策の項目	平成29年度主な事業実績と成果	今後の方向性
6 経済的支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする人に福祉手当等を支給した。 <ul style="list-style-type: none"> ・特別障害者手当 16人 ・障害児福祉手当 31人 ●専任の職員を配置し、福祉資金貸付の相談に応じた。生活福祉資金の貸付件数は1件で、相談件数は60件であった。亀山市福祉金庫の小口貸付件数は1件であった。生活困窮者支援緊急食糧提供事業(県社協)は65件であった。 ●特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当の受給者129名を対象に歳末たすけあい募金を財源として援護金を配布した。 ●障害基礎年金の受給要件を満たしている人に対して、年金請求に関して、相談や支援を行った。請求受付件数 13件、年金額 1級:年額974,125円 2級:年額779,300円(29年度実績) 	<ul style="list-style-type: none"> ●重度障がい者の所得保障として、国や県の制度も含めて、さまざまな支援制度があることから、申請時等における窓口での案内等、各種制度を広く知っていただくよう周知に努める。 ●福祉課題を抱えつつも貸付条件を満たさないために、貸付できない相談があり支援に結びつかなかったケースがあった。低所得や障がいなど複合的な問題を抱えたケースが増加している中、情報が行き届くよう啓発に努めながら生活困窮者支援緊急食糧提供事業と連携しながら貸付事業を行う。 ●今後も引き続き住民に対し歳末たすけあい募金運動の啓発を図り、財源の確保に努める。 ●障害基礎年金の請求について、受給要件を満たしている人が受給できるよう、年金事務所や障がい担当部署と連携して相談・支援を行うとともに、今後も制度内容について周知を行う。
7 障がいのある人の権利擁護 対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●市と関係機関と連携し、日常生活自立支援事業を実施し、相談件数が1,084件で、利用者も47名と前年度より4名増加した。そのうち31名(前年度29名)が知的・精神障がい者である。また成年後見制度の活用促進のため利用支援、専門相談、制度の普及啓発等を行い、延べ相談件数が70件、相談者20名のうち2名が精神障がい者であった。 ●虐待を防止し、早期発見することを目指して、関係機関とのネットワークを構築するため、虐待防止対策代表者会議を開催した。 ●障害者差別解消法について広報やイベント等で周知、啓発を行った。また、鈴鹿・亀山圏域の関係機関と検討会を開催し、情報交換等を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●対象になると思われる方が、潜在していると考えられるため、引き続き社協だよりやホームページ、チラシなどを通じて成年後見制度の活用促進を行っていく。 ●障がい者の差別解消に向けて、関係機関等と連携しながら相談体制の整備を進める。 ●今後、高齢化の影響等もあり、成年後見制度を必要とされる方が増えてくると予想されることから、地域包括支援センターにおける権利擁護業務との窓口の一体化や、障がいがある人への成年後見制度の普及に継続的に取り組む。
6.地域で安全に安心して暮らせる まちづくり		
1 ユニバーサルデザインのまち づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●平成33年の三重国体に向けた主要事業「西野公園改修事業(H29～H31)」として、テニスコート横に段差に配慮した東屋の設置1箇所を行った。 ●平成33年の三重国体に向けた主要事業「西野公園改修事業(H29～H31)」として、屋外便所の改修について協議検討を行った。 ●布気小野線:縦断勾配に配慮した歩道新設整備(440m)を完了した(全体延長800m)。歩道を新設することにより歩車道が分離され、歩行者等の交通安全に効果が発現された、また、移動しやすい歩道に配慮した縦断勾配で整備を計画することが出来た。 ●平成29年度はバリアフリーの適合証を受ける物件はなかった。 ●亀山駅周辺の市街地再開発において、2ブロックの再開発準備会が進める基本設計等の作成を支援し、必要な協議を行った。 ●歩道部において、舗装面の老朽化等による凹凸やインターロッキングブロック、視覚障がい者誘導用ブロックの損傷など修繕を実施することで段差を解消し、歩行者の安全確保に努めた。 ●羽若14号線ほか1線:安全性に配慮した道路改良整備(120m)を行い全線完了した。(全体延長310m)また、南野5号線:安全性に配慮した道路改良整備(50m)が全線完了した。これらにより、道路を拡幅することにより幅員が拡充され、歩行者と車両の離隔や見通しが向上し、交通安全に対する効果が発現された。 ●選挙時において、市内の各投票所の施設管理者に対し、バリアフリーに配慮していただくよう依頼するとともに、バリアフリー化されていない施設については、スロープ等を配備した。また、県選挙管理委員会において作成された選挙公報の点字版及び音声版を準備した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●西野公園において、関係部署と連携し、屋外便所の改修のための設計を進める。 ●歩道の整備を進めるにあたり事業費を必要とするが、近年の財政状況では予算を確保する事が難しく、早期完成を目指すためには、効果の発現に工夫を要する。国の制度改正等、情報をいち早く収集し、国の予算確保に努める、また、部分的な供用開始を検討し、安心・安全な歩行空間の確保に努める。 ●バリアフリー化でない施設については、障がい者が利用しやすい環境に向け、施設管理者と協議を行うとともに順次整備していく。川崎小学校改築工事及び山車会館で適合証を受ける。 ●亀山駅周辺の再開発の基本設計等と合わせて、駅前広場や街路等の詳細設計を進める。 ●亀山市交通バリアフリー構想に基づき整備を進めるが、道路法の改正により、道路の既存施設(橋梁、法面、標識など)の維持管理に重点を置き整備していく必要があり、予算的には厳しい状況ではあるが、視覚障がい者誘導用ブロックの維持管理は優先的に取り組んでいきたい。 ●生活道路整備には、地域住民との合意形成が必要不可欠である。市内には狭い生活道路として機能している道路が沢山あり順次整備を行なう必要がある、しかし、近年の財政状況では予算を確保する事が難しく事業進捗を図るためには、効果の発現に工夫を要する。今後は、生活道路整備指針や狭い道路後退用地整備事業と連携を図る等、より効率的な整備を進めていくための手法の検討を引き続き行なっていく。 ●全ての投票所がバリアフリーに対応していないため、障がい者が利用しやすいよう、駐車場の確保や段差解消などのバリアフリー化について、引き続き施設管理者に呼び掛けていく。
2 住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●既存住宅の外部階段等への手すり取付は完了した。平成29年度の対応修繕は、ありませんでした。 ●住宅内に段差のない1棟5戸の借上げを行いました。 ●平成25年度で住宅リフォーム助成事業は終了。 	<ul style="list-style-type: none"> ●耐用年数が過ぎている住宅のバリアフリー化には費用が多く必要なため、バリアフリー対応の新規借上げ住宅への住替えを進める。 ●新規24戸の借上げを行いつつ、住生活基本計画の見直しを行います。 ●障がい者に対して新たな形での住宅改修支援を検討していく。

実施目標 施策の項目	平成29年度主な事業実績と成果	今後の方向性
3 防災・安全対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●総合的な防災情報伝達システムを構築するため、様々なシステムについての聞き取り調査を行い、障がい者の情報も取り込みながら、準備を進めた。 ●地域福祉室と連携して、避難行動要支援者名簿の作成及び各関係団体等への配布を行った。 ●災害時の災害ボランティアセンター設置・運営に備え、三泗鈴亀地区災害ボランティアセンター広域連携訓練に参加した。 ●自主防災組織等の要請により、30団体2,246人に対し、訓練指導や防火講話を継続実施して、防火知識の向上に努めた。 ●亀山市災害時要支援者サポート事業実施要綱を精査して、名簿作成要領を作成し、避難行動要支援者を特定するとともに、名簿を作成して制度を確立させた。 ●障がい者の方への参加を促し、亀山市防災訓練へ参加予定であったが、訓練が台風の影響により中止となった。 ●備蓄した避難生活用品の適正な維持管理に努めた。 ●福祉部局と協議を行って、福祉避難所を6箇所の確保に至っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●多種多様なシステムの情報収集を行っているが、どのシステムも日進月歩の技術進化を遂げており、どのシステムが適しているのか見極めて、障がい者が安全に避難できるような通信網の確保に向けて、一定の方向性を出すよう、着手する。 ●地域福祉課と連携して、避難行動要支援者名簿の更新を随時実施していく。 ●亀山市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルを活用し、平時より災害ボランティアセンター設置訓練を実施するとともに、災害ボランティアセンターの役割について周知を図る。 ●自主防災組織の未結成地区に対し、結成に向けた働きかけを実施していく。 ●地域福祉室と連携して、避難行動要支援者名簿の更新を行っていく。 ●継続して、障がいのある人も参加できる訓練を計画中である。 ●継続して、避難生活用品の確認と適正な維持管理に努める。 ●更なる福祉避難所の確保に向けて取り組むとともに、障がい者が最も近い福祉避難所を選定できるよう、関係機関、団体及び市内の社会福祉施設と協議を行っていく。
4 地域で支えるネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ●地域住民の身近な相談者として、行政へのつなぎ役を担いつつ、地区民生委員児童委員協議会(市内4地区)の取組の一つである地域での友愛訪問等により援助活動を行った。 ●まちづくり協議会に対し、地域福祉活動の重要性を伝えた結果、29年度に全22地区の福祉委員会が設置され、情報提供、助成事業などの活動助成を行った結果、見守り活動や助け合い活動等が各地区で実施された。 ●全22地区において福祉委員356名を委嘱し、地域に根差した地道な活動によって、住民の関心と福祉委員の認知度は上がり、地域の見守り活動に繋がった。新任の福祉委員を対象に研修会を実施し113名参加し福祉委員活動を行うための実践的な技術と意識の向上に繋がった。 	<ul style="list-style-type: none"> ●民生委員・児童委員が行っている活動内容について、広報等により周知を行った。今後、高齢化等により、地域福祉の担い手の確保が困難になることも想定されることから、障がい者の課題等、地域の福祉課題を地域で解決するしくみが求められる。 ●引き続き、全福祉委員会に対し、地域の実情に合わせた福祉活動が行えるよう支援していく。 ●福祉委員会活動において、高齢者支援に対する訪問活動や見守り活動などの取組は定着してきているが、地域共生社会の実現に向け、福祉委員(会)の研修会や説明会において理解を深めていきたい。

亀山市障がい福祉計画（計画期間H27～H29）
（障害者総合支援法に基づく計画）

	目標値	平成27年度～平成29年度	H27年度	H28年度	H29年度	平成29年度実績 成果・課題（数値は平成29年度）
施設入所者の地域生活への移行	2人	平成29年度までの施設入所者の削減数	4人増	3人増	5人増	施設入所者をしていった方がグループホームへ移行され、施設入所者数は平成28年度から1人減となった。しかし、全体としては、施設入所者は増加し、目標である平成25年度末時点の入所者数27人に比べ、5人増となった。今後も地域移行できそうな人は、地域に移行できるよう、施設入所等の関係機関と連携しながら取り組んでいく。
	4人	施設入所から地域生活へ移行した人数（3年間）	1人	1人	1人	
福祉施設から一般就労への移行	4人	平成29年度において福祉施設を退所し、一般就労する人数	5人	4人	9人	就労継続支援A型事業所から3人、B型事業所から6人が一般就労につながった。 平成30年度以降も、市では職場実習事業を継続して行い、障害者就業・生活支援センターや福祉施設等との連携を図りながら、国の方針に基づき一般就労に移行できるよう取り組んでいく。
就労支援事業の推進	6人	平成29年度末において就労移行支援事業を利用する人数	13人	23人	27人	就労移行支援事業所は、平成29年度に7事業所（市内2）になり、特別支援学校在学中のアセスメント（就労面の評価）をはじめとして利用者は年々増加している。今度も、アセスメントを参考に将来的な就労の可能性も視野に入れながら、利用者の確保に取り組む。
就労移行支援事業所からの一般就労への増進	100%	平成29年度末における就労移行率が3割以上の事業所の割合	0%	0%	0%	市内の就労移行支援事業所数は2ヶ所となり、就労移行支援事業を利用される人は増えたものの、就労につながるケースはなかった。 今後も、就労に必要な知識や能力向上のための訓練の場である就労移行支援事業所について、事業所や利用者への理解を前提として、関係機関と連携しながら就労の促進を図っていく。また、就労移行支援事業所の参入を継続的に促していく。
	2ヶ所	平成29年度末における就労移行支援事業所数	1ヶ所	1ヶ所	2ヶ所	
	2ヶ所	平成29年度末における移行率が3割以上の事業所数	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	
地域生活支援拠点等の整備	鈴鹿亀山圏域で1ヶ所	平成29年度末の地域生活支援拠点の整備数・場所	—	—	—	市内にはグループホームや短期入所ができる施設などが少なく、体験の場や緊急時の受入が困難である。今後、既存の総合相談支援センターや基幹相談支援センターの役割等の見直しを行い、「面的整備型」の地域生活支援拠点の整備に向け、鈴鹿・亀山圏域として継続的な検討を進める。

自立支援給付 訪問系サービス	目標値 平成29年度(1ヶ月)サービス見込み量				H27年度				H28年度				H29年度								
	時間:月間のサービス提供時間 人:月間の利用人数				時間:月間のサービス提供時間 人:月間の利用人数				時間:月間のサービス提供時間 人:月間の利用人数				時間:月間のサービス提供時間 人:月間の利用人数								
居宅介護	利用見込み量	785時間	49人	637時間	763時間	698時間	52人	<p>●居宅介護は、実利用者数・利用見込み量も年々増加傾向にあるが、目標達成までは至っていない。自宅での介護ニーズは高いことから、今後も、利用の増加が見込まれる。</p> <p>●重度訪問介護は、平成29年2月からの利用者が継続的に利用し、実利用者数は目標を達成し、利用見込み量も、昨年度3時間であったものが、223時間と大幅に増加した。今後も、必要とされる人に対して、適正な支給決定・支給量となるように努める。</p> <p>●同行援護の利用見込み量は、平成27年度は43時間であったものが、平成29年度末には55時間となり、年々増加している。今後も、利用者数の増加に向けた取組が必要である。</p> <p>●行動援護は、市内には対応できる事業所がなく、圏域の鈴鹿市にも3箇所しかない。利用者を利用しにくい現状であることから、事業者への参入を促していく必要がある。</p> <p>●重度障害者等包括支援は、県内に対応できる事業所がないのが現状である。</p>													
重度訪問介護	実利用者数	65人	28時間	3時間	3時間	223時間	1人														
同行援護	利用見込み量	84時間	0.2人	43時間	50時間	55時間	3人														
同行援護	実利用者数	6人	4人	4人	4人	3人	0人														
行動援護	利用見込み量	60時間	0.2時間	0.3時間	0.3時間	0.3時間	0人														
行動援護	実利用者数	3人	0人	0人	0人	0人	0人														
重度障害者等包括支援	利用見込み量	260時間	0人	0時間	0時間	0時間	0人														
重度障害者等包括支援	実利用者数	1人	0人	0人	0人	0人	0人														
日中活動系サービス	人日分:月間の利用人数×1人1月あたりの平均利用日数	2328人日分	1622人日分	1649人日分	1752人日分	<p>●生活介護は、平成27年度に実利用者88人であったものが、平成29年度には92人なり、利用の増加に伴い、利用見込み量は目標値に近づき、今後も増加が見込まれる。</p> <p>●自立訓練(機能訓練・生活訓練)は、利用者の定着により、実利用者数は目標に達し、利用見込み量は目標に大きく近づいた。今後も、継続的な利用が見込まれる。</p> <p>●就労移行支援及び就労継続支援(A型)は、利用者の増加に伴い、安定的な利用によりも目標を達成した。就労支援継続(B型)は、実利用者は年々増加しており、それに伴って利用見込み量が増加しているものの、目標値には達していない。今後も、利用者の増加が見込まれ、利用見込み量も増加する傾向が予想される。</p> <p>●短期入所は、福祉型は実利用者の増加に伴って利用見込み利用が増加し目標を達成した。医療型は、実利用者が現状1人のため、次年度以降も横ばいの可能性がある。</p>															
生活介護	利用見込み量	117人	88人	89人	92人																
生活介護	実利用者数	46人日分	5人日分	9人日分	39人日分																
自立訓練(機能訓練)	実利用者数	2人	0.8人	0.9人	2人																
自立訓練(生活訓練)	利用見込み量	69人日分	39人日分	19人日分	39人日分																
自立訓練(生活訓練)	実利用者数	3人	2人	1人	2人																
就労移行支援	利用見込み量	138人日分	144人日分	197人日分	254人日分																
就労移行支援	実利用者数	6人	9人	13人	15人																
就労継続支援(A型)	利用見込み量	465人日分	591人日分	671人日分	632人日分																
就労継続支援(A型)	実利用者数	26人	32人	34人	32人																
就労継続支援(B型)	利用見込み量	1654人日分	1280人日分	1430人日分	1437人日分																
就労継続支援(B型)	実利用者数	88人	69人	77人	81人																
療養介護	実利用者数	8人	10人	10人	11人																
短期入所(福祉型)	利用見込み量	94人日分	128人日分	134人日分	179人日分																
短期入所(福祉型)	実利用者数	12人	12人	12人	19人																
短期入所(医療型)	利用見込み量	87人日分	6人日分	2人日分	5人日分																
短期入所(医療型)	実利用者数	7人	1.4人	0.6人	1人																
居住系サービス	人:月間の利用人数	<p>●居住系サービスは、市内に2箇所あるグループホームや、圏域の鈴鹿市等の施設を利用している。障がい者の特性によっては、受入が難しい施設もあることから、継続的な居住場所の確保が求められる。</p>																			
共同生活援助	利用見込み量													33人	29人	29人	27人				
共同生活援助	実利用者数													25人	31人	30人	30人				
施設入所支援	人日分:月間の利用人数×1人1月あたりの平均利用日数	24人	43人	40人	44人	<p>●計画相談支援の事業所は、平成29年度には3箇所となったことで実利用者数は、増加する傾向にあり目標を達成している。今後も、利用者が自分に合う事業所を選べ、適切な支援計画となるよう、体制の充実が必要である。一方で、地域移行支援・地域定着支援は、市内に1箇所しかなく、まずは事業所の参入を促していく必要がある。</p>															
計画相談支援	実利用者数	93人日分	0人日分	0人日分	0人日分																
計画相談支援	利用見込み量	3人	0人	0人	0人																
地域移行支援	実利用者数	3人	0人	0人	0人																
地域移行支援	実利用者数	3人	1人	0人	0人																

障がい児支援	人日分：月間の利用者数×1人1月あたりの平均利用日数					人：月間の利用人数				
	利用見込み量	20人日分	21人日分	50人日分	81人日分	実利用者数	4人	4人	6人	11人
児童発達支援										
放課後等デイサービス	利用見込み量	312人日分	444人日分	503人日分	630人日分	実利用者数	39人	34人	39人	50人
保育所等訪問支援	利用見込み量	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分	実利用者数	0人	0人	0人	0人
医療型児童発達支援	利用見込み量	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分	実利用者数	0人	0人	0人	0人
障害児相談支援	実利用者数	8人	8人	8人	8人					12人

●児童発達支援は、平成29年7月に市内に初めて事業所ができたことにより、利用者が増加し、利用見込み量及び実利用者は目標を達成している。実利用者の増加により、平成27年度に比べ4倍以上の利用量となっている。さらに、平成30年2月にはもう1箇所増加したことにより、今後も増加することが予想される。

●放課後等デイサービスは、市内に事業所が3カ所あり、学校に通う障がい児が、放課後等に必要な訓練や支援を受けられる場として、利用者が増加し、利用見込み量も増えている。

●保育所等訪問支援や医療型児童発達支援は、本計画期間内では、市内に事業所がなく利用者がいなかった。次計画においては、事業所の参入に向けて継続的に取り組むこととする。

地域生活支援事業	目標値					平成29年度実績					成果・課題	
	2,600件	2,208件	2,539件	3,348件	2,600件	2,208件	2,539件	3,348件	2,600件			
障害者相談支援												●障害者総合相談支援センター「あい」による障害者相談支援は、昨年度に比べ、福祉サービスの利用に関することや就労に関する内容が増加し、800件程度増えた。
成年後見制度利用支援事業	1件	1件	3件	0件								障がい者手帳の保有者は、年々増加傾向にあり、相談内容も複雑化・多様化し困難なケースが多くなってきていることから、基幹相談支援センターを含めた支援体制を見直し、体制の充実や関係機関のネットワークの構築に向けて鈴鹿市と協議し進めて行く必要がある。
コミュニケーション支援事業	30回	3回	3回	6回								●成年後見制度利用支援事業は、平成29年度は実績がなかったものの、今後障がい者も高齢化が進み、同制度を必要とされる方が増えることが予測されることから、制度の普及・啓発に取り組んでいく。
手話通訳者設置事業	1人	0人	1人	1人								●コミュニケーション支援事業は、卒業式や説明会などの依頼が増加し、例年に比べ3件増えた。今後も、事業を広報等により周知し、利用回数の増加につなげる。
日常生活用具の給付	1,011件	917件	881件	937件								●手話通訳者設置事業は、年間8日間、延べ10人(実利用者6人)が利用された。あいあい手話通訳者を配置していることを、継続的に発信していくことにより、利用者の増加につなげる。
移動支援	24人	16人	18人	18人								●移動支援は、屋外での移動が困難な利用者が年々増加し、利用見込み量は平成27年度558時間であったものが、平成29年度には944時間となり、大幅に増加した。
障害者等就職支度金支給	4人	6人	2人	7人								●障害者等就職支度金支給は、就労継続支援A型・B型事業所からの就職が増加し、平成29年度7件であった。今後も、障がい者の就労につなげるよう、支援に取り組んでいく。
生活訓練等	16人	8人	9人	10人								●生活訓練等は、視覚障がい者の利用数が年々増えており、今後も、増加することが予想される。
日中一時支援	5,520時間	2,930時間	3,724時間	4,652時間								●日中一時支援は、年々利用者の増加しており、これにより利用見込み量は増えている。今後も、継続的な利用が見込まれることから、増加していくことが予想される。
社会参加促進	3件	1件	1件	1件								●社会参加促進(自動車改造助成)は、目標に達していないものの、毎年、継続的な利用がある。

亀山市生涯学習計画に関する実績等報告書(平成29年度)

(教育委員会事務局 生涯学習課)

■計画の基本情報

計画期間	H 29 ~ H 33 年度
位置付け	本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、地方公共団体の定める教育・振興のための施策に関する基本計画として位置付けている。また、第2次亀山市総合計画前期基本計画との関連は、基本施策「学びによる生きがいの創出」と深く関わり、地域へ生かせる学びの展開などを補完するものである。
目的・概要	学びの成果を地域に還元する「学びの循環」が、新たな産業や仕事の創出、子育て、地域の安心安全、高齢者の見守り等の地域の課題解決に結び付いて、その結果としての地域創生に向けて、一人ひとりが地域で活躍できることをめざすものである。
計画の骨格	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> <p>基本理念</p> <p>豊かな自然と歴史文化の中で深まる学びと交流</p> </div> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> <p>基本目標</p> <p>「学び」の成果が生かされ、一人ひとりが輝く亀山市</p> </div> <div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%; text-align: center;"> <p>めざす姿</p> <p>1 まちの魅力を 知り、まちの魅 力を磨く 「学び」</p> </div> <div style="width: 65%; text-align: center;"> <p>基本施策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 まちの魅力を共有する「学び」の推進 2 まちの魅力を磨く「学び」の推進 3 まちの魅力を共有する情報ツールの構築 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%; text-align: center;"> <p>2 子育てを楽し み、子育てを支 える 「学び」</p> </div> <div style="width: 65%; text-align: center;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 発達段階に応じた地域・家庭の学びの展開 2 地域で支える子育ての学びの展開 3 子育てに関連した学びの情報の一元化 4 「『亀山っ子』市民宣言」の具現化 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%; text-align: center;"> <p>3 地域に根差し た人材を育む 「学び」</p> </div> <div style="width: 65%; text-align: center;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 市民大学キラリの再構築 2 学びの成果を生かした人材づくり 3 地域ブランドの創出に参画する人材育成 4 高等教育機関との連携 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%; text-align: center;"> <p>4 地域を愛し、 亀山を誇れる 「学び」</p> </div> <div style="width: 65%; text-align: center;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 多様な地域活動を伸ばす「学び」 2 自然・歴史文化を伝える「学び」 3 「健康都市」の実現に向けた「学び」 4 「地域の学び」の担い手支援制度の構築 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%; text-align: center;"> <p>5 自らを高め、 ともに高めあ う 「学び」</p> </div> <div style="width: 65%; text-align: center;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 「教育のまち」亀山の創生 2 市民読書環境の整備 3 「学び」により自らを高めるしくみづくり 4 「個」が生かされる地域社会づくり </div> </div> </div> </div>

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	目標値	実績値 (H29)
1	地域における歴史文化の学びの機会への参加者総数	人	3,461	4,700	4750
2	年度ごとの家庭教育出前講座受講人数	人	941	1,270	587
3	中央公民館出前教室における地域の魅力や課題をテーマとした講座等の開催地数	地区	12	22	18
4	市民大学における自然との共生を軸とした持続的発展のための講座数	講座	未実施	2	0
5	市民大学や公民館による地域課題解決のために講座を契機に結成された地域活動団体数	団体	未実施	3	0

■ 計画の実績等

取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 中央公民館の出前講座による地域の魅力や課題をテーマとした講座の開催や、天文台の無料開放を実施した。(出前講座 9地区、無料開放 10回) 地域社会に求められる図書館像について検討するため、公開型・訪問型・紙上の市民ワークショップや、関係団体などとの意見交換会を実施した。(公開型 4回、訪問型 8回、紙上 4回、意見交換会 21回) 家庭での学びの推進のため、人材バンクを活用した出前講座を市内幼稚園・保育園で実施した。また、訪問型家庭教育の先進市である大阪府大東市への視察を行った。(出前講座 12回) 全ての小学校区で地域の特色を生かした放課後子ども教室が実施された。
成果	<ul style="list-style-type: none"> 地域の魅力や課題をテーマとした講座を開催することにより、地域資源を生かした学びの機会を提供することにより、まちの魅力の発信に寄与することができた。 亀山市立図書館整備基本構想を作成するとともに、ワークショップなどを通して新しい図書館への市民の関心を高め、様々な意見を聴取することができた。 就学前の保護者を対象に講座を行うことで、朝食の接種やバランスよく栄養を摂ることの重要性等についての意識向上が図られた。また、保護者に親しみやすいレシピ集の作成に着手した。 放課後子ども教室の実施により地域で子どもの体験学習や、大人の交流活動を通じて、地域の中で子どもが育まれる居場所づくりが推進された。
総合計画推進への寄与度	<ul style="list-style-type: none"> 各地区への出前講座や、放課後子ども教室、市内幼稚園・保育園での家庭教育講座など、市民の身近な場所での学習機会を多数提供することができ、だれもが学べる環境づくりが推進された。

反省点・課題	<ul style="list-style-type: none"> 地域へ生かせる学びの展開の核となる市民大学の再構築を早急に進める必要がある。 家庭教育や地域の課題をテーマとした講座を開催する際、無関心層へのアプローチをどのように行っていくかが課題である。
--------	--

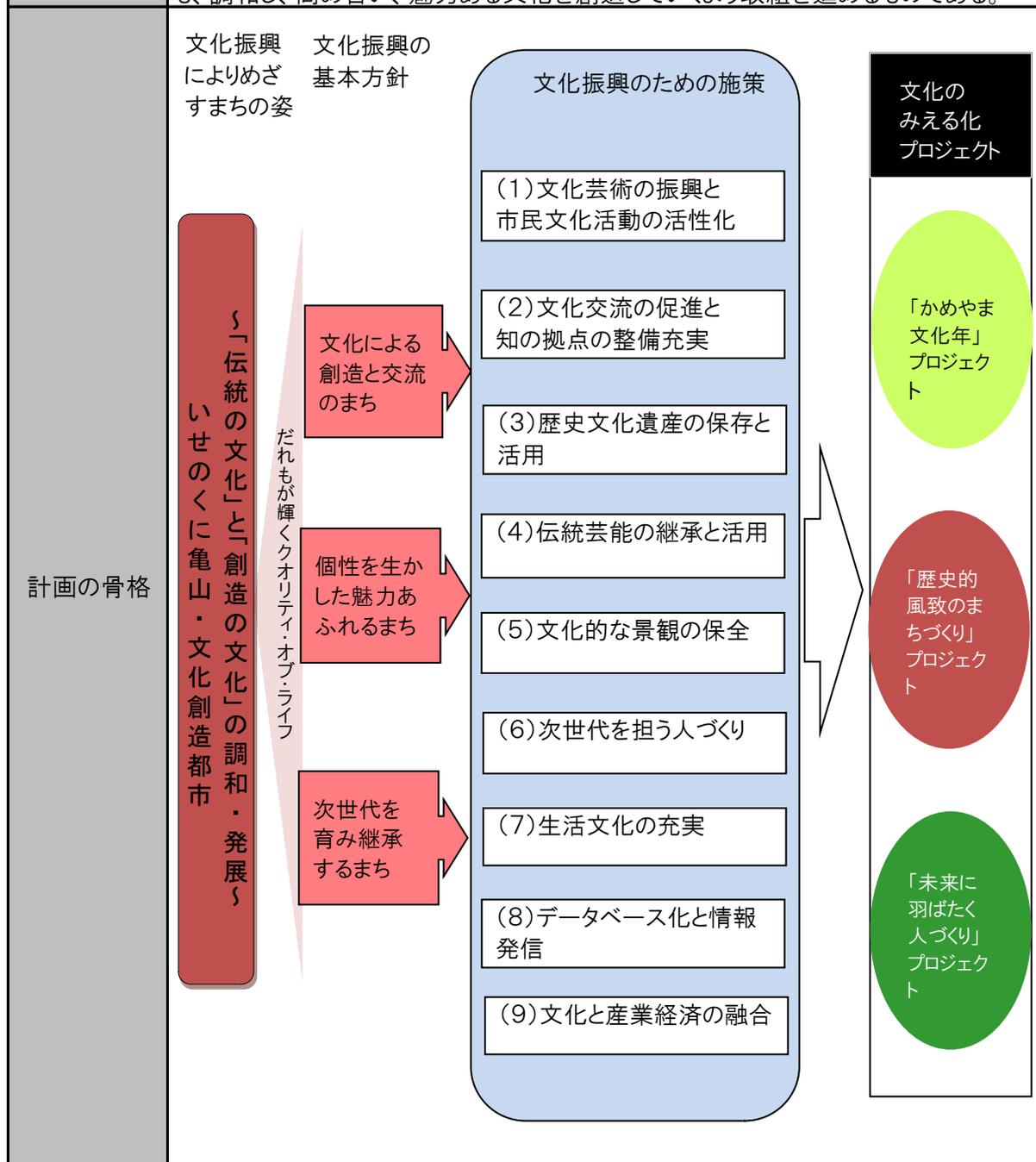
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 社会教育に関する有識者で組織される各種会議や市民の意見聴取を行いながら、市民大学の再構築や家庭教育の充実に努め、学びによる生きがいの創出を推進していく。
--------	--

亀山市文化振興ビジョンに関する実績等報告書(平成29年度)

(生活文化部 文化スポーツ課)

■計画の基本情報

計画期間	H 23 ~ H 33 年度
位置付け	本ビジョンは、文化芸術基本法に基づき、地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化施策の方向性を体系化して示した文化施策分野にかかる計画として位置付けている。また、第2次亀山市総合計画前期基本計画との関連は、基本施策「文化芸術の振興と文化交流の促進」と深く関わものである。
目的・概要	すべての人が文化によって心豊かな生活を営むことができ、幸福を実感することができるまちづくりが求められている。本ビジョンは、これまで培われてきた伝統の文化を継承・発展させ、さらに磨きをかけることにより、それらの輝きが個性を持ちながらも、調和し、高め合い、魅力ある文化を創造していくよう取組を進めるものである。



■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	目標値	実績値 (H29)
1	なし				
2					
3					
4					
5					

■ 計画の実績等

取組実績	<p>「かめやま文化年2017」では、「つながる」をキーワードとして、交流・継承・人材育成の3つの視点で5つのテーマ(歴史、あかり、くらし、音楽、芸術)を設定し、さまざまな事業を行った。</p> <p>岡山県高梁市との文化交流事業や地場産業である「ろうそく」を用いた棚田あかり、お茶の魅力に触れる茶摘みと茶づくり体験、市内東海道の3つの宿場でのコンサート、現代美術の祭典である「亀山トリエンナーレ」など、文化年の実行委員会が主体となって行う「企画事業」と民間団体等や市の他の実行委員会が主体となって行う「関連事業」を多数行った。</p> <p>また、市美術展では例年開催している5部門の作品募集と入選作品の展示のほか、特別展として「中村晋也・上田秀洋 二人展」を開催した。</p>
成果	<p>「企画事業」と「関連事業」など、各事業間の連携を図ることで、「かめやま文化年」として相乗効果を高めることができた。</p> <p>岡山県高梁市との文化交流や、若手芸術家がたくさん参画した「亀山トリエンナーレ」、その他各種イベント等で「つながる」を常に意識して取り組むなかで、異なる文化や地域と地域のつながりなど、新たなつながりを生むことができた。</p> <p>また、学校等でも地域の伝統芸能や技術等を学ぶことを通して、地域の人との交流を行い、世代間の交流の促進につながった。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>「かめやま文化年2017」を通して、個人や団体等が相互に交流・連携し事業等に取り組んだ。</p> <p>また、亀山市美術展の特別展において、伊賀市、甲賀市、亀山市の「いこか連携プロジェクト」の取組の一環として、亀山市美術展と甲賀市美術展の入賞作品の展示を行うなど、市内外の交流を積極的に行い、文化交流の促進につながった。</p>

反省点・課題	<p>「かめやま文化年2017」で生まれたつながりを継続させ、各文化団体や市民ネットワーク等のつながりを深めるとともに、より多くの市民が文化に関われる機会を増やしていく必要がある。</p>
--------	--

今後の方向性	<p>3年に1度となる次回の文化年プロジェクトにつなげるため、「かめやま文化年2017」を検証するとともに、文化交流等を継続して行い、市民が文化に関われる機会を増やすため、事業やイベント等の検討を行う。</p>
--------	---

(1) 文化芸術の振興と市民文化活動の活性化

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	平成29年度の計画（具体的な取り組み内容）	(1) 平成29年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 平成30年度の計画（具体的な取り組み内容）
①文化芸術の振興	文化芸術に関する広報啓発活動の充実	文化共生G		引き続き、市内で開催される文化に関する行事やイベントの後援を行い、開催内容をホームページ等で周知する。また、国や県からの助成制度についても、関係団体に周知するとともにホームページへの掲載を検討する。	文化に関する行事やイベントの後援を行い、開催内容をホームページ等で周知した。また、国や県からの助成制度についても、関係団体に周知した。文化に関する行事・イベントの後援件数：14件	市のホームページ等を有効に活用し、文化に関する行事やイベント等の情報発信を積極的に行う。	引き続き、市内で開催される文化に関する行事やイベントの開催内容や、国・県からの情報を広く周知する。
	文化芸術に関する講演会などの開催	文化共生G		今後も文化関係団体と連携し、文化芸術の振興につながる講演会等を開催する。	亀山市美術展の開催期間中に、造形作家による特別講座を開催した。特別講座：「彫刻とろうそくのワークショップ」参加者数：45名	市民が興味を引き、参加したくなるような文化芸術の振興につながる講演会を企画する必要がある。	今後も文化関係団体と連携し、文化芸術の振興につながる講演会等を開催する。
	文化芸術に関する講座、教室の充実	社会教育G	亀山市立中央公民館	生涯学習計画に基づき今後も、地域の歴史をテーマとした講座を継続的に実施していく。	サンデーストーリーの「亀山の歴史遺産」や出前文化教室など、14の歴史関係講座を実施した。	生涯学習計画に基づく地域の魅力発信を図るため継続的な実施を行う。	生涯学習計画に基づき今後も、地域の歴史をテーマとした講座を継続的に実施していく。
	参加体験型の文化芸術事業の推進	文化共生G	(公財) 亀山市地域社会振興会	文化会館の自主文化事業として、参加・育成型の文化芸術事業、またアウトリーチを継続するよう支援する。	亀山市文化会館の自主文化事業として、市民や市内の文化芸術団体が参加できる参加・育成型の事業や、小・中学校等へアウトリーチが実施された。参加・育成型の自主文化事業開催数：16事業	将来の文化を担う人材の育成のため、引き続き、市民参加・育成型の事業を実施する必要がある。	文化会館の自主文化事業として、参加・育成型の文化芸術事業、またアウトリーチを継続するよう支援する。
②優れた文化芸術に触れる機会の提供	さまざまな年齢層に配慮した、多様なジャンルの文化芸術事業の推進	文化共生G	(公財) 亀山市地域社会振興会	文化会館の自主文化事業として、多様なジャンルの文化芸術事業を実施するよう指示・支援する。(クラシック音楽、演劇、子ども向け催し物、コンサート、映画など)	亀山市文化会館の自主文化事業として、音楽や子供向けの催し、コンサート等が実施された。自主文化事業開催数：23事業	優れた芸術文化に触れる機会として、引き続き多様なジャンルの事業を開催するため、広く市民のニーズを把握する必要がある。	文化会館の自主文化事業として、多様なジャンルの文化芸術事業を実施するよう指示・支援する。(クラシック音楽、演劇、子ども向け催し物、コンサート、映画など)
	文化芸術公演などにおける手話、字幕などの整備促進	文化共生G	(公財) 亀山市地域社会振興会	文化会館の自主文化事業の内容に応じ、手話や字幕などの実施を指示する。	文化会館フェスタ2017の舞台発表において、発表団体や演目等の字幕をプロジェクターに投影した。	文化会館の自主事業において、手話や字幕の整備を促進する必要がある。	今後も文化会館の自主文化事業の内容に応じ、手話や字幕などの実施を指示する。
	学校や福祉施設などにおけるアウトリーチ活動の推進	文化共生G	(公財) 亀山市地域社会振興会	文化会館の自主文化事業として、アウトリーチ活動を継続するよう指示・支援する。(学校における発声、合唱指導など)	亀山市文化会館の自主文化事業として、アウトリーチ活動が実施された。アウトリーチ活動実施数：6事業	優れた文化芸術に触れる機会として、引き続き、アウトリーチ活動を様々な場所で行っていく必要がある。	文化会館の自主文化事業として、アウトリーチ活動を継続するよう指示・支援する。(学校における発声、合唱指導など)
	県や周辺市町の文化施設などとの連携による文化芸術鑑賞機会の提供	文化共生G	(公財) 亀山市地域社会振興会	文化会館と県や周辺市町の文化施設などと連携して、自主文化事業の内容を充実させるとともに、優れた文化芸術を鑑賞できる機会の提供に努める。	亀山市美術展の特別展において、伊賀市、甲賀市、亀山市の「いこか連携プロジェクト」の取組の一環として、亀山市美術展と甲賀市美術展の入賞作品の展示を行った。	今後も周辺市町や文化施設と連携して、優れた文化芸術を鑑賞できる機会を提供する必要がある。	文化会館と県や周辺市町の文化施設などと連携して、自主文化事業の内容を充実させるとともに、優れた文化芸術を鑑賞できる機会の提供に努める。
③文化芸術活動の成果を発表する機会の提供	市民文化祭や生涯学習フェスティバルなどへの参加の促進	文化共生G	亀山市芸術文化協会	市民文化祭の内容や位置づけを再検討し、市民文化祭により多くの市民や団体が参画できるよう周知を行う。	文化年の実施に伴い、市民文化祭は休止し、文化会館が実施する文化会館フェスタ2017を支援した。	文化年プロジェクトの進捗や成果をもとに、文化会館、芸術文化協会等の団体の意向を踏まえ、市民文化祭のリニューアルを検討する必要がある。	市民文化祭の内容や位置づけの検討を継続して行う。
		社会教育G	亀山市立中央公民館	今後についても、さまざまな場を利用して成果発表を実施していく。	学びの成果発表の場として、公民館講座成果展示を実施した。	学びの成果還元が地域文化の向上につながるという視点から継続的な実施が必要である。また、市民大学での講座を踏まえて、生涯学習フェスティバルへ繋いでいく必要がある。	今後についても、さまざまな場を利用して成果発表を実施していく。
	亀山市美術展などの充実	文化共生G		日頃の活動の成果を発表できる機会として、市美術展を開催するとともに、様々なジャンルの特別講座を開催して、美術展の内容を充実させる。また、審査、展示等について段階的に改善に取り組む。	かめやま文化年2017の一環として亀山市美術展を開催し、特別展「中村晋也・上田秀洋 二人展」と特別講座「彫刻とろうそくのワークショップ」を行った。	市美術展の開催につき、引き続き、審査、展示について段階的に改善に取り組む必要がある。	日頃の活動の成果を発表できる機会として、市美術展を開催する。また、審査、展示等について段階的に改善に取り組む。
④文化団体、文化ボランティアなどの育成と活動支援	亀山市芸術文化協会との連携強化と活動への支援	文化共生G		亀山市芸術文化協会と連携して市民文化祭・文化会館フェスタや市展を開催するとともに、補助金による財政支援を行う。	亀山市芸術文化協会と連携して、文化会館フェスタ2017や市展を開催した。また、補助金による財政支援を行った。補助金額：600,000円	市の文化振興を図るため、芸術文化協会との連携をより強めていく必要がある。	亀山市芸術文化協会と連携して、市民の文化活動の成果発表の場を盛り上げていく。
	市民の自主企画による展覧会や音楽会、文学などの発表活動への支援	文化共生G		かめやま文化年2017の企画事業として、アート亀山トリエンナーレの開催に向けた支援を行う。	かめやま文化年2017の企画事業として、アート亀山トリエンナーレを開催し、多くの方に魅力あふれる現代美術の世界に触れていただく機会となった。	かめやま文化年の集大成となるかめやま文化年2020に向けて、文化団体や市民ネットワーク等のつながりを深めるとともに、多くの市民が文化に関われる機会を増やしていく必要がある。	かめやま文化年2017を検証し、次回のプロジェクトかめやま文化年2020の検討を行う。
	継続して特色ある文化活動を行なっている団体への支援	文化共生G	(公財) 亀山市地域社会振興会	協働事業として、子ども能サークルの活動を支援するほか、かめやま文化年の関連事業の中で、市内で活動されている文化団体の支援を行う。	かめやま文化年の関連事業として、かめやま子ども能サークルと協働で「能の魅力発見と子どもたちの体験プロジェクト」を開催した。	継続して特色ある文化活動を行っている団体のほか、新規で活動を行おうとしている団体にもサポートが必要である。	文化会館と連携して、市内で特色ある文化活動を行なっている団体の活性化や新規で意義のある活動を進めようとしている団体の発展を目指し、活動支援を行う。
	文化芸術事業の企画運営や市民の文化芸術活動をサポートする、文化ボランティアの育成と活用	文化共生G	(公財) 亀山市地域社会振興会	文化会館を拠点として活動している団体に声を掛け、催し物受付などのボランティア登録者を増やし、その活用を図る。	文化会館を拠点に活動している文化団体からボランティアを登録・確保し、受付や客席案内で活用した。	引き続き、文化団体に声を掛け、ボランティアの登録数の増加を目指す。	文化会館を拠点として活動している団体に声を掛け、催し物受付などのボランティア登録者を増やし、その活用を図る。

⑤文化芸術を担う人材の育成	文化芸術活動に功績のあった人材を顕彰する制度の創設	文化共生G		文化振興ビジョンの中間見直しに伴い、制度の在り方等について検討委員会で検討を行う。	検討委員会での検討を行う中で、文化振興条例の制定に併せて検討することとした。	文化振興条例の制定に併せて、具体的なその対象者の選定方法や、顕彰の基準について検討が必要である。	文化振興条例の制定のための準備を進めるとともに、顕彰制度の創設に向けて、引き続き検討を行う。
	文化芸術活動を支える人材の育成	文化共生G	(公財)亀山市地域社会振興会	今後も文化芸術を支える人材育成を進めるため、文化会館の自主文化事業として、アウトリーチ活動や市民参加型事業を実施するよう支援する。	文化会館の自主文化事業として、アウトリーチ活動を行い、市内の小・中学校、高校へプロの奏者などを派遣し、児童生徒に本格的な音楽に触れていただく貴重な機会となった。	文化芸術を支える人材の育成のため、引き続き、アウトリーチ活動や市民参加型事業を行い、将来文化を担う人材を育成する必要がある。	今後も文化芸術を支える人材育成を進めるため、文化会館の自主文化事業として、アウトリーチ活動や市民参加型事業を実施するよう支援する。
	芸術家に市内に滞在してもらい、創作活動の場を提供するアーティスト・イン・レジデンスの検討	文化共生G		協働事業提案制度の活用など、市民の自主企画による活動を支援するとともに、アーティスト・イン・レジデンスの実施を支援する。	協働事業として、かめやまこども能サークルと「能の魅力発見と子どもたちの体験プロジェクト」に取り組み支援を行った。	市民の自主企画による活動を支援していく中で、必要に応じて、アーティスト・イン・レジデンスの支援を引き続き行っていく必要がある。	協働事業提案制度の活用など、市民の自主企画による活動を支援するとともに、アーティスト・イン・レジデンスの実施を支援する。
	生涯学習人材バンクの普及と活用	社会教育G		生涯学習計画に基づき学び手から学びの提供者への転換の方策として、人材バンクを周知してゆきたい。	平成29年度は12園で実施し、小学校、保育園、幼稚園と様々な場所での利用が図られた	保育園・幼稚園・学校には十分に浸透しているが、時間や日程等の制約があり、利用しやすい環境整備が必要である。	生涯学習計画に基づき学び手から学びの提供者への転換の方策として、人材バンクを周知してゆきたい。
⑥スポーツ文化の振興	スポーツ文化に関する情報提供の充実	スポーツ推進G		スポーツの重要性を市民に認識してもらえるよう、イベントや各種教室、スポーツ関係団体の紹介など、様々なスポーツ情報を提供する。	イベントや各種教室の開催について、市広報やホームページ等で情報提供を行った。	スポーツの重要性を市民に認識してもらえるよう、引き続き、情報提供を行う必要がある。	スポーツの重要性を市民に認識してもらえるよう、イベントや各種教室、スポーツ関係団体の紹介など、様々なスポーツ情報を提供する。
	総合型地域スポーツクラブへの支援	スポーツ推進G		だれもが、いつでも、いつまでも、気軽にスポーツに取り組むことのできる総合型地域スポーツクラブの活動が活性化するよう、補助金による財政支援及び助言を行う。	総合型地域スポーツクラブ「ENJOYかめ亀クラブ」に対して、補助金を交付し財政支援を行った。	地域でのスポーツ環境を整備するため、引き続き、総合型地域スポーツクラブに対する支援が必要であるが、自立のための助言なども行う必要がある。	だれもが、いつでも、いつまでも、気軽にスポーツに取り組むことのできる総合型地域スポーツクラブの活動が活性化するよう、補助金による財政支援及び助言を行う。
	スポーツ事業と文化事業のコラボレーションの検討	スポーツ推進G		スポーツ事業と文化事業が融合できる機会を検討する。	江戸の道シティマラソンの開会式において、市の伝統芸能である葛葉太鼓の演奏を行った。	スポーツと文化が融合可能な事業を検討する必要がある。	スポーツ事業と文化事業が融合できる機会を検討する。

(2) 文化交流の促進と知の拠点の整備充実

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	平成29年度の計画（具体的な取り組み内容）	(1) 平成29年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 平成30年度の計画（具体的な取り組み内容）
①世代間交流の促進	地域の伝統行事や学校行事などを活用した、文化を通じた世代間交流の促進	文化共生G	亀山市芸術文化協会	かめやま文化年2017の中で、世代間交流が促進される事業を展開するとともに、市民文化祭の在り方や、若い世代が参画できる手法について検討を進める。	かめやま文化年2017の中で、各世代が交流できるイベントや事業を開催した。	市民文化祭の在り方や若い世代が参画できる手法について検討する必要がある。	かめやま文化年2020の中で、世代間交流が促進される事業を展開するため、市民文化祭の在り方や、若い世代が参画できる手法について検討を進める。
		教育支援G	地区コミュニティ	各学校において学校行事や地域交流等の機会を利用し、地域人材を活用した地域の伝統芸能や技術等を学びながら、地域の人との交流を図る。	地域人材を活用した地域の伝統芸能（かんこ踊り、いのこ、神輿など）や技術（紙すき、短歌と俳句、書道等）を学ぶことを通して、地域の人との交流をした。	引き続き、世代間交流の場の一つとして、学校行事や地域交流の場を活用する必要がある。	各学校において学校行事や地域交流等の機会を利用し、地域人材を活用した地域の伝統芸能や技術等を学びながら、地域の人との交流を図る。
	文化共生G	(公財) 亀山市地域社会振興会	文化会館や芸術文化協会の実施する世代間交流事業を支援する。また、各地域において世代間交流を深める事業が展開されるよう検討する。	文化会館の自主文化事業で、子供向けの体験型事業などを行い、世代間交流を深める事業が実施された。	各地域においても世代間交流を深める事業を展開していく必要がある。	かめやま文化年2020において、各地域で世代間交流を深めることのできる事業が展開されるよう検討する。	
	社会教育G	亀山市立中央公民館	生涯学習計画に基づき、今後とも、世代間交流ができる講座を提供していく。	世代間交流が促進されるよう、「子&孫育ての宝箱」講座を実施した。	亀山市講座募集のお知らせ等で周知を図り、継続的に実施を行う必要がある。	生涯学習計画に基づき、今後とも、世代間交流ができる講座を提供していく。	
②地域間交流の促進	周辺市町及び関連市町との連携による、市民レベルの文化交流機会の充実	文化共生G		三市の美術展において、優秀作品の相互展示を実施するとともに、情報交換を積極的に行う。	亀山市美術展の特別展において、伊賀市、甲賀市、亀山市の「いこか連携プロジェクト」の取組の一環として、亀山市美術展と甲賀市美術展の入賞作品の展示を行った。	今後も、市町相互で取り組める文化交流について検討する必要がある。	伊賀市、甲賀市、亀山市の「いこか連携プロジェクト」の取組を活用し、美術展の相互展示を実施するとともに、情報交換を積極的に行う。
		政策調整G		担当者会議で事業計画を立て、市民主体の友好交流を図る三市交流事業を検討する。 なお、平成30年度の日本武尊・白鳥伝説交流事業は、羽曳野市での開催が予定されている。	平成29年度では、担当者会議が開催されなかった。	平成30年度の羽曳野市での交流事業の開催に向け、羽曳野市・御所市との三市で調整し、事業を実施する。	平成30年度日本武尊・白鳥伝説三市交流事業を開催し、市民同士の交流促進を図る。 【開催日】平成30年10月14日（日）※予定 【場所】羽曳野市内 【内容】日本武尊に係る講演、白鳥陵の見学等
	文化共生G	亀山市芸術文化協会	知の拠点となる文化会館や、文化団体交流の中心的役割を担っている亀山市芸術文化協会の取組みを支援する。	文化会館フェスタ2017を開催し、新たな参加団体も増え、文化団体同士の交流の機会が生まれた。	文化団体交流の中心的役割を担っている、亀山市芸術文化協会が、高齢化や担い手不足により登録団体が減少傾向にある。	知の拠点となる文化会館や、文化団体交流の中心的役割を担っている亀山市芸術文化協会の取組みを支援する。	
③国際交流の促進	外国人住民が日本語を習得できる機会の確保と、やさしい日本語によるコミュニケーションの普及	市民協働G	はじめのいっぽ	・日本の文化を取り入れた講座を実施しており、生徒やスタッフの意見と取り入れ検討していく。	学習者が日本の文化にふれる機会をスタッフと検討した結果、七夕の笹飾りを作成することになった。七夕について学習した後、覚えた日本語や母語で願い事を短冊に書き入れ笹に飾り付けをし、市役所、市民協働センター「みらい」、青少年研修センターの3カ所に設置して、多くの市民に見ていただいた。	学習者は日本語の学習をしたいため、日本文化の学習に授業時間をあまり充てることができない。今後も学習者やスタッフの意見を取り入れながら、授業内容を検討していく。	亀山市のゴミの分別について、学習する機会を設ける。
	外国人住民に対する情報提供の充実と、まちづくりへの積極的な参加の促進	市民協働G		・「かめやまニュース」のやさしい日本語版を発行するよう進めて行く。	平成29年8月1日号より、毎月1回、かめやまニュース（やさしい日本語版）を発行した。	やさしい日本語版をよりわかりやすい内容になるよう工夫する。	職員が、行政用語等を外国人住民が理解できるやさしい日本語に変換できるよう、各掲載事項の詳細を勉強する。
	図書館			市在住の外国人の方に、図書館を利用してもらえるようチラシの配布等を行う。	本庁1階に図書館利用の案内チラシを設置するほか、外国人交流イベント時に外国語書籍の紹介を行う取組みをした。なお、英語、ポルトガル語、スペイン語を中心に1,333冊所蔵し、594冊の貸出を行った。	「かめやまニュース」を活用するなど、幅広い周知活動を行う。	「かめやまニュース」を活用し図書を紹介する。また、外国語書籍のブックリストの作成を行い、館内やイベントで配布する。
④知の拠点の整備充実	文化施設の計画的な整備とそれぞれのコンセプトに応じた機会の充実	文化共生G		文化会館会議室棟・市民ロビー空調設備改修工事、文化会館高圧受変電設備修繕工事を実施する。	文化会館会議室棟・市民ロビー空調設備改修工事、文化会館高圧受変電設備修繕工事を実施した。	引き続き、利用者ニーズに応じた施設整備を行う必要がある。	文化会館大ホール空調設備改修工事を実施する。
	文化施設におけるバリアフリー化の推進	文化共生G		亀山市都市マスタープランに基づき、文化会館・亀山市中央コミュニティセンターのバリアフリー化を進める。	平成29年度ではバリアフリー化に関する具体的な取組みは実施していない。	亀山市都市マスタープランに基づき、施設のバリアフリー化について検討する必要がある。	亀山市都市マスタープランに基づき、文化会館・亀山市中央コミュニティセンターのバリアフリー化を進める。
	文化施設の事業運営への市民参画の促進	文化共生G	(公財) 亀山市地域社会振興会	文化会館が設置する運営委員会への市民参加を促進する。	文化団体の代表者や芸術文化協会の役員など市民活動団体の構成員の参画を得て、文化会館運営委員会を開催し、事業運営に対する意見を求めることが出来た。	引き続き、運営委員会への市民参加を促進し、事業運営等に対する意見を求める必要がある。	文化会館が設置する運営委員会への市民参加を促進する。
⑤身近な文化芸術活動の場の提供	コミュニティセンターをはじめ公共施設の有効活用による、文化芸術の場の拡大	文化共生G		既存の展示スペースを有効活用できるよう、施設管理者と連携しながら市民や文化団体にPRする。	東野公園体育館には、展示用としてピクチャーレールが設置されているが、使用実績はなかった。	展示スペースを有効活用できるよう、市民や文化団体に周知する必要がある。	既存の展示スペースを有効活用できるよう、施設管理者と連携しながら市民や文化団体にPRする。
	学校施設の開放や空き家などの活用の検討	文化共生G		身近な文化芸術活動の場として、空き家などの活用を検討する。	亀山トリエンナーレ2017において、空き家や空き店舗を活用したイベント等を多数開催した。	引き続き、空き家等の活用方法について、検討する必要がある。	身近な文化芸術活動の場として、空き家などの活用を検討する。
	公共施設におけるアトリースペースの提供	文化共生G		公共施設におけるアトリースペースが実施できるよう、継続して周知を図る。	文化会館の市民ロビーや市民協働センターみらいなどにおいて、市民団体によりアトリースペースとして活用された。	引き続き、アトリースペースが実施できるスペースを公共施設において確保するとともに周知を図る必要がある。	公共施設におけるアトリースペースが実施できるよう、継続して周知を図る。
⑥知の拠点のネットワークづくり	文化施設間における情報の共有化と事業連携の促進	文化共生G	(公財) 亀山市地域社会振興会	市内の文化施設がより多くの市民に利用してもらえるよう、相互の施設間の連携を促進する。	各施設の資料の配架やポスター掲示等依頼などを行った。	より多くの市民に利用してもらえるよう、施設間の連携を深める必要がある。	市内の文化施設がより多くの市民に利用してもらえるよう、相互の施設間の連携を促進する。
	県や近隣市町の文化施設との広域連携や機能分担の促進	文化共生G	(公財) 亀山市地域社会振興会	文化会館と県や周辺市町の文化施設などが連携して、自主文化事業の内容を充実させるとともに、施設間での情報交換を進める。	三重県文化会館ホール部門運営委員会に会館職員が所属しており、委員会の中で自主文化事業に関する情報交換などを行った。	引き続き、県や周辺市町と連携して、様々な助成事業に応募し、自主文化事業の内容を充実させていく。	文化会館と県や周辺市町の文化施設などが連携して、自主文化事業の内容を充実させるとともに、施設間での情報交換を進める。

(3) 歴史文化遺産の保存と活用

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	平成29年度の計画（具体的な取り組み内容）	(1) 平成29年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 平成30年度の計画（具体的な取り組み内容）
①文化財などの適切な保存及び活用	文化財などの保存・継承に携わる専門職員の育成	まちなみ文化財G	歴史博物館	引き続き文化庁へ職員1名を研修派遣。各種研修会への参加を継続する。	文化庁へ職員1名を研修派遣し、各種研修会へ参加させた。	引き続き文化庁へ職員を研修派遣。各種研究会への参加を継続する。派遣した職員を関係部署に配置し、研修成果を現場へ還元する。	引き続き文化庁へ職員1名を研修派遣。各種研修会への参加を継続する。
	文化財などの保存状況の定期的な点検の実施と、必要に応じて修復を行なうなど保存の推進	まちなみ文化財G		適宜文化財パトロールを実施するとともに、所有者等の相談に応じる。	警報発令後等に、職員による文化財パトロールを実施した。所有者等の求めに応じ、修復工事等に対する支援を行った。	文化財所有者等への支援を拡充するため、さまざまな文化財分類に応じた職員の専門的知識の習得が必要である。	適宜文化財パトロールを実施するとともに、所有者等の相談に応じる。
	歴史文化遺産保全活用推進員（ハリテージマネージャー）の育成	まちなみ文化財G	NPO法人亀山文化遺産研究会	研修会等へ講師を派遣するとともに、協働により様々な事業を行う。	求めに応じて研修会へ市職員を講師として派遣した。関宿伝建地区内で協働して修理現場公開事業を行った。	活動支援を行うとともに、引き続き活動の場を提供することが必要である。	研修会へ講師を派遣するとともに、協働して事業を行う。
②歴史的なまちなみの保存	東海道関宿の重要伝統的建造物群保存地区における適切な保存修理・修景の推進	まちなみ文化財G	NPO法人亀山文化遺産研究会	事業を実施するとともに、安定した財源の確保に努める。	伝統的建造物保存修理修景事業を実施した。	計画的な事業の推進、継続が必要。	事業を実施するとともに、安定した財源の確保に努める。
	亀山宿、坂下宿、坂本棚田など歴史的なまちなみ、文化的な景観の保存・整備の推進	まちなみ文化財G	都市計画G	整備済みの歴史的建造物をつなぐ街道等の整備について、引き続き関係部局室と協議を行う。	旧佐野家住宅の整備を実施した。	整備した歴史的建造物をつなぐ街道の整備等について、引き続き関係部署との協議を行う。	整備した旧佐野家住宅の公開活用に努める。
		農業G	坂本営農組合	中山間地域等直接支払制度（第4期対策）から始まった超急傾斜農地保全管理加算により、さらなる農用地の保全や有効活用に取り組む。	当該事業における協定農地（207.475㎡）については、中山間地域等直接支払制度（第4期対策）において超急傾斜農地保全管理加算等により、棚田米の販売等ができた。また、文化年の事業として「棚田あかり」のイベントにより市内外の方に坂本棚田をPRすることができた。	中山間地域における農業の担い手不足（高齢化）により、協定農地における保全管理は継続されているが、耕作地が減少傾向にある。	第4期の4年目ということで、計画的に事業を執行するとともに、次期の取組に向けて集落への支援を行う。
	まちなみ保存につながる活動及びまちなみ内の歴史的施設を利用したイベントの支援	まちなみ文化財G	NPO東海道関宿関宿案内ボランティアの会 亀山宿語り部の会	亀山宿語り部の会の自立に向けて支援を行う。	一般市民向けの亀山宿語り部の会学習会を実施した。	会員の増など、担い手の積極的な育成を図る必要がある。	亀山宿語り部の会の自立に向けて支援を行う。
	農業G	三重県自治会 三重大学など	平成24年度事業をもって終了。				
③歴史文化遺産への理解を深めるための事業の推進	歴史文化遺産の展示・公開、歴史文化遺産情報の発信	歴史博物館		寄贈・寄託資料の申し出があった場合、館内全体で受領の検討をする。ウェブ図録については、展示担当以外も協力し、早期配信に努める。	寄贈・寄託件数 29件 寄贈・寄託の申し出のあった資料は毎月1回の会議で受領を検討、厳選したうえで受領した。亀博自由研究のひろば、第29回企画展のウェブ図録を、それぞれの会期中に配信した。	過去の企画展等について、ウェブ図録を配信できていないものがあり、早期配信することが必要。	ウェブ図録の作成を行うために必要な手続きをマニュアル化し、全企画展示の確実なウェブ図録の配信を行う。
	歴史文化遺産を活用した郷土学習の充実	歴史博物館	教育支援G	亀山西小学校で移動展示、亀山中学校でミニ展示を行う。	平成29年6月17日に亀山中学校でミニ展示、平成30年2月2日に亀山西小学校で「歴史博物館 in 亀山西小学校」を開催した。	市内小中学校の中には、未だ移動展示等が未実施の学校があり、より利用しやすい状況を作っていく必要がある。	関小学校で移動展示を行う。
④市民ぐるみによる歴史文化遺産を活用したまちづくりの推進	語り部、保存会、地区コミュニティなど地域住民が主体となって地域の歴史文化遺産を保存、活用する取り組みの促進と活動への支援	まちなみ文化財G	自治会 地区コミュニティ	市民活動の継続を支援するとともに、新たな地区での活動を促す。	市内各地での歴史文化遺産を核とした諸活動を支援した。	市民活動の継続を支援するとともに、新たな地区での活動を促す。	市民活動の継続を支援するとともに、新たな地区での活動を促す。
	デジタル市史を活用し、地域と連携した歴史博物館（屋根のない博物館）の創出	歴史博物館	教育支援G	亀山西小学校で移動展示、亀山中学校でミニ展示を行う。	平成29年6月17日に亀山中学校でミニ展示、平成30年2月2日に亀山西小学校で「歴史博物館 in 亀山西小学校」を開催した。	学校との連携による活用だけでなく、地域との連携による活用を促進していく必要がある。	関小学校で移動展示を行う。また、行政出前トークのテーマを改め、より地域で使ってもらいやすいテーマ設定をする。
⑤歴史文化遺産から文化を発信する	歴史文化遺産を活用したまちづくり観光の推進	観光交流G	関宿・周辺地域にぎわいづくり推進連絡会議	引き続き、関宿・周辺地域にぎわいづくり補助金交付要綱の見直しを行なう。	関宿・周辺地域にぎわいづくり補助金により3事業の支援を行なった。また、関宿・周辺地域にぎわいづくり補助金交付要綱の見直しについて検討、改正を行なった。	引き続き、にぎわいづくり活動団体の育成に繋がる、にぎわいづくり補助金のソフト事業以外のハード事業等への活用を検討する。	引き続き、関宿・周辺地域にぎわいづくり補助金交付要綱の見直しを行なう。
	歴史文化遺産を活用した文化イベントの開催	まちなみ文化財G	関宿スケッチコンクール実行委員会 関宿町並み町屋茶会実行委員会	「文化財建造物公開活用事業」を進める。	市民協働提案事業（行政提案）「文化財建造物公開活用事業」により、市民団体等との協働を進め、様々なイベントを開催するとともに、文化財建造物の公開を進めた。	市民団体等との連携を深め、文化財建造物の公開をより進める必要がある。	「文化財建造物公開活用事業」を進める。

(4) 伝統芸能の継承と活用

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	平成29年度の計画（具体的な取り組み内容）	(1) 平成29年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 平成30年度の計画（具体的な取り組み内容）
① 伝統芸能の保存、継承	郷土芸能や伝統行事が有する文化的価値について、理解、普及を図るための情報提供の充実	まちなみ文化財G	広報秘書G	広報・広報番組等を活用して、伝統行事等の広報を行う。	広報・広報番組等を活用して、伝統行事等の広報を行った。	伝統行事等の確実な継承・実施に向けた支援を行う。	広報・広報番組等を活用して、伝統行事等の広報を行う。
	映像や音声などによる郷土芸能や伝統行事の記録化	まちなみ文化財G		平成25年度で事業完了			
		歴史博物館	まちなみ文化財G	引き続き亀山市史の維持管理を継続していく。	亀山市史の維持管理を行った。	亀山市史は各分野でスタイルが統一されておらず、セキュリティの在り方も各分野でまちまちになっている。より見やすく、総合的な改編が必要である。	亀山市史の改編について、亀山市歴史博物館専門委員会に諮る。
	活動が消滅、衰退している郷土芸能や伝統行事の発掘と復興のための取り組みの促進	文化共生G まちなみ文化財G		郷土芸能や伝統行事に携わる団体に対し、国や民間団体等の各種助成金制度を周知し、活動を支援する。 各山車持ち団体（自治会）によるお囃子披露（発表会）を実施する。	文化庁の実施している伝統文化親子教室事業を活用し、伝統芸能の保存団体等が助成金を獲得して事業を実施することができた。 各山車持ち団体（自治会）によるお囃子披露（発表会）を実施した。	引き続き、様々な制度を活用しながら、継続的に活動している団体を支援する必要がある。	郷土芸能や伝統行事に携わる団体に対し、国や民間団体等の各種助成金制度を周知し、活動を支援する。 山車会館の整備にあわせて支援を行う。
② 伝統芸能の後継者の育成	郷土芸能や伝統行事についての文化芸術講座や実演会の開催など、市民が伝統文化に触れ、親しむ機会の充実	文化共生G まちなみ文化財G 社会教育G		かめやま文化年2017において、伝統文化や行事を体験できる機会を創出する。 各山車持ち団体（自治会）によるお囃子披露（発表会）を実施する。 生涯学習計画に基づき、今後も広い視野で伝統文化に接する機会提供を進める。	かめやま文化年2017において、お茶どころである亀山のお茶の魅力を体感してもらう機会を設けるなど、伝統文化や行事を体験できる機会を創出した。 各山車持ち団体（自治会）によるお囃子披露（発表会）を実施した。 出前文化教室や出前教室など、11の伝統文化に関する講座を実施した。	今後も、市民が伝統文化・伝統行事に触れる機会を創出する必要がある。 山車会館の整備にあわせて定期的な実施に向けた支援を行う。 伝統文化を地域の魅力として共有する意識の中で取り組んでいく必要がある。	様々な機会を捉えて、市民が伝統文化・伝統行事を体験できる機会創出について検討する。 山車会館の整備にあわせて支援を行う。
	子どもや若者が地域の伝統文化を学ぶ機会の充実	文化共生G まちなみ文化財G 社会教育G		文化庁の実施している伝統文化親子教室事業を活用し、主催団体の支援を行う。また、協働事業となっているこも能サークル「輝」の支援を行う。 各山車持ち団体（自治会）によるお囃子披露（発表会）を実施する。 生涯学習に基づき、今後も、子どもから大人まで参加することができる講座が後継者育成につながるよう継続実施していく。	文化庁の実施している伝統文化親子教室事業を活用し、伝統芸能の保存団体等が助成金を獲得して事業を実施することができた。また、協働事業として、かめやまこも能サークルと「能の魅力発見と子どもたちの体験プロジェクト」に取り組み支援を行った。 各山車持ち団体（自治会）によるお囃子披露（発表会）を実施した。 家族で参加できる「子&孫育ての宝箱」講座の中で、わらべ唄の講座を実施した。	引き続き、様々な制度を活用しながら、継続的に子供たちが伝統文化を体験できる機会を創出する必要がある。 山車会館の整備にあわせて定期的な実施に向けた支援を行う。 今後も、家族で参加できる伝統文化に関する学習機会を継続していく必要がある。	子どもたちが伝統文化を体験できる機会について検討する。 山車会館の整備にあわせて支援を行う。
	地域の高齢者が子どもや若者に伝統文化を伝える仕組みづくりの推進	まちなみ文化財G 社会教育G	関宿「関の山車」保存会	各山車持ち団体（自治会）によるお囃子披露（発表会）を実施する。 生涯学習計画に基づき、人材バンクなど、学び手から学びの提供者への転換を図る場として放課後子ども教室の活用も促していく。	各山車持ち団体（自治会）によるお囃子披露（発表会）を実施した。 放課後子ども教室において和太鼓、茶道、生け花などの体験教室の開催を行った。特に加太小学校では、参加している児童からの要望で和太鼓を学びたいと要望があり、年度途中に追加実施した。	山車会館の整備にあわせて定期的な実施に向けた支援を行う。 コーディネーター意見交換会などの場を通じて、地域から次世代への文化伝達方法の共有が必要である。また、参加児童からの要望を汲み取った事業も開催できるよう、コーディネーターを中心に取り組む必要がある。	生涯学習計画に基づき、人材バンクなど、学び手から学びの提供者への転換を図る場として放課後子ども教室の活用も促していく。
	市民文化祭のほか、国民文化祭、県民文化祭などの機会をとらえて、亀山市の伝統芸能を披露する公演の実施	文化共生G		他部署や他市町の催して、亀山市の伝統芸能が披露できる機会作りについて検討する。	かめやま文化年2017の一環として、岡山市高梁市で灯おどり保存会の皆さんによる灯おどりが披露された。	伝統芸能の披露の機会が固定化しているため、他部署や他市町の催しての披露ができないか検討する必要がある。	様々な機会を捉えて、亀山市の伝統芸能を披露できる場づくりを検討する。

(5) 文化的な景観の保全

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	平成29年度の計画（具体的な取り組み内容）	(1) 平成29年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 平成30年度の計画（具体的な取り組み内容）
①景観の保全、整備の推進	亀山市景観条例及び景観計画の効果的な運用による魅力ある景観の保全と形成	都市計画G		景観法の届出時において、申請者と事前相談しながら、より良好な景観形成を目指して景観計画の運用を図る。	景観法の届出に際し、40件の事前相談を行った。	景観法による届出がされない場合があるため、景観法による届出の周知の必要がある。	引き続き、景観法の届出時において、申請者と事前相談しながら、より良好な景観形成を目指して景観計画の運用を図る。
	景観形成推進地区及び景観重点地区の指定と保全、整備の推進	都市計画G		地域と連携した景観づくりのため、具体の事業の際には、まちづくり協議会等と連携していく。	2月に城西地区まちづくり協議会に対して、景観形成推進地区等の景観制度について説明するとともに、今後の当該地区の景観について意見交換を行った。	昨年度、説明を行った城西地区に対して景観形成推進地区等の重点地区指定や補助制度の意向について確認する必要がある。	城西地区に対して景観形成推進地区等の重点地区指定や補助制度の意向についてアンケート等により調査を行う。
	亀山市の景観の大きな特徴となっている自然景観、歴史・文化景観のうち、主要な視対象について、眺望景観として発掘、保全の推進	都市計画G		亀山市歴史的風致維持向上計画に基づき、歴史・文化景観のうち、歴史的風致を形成する上で重要な建造物である「福泉寺山門（平成27年10月歴史的風致形成建造物指定）」の修理に対して、補助金を交付し整備を進める。	「福泉寺山門」の修復工事が完了し、補助金の交付を行った。	主要な視対象について、眺望景観として発掘、保全の推進が必要である。	引き続き、景観届出の際に、チェックシートに行方地の近隣に主要な視対象・視点場リストに挙がっているものがないか確認を行い、また、ある場合は眺望保全に配慮するよう指導を行う。
	景観計画の周知のための啓発や情報提供の充実	都市計画G	農業G	平成29年度から新たに始まった田園環境保全事業に基づき、農地を保全し、持続的な田園環境の維持を促進する。	H29年度から「田園環境保全事業」を展開し、集落営農組織等や農家等7件が事業に取り組み、農村景観の向上や耕作放棄地の発生防止に繋がった。また、フェイスブック等により市内外にPRすることができた。	農家や営農組合の担い手が高齢化していることや、市の補助金だけでは必要経費を賄う程度でしかないため、取組面積の拡大に繋がりにくい。	農業経営の安定化を支援しつつ、フェイスブック等を通じ情報発信することで農村景観の向上や耕作放棄地の発生防止に理解を得て、持続的な運営を支援する。
②地域における環境意識を高める取り組みの推進	里山公園や森林公園などを環境学習の場として活用	環境創造G		引き続き、5月に春のイベント、8月にザリガニつり大会、12月にクリスマスリースづくり体験を実施し、自然の大切さを学ぶ機会を設ける。また、農業体験（田植え、稲刈り、もちつき）を通して、米作りの大変さや喜びについて、学ぶ機会を設ける。亀山里山公園みちくさ管理運営協議会主体のフォトコンテストや里山塾において、環境教育の充実を図っていく。	春のイベントやザリガニつり大会、クリスマスリースづくり体験などを実施する事で、自然の大切さを学ぶ機会を設けた。（H29年度約1,130名参加）農業体験については協力いただいている方の都合で実施ができなかった。市民団体と行政で構成する亀山里山公園みちくさ管理運営協議会において、フォトコンテスト、里山塾（年7回）を実施。また、本協議会において、運営方法について検討を行った。（H28年度8回開催）	イベント参加者に、環境に関する目新しい情報や里山の機能・重要性をわかりやすく発信できるようにイベント内容の改善を図っていく必要がある。	5月に春のイベント、8月にザリガニつり大会、12月にクリスマスリースづくり体験を実施し、自然の大切さを学ぶ機会を設ける。亀山里山公園「みちくさ」管理運営協議会主体のフォトコンテスト、里山塾において、環境教育の充実を図っていく。
	協賛企業や地元住民の協働による、森林づくりのための実践活動の促進	森林林業G	商工業・地域交通G かめやま会故の森環境整備協議会	「かめやま会故の森環境整備構想」は平成29年度に終期を迎えるため、更新又は終了するのか協議会に諮り決定する。	「みえ森と緑の県民税市町交付金」を活用し、亀山里山公園や亀山森林公園において、イベントを通じて市民に森林や木材に触れ合う機会を提供した。また、亀山森林公園において、有志で結成された生物多様性グループによる自然観察や動植物調査を実施した。G活動回数：4回、イベント回数：4回、参加者数256名	公園を利用した環境イベントは、市主体であり、自然公園の更なる有効活用のためには、地元まちづくり協議会や市民団体が主体となったイベントの開催を促進することも必要である。	「みえ森と緑の県民税市町交付金」を活用し、亀山里山公園や亀山森林公園において、イベントを通じて市民に森林や木材に触れ合う機会を提供する。また、亀山森林公園において、有志で結成された生物多様性グループによる自然観察や動植物調査を実施する。そして、自然公園の更なる有効活用のために、地元まちづくり協議会や市民団体が主体となったイベントの開催を働きかける。
	学校における環境学習の充実	教育支援G	環境創造G	生活科・総合的な学習や社会科等での学習に加え、各学校・地域にて、地域と協働した活動（清掃活動、花の栽培など）や、保護者との環境に関する学習・活動に取り組む。	生活科・総合的な学習や社会科等での学習に加え、各学校・地域にて、地域と協働した活動（清掃活動、花の栽培など）や、保護者との環境に関する学習・活動に取り組んだ。	今後も地域や保護者と協働した取り組みを継続し、学校環境デーの取り組みと交え、地域環境に関する意識の向上を図る。	生活科・総合的な学習や社会科等での学習に加え、各学校・地域にて、地域と協働した活動（清掃活動、花の栽培など）や、保護者との環境に関する学習・活動に取り組む。
	かめやま環境市民大学を継承した「かめやま市民大学・キラリ」の開校	環境創造G	総合環境研究センター	平成28年度において、本センターの事業の方向性について検証し、亀山市民大学キラリについては生涯学習面からの再構築を行うこととし、平成29年度の事業については亀山市民大学キラリの講座は行わず、環境講演会を開催することとした。	亀山市総合環境研究センターにおける調査研究成果発表及び環境寄席を主な内容とする環境講演会を11月25日（土）に開催した。	引き続き、亀山市総合環境研究センターと協働し、環境教育を推進していく必要がある。	平成30年度においても亀山市総合環境研究センターと協働し、環境講演会を開催し、環境教育を推進する。
③地球環境に配慮した文化活動の推進	既存の組織を活用した、市民、事業者、行政のネットワークによる地球温暖化対策の推進	環境創造G		引き続き、三重県地球温暖化防止活動推進センター、及び推進員と協力し、温暖化防止を推進させる啓発、周知を行う。また、推進員が所属する三重県地球温暖化防止活動推進センターとも情報共有し、より良い啓発・周知の方法を検討する。	三重県地球温暖化防止対策推進員【亀山市：3名】とともに、春の里山公園イベントにて地球温暖化防止啓発のためのクイズ大会及びウォークラリーを実施した。クイズ等参加者：450人（里山春イベント 約450人）	地球温暖化防止は、成果が見えづらく、市民が実感しにくいことから、各主体と連携を取りながら、いかにして温暖化防止行動に繋がっていくか啓発方法を検討する必要がある。	引き続き、三重県地球温暖化防止活動推進センター、及び推進員と協力し、温暖化防止を推進させる啓発、周知を行う。環境活動ポイント制度（AKP）を取り入れた活動を行う。また、推進員が所属する三重県地球温暖化防止活動推進センターとも情報共有し、より良い啓発・周知の方法を検討する。
	情報発信をはじめとする、環境保全の意識を高める取り組みの推進	環境創造G	亀山市地区衛生組織連合会	市民団体と連携し、引き続き実施していく（平成29年度もクリーン作戦を実施予定）	亀山市地区衛生組織連合会と協働で、クリーン作戦を実施し、清掃活動と犬の飼育への啓発活動を行った。○実施箇所：駅周辺及び市内4店舗 ○参加人数：127名	より環境保全や環境美化への意識の高揚を図るため、今後も継続・効果的な啓発方法の検討を行い事業を実施していく必要がある。	市民団体と連携し、引き続き実施していく（平成30年度もクリーン作戦を実施予定）

(6) 次世代を担う人づくり

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	平成29年度の計画（具体的な取り組み内容）	(1) 平成29年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 平成30年度の計画（具体的な取り組み内容）
①学校における文化芸術鑑賞機会の充実	子どもたちが本物の文化芸術に直に触れることのできる機会の提供	教育支援G	(公財) 亀山市地域社会振興会	成長期にある児童生徒に優れた音楽、伝統文化を鑑賞させる機会を持つため、関係部局との連携を図りつつ、生徒の実態に合った演奏者の選定等を行っていく。	小中音楽会では、コーラスユニット「うたものがたり」を招待演奏として開催した。	児童生徒の発達段階を踏まえつつ、地域で文化・芸術的な活動、芸能活動等を行っている方々を活かした取組をすすめていく必要がある。	成長期にある児童生徒に優れた音楽、伝統文化を鑑賞させる機会を持つため、関係部局との連携を図りつつ、生徒の実態に合った演奏者の選定等を行っていく。
	学校と文化会館などとの連携によるアウトリーチ活動の拡充	教育支援G	(公財) 亀山市地域社会振興会	文化会館との連携により、小中学校に音楽の外部講師を派遣し、児童生徒の歌唱力、表現力の向上を図る。	文化会館との連携により、全小中学校に、音楽の外部講師を派遣し、歌唱指導を実施した。	児童生徒の歌唱力、表現力を高めるために、今後も継続していく必要がある。	文化会館との連携により、小中学校に音楽の外部講師を派遣し、児童生徒の歌唱力、表現力の向上を図る。
	地域で活動する芸術家や周辺の大学、高等学校などの協力による、優れた文化芸術を鑑賞する機会の充実	教育支援G	社会教育G	地域の方々の協力のもと、校内展示などに取り組むと共に、児童が直接鑑賞できる機会の設定に努めていく。	総合的な学習、教科学習、クラブ活動、委員会活動等に、地域の方々を招聘し、米や野菜作り、花の栽培、防災マップづくりなどの活動を行った。また、かんこやお囃子等の伝統文化の体験活動も実施した。	地域の方々の作品を展示したり、児童が直接展示会に行っても鑑賞できる機会などの設定の工夫が必要である。	地域の方々の協力のもと、校内展示などに取り組むと共に、児童が直接鑑賞できる機会の設定に努めていく。
②創作・鑑賞活動の充実	学校における音楽や書写、図画工作、美術などの学習の充実	教育支援G	社会教育G	学力向上推進計画に基づき教職員の指導力向上を図るため、教職員の実態やニーズにあった研修講座を実施するとともに、校内研修の充実のため、外部講師を各校に派遣する。	教職員の授業力向上、児童生徒理解のため等の研修講座を実施した。また、合唱指導等のための外部講師を派遣した。	教職員の実態やニーズにあった研修講座の実施、外部講師を各校に派遣する必要がある。	学力向上推進計画に基づき教職員の指導力向上を図るため、教職員の実態やニーズにあった研修講座を実施するとともに、校内研修の充実のため、外部講師を各校に派遣する。
	子どもたちが日頃の創作活動の成果を発表し、鑑賞し合う機会の提供	教育支援G	(公財) 亀山市地域社会振興会 自治会	「亀山市小中学校音楽会」を実施するとともに、演奏家を招いて音楽を鑑賞する場を設定する。また、「亀山市児童生徒図工・美術展」「亀山市児童生徒書写展」を実施する。	日頃の学習の成果を発表し、鑑賞し合う場として「亀山市小中学校音楽会」を実施した。また、「亀山市児童生徒図工・美術展」「亀山市児童生徒書写展」を実施し、小中学校の全児童生徒が参加した。	今後も継続して「亀山市小中学校音楽会」「亀山市児童生徒図工・美術展」「亀山市児童生徒書写展」を実施するとともに、芸術鑑賞の場として設定していく必要がある。	「亀山市小中学校音楽会」を実施するとともに、演奏家を招いて音楽を鑑賞する場を設定する。また、「亀山市児童生徒図工・美術展」「亀山市児童生徒書写展」を実施する。
③郷土学習の充実	学校と歴史博物館、図書館などとの連携による郷土学習の充実	教育支援G	歴史博物館	歴史博物館との連携を強め、歴史博物館の持つ資源や地域学習支援事業を活用した学習を進めていく。	社会見学や総合的な学習の時間等に児童・生徒が歴史博物館を訪問したり、学芸員が学校を訪れたりしながら、亀山市の歴史や文化を学習した。また、各学校において、社会科など各教科の授業等で、歴史博物館の資料を活用し、子どもの学習意欲や理解度の向上を図る取組を行った。	今後も歴史博物館との連携を強め、歴史博物館の持つ資源をより活かした学習を進めていく。	歴史博物館との連携を強め、歴史博物館の持つ資源や地域学習支援事業を活用した学習を進めていく。
		図書館		各室に協力を依頼し、郷土資料の充実を図る。また利用者からのレファレンスについては、司書を中心に随時対応する。	市が発行する各種分野別計画等の資料を、各関係室から提供してもらった。	各課が発行する各種分野別計画等の行政資料や地域で開催される伝統行事等のチラシなどを収集保存していく。	行政資料や地域資料を収集保存するための行程を検討する。また、レファレンスについては、司書を中心に随時対応をする。
	郷土の自然や歴史、産業、伝統文化などについて、生きた学習ができるように、ゲストティーチャーや学習ボランティアの活用促進	教育支援G	社会教育G	今後も、総合的な学習の時間、教科学習等で、地域の豊かな人材の活用を図る。地域との連携の中で、新たなゲストティーチャーやボランティアの方の協力を得ていけるようにする。	総合的な学習、教科学習、クラブ活動、委員会活動等に、地域の方々を招聘し、米や野菜作り、花の栽培、防災マップづくりなどの活動を行った。また、かんこやお囃子等の伝統文化の体験活動も実施した。	学校行事や教科学習の目的に合ったゲストティーチャーやボランティアの方の確保と、内容の充実を図る必要がある。	今後も、総合的な学習の時間、教科学習等で、地域の豊かな人材の活用を図る。地域との連携の中で、新たなゲストティーチャーやボランティアの方の協力を得ていけるようにする。
	展示やスクールミュージアムによる学校教育支援	教育支援G	社会教育G	可能な限りで、地域の方々の作品を展示し、児童が鑑賞できるようにしていく。	学校を会場として開催する文化祭において、また、地域のコミュニティに、地域の方々の作品を展示し、児童が鑑賞することができた。	今後も、可能な限りで、地域の方々の作品を展示し、児童が鑑賞できるようにしていく必要がある。	可能な限りで、地域の方々の作品を展示し、児童が鑑賞できるようにしていく。
	地域の伝統工芸品や特産物などに身近に触れ、実際につくる体験ができる機会の提供	教育支援G	社会教育G まちなみ文化財G 農業G	郷土の文化や産業に関する施設について、教員も興味を持つとともに、事前指導を行う。また、地域の方と連携を深め、学習内容に応じて様々な方に協力を依頼できるような関係づくりを進める。	社会見学で各種施設を訪問し、亀山市の歴史・文化・産業について目で見て体験することにより学習することができた。また、ゲストティーチャーを招き、専門的な立場からお話いただくとともに、生き方や思いについても学ぶことができた。	郷土の文化や産業に関する施設について、教員も学びを深め知識を得ていくことや、学習内容に合致するようなゲストティーチャーを探していくことが必要である。	郷土の文化や産業に関する施設について、教員も興味を持つとともに、事前指導を行う。また、地域の方と連携を深め、学習内容に応じて様々な方に協力を依頼できるような関係づくりを進める。
④家庭教育における文化芸術の振興	家庭教育講座や広報啓発活動などの充実	教育支援G	社会教育G 図書館	幼稚園・小学校での「ファミリー読書リレー」を継続実施し、家庭での読書習慣の定着を図る。対象となる本の追加について検討していく。	幼稚園・小学校で「ファミリー読書リレー」に取り組み、688家族が参加した。リレーバッグを希望する学校、幼稚園に新規給付を行った。各校において、図書だより等を発行し、家庭への情報発信を行った。	今後も「ファミリー読書リレー」を継続実施し、家庭での読書習慣の定着を高める。	幼稚園・小学校での「ファミリー読書リレー」を継続実施し、家庭での読書習慣の定着を図る。対象となる本の追加について検討していく。
	子どもの読書習慣の定着と親子の触れ合いを深める活動の推進	教育支援G	社会教育G 図書館	ファミリー読書リレーの継続実施。各校の取組についての情報共有と、システム利用についての研修会の実施。	学校図書館支援事業において、学校図書館の環境整備を行うとともに、ファミリー読書リレーを実施した。また、各校において、朝の読書タイムや、読み聞かせ活動など、日常的な読書指導に取り組んだ。	図書館情報システムを使った効果的な読書指導のあり方の研究実践を進める。	ファミリー読書リレーを継続して実施する。各校の取組についての情報共有を行い、システム利用についての研修会の実施する。
		図書館	市民活動団体	市民活動団体と協力して、絵本や紙芝居等の読み聞かせを行うことで、子どもの読書へのきっかけを作り、読書習慣の定着を図る。さらに、親子で一緒に作品を作り、一緒に過ごす時間を持つことで、親子のふれあいを深める機会を作る。また、行事の周知をチラシ・ポスター等で事前に掲示する。	子どもが読書に興味を持つきっかけになるよう、人形劇やおはなし会等のイベントを実施した。図書館イベント参加人数 1,289人	館内での取り組みだけでなく、関係機関と連携をしながら館外での取組みも増やしていく。	図書館ボランティア団体と協力しながら、図書館内だけでなく、他の公共施設での取組みを行うことで、絆を深める機会を設ける。

(7) 生活文化の充実

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	平成29年度の計画（具体的な取り組み内容）	(1) 平成29年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 平成30年度の計画（具体的な取り組み内容）	
①暮らしに根づいた文化の推進	家族の時間づくりなどを活用し、親子の絆、地域の絆を深める機会の充実	文化共生G	商工業・地域交通G	・家族の時間づくりの趣旨を継承しつつ、ワーク・ライフ・バランスを推進する事業へと変更し、実施していく。	11月11日から11月26日までの16日間を亀山市ワーク・ライフ・バランス週間として位置付け、社会教育施設等の無料開放を行い、家族で楽しんでもらう機会を増やした。	一人ひとりが地域活動や、家族とのふれあいなど、ライフステージやそれぞれの価値観に応じた生活がおくれるように、ワーク・ライフ・バランスの推進を進めていく必要がある。	ワーク・ライフ・バランス週間に集中して、社会教育施設等の無料開放や講演会等を行い、市民や事業所へ啓発を行う。	
		図書館	市民活動団体	市民活動団体と協力して、人形劇やおはなし会を開催し、親子や地域の絆を深める機会を作る。また、行事の周知をチラシ・ポスター等で事前に掲示する。	図書館ボランティア団体と協力して、人形劇やおはなし会等を開催することで、家族や地域の絆を深める機会につながった。	図書館ホームページや広報かめやま等を通して取り組みを周知し、フェイスブックで開催時の様子を掲載しているものの、イベント以外の来館にはつながらない。	図書館ボランティア団体と協力しながら、図書館内だけでなく、他の公共施設での取組みを行うことで、絆を深める機会を設ける。	
	学校の総合的な学習の時間などを活用し、子どもたちが生活文化に触れ、親しめる機会の充実	教育支援G		生活科・総合的な学習の時間、社会科などでの学習時に、体験活動を重視し、生活文化に触れる機会を計画的に設定する。	生活科や総合的な学習の時間、社会科等の学習時に、家族や地域の方に聞き取りを行うなどの調べ学習をした。また、実際に体験することにより、生活文化に触れる機会を設定した。さらに、土曜授業等では地域行事等と連携した体験活動に取り組んだ。	今後も、各校での取組を継続するため、子どもの実態や課題、活動のねらいなどを共有する必要がある。	生活科・総合的な学習の時間、社会科などでの学習時に、体験活動を重視し、生活文化に触れる機会を計画的に設定する。	
	民話や言い伝え、わらべうた、方言などについて、冊子や音声などによる記録化の推進	歴史博物館		まちなみ文化財室主体で行う心形刀流関連イベントの開催補助を行う。	まちなみ文化財室主体で行われた心形刀流演武見学会において、会場準備等の補助を行った。	引き続き、まちなみ文化財Gにより開催される心形刀流関連イベントに協力していく。	まちなみ文化財G主体で行う心形刀流関連イベントの開催補助を行う。	
	生活の知恵や昔の遊び、まちの伝説や風習など暮らしの中で受け継がれてきた文化の紹介と支援	文化共生G 歴史博物館	教育支援G	亀山西小学校で移動展示、亀山中学校でミニ展示を行う。	かめやま文化年2017において、市内に残る歴史的な道である金王道の名称の由来となった「渋谷金丸」をテーマに講演を実施した。 平成29年6月17日に亀山中学校でミニ展示、平成30年2月2日に亀山西小学校で「歴史博物館 in 亀山西小学校」を開催した。	地域で培われてきた文化などを取り上げる機会を増やしていく必要がある。 移動展示未実施の学校においても行えるよう、校長会等、各学校が集まる場でのPRを行う。	かめやま文化年2020の事業検討において、地域で培われてきた文化などを取り上げる等考慮する。 関小学校で移動展示を行う。また、小学3年生の「昔のくらし」の課程に合わせて「昔の道具」の展示を行う。	
②食文化の継承、創造	地元の安心・安全な食材をじっくり味わう「スローフード」運動の推進	健康づくりG	亀山市食生活改善推進協議会	食生活改善推進協議会と連携し、市内で採れた食材をメニューに加え、日常生活において、地元の安心・安全な食材の利用へとつなげる。（地元食材を使用したメニュー+1） また、幼児期における食生活についての情報提供を継続的に行う。	食生活改善推進協議会の協力のもと、健康づくりのための料理講習会（5回、95人）と地域での料理講習会（40回、434人）を開催した。健康づくりのための料理講習会については、市ホームページにレシピを掲載し、安心・安全な食生活の推進につなげた。 また、幼児健康診査時に食生活についてのリーフレットを配布（24回、909人）し、幼児期における食生活の重要性を周知した。	「健康づくりの講習会」は参加者が固定化してきていることが課題。 また、幼児期からの食生活の重要性を継続的に周知することが必要である。	食生活改善推進協議会と連携し、市内で採れた食材をメニューに加え、日常生活において、地元の安心・安全な食材の利用へとつなげる。（地元食材を使用したメニュー+1） また、幼児期における食生活についての情報提供を継続的に行う。	
		健康づくりG	亀山市食生活改善推進協議会	食生活改善推進協議会と連携し、市内で採れた食材をメニューに加え、日常生活において、地元の安心・安全な食材の利用へとつなげる。（地元食材を使用したメニュー+1）	食生活改善推進協議会会員による健康づくりのための料理講習会（5回、95人）や地域での料理講習会（40回、434人）を開催した。また、ホームページにレシピを掲載し、安心・安全な食生活の推進につなげた。	「健康づくりの講習会」は参加者が固定化してきていることが課題。	食生活改善推進協議会と連携し、市内で採れた食材をメニューに加え、日常生活において、地元の安心・安全な食材の利用へとつなげる。（地元食材を使用したメニュー+1）	
	郷土料理や行事食、食習慣を食文化として伝達する取り組みの充実	社会教育G		平成26年度より中央公民館講座により実施				
	保育所や学校において、旬の食材や行事食などを取り入れた「かめやまっ子」給食の実施	施設・保健給食G		農政室との連携や委託業者との協議を継続し、「かめやまっ子給食」を年20回、「地物が一番みえの日」を年12回実施する。	自校方式及びセンター方式の給食において、市内産・県内産の食材を使用した「かめやまっ子給食」を年20回実施した。また、デリバリー方式の給食においては、県内産の食材を使用した「地物が一番みえの日」を年12回実施した。	今後も定期的に市内産・県内産食材を給食に取り入れることができるよう、産業振興課農業Gと連携し、生産者や納入業者との調整や委託業者との協議を継続するとともに、地場産物を活用したメニューを検討する必要がある。	産業振興課農業Gとの連携や委託業者との協議を継続し、「かめやまっ子給食」を年20回、「地物が一番みえの日」を年12回実施する。	
		子ども総務G		地産地消や旬の食材を重視した給食を提供する。各家庭へ食育だよりを発行し、継続して食への意識啓発を図る。	可能な限り旬の食材を献立に取り入れた。地元又は地元に近い産地の食材を納入するよう業者に依頼した。 旬の食材や食生活の重要性などについて食育だよりに掲載し家庭での意識向上を促した。	旬の食材や地産地消の重要性などについて、継続的な意識啓発を図ることが必要である。	旬の食材を用いた献立作成を心がけ、可能な限り地産地消や行事食の提供を推進する。各家庭へ食育だよりを発行し、継続して食への意識啓発を図る。	
	食文化の伝承及び創造に関する市民の主体的な活動の支援	健康づくりG	亀山市食生活改善推進協議会	食生活改善推進協議会と連携し、市内で採れた食材をメニューに加え、日常生活において、地元の安心・安全な食材の利用へとつなげる。（地元食材を使用したメニュー+1）	食生活改善推進協議会会員による健康づくりのための料理講習会（5回、95人）や地域での料理講習会（40回、434人）を開催した。また、ホームページにレシピを掲載し、安心・安全な食生活の推進につなげた。	「健康づくりの講習会」は参加者が固定化してきていることが課題。	食生活改善推進協議会と連携し、市内で採れた食材をメニューに加え、日常生活において、地元の安心・安全な食材の利用へとつなげる。（地元食材を使用したメニュー+1）	
地域まちづくりG		亀山市自治会連合会	亀山市自治会連合会は、平成29年度においても「食の祭典」の開催を計画し、市内外の企業からの参加も予定している。引き続きイベントを支援することで、各自治会や各種団体の主体的な活動を支援していく。	自治会連合会主催の第9回「食の祭典」を開催し、地域まちづくり協議会連絡会議や婦人会連絡協議会など各種団体の協賛を得て多くの来場者で賑わった。また、継続開催することで、市民に定着したイベントとして住民相互の交流が図られた。	「食の祭典」の事業経費は市が交付する自治会連合会補助金に依存しており、イベントの規模や内容は補助金額に左右されるが、実施する限り支援していく。	亀山市自治会連合会は、平成30年度においても「食の祭典」の開催を計画し、市内外の企業からの参加も予定している。引き続きイベントを支援することで、各自治会や各種団体の主体的な活動を支援していく。		
③健康文化の推進	地区コミュニティなどでの健康づくり活動の促進	高齢者支援G	地区コミュニティ	自主活動グループとなり活動している団体への支援方法について検討し、実施する。	講師を派遣するなど、自主活動グループ活動の支援を行った。	活動を継続していくためにも、参加者を増やしていく必要がある。	引き続き講師を派遣して支援を行うとともに、活動の普及啓発に努める。	
		健康づくりG	地区コミュニティ	住民が主体となった地域での健康づくり活動の輪が広がるよう、地域の状況を確認しながら、必要に応じて支援していく。	健康づくり応援隊養成講座を修了した地区におけるフォロー教室を行った。（屋生地区2回、神辺地区2回、野登地区2回）	健康づくり応援隊養成講座終了後の地域については、継続した活動を行っていくためには支援が必要である。	住民が主体となった地域での健康づくり活動の輪が広がるよう、地域の状況を確認しながら、必要に応じて支援していく。	
	歴史探索などを取り入れたウォーキングの普及	まちなみ文化財G	亀山市観光協会 自治会 地区コミュニティ	歴史探索等を取り入れたウォーキングに職員を講師として派遣し、ウォーキングイベントの充実を図る。	金王道ウォーキングの開催にあたり、地元案内人の勉強会に職員を講師として派遣するなど、イベント開催の支援を行った。	ウォーキングイベントの開催を市内各地に広げる。	歴史探索等のウォーキングに職員を講師として派遣し、ウォーキングイベントの充実を図る。	
		健康づくりG		ウォーキングの普及啓発について検討する。	健康増進普及月間において、ウォーキングの講座を設け、啓発を行った。	講座への参加をきっかけに、継続した活動につながるよう、引き続き、地域での啓発が必要である。	ウォーキングの普及啓発について検討する。	
健康増進や体力づくりのためのスポーツイベントや教室などの機会の充実	スポーツ推進G		市内の各種スポーツ団体や、運動施設指定管理者の取組みを支援し、誰もが気軽に取り組めて、継続できるスポーツや運動の機会の提供を促す。	ニュースポーツの普及のため、ニュースポーツ大会を実施した。また、総合型地域スポーツクラブについては、事業の広報支援等を行った。	健康文化の推進のため、市内の各種団体と連携しながら、事業に取り組む必要がある。	市内の各種スポーツ団体や、運動施設指定管理者の取組みを支援し、誰もが気軽に取り組めて、継続できるスポーツや運動の機会の提供を促す。		

(8) データベース化と情報発信

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	平成29年度の計画（具体的な取り組み内容）	(1) 平成29年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 平成30年度の計画（具体的な取り組み内容）
①情報通信ネットワークを利用した文化情報の発信	文化情報の発信に地域住民の意見が反映できる環境づくりの推進	情報統計G		亀山市ICT利活用計画に係る実施計画の中でネットワークの形態やスケジュールについて示します。	地域まちづくり協議会と市の間、さらには各地域まちづくり協議会の間で、インターネットを通じて相互情報交流ができる仕組みの構築について、亀山市ICT利活用計画実施計画に示した。	まちづくり協議会の現状に合ったアプリケーションの選定や運用方法を検討する必要がある。	まちづくり協議会の現状に合ったアプリケーションの選定や運用方法を検討する。
	ケーブルテレビなどを活用した文化情報の発信	広報秘書G	文化共生G	かめやま文化年2017を中心として、文化情報を行政情報番組で放送するとともに、伊賀市、甲賀市との番組交換により他市でも放送する。	行政情報番組「マイタウンかめやま」を年間53番組制作した。かめやま文化年2017の取り組みとして開催されたイベント11件をニュースとして放送した。また、かめやま文化年の周知及び高梁市との歴史文化交流事業への参加促進の2番組を制作した。年間を通じて集約した映像をまとめて、かめやま文化年2017特集番組を制作し、ホームページでも公開を行った。いこが連携の取り組みとしては、花しょうぶまつり、亀山トリエンナーレ、関宿街道まつり、東海道のおひなさまのイベント告知番組を両市で放送した。	市民に親しまれる番組づくりを行うため、旬の話題や市民参加型のイベント情報、また市から特にお知らせしたい事項など、ニュースソースの的確な選定が必要である。いこが連携における番組交換に向けて、収録日程や放送開始日など、両市との連絡調整が必要である。	市民に親しまれる番組づくりに向けて、高校総体ウエトリフティング競技大会が本市で開催されることから、高校生や若者にフォーカスした行政情報番組の制作を行う。本市のイベントや文化の情報を市外へ発信するとともに、他市の情報を知ることにより新たな交流を促すため、伊賀市、甲賀市との番組交換を継続して行う。
②文化活動情報の共有体制の構築	市ホームページなどを通じた各文化施設におけるイベント案内や利用案内などの情報発信の充実	広報秘書G	文化共生G	フェイスブック、広報紙の記事から、さらにホームページで詳しく知ることができる記事の構成に注力する。	フェイスブックや広報記事掲載時に、ホームページでの詳細情報も発信いただくよう働きかけた。また、各室からホームページ等更新の決裁が回ってこないイベント等については、当室から掲載を促した。	イベントカレンダーの活用も促進し、イベント情報の発信を更に充実させる必要がある。	ホームページ研修等において、各課に積極的な情報発信を促すとともに、イベントカレンダー機能の周知を図る。
	高齢者、障がい者などに分かりやすい文化情報の提供	広報秘書G	文化共生G	ホームページ全ファイル解析結果をもとに、ページの修正に取り組む。	7月に「ホームページ。シティプロモーションおよび広報研修」を開催（55人参加）し、アクセシビリティに関する意識向上を図るとともに、ページ修正を促した。	修正状況を把握できていないことから、進捗管理が必要である。また、担当者も変わっていく中、アクセシビリティに関する継続的な研修が必要である。	引き続き、ホームページ全ファイル解析結果（H28）を踏まえ、ページの修正に取り組む。また、ホームページ（アクセシビリティ）研修を開催する。
③地域の文化資産のデータベース化と活用	地域の文化資産を電子データ化した先駆的なデジタル市史の積極的な活用	歴史博物館		市内小中学校の歴史ページを完成させる。	一部ページの原稿案は作成されたが、ホームページの作成・公開には至らなかった。	受贈された資料に、データベース化が未完了のものがあるため、調査、データ化の必要がある。	調査員を活用し、資料の調査、データベース化を行う。
	地域に伝わる文化財や伝統芸能などの情報のデータベース化や、画像での保存、無形文化資産の映像による保存など電子データ化の推進	まちなみ文化財G		地域に伝わる文化財や伝統芸能などで、かつて地元で記録され残されている映像記録の発掘を行う。	作成した記録映像を歴史博物館で上映するなど普及啓発に努めた。	過去に作成した記録映像の普及・周知と、後継者育成のために活用していただく必要がある。	地域に伝わる文化財や伝統芸能などで、かつて地元で記録され残されている映像記録の発掘を行う。
	地域の文化活動の紹介や文化人、文化資源など、地域の身近な情報のデータベース化と活用促進	文化共生G		地域で行われている文化活動について情報収集するとともに、その活動内容や実績について、市内外に発信する手法を検討する。	地域で行われている文化活動について情報収集を行い、かめやま文化年2017の関連事業として実施し、記録誌としてまとめた。	地域の文化に関する情報のデータベース化や発信方法について、検討する必要がある。	引き続き、地域で行われている文化活動について情報収集するとともに、その活動内容や実績について、市内外に発信する手法を検討する。

(9) 文化と産業経済の融合

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	平成29年度の計画（具体的な取り組み内容）	(1) 平成29年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 平成30年度の計画（具体的な取り組み内容）
①文化関連産業の育成	「ろうそく」「亀山茶」などのブランドイメージ向上と情報発信の充実	商工業・地域交通G	亀山商工会議所 農業G	引き続き関係団体と連携を図り、様々な機会を捉え情報発信を図る。	県や関係部署等と連携し、特産品フェア（五所川原市・泉佐野市）へ出店するなど、様々な機会を捉えてPRを行った。	関係団体と連携した効果的かつ積極的な情報発信が必要である。	引き続き関係団体と連携を図り、さまざまな機会を捉えて情報発信を図る。サンシャインパークの春のイベントでは市交流自治体を招いて特産品フェアを実施予定である。
		農業G	亀山市茶業組合 亀山青空お茶まつり実行委員会	各種イベントへの亀山茶カフェの開催を通じて、広く亀山茶の消費拡大に結び付くPRを継続する。	茶業組合主催の亀山茶カフェ、亀山茶クイズ、青空お茶まつりやお茶の入れ方教室などの開催を支援し、広く亀山茶のPRを行い、お茶に関心をもってもらうよい機会となった。	亀山茶の消費拡大に結び付くための効果的なPRの強化が必要である。	各種イベントへの亀山茶カフェの開催を通じて、広く亀山茶の消費拡大に結び付くPRを継続する。
	「環境にやさしいものづくり」など、亀山市に根づいた先端技術産業の育成	商工業・地域交通G	亀山商工会議所	市や支援機関が行う支援事業や助成制度について、様々な機会を捉え、関係機関とも連携し、効果的な情報発信を行う。	市内中小企業を対象とした専門家による経営支援事業や設備投資にかかる資金繰り支援制度などにより、企業の事業活動を支援した。新たな支援制度として創業資金利子補給制度を設立した。	事業者へ効果的な情報発信を行う必要がある。	市や支援機関が行う支援事業や助成制度について、様々な機会を捉え、関係機関とも連携し、効果的な情報発信を行う。
地域の特産をブランドにした産業の育成支援	商工業・地域交通G	亀山商工会議所 農業G	引き続き関係団体と連携を図り、取組を支援する。	商工会議所へ補助金を交付することにより、地域資源を活用した特産品開発などの地域ブランド確立の取組を支援した。	引き続き関係団体と連携が必要である。	引き続き関係団体と連携を図り、取組を支援する。	
②文化を生かした産業経済活動	地域産材の利用や森林関係団体などの連携による「木造文化」の保存、普及	森林林業G	住まい推進G	引き続き「市公共建築物等木材利用方針」に基づき、関連部署と連携して地域材を利用した公共施設の木造化・木質化を推進する。また、一般建築物への地域材利用を普及するため、亀山木材産業協同組合と協働して木材フェアを開催しPRに努める。	「市公共建築物等木材利用方針」に基づき、公共施設の木造化・木質化が図られるよう、関連部署と木材の仕様について提案した。また、木の良さや木材の利用を市民や児童に伝えるため、出前講座や木育教室を市内5小学校において開催した。開催回数：5回、参加者数：460名	広く市民に木の良さや木材の利用を伝えるためには、出前講座や木育教室のみでは困難である。	引き続き、公共施設の木造化・木質化が図られるよう、関連部署と連携して推進する。また、出前講座や木育教室を引き続き実施するとともに、市広報や市ホームページへの掲載による啓発や木材関係団体と協働した新たな啓発活動をさらに検討する。
	職人の技によって支えられてきた伝統工芸、食文化などの保存、育成	まちなみ文化財G	NPO法人亀山文化資産研究会	NPO法人「亀山文化資産研究会」の活動を支援する。伝統的建造物群保存修理修景事業等を継続して実施する。	NPO法人「亀山文化資産研究会」の勉強会に職員を講師として派遣するなど、活動支援を行った。関宿における伝統的建造物群保存修理修景事業を通して、建築士・技能者の養成を行った。	活動支援を継続的に行うとともに、活動の場である伝統的建造物群保存修理修景事業等を継続的に実施していく必要がある。	NPO法人「亀山文化資産研究会」の活動を支援する。伝統的建造物群保存修理修景事業等を継続して実施する。
	「企業メセナ」など民間の支援活動の促進	商工業・地域交通G	文化共生G	引き続き研究を行う。	事例収集を行った。	引き続き研究を行う。	引き続き研究を行う。
	空き店舗等を活用した展覧会などの開催支援	商工業・地域交通G	文化共生G	関係団体と連携し、空き店舗等を活用したまちづくりの取組を支援する。	東町商店街振興組合と連携し、東海道のおひなさま等による、空き店舗等を活用したまちづくりの取組を支援した。また空き店舗等活用支援事業に関する補助金制度の設計等を検討した。	関係団体と継続した連携し、空き店舗等を活用した事業に関する支援体制を確立していく必要がある。	引き続き関係団体と連携し、空き店舗等活用支援事業補助金制度を確立し、空き店舗等を活用したまちづくりとにぎわいの創出を支援する。
		文化共生G	商工業・地域交通G	開催地区・地域住民との連携や市内全体への浸透を図るよう、情報発信や地域との調整等について実行委員会に協力・支援を行う。	かめやま文化年2017において、キーワードの「つながる」を意識して地域と連携し各事業に取り組んだ。	開催地区・地域住民との連携や市内全体への浸透が不足している点が課題である。	開催地区・地域住民との連携や市内全体への浸透を図るよう、情報発信や地域との調整等について実行委員会に協力・支援を行う。
③まちづくり観光の推進	まちづくり観光のマネジメントの推進	観光交流G	亀山市観光協会 亀山商工会議所	地域団体等の活動支援に繋がるツアー内容になるように亀山市観光協会と協議を行っていく。	亀山市観光協会を主体とし、地域の遺産や活動に触れてもらえ、地域団体の活動支援に繋がるツアーを2回実施し、延べ28名の参加があった。 ・「古地図で歩く東海道」・・・15名 ・「加太、秋の産品と鉄道遺産を巡る」・・・13名	亀山市観光協会を主体とし、地域団体等の活動支援に繋がるツアーを開催していく。	地域団体等の活動支援に繋がるツアー内容になるように亀山市観光協会と協議を行ない、多数参加いただくためHPにモデルコースの掲載を行なう。
	JR亀山駅を中心とした「鉄道のまち亀山」の発信と、それらの歴史や資産を生かしたまちづくりの推進	都市計画G	亀山駅周辺まちづくり協議会	JR亀山駅周辺のにぎわいや活性化を図り、利便性や安全性を向上させるため、亀山駅周辺整備事業を推進する。	亀山駅周辺整備事業の再開発に向けた準備会が5月に設立されたことから、準備会の基本設計や資金計画等の作成のための支援を行うとともに、必要となる都市計画決定を3月に行った。	再開発事業の円滑な推進のため、準備会の組合設立の支援や公共的機能の検討を進める必要がある。	亀山駅周辺整備事業として、設立された組合に対して所定の補助金の交付や駅前広場、都市計画道路等の整備に向け、測量や補償等の支援や事業推進に取り組む。

第2次亀山市スポーツ推進計画に関する実績等報告書(平成29年度)

(生活文化部 文化スポーツ課)

■計画の基本情報

計画期間	H 29 ~ H 33 年度																	
位置付け	本計画は、スポーツ基本法第10条による、地方の実情に則した、スポーツ推進に関する計画として位置付けるものである。また、第2次亀山市総合計画前期基本計画との関連は、基本施策「スポーツの推進」と深く関わり、スポーツの振興の部分で補完するものである。																	
目的・概要	計画の目的は、教育や健康、福祉、建設など幅広い関連部署との連携を密にし、亀山市らしいスポーツ文化が地域や生活の中に根付き、健康で豊かな暮らしの実現にむけて取り組むための指針とし、もってスポーツの振興に資することである。																	
計画の骨格	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目指す姿</th> <th>基本施策</th> <th>施策の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">市民がスポーツに関心を持ち、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るためスポーツを楽しんでいます</td> <td>スポーツ活動の充実</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 誰もが参加できるスポーツ実施機会の充実 ●ライフステージに応じたスポーツ実施機会の提供 ●障がい者のスポーツ参加の推進 ●女性のスポーツ参加の推進 ●総合型地域スポーツクラブの育成・支援 </td> </tr> <tr> <td>スポーツを支える力の促進</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 子どもを取り巻くスポーツ環境の充実 ●学校体育活動の充実 ●身近で安心安全なスポーツや運動の場づくり </td> </tr> <tr> <td>スポーツ文化の浸透</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> スポーツ団体や指導者の育成と競技力の向上 ●各種スポーツ団体の育成・支援 ●指導者の育成支援と登録・活用 ●スポーツ推進委員の活動の充実 ●競技スポーツレベルの向上 ●スポーツ医・科学の活用 </td> </tr> <tr> <td>スポーツの拠点整備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> スポーツ施設の整備と利用促進 ●市民ニーズに応じた運動施設の充実 ●運動施設の利便性の向上、施設利用の促進 ●スポーツ大会会場に適した施設環境の整備 ●学校運動施設や公園の有効活用 </td> </tr> <tr> <td>スポーツ情報の充実</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> スポーツ情報提供の充実 ●スポーツ情報内容の充実 ●各種情報媒体を活用した情報発信 ●大規模大会に向けた情報発信 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>競技スポーツを身近に感じられる機会の創出</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●市内のスポーツ大会を盛り上げる気運の醸成 ●大規模大会開催に向けた組織体制 ●トップアスリートとの交流機会の創出 </td> </tr> </tbody> </table>	目指す姿	基本施策	施策の内容	市民がスポーツに関心を持ち、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るためスポーツを楽しんでいます	スポーツ活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが参加できるスポーツ実施機会の充実 ●ライフステージに応じたスポーツ実施機会の提供 ●障がい者のスポーツ参加の推進 ●女性のスポーツ参加の推進 ●総合型地域スポーツクラブの育成・支援 	スポーツを支える力の促進	<ul style="list-style-type: none"> 子どもを取り巻くスポーツ環境の充実 ●学校体育活動の充実 ●身近で安心安全なスポーツや運動の場づくり 	スポーツ文化の浸透	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ団体や指導者の育成と競技力の向上 ●各種スポーツ団体の育成・支援 ●指導者の育成支援と登録・活用 ●スポーツ推進委員の活動の充実 ●競技スポーツレベルの向上 ●スポーツ医・科学の活用 	スポーツの拠点整備	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ施設の整備と利用促進 ●市民ニーズに応じた運動施設の充実 ●運動施設の利便性の向上、施設利用の促進 ●スポーツ大会会場に適した施設環境の整備 ●学校運動施設や公園の有効活用 	スポーツ情報の充実	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ情報提供の充実 ●スポーツ情報内容の充実 ●各種情報媒体を活用した情報発信 ●大規模大会に向けた情報発信 		競技スポーツを身近に感じられる機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> ●市内のスポーツ大会を盛り上げる気運の醸成 ●大規模大会開催に向けた組織体制 ●トップアスリートとの交流機会の創出
目指す姿	基本施策	施策の内容																
市民がスポーツに関心を持ち、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るためスポーツを楽しんでいます	スポーツ活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが参加できるスポーツ実施機会の充実 ●ライフステージに応じたスポーツ実施機会の提供 ●障がい者のスポーツ参加の推進 ●女性のスポーツ参加の推進 ●総合型地域スポーツクラブの育成・支援 																
	スポーツを支える力の促進	<ul style="list-style-type: none"> 子どもを取り巻くスポーツ環境の充実 ●学校体育活動の充実 ●身近で安心安全なスポーツや運動の場づくり 																
	スポーツ文化の浸透	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ団体や指導者の育成と競技力の向上 ●各種スポーツ団体の育成・支援 ●指導者の育成支援と登録・活用 ●スポーツ推進委員の活動の充実 ●競技スポーツレベルの向上 ●スポーツ医・科学の活用 																
	スポーツの拠点整備	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ施設の整備と利用促進 ●市民ニーズに応じた運動施設の充実 ●運動施設の利便性の向上、施設利用の促進 ●スポーツ大会会場に適した施設環境の整備 ●学校運動施設や公園の有効活用 																
	スポーツ情報の充実	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ情報提供の充実 ●スポーツ情報内容の充実 ●各種情報媒体を活用した情報発信 ●大規模大会に向けた情報発信 																
	競技スポーツを身近に感じられる機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> ●市内のスポーツ大会を盛り上げる気運の醸成 ●大規模大会開催に向けた組織体制 ●トップアスリートとの交流機会の創出 																

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	目標値	実績値 (H29)
1	成人の週1回以上のスポーツ実施率	%	42.4	50	-
2	スポーツ関連団体の構成者数	人	4,754	5,000	5,790
3	市や団体等が主催するスポーツ教室・大会の参加者数	人	19,900	21,000	24,000
4	市内の主な運動施設の利用率	%	72.0	78.0	72.1
5					

■ 計画の実績等

取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ニュースポーツ大会において「家族の部」を作り、家族で運動する機会を設けた。指定管理者の自主事業として、幼少期のこどもを対象とした事業が開催され、スポーツ体験機会が提供された。(年間 5種 179回開催) ・激励金支給要綱及び全国大会等出場旅費補助金交付要項に基づき、対象者に激励金の支給と出場旅費の補助を行った。(激励金支給件数:152件)(旅費補助件数:30件) ・指定管理者と連携し、継続的な施設整備、修繕などに取り組み、施設の安全確保に努めた。(関B&G海洋センタープール内塗り替え、西野公園体育館プール改修、西野公園体育館空調設備工事など)
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ関係団体から情報を収集し、様々なスポーツに関する情報を市民に提供するとともに、スポーツ大会を開催したり、指定管理者の自主事業に助言等することで誰もが参加出来るスポーツ実施機会を充実することが出来た。 ・大規模大会の開催に向けて、西野公園体育館に空調設備を設置し、施設の充実を図るとともに、西野公園体育館プール改修等修繕により、快適で安全なスポーツ空間を創出する事が出来た。 ・各スポーツ団体の育成、支援を行うとともに、組織強化に向けた関係者との協議を行い、改革を進めた。また、障がい者を含め有力な競技者への激励金の支給や、関係団体が実施するトップアスリートとの交流機会の創出を支援することで、自主的・自発的なスポーツ活動の促進を図ることができた。
総合計画推進への寄与度	<p>スポーツ構成団体の構成者数やスポーツ教室・大会への参加者数が増加しており、「健康で生きがいを持てる暮らしの充実」に寄与した。</p> <p>また、運動施設の整備を行い、「スポーツの拠点づくり」を推進した。</p>

反省点・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な情報提供等の認知度をより高めるため、現在活用している以外の新たな情報媒体の検討が必要である。 ・障がい者や女性など様々なライフステージの人が、気軽にスポーツ実施機会を持てるよう関係団体と連携しながら、施設整備や大会運営等を進める必要がある。
--------	---

今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・気軽に参加出来るスポーツ大会やイベント等を引き続き企画し、また、各スポーツ団体へ助言等を行いながら、誰もが参加出来るスポーツ機会の充実を図る。 ・地元トップアスリートの発掘や育成を支援するとともに、オリンピック等有名選手との交流機会をを競技スポーツを身近に感じられる機会の創出に努める。
--------	---

第2次亀山市スポーツ推進計画 進捗状況（平成29年度）

具体的方策	施策項目	施策の内容	担当室	平成29年度実績	今後の課題	平成30年度計画
(1) 誰もが参加できるスポーツ実施機会の充実	○ライフステージに応じたスポーツ実施機会の提供	健康づくりが地域の文化になるよう、継続的なスポーツ実施機会の提供に努めます。	スポーツ推進G	誰でも参加しやすく、継続的なスポーツ活動を行うため、総合型地域スポーツクラブの活動に広報協力等で支援を行った。	現在、総合型地域スポーツクラブが、誰でも参加しやすく、継続的なスポーツ活動の場を創出する一翼を担っていることから、その活動を広く市民にPRする必要がある。	総合型地域スポーツクラブが行っている、誰でも参加しやすく継続的にスポーツ活動を行うことの出来る教室を、ホームページや広報を通じて、市民に広くPRする。
		誰でも気軽に参加でき、交流の場の創出につながるスポーツイベント等の開催に向けて、各種スポーツ団体やまちづくり協議会などと連携します。	スポーツ推進G	各種スポーツ関係団体などと連携し、女性向けにバレーボール大会、壮年向けに壮年ソフトボール大会、子ども向けにミニバスケットボール大会を開催した。また、全年齢を対象にテニボンの体験教室を実施した。指定管理者において、市民ニーズに対応した自主事業が開催された。	各種大会等の参加者が増えるよう、大会情報の発信等に努める必要がある。	各種スポーツ関係団体などと連携し、市民ニーズに対応したスポーツイベント・大会やスポーツ教室などの開催に努めるとともに、参加者が増えるよう、情報の発信に努める。 また指定管理者と協力し、市民ニーズに対応した自主事業に取り組みよう要請していく。
		高齢者でも無理なく安心して運動やスポーツ活動を行うことができる環境づくりを進めます。	高齢者支援G	・しゃきしゃき体操教室OB会へ支援を行った。(2地区、4回延47人) ・自主的に活動しているグループのうち、支援希望団体の体操教室を支援した。(9回、延217人) ・介護予防教室を6事業所へ委託し実施した。(計373回、延9,395人)	体操を取り入れた介護予防教室に参加できるよう、引き続き周知に努める。	引き続き、体操教室を行う団体へ支援するとともに、在宅介護支援センター等と連携し、継続して運動を取り入れた教室を実施していく。
		高齢者でも無理なく安心して実施できるテニボンの体験教室を実施した。 総合型地域スポーツクラブや指定管理者において、高齢者向けのスポーツ教室やイベントが開催された。	スポーツ推進G	高齢者でも無理なく安心して実施できるテニボンの体験教室を実施した。 総合型地域スポーツクラブや指定管理者において、高齢者向けのスポーツ教室やイベントが開催された。	参加者を増やすため、開催告知や教室の内容等を積極的にPRする必要がある。	引き続き、高齢者が無理なく安心して実施できる教室等を開催するとともに、総合型地域スポーツクラブや指定管理者に開催を要請していく。また、開催にあたっては、開催告知や教室内容のPRを重点的に行う。
		生涯スポーツの推進のため、スポーツ推進委員の取り組みによる地域に根差したスポーツ活動の充実を図ります	スポーツ推進G	誰もが気軽に取り組める運動やスポーツ活動として、スポーツ推進委員が中心となってテニボンの普及推進に取り組んだ。 また、市内の総合型地域スポーツクラブ行うニュースポーツ教室等の事業を広報でPRするなど、支援を行った。	現在、総合型地域スポーツクラブが、誰もが気軽に取り組める運動やスポーツ活動の教室を行っていることから、参加者の募集や周知などの支援を行う必要がある。	ニュースポーツ推進のため、ニュースポーツ大会（ハルスバレー、テニボン）を実施する。
	○障がい者のスポーツ参加の推進	障がい者が、様々な大会やスポーツイベントに参加できるような環境整備に努め、参加を呼びかけます。	障がい者支援G	三重県障がい者スポーツ大会をはじめとした各種スポーツイベントに関する情報について、亀山市身体障害者福祉協会を通じて各会員に情報提供を行った。	障がい者スポーツイベントへの参加が、例年亀山市障害者福祉協会のみとなっているため、他の団体や施設の障がい者が参加できるよう情報発信の工夫が必要である。	亀山市障害者福祉協会への情報提供を引き続き行うとともに、関係する他団体や施設の障がい者の参加につながるよう、スポーツイベント等に関する情報を市ホームページで発信する等情報提供の幅を拡げていく。
			スポーツ推進G	亀山市スポーツ推進委員が「県スポーツ推進委員障がい者事業部会」に参加いただき、障がい者との交流等について見識を深めていただいた。	障がい者が、様々な大会やスポーツイベントに参加できるように環境を整える。	今後も亀山市スポーツ推進委員には、「県スポーツ推進委員障がい者事業部会」へ参加いただき、障がい者が参加出来るスポーツイベントについて検討する。
		障がい者スポーツ大会等の出場者に激励金を支給し、その活動を支援します。	スポーツ推進G	激励金支給要綱に基づき、全国障害者スポーツ大会など全国大会等にされた方に激励金を支給し支援をした。(年間7件)	障がいのある人などのスポーツ活動支援のため、引き続き全国大会等へ出場された方へ激励金を支給し、支援を行う必要がある。	障がいのある人などのスポーツ活動支援のため、引き続き全国大会等へ出場された方へ激励金を支給し、支援に努める。
	○女性のスポーツ参加の推進	子育て中の女性などがスポーツ活動に参加できるように、親子で参加できる教室やイベントの開催支援や託児サービスを併設するなど、スポーツ環境の整備に努めます。	スポーツ推進G	親子で一緒に参加出来るようなニュースポーツ大会を実施した。	子育て中の女性などがスポーツ活動に参加できるよう、スポーツ実施機会の整備について検討を行う必要がある。	子育て中の女性などがスポーツ活動に参加できるよう、スポーツ実施機会環境の整備について検討を行う。施設の幼児室の存在を周知する。
		女性が、様々なスポーツ活動や各種委員・スポーツ団体の運営へ参画するよう呼びかけます。	スポーツ推進G	女性向けのバレーボール大会を開催した。また、指定管理者において、女性をターゲットにした教室が実施された。	女性が、スポーツクラブの運営や様々なスポーツ活動、スポーツイベント、スポーツ行政などへの参画を促進する必要がある。	女性が、スポーツクラブの運営や様々なスポーツ活動、スポーツイベント、スポーツ行政などへの参画を促進する。
	○総合型地域スポーツクラブの育成・支援	クラブの運営に対して、財政面の支援や助言を行います。	スポーツ推進G	Let'sスポーツわくわくらぶについては、独自に助成金を活用し、イベント事業を開催することができるようになった。 ENJOYスポーツかめ亀クラブには、財政支援を行うとともに活動のPRを支援した。	両クラブとも、会員の増加を図るため、活動内容の広報支援等を行う必要がある。 また、安定した自主運営が行われるよう指導・助言が必要である。	引き続き、クラブ会員の増加を図るため、活動内容の広報支援等を行う。また、安定した自主運営が行われるよう指導・助言が必要である。
		クラブの円滑な運営に必要な熱意と知識・技術を有する人材の育成・確保のために、研修会等の情報を提供します。	スポーツ推進G	国、県等から提供された研修会などの情報を随時クラブに情報提供を行った。	国、県等から提供された研修会などの情報を、随時クラブに情報を収集し、最新の情報を提供する必要がある。	国、県等から提供された研修会などの情報を随時クラブに情報提供を行う。
		クラブに対する市民の理解を深め、認知度の向上を図るための支援を行います。	スポーツ推進G	クラブと連携し、広報、ホームページなどを通じて、市民のクラブの認知度を向上させるような情報発信に努める。	クラブの認知度を向上させるため、クラブの活動内容をホームページに掲載するとともに、入会申込書をダウンロードできるようにするなど、情報発信に努めた。	クラブと連携し、広報、ホームページなどを通じて、市民のクラブの認知度を向上させるような情報発信に努める必要がある。

具体的方策	施策項目	施策の内容	担当室	平成29年度実績	今後の課題	平成30年度計画	
(2) 子どもを取り巻くスポーツの充実	○学校体育活動の充実	子どもたちが、体育の授業等を通して運動に親しみ、運動の楽しさや喜びを味わい運動技能を高めることができるよう、体力調査等を活用して子どもの体力・運動能力を的確に把握したり、園や学校に専門的指導力を有する外部指導者を派遣したりして、体育の授業や運動部活動等における指導方法の工夫改善を進めます。	教育支援G	・体力向上に係る外部講師を市内小学校・公立幼稚園・公立保育所の他に、私立保育所にも派遣し、子どもの体力向上と教師の指導力向上を図った。	・今後も体力向上に係る外部講師派遣し、子どもたちの体力・運動能力に合った活動や指導方法を工夫し、さらなる子どもの体力向上と教師の指導力向上を図る。	・体力向上に係る外部講師派遣の継続と充実をはかる。また、「実施報告書」を使いながら、各学校・園における取組の情報共有を進め、日常の指導に活かす。	
		子どもたちが、幼児期から身体を動かす機会を多くもち、自ら進んで運動に親しむ習慣を身につけられるよう、園・学校生活全体で「1学校(園)1運動プロジェクト」など身体を動かす多様な活動に取り組むとともに、学校の内外での行事や活動などを通して、より積極的に運動やスポーツに親しむ機会づくりに努めます。	教育支援G	・全校集会、学年集会、縦割り集会や、業間等での体育的行事を取り入れ、「1学校(園)1運動プロジェクト」に取り組む、体力の向上を目指した。	・学校生活や学校行事等で体を動かすが増えたが、子どもの能力や実態に応じた取組や種目の工夫も必要である。「1学校(園)1運動プロジェクト」を継続的に取り組み、さらに子どもたちが積極的に楽しんで運動に親しめるようにする。	・「1学校(園)1運動プロジェクト」を継続的に取り組み、各学校(園)の子どもたちの能力や実態に応じた取組を決め、重点的にやっていく。	
		子どもたちの運動機会を確保し運動習慣を向上させるため、「せいかつちゃれんじシート」など、家庭と連携した生活習慣確立への取り組みを進めます。	教育支援G	・「せいかつちゃれんじシート」を配布し、家庭での運動習慣向上の啓発を行った。	・取組家庭の増加。	・せいかつちゃれんじシート配布することによって、運動習慣の大切さを家庭に知らせ、保育園、幼稚園、認定こども園と連携して取組をすすめる。	
	○身近で安心安全なスポーツや運動の場作り	子どもたちの健全育成のため、「総合型地域スポーツクラブ」や「スポーツ少年団」、「放課後子ども教室」など、スポーツを通じて多くの地域の人々と関わり合いを持てるよう参加促進を呼びかけます。	社会教育G	スポーツ鬼ごっこやスポーツ吹矢などのニュースポーツも取り入れ、地域の方々の参画を得て放課後子ども教室が展開できた。	スポーツを子どもが地域の方々と楽しむという視点を大切に、継続的に展開する必要がある。	継続的に地域実情を踏まえた上で、放課後子ども教室を開催し、運動を取り入れた教室を開催していく。	
			スポーツ推進G	総合型地域スポーツクラブで、子どもを対象としたニュースポーツ教室や、ジュニア教室が開催された。(年間 7種 186回実施)	引き続き総合型地域スポーツクラブ等において子どもを対象とした教室、親子で参加できるイベント等の開催を要請し、子どもの健全育成と地域の方との関わり合いを持てる機会づくりに努める必要がある。	引き続き総合型地域スポーツクラブ等において子どもを対象とした教室、親子で参加できるイベント等の開催を要請し、子どもの健全育成と地域の方との関わり合いを持てる機会づくりに努める。	
		幼少期から、スポーツへの関心が高まるよう、親子で一緒に体を動かしたり、友達と外で遊んだりして、体力づくりや仲間づくりができるよう、スポーツ団体やまちづくり協議会と連携して、多様なスポーツの体験機会の提供に努めます。	スポーツ推進G	ニュースポーツ大会において「家族の部」を作り、家族で運動する機会を設けた。指定管理者の自主事業として、幼少期のこどもを対象とした事業が開催され、スポーツ体験機会が提供された。(年間 5種 179回開催)	幼少期から、スポーツへの関心が高まるよう、多様なスポーツの体験機会づくりや情報提供に努める必要がある。	幼少期から、スポーツへの関心が高まるよう、多様なスポーツの体験機会づくりや情報提供に努める。	
		子どもたちが安心安全に外遊びやスポーツ活動を実施できるよう、公園設備の安全確保や地域防犯力の向上などに努めます。	用地G	各公園で「公園安全見守り隊(約120名)」による公園の安全見守り活動を実施するとともに、3月19日に都市公園運営協議会を開催し、安全面での多くの意見をいただいた。	継続的な見守り活動の促進、利用者や地域からの安全面での情報収集を行う必要がある。	公園安全見守り隊によるきめ細かい安全見守り活動を継続実施し、安全面の向上に努めるとともに、地域等からの安全面での情報収集に努める。	
			スポーツ推進G	指定管理者が、日常的に施設点検を行い、設備の安全確保に努めた。また、西野公園プールの塗装修繕を行い、設備の安全性を高めた。	施設特性上、不特定多数が入り出ることから、防犯情報収集を行い、常駐する施設管理人による見守りを強化する必要がある。	不審者等を発見した際、子どもたちに限らず、利用者や施設管理人等の安全確保のため、安全体制の強化を図る。	
	(3) スポーツ団体や指導者の育成と競技力の向上	○各種スポーツ団体の育成・支援	各種スポーツ団体の組織強化や自主的・自発的な支援に取り組めます。	スポーツ推進G	関係者と協議し、亀山市体育協会にスポーツ少年団を含めた新体制確立を支援し、組織強化を図った。	各種スポーツ団体が、自主的・自発的に組織を運営出来るような支援を行う必要がある。	亀山市体育協会のNPO化に向けて、必要に応じて、助言や支援を行う。
			各種スポーツ団体間の連絡調整を図り、行政との協働を推進します。	スポーツ推進G	運動施設を効率的に活用するため、亀山市体育協会、運動施設指定管理者、総合型地域スポーツクラブで協議の場をもち、それぞれの活動に支障が出ないよう事前に調整を行った。	各種スポーツ団体の活動がスムーズに行われるよう、運動施設の活用について、引き続き協議の場を設けて、調整を行う必要がある。	各種スポーツ団体の活動がスムーズに行われるよう、運動施設の活用について、引き続き協議の場を設けるなど、必要な調整を行う。
各種スポーツ団体の広報活動や情報公開について、積極的に推進するよう働き掛け、必要に応じて助言を行います。			スポーツ推進G	各種スポーツ団体の広報活動を支援するため、市内小学校への案内の送付や、広報やホームページを活用して、支援を行った。	各種スポーツ団体と連携し、広報活動の支援を行う必要がある。また、市のホームページでスポーツ団体の活動について、広くPRする必要がある。	各種スポーツ団体の活動を、わかりやすく市民にPRできるように、ホームページの整備を行い、広報活動を支援する。	
○指導者の育成支援と登録・活用		各種スポーツ団体などに働き掛け、講習会や研修会などの機会を通じて、指導者の育成を支援します。	スポーツ推進G	各種スポーツ団体へ、講習会や研修会などの情報提供を行った。	各種スポーツ団体と連携し、講習会や研修会を通じた指導者の育成について支援する必要がある。	各種スポーツ団体に働き掛け、講習会や研修会などの機会を通じて、指導者育成に努める。	
		学校における安全な体育指導及び運動部活動の推進のため、専門的で効果的な練習を行うことができるよう、教職員など指導者の資質向上に努めます。	教育研究G	体力向上アドバイザーによる指導助言を参考にしたり、市教研体育部会の研修内容の還元をおこなった。ブロック別研修会に参加し、指導力の向上をはかった。	体育や部活動の指導にあたる教員の一層の指導力向上をはかる必要がある。	三重県の「指導者講習会」の参加を促し、指導助言を各校への指導に生かす。亀山市教育研究会体育部会のなかで指導実践の研修・交流をおこなう。体力向上アドバイザーの指導助言をうける。	
		指導者の「人材バンク」への登録を促進するとともに、その活用が図られるよう、幅広く制度の周知を図ります。	社会教育G	平成29年度は、24のスポーツレクリエーション関係の団体・個人の登録があったが、利用はなかった。	人材バンクについては、保育園・幼稚園・学校の先生には十分に浸透していると感じられるが、時間や日程などの制約等があることから、利用しやすい環境整備が必要である。	市内校長会、園長会等で周知し、当事業の良さをよりPRしていきたい。	

具体的方策	施策項目	施策の内容	担当室	平成29年度実績	今後の課題	平成30年度計画
(3) スポーツ団体や指導者の育成と競技力の向上	○スポーツ推進委員の活動の充実	スポーツ推進委員としての資質の向上と技能の取得を図るため、定期的な研修会などへの参加を推進します。	スポーツ推進G	県・北勢・東海地区で行われる研修会に参加いただき、スポーツ推進委員の資質向上と技能の習得に努めた。	スポーツ推進委員の資質向上と技能の取得のため、引き続き東海地域や県などのスポーツ推進委員連絡協議会が開催する研修会への参加を要請していく必要がある。	スポーツ推進委員の資質向上と技能の取得のため、引き続き東海地域や県などのスポーツ推進委員連絡協議会が開催する研修会への参加を要請していく。
		スポーツ推進委員が、スポーツ活動のコーディネーターとして、積極的に地域に関わるような環境づくりに努めます。	スポーツ推進G	地域における軽スポーツ普及のため、スポーツ推進委員が中心となってし主催大会の運営に取組んだ。また各種スポーツ団体が行う事業についてスポーツ推進委員が協力を行った。	引き続きスポーツ推進委員が中心となって、地域におけるスポーツ活動を推進できる体制づくりが必要である。	引き続きスポーツ推進委員が中心となって、地域におけるスポーツ活動を推進できる体制づくりに努める。
	○競技スポーツレベルの向上	各種スポーツ団体と連携を図り、トップアスリートの育成や指導者の資質向上を支援します。	スポーツ推進G	トップアスリートの育成や、指導者の資質向上を図るため、指導者研修会等の情報を、各種スポーツ団体に提供した。	トップアスリートの育成や指導者の資質向上を図るため、指導者研修会等の情報を、各種スポーツ団体に提供する必要がある。	トップアスリートの育成や、指導者の資質向上を図るため、指導者研修会等の情報を、各種スポーツ団体に提供する。
		全国大会等に出場する選手等に激励金の支給を行うことで、地元アスリートの発掘、育成、支援につなげます。	スポーツ推進G	激励金支給要綱及び全国大会等出場旅費補助金交付要項に基づき、対象者に激励金の支給と出場旅費の補助を行った。(激励金支給件数：152件)(旅費補助件数：30件)	激励金及び全国大会出場旅費について、市民に周知する必要がある。また、制度が2つあり市民にとって手続きがわかりにくい側面があるため、統合することを視野に入れ、制度のあり方を検討する必要がある。	引き続き、激励金及び全国大会出場旅費の制度について、市民に周知を行う。また、制度のあり方についても検討を行う。
○スポーツ医・科学の活用	各種スポーツ団体や指導者が、スポーツ傷害の防止から競技力の向上まで、スポーツ医・科学の手法や考え方を取り入れて、スポーツ指導を行えるよう、積極的に習得する機会づくりを支援します。	スポーツ推進G	各種スポーツ団体に対し、スポーツ技術やスポーツ医・科学の知識に関する講習会や研修会の情報提供を行った。	スポーツ技術やスポーツ医・科学の知識に関する講習会や研修会の情報収集を行う必要がある。	スポーツ技術やスポーツ医・科学の知識に関する講習会や研修会の情報収集を行い、各種スポーツ団体に対し情報提供を行う。	
(4) スポーツ情報提供の充実	○スポーツ情報内容の充実	市や、指定管理者、各種スポーツ団体が主催するスポーツイベントや各種教室・研修会などの情報を積極的に発信します。	スポーツ推進G	亀山市のホームページと指定管理者により開設されたホームページをリンクさせ、施設の利用案内や利用状況についての情報提供に努めた。また、指定管理者がFacebookを活用し、自主事業の開催案内や施設の紹介等を行った。	指定管理者と連携し、施設の利用案内や利用状況などについて、ホームページや広報、Facebook等の情報媒体を活用し、情報提供に努める必要がある。	引き続き指定管理者と連携し、施設の利用案内や利用状況などについて、ホームページや広報、Facebook等の情報媒体を活用し、情報提供に努める。
		自宅が気軽に行えるような、健康管理や体力向上に効果的な運動などを紹介します。	健康づくりG	健康増進普及月間(9月)から運動教室を定期的で開催した。(運動教室 14回 延279人)	より多くの人が体操や運動に取り組みめるよう、引き続き運動教室を開催し周知を行う。	自宅で気軽にできる運動を取り入れる等、運動のきっかけづくりとなるような運動教室を開催する。
			スポーツ推進G	ヨガのDVD、ラジオ体操CDの貸出を行ったが、実績は0回であった。東野公園体育館において、ニュースポーツ用具の貸出を行った。	ヨガのDVD、ラジオ体操CDの貸出について、広く周知を行う必要がある。東野公園体育館で保管しているニュースポーツ用具の老朽化が進んでいるので、用具の修繕・更新を行う必要がある。	ヨガのDVD、ラジオ体操のCDについては、引き続き貸出を行うとともに、広く周知を行う。東野公園体育館で保管しているニュースポーツ用具は、用具の修繕・更新を行い、貸出を継続する。
		各種スポーツ団体などと連携して、障がい者や女性のスポーツ活動の活性化につながる情報提供を推進します。	スポーツ推進G	各種スポーツ団体等と連携して、障がい者や女性のスポーツの普及啓発に関する情報を、広報、ホームページなどを通じて情報提供に努めた。	各種スポーツ団体等と連携して、広報、ホームページなどを通じて、障がい者や女性のスポーツの普及啓発に関する情報を発信していく必要がある。	各種スポーツ団体等と連携して、広報、ホームページなどを通じて、障がい者や女性のスポーツの普及啓発に関する情報の発信に努める。
		運動施設の利用方法や利用状況、施設の概要について、情報を提供します。	スポーツ推進G	亀山市のホームページと指定管理者により開設されたホームページをリンクさせ、施設の利用案内や利用状況についての情報提供に努めた。	指定管理者と連携し、施設の利用案内や利用状況などについて、ホームページや広報、Facebook等の情報媒体を活用し、情報提供に努める必要がある。	引き続き指定管理者と連携し、施設の利用案内や利用状況などについて、ホームページや広報、Facebook等の情報媒体を活用し、情報提供に努める。
		学校体育施設開放事業や激励金支給制度などのスポーツ推進施策が活用されるよう制度の周知を図ります。	スポーツ推進G	広報、ホームページ等を通じて、激励金支給制度及び全国大会出場旅費補助事業や学校開放事業など市のスポーツ推進施策についての情報提供を行った。	引き続き、市のスポーツ推進施策について周知を行う必要がある。	引き続き、市のスポーツ推進施策について市民に周知を行う。
	○各種情報媒体を活用した情報発信	広報かめやまやホームページ、ケーブルテレビなどを利用した、市民に分かりやすく入手しやすい情報の提供に努めるとともに、新たな情報媒体の活用を検討します。	スポーツ推進G	広報やホームページのほか、ケーブルテレビ、Facebookを活用して、市民が分かりやすいスポーツ情報の提供に努めた。	引き続き、広報・ホームページ、ケーブルテレビ、Facebookを活用して、市民がわかりやすいスポーツ情報の提供に努める必要がある。また、新たな情報媒体の活用を検討を続ける必要がある。	広報やホームページのほか、ケーブルテレビ、Facebookなどを活用して、市民が分かりやすい情報提供を行う。新たな情報媒体を活用する。
		各種スポーツ団体が発行する機関誌などを通じて、様々なスポーツ情報が提供されるよう働きかけます。	スポーツ推進G	各種スポーツ団体が発行する会報や、総合型地域スポーツクラブが実施する事業チラシを、広報を通じて全戸配布するなど、市民に情報を発信した。	引き続き、各種スポーツ団体等と連携して、広報、ホームページなどを通じて、スポーツの意義や重要性について理解を深められる情報を発信していく必要がある。	引き続き、各種スポーツ団体等と連携して、広報、ホームページなどを通じて、スポーツの意義や重要性について理解を深められる情報の発信に努める。
	○大規模大会に向けた情報発信	スポーツ観戦を楽しめるように、スポーツの意義や、競技ルール等の幅広い情報を提供します。	スポーツ推進G	各種スポーツ団体が発行する会報や、総合型地域スポーツクラブが実施する事業チラシを、広報を通じて全戸配布するなど、市民に情報を発信した。	引き続き、各種スポーツ団体等と連携して、広報、ホームページなどを通じて、スポーツの意義や重要性について理解を深められる情報を発信していく必要がある。	引き続き、各種スポーツ団体等と連携して、広報、ホームページなどを通じて、スポーツの意義や重要性について理解を深められる情報の発信に努める。
		主要な大会に参加する市内のチームやトップアスリートの活躍など、多くの人に興味を持ってもらえる情報の提供に努めます。	スポーツ推進G	市民がスポーツに対する関心を持てるよう、各種スポーツ団体の活動等について広報、ホームページ等で情報提供を行った。また、全国大会等に出場する選手が市長表敬訪問を行った際には、フェイスブックでの発信を行った。	各種スポーツ団体等と連携して、広報、ホームページなどを通じて、団体の活動や、トップアスリートに関する情報を発信していく必要がある。	各種スポーツ団体等と連携して、広報、ホームページなどを通じて、団体の活動や、トップアスリートに関する情報の発信に努める。
県や他市町と連携を図り、広域的な情報提供に努めます。		スポーツ推進G	県営スポーツ施設や他市町の発行している広報誌などを、市内運動施設に配架し、スポーツの場の充実に努めた。	指定管理者等と連携し、県内運動施設と連携してスポーツの場の充実に努める必要がある。	県内運動施設が発行している広報誌などを、市内運動施設に配架し、市民のスポーツの場の充実に努める。	

具体的方策	施策項目	施策の内容	担当室	平成29年度実績	今後の課題	平成30年度計画
(5) 競技スポーツを身近に感じられる機会の創出	○市内のスポーツ大会を盛り上げる気運の醸成	市内で開催されるスポーツ大会やイベントのほか、地元アスリートが出場する競技会等について積極的にPRし、スポーツの楽しみや応援する喜びを感じられるよう、広報媒体を通じてスポーツ観戦を推進します。	スポーツ推進G	市内で開催されるスポーツ大会やイベントを広報、ホームページ等で情報提供を行った。また、全国大会等に出場する選手が市長表敬訪問を行った際には、フェイスブックでの発信を行った。	関係団体等と連携し、大会やイベントの開催、地元アスリートが出場する競技会等の情報集約に努める必要がある。	引き続き、市内で開催されるスポーツ大会やイベントを広報、ホームページ等で情報提供を行う。また、全国大会等に出場する選手が市長表敬訪問を行った際には、フェイスブックでの発信に努める。
		市内で継続して行われている江戸の道シティマラソンや、亀山市民駅伝大会等のスポーツ大会が継続して開催されるよう、課題の検討を行い、指導・助言を行います。	スポーツ推進G	市内で継続して行われている江戸の道シティマラソンや、亀山市民駅伝大会等のスポーツ大会が継続して開催されるよう、亀山市民体育協会等関係団体と課題の検討を行い、指導・助言を行った。	大会がマンネリ化することなく、長く参加者に愛される大会とするように、指導・助言を続けていく必要がある。	引き続き、市内で継続して行われている江戸の道シティマラソンや、亀山市民駅伝大会等のスポーツ大会が継続して開催されるよう、課題の検討を行い、指導・助言を行う。
	○全国規模の大会開催に向けた受け入れ体制の整備	インターハイや、国体の開催に向けて、実行委員会及び準備委員会を設置するとともに、大会開催後も継続できるような、様々な団体と連携した取り組み体制を構築します。	国体推進G	平成30年開催の全国高等学校総合体育大会及び平成33年開催の国民体育大会を円滑に運営するため、実行委員会等の組織体制を整備し、関連団体の参画・協力を得ながら準備業務を進めた。	引き続き、関連団体の参画・協力を得ながら準備業務を進める必要がある。	平成30年度全国高等学校総合体育大会の開催に向け、引き続き関連団体の協力を得ながら準備業務及び大会運営等を行う。 また、平成33年開催の国民体育大会の正式な開催決定を受け、準備委員会から実行委員会に切り替えるなど、組織体制の強化をはかる。
		大会運営がスムーズに行われるよう、スポーツボランティア等の育成を図ります。	スポーツ推進G	大規模大会に向けて、競技関係団体と施設整備の打合せを行い、連携を深めた。	関係者と協議を進めながら、大会開催後も継続出来る取り組み体制を検討する必要がある。	引き続き連携を深めながら、大会開催後も継続できる取り組みを検討する。
	○トップアスリートとの交流機会の創出	子どもたちに夢を与え、将来トップアスリートを目指そうという気概を育むため、トップアスリートの試合や練習を見る機会、トップアスリートと交流できる機会づくりに努めます。	スポーツ推進G	今年も江戸の道シティマラソンにて、2016年リオデジャネイロ五輪男子走高跳出場の衛藤昂さん（AGF 鈴鹿株）を招待し、有名スポーツ選手との交流の場が創出された。また、インターハイ実行委員会自主事業で、ALSOCウエイトリフティング部のイベントが開催された際には、広報活動等助言・支援した。	有名スポーツ選手との交流の場を創出しているスポーツ団体等を支援し、子どもたちに夢を与え、将来トップアスリートを目指そうという気概を育む必要がある。	有名スポーツ選手との交流の場を創出しているスポーツ団体等の情報を収集し、支援する。
(6) スポーツ施設の整備と利用促進	○市民ニーズに応じた運動施設の充実	市民ニーズを反映した、快適な利用環境を提供できるよう、継続的な整備、修繕などを行い、施設の安全確保を図ります。	スポーツ推進G	指定管理者と連携し、継続的な施設整備、修繕などに取り組み、施設の安全確保に努めた。(関B&G海洋センタープール内塗り替え、西野公園体育館プール改修、西野公園体育館空調設備工事など)	既存施設の利用環境が維持できるよう指定管理者と連携し、継続的に施設修繕等を行い、施設の安全確保に努める必要がある。	指定管理者と連携し、必要な施設の修繕等を行い、施設環境の維持に努める。
		高齢者などが容易に集えるよう、運動施設への交通アクセスの確保に努めます。	商工業・地域交通G	コミュニティ系バスの運行を継続及び西野公園などの運動施設へのアクセス確保をさらに図るため、市内西部地域を運行する西部ルートを再編し、市西部地域から西野公園へのアクセスが可能となるバスルートとした。	地域生活バス路線単体の再編だけでは、物理的にも財政的にも限界があるため、福祉施策とも連携した新たな交通施策も取り入れて取り組む必要がある。	コミュニティ系バスの継続運行及び新たな交通施策である乗合タクシーを平成30年10月より運行し、市内全域からの運動施設へのアクセスを確保する。
		高齢者や障がい者に配慮した施設のバリアフリー化を推進するとともに、災害時の避難所機能を確保するための施設整備を推進します。	スポーツ推進G	災害時の避難所機能向上のため、西野公園体育館競技場に空調設備を設置した。	高齢者や障がいのある人に配慮した施設整備を計画的に進める必要がある。	引き続き、高齢者や障がいのある者に配慮した施設のバリアフリー化や、災害時の避難所機能を確保するための施設整備を進めます。
	○運動施設の利便性の向上、施設利用の促進	公共施設予約システムについて、利用者の利便性が向上するよう充実を図ります。	スポーツ推進G	利用者からの意見等を取り入れながら、指定管理者が窓口等で使い方について説明し、利用者が予約システム入力を円滑に出来るように手助けした。	利用者からの要望等を随時指定管理者と情報共有し、よりよい運用方法について討議する必要がある。また、システムの内容についても検証が必要である。	利用者が使いやすいシステムであるように、利用者の意見等の収集を行い、システムの効果等を検証する。
		市民が運動施設を公平に、快適に活用できるよう、指定管理者制度による効果的な運営を図ります。	スポーツ推進G	運動施設指定管理者により、市民が公平に快適に活用できるよう適切に管理運営がされている。	指定管理者による適正な管理運営に努め、利用者が快適にスポーツに取り組めるよう努める必要がある。	指定管理者により、運動施設が適切に管理運営がなされるよう、モニタリング等を通して検証を行い、市民が公平に快適に活用できるよう努める。
	県のスポーツ施設や他市町のスポーツ施設などと連携を図り、スポーツの場の充実に努めます。	スポーツ推進G	県営スポーツ施設や他市町の発行している広報誌などを、市内運動施設に配架し、スポーツの場の充実に努めた。	指定管理者等と連携し、県内運動施設と連携してスポーツの場の充実に努める必要がある。	県内運動施設が発行している広報誌などを、市内運動施設に配架し、市民のスポーツの場の充実に努める。	

具体的方策	施策項目	施策の内容	担当室	平成29年度実績	今後の課題	平成30年度計画
(6) スポーツ施設の整備と利用促進	○スポーツ大会会場に適した施設環境の整備	各種スポーツ大会に適した施設整備に努めます。	スポーツ推進G	西野公園体育館に空調設備を設置し、体育館内で行う競技に適した施設整備を行った。	指定管理者や関係者等から聞き取りを行い、優先順位を考えながら長期計画的に施設整備を進める必要がある。	利用者ニーズを収集し、各種スポーツ大会に適した施設整備に努める。
		今後本市において、大規模大会の開催が予定されていることから、円滑な大会運営ができるような施設整備に努めます。	スポーツ推進G	インターハイ及び国体のウエイトリフティング競技会場である西野公園体育館に空調設備を設置し、快適な環境整備を行った。	平成33年度開催の国民体育大会に向けて西野公園体育館や西野公園野球場の整備を行う必要がある。	関係機関等と連携しながら、来年度実施する整備事業の準備を進める。
	○学校運動施設や公園の有効活用	地域におけるスポーツ活動の拠点施設となる学校体育施設の整備・充実に努め、施設の活用を促進します。	施設・保健給食G	井田川小学校体育館照明を改修(LED照明)し、非構造部材である照明器具の耐震化を図り、施設の安全性を高めた。関小学校体育館の屋上防水工事により、施設整備を実施した。	老朽化が進みつつある体育館等について、長寿命化を図るため計画的な整備が必要	亀山南小学校体育館通路整備工事を予定
			スポーツ推進G	学校からの要請に基づき、学校開放施設の修繕を行った。(年間修繕件数 1件)また、照明のランプ交換も要請に基づき行った。(交換数 55個)	地域住民のスポーツなどの場となる学校体育施設について、適宜施設整備を行い、学校活動に支障のない範囲で施設の活用を促進する必要がある。	学校開放施設を、地域の方が夜間や休日に利用できるよう、必要な修繕を行う。
		地域の公園については、市民がスポーツや運動を通じた地域交流の場として活用できるよう適切な維持管理に努めます。	用地G	指定管理者により毎週月曜日に、遊具等の日常点検を実施した。また、専門業者による春秋年2回の遊具定期点検を実施し不良箇所の把握に努め必要な修理を実施した。開発公園については、羽若町第三公園を7月に、羽若町第四公園を9月に開設告示を行った。	日常点検の精度を高め迅速に修理する必要がある。	日常点検の精度を高め、老朽箇所の早期発見に努めるとともに、長期的な公園改修について関係室等と協議調整を行う。

亀山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に関する実績等報告書
(平成29年度)

(産業建設部 産業振興課)

■計画の基本情報

計画期間	H 25 ～ H 34 年度
位置付け	本計画は、農業経営基盤強化促進法第6条に定める市町村の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めるものである。また、第2次亀山市総合計画前期基本計画との関連は、基本施策農林業の振興と深く関わり、農業経営体の育成・確保、農業経営の安定化及び高付加価値農業の展開を補完するものである。
目的・概要	本市の農業を振興するために、認定農業者や集落営農組織等、経営体の育成、当該経営体への農地の集積及び新規就農の促進により、効率的かつ安定的な農業構造を確立するため、農業・農村、加えて地域社会の健全な発展を図ることを目的とする。
計画の骨格	<p>第1章 基本構想</p> <p>第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農業の担い手・集落営農組織の育成・確保 2 中山間地域等における多様な担い手の位置付け 3 効率的かつ安定的な土地利用の促進 4 経営の高度化への対応 <p>第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型毎の効率的かつ安定的な農業経営の指標及び新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 営農類型毎の指標 2 営農類型毎の生産方式等に関する事項 3 生産基盤、加工・流通に関する事項 4 6次産業化に関する事項 5 地産地消に関する事項 <p>第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標及びその他農用地の利用関係の改善に関する事項</p> <p>第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農業経営改善計画に関する事項 2 青年等就農計画等に関する事項 3 利用権設定等促進事業に関する事項 4 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項 5 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項 6 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項 7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項 <p>第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項 2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

■ 成果指標

	成果指標名	単位	現状値	目標値	実績値 (H29)
1	別紙のとおり				
2					
3					
4					
5					

■ 計画の実績等

取組実績	<p>【経営体育成目標数】 平成29年度において、本基本構想の農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型毎の効率的かつ安定的な農業経営の指標に基づく農業経営改善計画の新規認定1件(和牛肥育中心経営1件)、更新認定6件(主穀中心経営2件・施設花き中心経営2件・茶中心経営1件・採卵鶏中心経営1件)を行った。</p> <p>【新規就農者数の目標】 平成29年度においては、青年等就農計画の認定を受けた新規就農者は0人であった。</p> <p>【農用地の利用に占める面積のシェア】 平成28年度の23.4%から平成29年度の22.3%へと若干シェアは減少しており、目標値とのかい離は依然として大きい状況である。</p>
成果	<p>地域の農業の中心的な役割を果たす認定農業者については、今年度農業経営改善計画の更新を7件行い、引き続き効率的かつ安定的な農業経営を支援することができた。</p> <p>しかし、認定農業者の掘り起こしが進み、認定農業者数は横ばいとなっているため、新規就農者を育成・支援し、認定農業者へ誘導していくことが必要である。</p> <p>また、担い手への農地の集積については、個人単位での集積は一定程度の成果は得られたものの、高齢化や後継者不足が進む集落においては、集落単位での農地の集積を考えていく必要がある。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>前期基本計画 基本施策農林業の振興 ①農業経営体の育成・確保 地域農業の維持・発展を図るため、農業の担い手として中心的な役割を果たす認定農業者や集落営農組織の維持を図ることに寄与した。</p>

反省点・課題	<p>【農用地の利用に占める面積のシェア】 平地の水田や茶畑での農用地の利用集積を一層加速させるとともに、中山間地域での集積を促進するための取り組みを推進・検討していく必要がある。</p>
--------	--

今後の方向性	<p>【農用地の利用に占める面積のシェア】 地域・集落における担い手を明確にすることで、農用地の利用集積を進める環境を整えていく必要がある。また、地域・集落の将来像について話し合い、その結果をとりまとめる「人・農地プラン」の作成を促進し、担い手等への農用地の利用集積の具体化を図る。</p>
--------	---

■ 成果指標一覧表

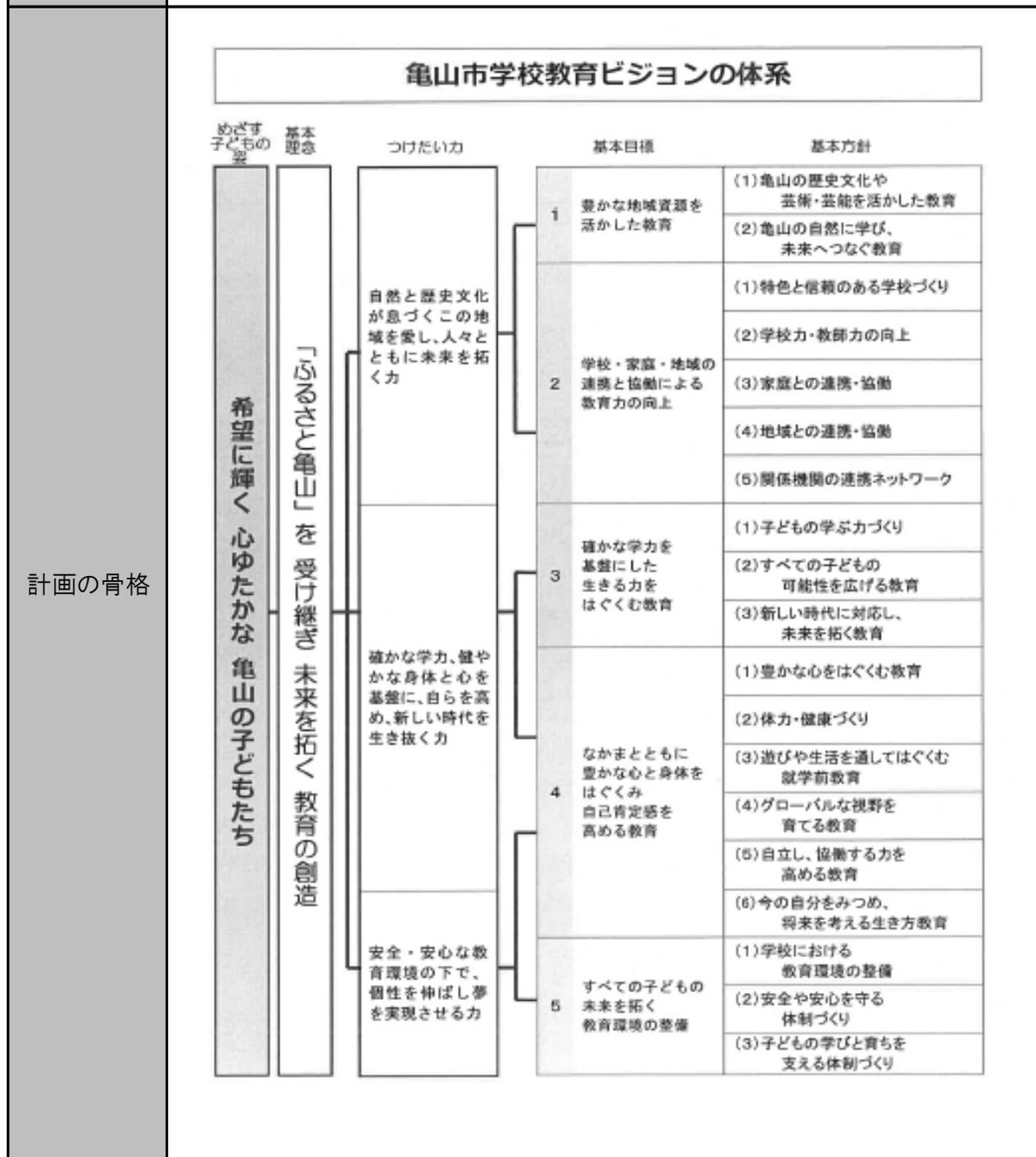
成果指標名		単位	現状値	目標値	実績値 (H29)
1	経営体育成目標数				
	個別経営				
	主穀中心経営	経営体	16	13	16
	水稲・野菜等複合経営	経営体	4	2	4
	露地野菜中心経営	経営体		2	
	施設野菜中心経営	経営体	2	1	1
	花木中心経営	経営体	1	5	1
	施設花き中心経営	経営体	2	3	2
	茶中心経営	経営体	11	20	11
	果樹	経営体	1	2	1
	酪農中心経営	経営体	2	2	2
	和牛肥育中心経営	経営体	4	3	3
	養豚一貫中心経営	経営体	1	1	1
	採卵鶏中心経営	経営体	1	1	1
	組織経営				
	主穀中心経営	経営体	9	10	9
	茶中心経営	経営体	1	1	1
和牛肥育中心経営	経営体	0	-	1	
養豚一貫中心経営	経営体	1	1	1	
2	新規就農者数の目標				
	新規就農者数	経営体	1	9	1
3	農用地の利用に占める面積のシェア				
	効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア				
		%	23.4	60	22.3

亀山市学校教育ビジョンに関する実績等報告書(平成29年度)

(教育委員会学校教育課)

■計画の基本情報

計画期間	H 29 ~ H 33 年度
位置付け	「亀山市教育大綱」の示す理念のもと、「亀山市総合計画」をはじめ「亀山市生涯学習計画」「亀山市子ども・子育て支援事業計画」などの関連計画との整合を図りつつ、学校教育の視点から、さまざまな分野における施策の方針をまとめたものである。また、本ビジョンは、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、基本計画として位置づける。
目的・概要	基本目標1 豊かな地域資源を活かした 教育の創造 基本目標2 学校・家庭・地域の 連携と協働による 教育力の向上 基本目標3 確かな学力を基盤にした 生きる力をはぐくむ教育 基本目標4 なかまとともに 豊かな心と身体をはぐくみ 自己肯定感を高める教育 基本目標5 すべての子どもの未来を拓く 教育環境の整備



■ 成果指標

	成果指標名	単位	現状値	目標値	実績値 (H29)
1					
2					
3	別紙参照				
4					
5					

■ 計画の実績等

取組実績	<p>亀山市文化会館アウトリーチの活用により、亀山の歴史文化、芸術芸能を活かした教育を実施した。また、学校運営協議会、教育協議会を通じて地域との連携を図り、協働による教育力の向上を図った。学力向上の取り組みとして、亀山市学力向上推進計画に沿い、めあての提示や授業のふり返りのあり方を確認することで、子ども達は授業の見通しをもち、意欲的に取り組むことができた。また、学校司書や図書館アドバイザーを各校に派遣し、本に親しむ取り組みを進めたり、タブレット端末を使用し、課題発見解決型の学習指導を実施したりするなど、確かな学力を基盤とした、生きる力を育む教育の実践を行った。さらに、人権教育の充実を図り、仲間とともに豊かな心を育む取り組みを行った。教育環境の整備では、平成29年度児童生徒用タブレット端末を470台追加整備したほか、平成30年度中学校普通教室へのエアコンの導入に向けての調査を行った。</p>
成果	<p>基本目標の達成割合は昨年度に比べ10ポイント上昇している。取り組みの成果が表れているものとしては、テレビやゲーム、携帯電話やスマートフォンの使用時間が、小学校では減少している。中学校では大きな変化がないため今後の課題となった。また、ICTを活用した学習指導の割合は、学校質問紙回答において、小学校中学校ともに上昇している。また、タブレット端末を含む教育用コンピュータの整備状況は、小学校中学校ともに増加し、授業における活用が図られた。児童生徒の自己肯定感については、肯定的回答は小学校で3ポイント減少しているが、中学校では14ポイント以上増加した。また、「将来への夢・目標をもっているか」、「学校のきまり(規則)を守っているか」の質問に対して、全体として肯定的意見は増加している。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>地域とともにある学校づくりでは、30年度の学校運営協議会設置を目指し準備校3校が取り組みを進めている。また、普通教室への空調設置率については、平成29年度小学校において川崎小学校改築に伴い、9.1ポイント増加した。平成30年度夏までに中学校普通教室への設置に向けて、29年度より調査、設置工事を実施している。授業理解度について、学校評価アンケートでは、児童生徒の授業理解度に、大きな変化は見られなかった、平成29年4月に亀山市学力向上推進計画を改訂し、ふり返り活動の充実など授業改善に取り組んでいる。</p>

反省点・課題	<p>地域行事への参加の割合は、小学生においては14ポイント近くの伸びがあったが、地域や社会で起こっている問題や出来事に対する関心は小・中学生ともに9ポイント低下した。市内小中学校における学校図書館の平均貸し出し数は、平成28年度75冊/人から29年度81.1冊/人に増加したが、学校の授業時間以外に読書を少しでもする子どもの割合は減少している。</p>
--------	---

今後の方向性	<p>亀山市学力向上推進計画の改訂を受け、授業での「ふり返り」活動の充実をさらに進め、子どもの授業理解度を上げる。ICT機器等を活用するなど授業改善を図れるよう、指導主事要請訪問や研修会等で指導を行う。社会に開かれた教育課程年間計画を各校で作成し、子どもが地域や社会と関わり合いながら学ぶ場面を設定する。</p>
--------	--

別紙

■成果指標

成果指標名		現状値	目標値	実績値 (H29)
1	地域や社会で起こっている問題や出来事に関心をもっている子どもの割合 *「地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がありますか」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合。 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒質問紙】	小学生： 69.5% 中学生： 64.9%	小学生： 75% 中学生： 70%	小学生： 58% 中学生： 55.8%
2	学校における文化・芸術体験活動の実施状況 *児童生徒が優れた文化・芸術を鑑賞、体験する活動を、年間のべ2回以上実施した学校の割合	小中学校： 60%	小中学校： 75%	小中学校 85%
3	コミュニティ・スクール(学校運営協議会)の実施状況 *コミュニティ・スクール(学校運営協議会)指定校の数	3校	8校	3校
4	子どものテレビやゲーム、携帯電話やスマートフォン等の使用状況 *1日当たりどれくらいの時間「テレビやビデオ・DVDを見たり、聞いたりしますか」「テレビゲームをしますか」「携帯電話やメール、インターネットをしますか」という質問に対して、2時間より少ないと回答した児童生徒の割合(%) 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒質問紙】	小学生： 66.7% 中学生： 58.4%	小学生： 70% 中学生： 62%	小学生： 71.2% 中学生： 57.7%
5	地域の行事に参加している子どもの割合 *「今住んでいる地域の行事に参加していますか」という質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合。 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒質問紙】	小学生： 76.9% 中学生： 68.6%	小学生： 85% 中学生： 72%	小学生： 80.5% 中学生： 68.9%
6	学校での授業をよく理解している子どもの割合 *「学校の授業はよく理解できますか」等の質問に対して、肯定的な回答をした児童生徒の割合。【学校評価アンケート】	小学生： 88.0% 中学生： 83.0% (H27年度)	小学生： 92% 中学生： 85%	小学生： 88.7% 中学生： 80.3%
7	子どもの学習意欲の状況 *「授業の中でわからないことがあったらどうしますか」という質問に対してそのままにしておかず、誰かに尋ねたり自分でしらべたりすると回答をした児童生徒の割合(%) 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒質問紙】	小学校： 93.9% 中学校： 89.3%	小学校： 95% 中学校： 92%	小学生： 91.5% 中学生： 89.2%
8	授業時間以外の子どもの読書状況 *「学校の授業時間以外に、普段、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか」(教科書・参考書・漫画・雑誌を除く)との質問に、わずかな時間であっても読書すると回答した子どもの割合(%) 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒質問紙】	小学生： 68.6% 中学生： 54.0%	小学生： 80% 中学生： 65%	小学生： 67.7% 中学生： 53.9%
9	ICTを活用した協働学習や課題発見・解決型の学習指導を行った学校の割合 *「コンピューター等の情報通信技術(パソコン(タブレット端末を含む)、電子黒板、実物投影机、プロジェクター、インターネットなどを指す)を活用して、子供同士が教え合い学び合うなどの学習(協働学習)や課題発見・解決型の学習指導を行いましたか」という質問に対して「よく行った」と回答している学校の割合(%) 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」学校質問紙】	小学校： 36.4% 中学校： 66.7%	小学校： 50% 中学校： 70%	小学校： 81.8% 中学校： 100%
10	子どもの園・学校生活への満足度の状況 *「おさんは園の生活や遊びを楽しんでいますか」「学校生活は楽しいですか」などの質問に対して肯定的な回答をした幼児の保護者や、児童生徒の割合(%)【学校評価アンケート】	幼稚園： —% 小中学校： 91% (H27年度)	幼稚園： 95% 小中学校： 92%	幼稚園： —% 小中学校： 91.2%

成果指標名		現状値	目標値	実績値 (H29)
11	自分には良いところがあると思う子どもの割合 *「自分には、よいところがある」という質問に対して肯定的な回答をした児童生徒の割合(%) 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒質問紙】	小学生: 74.9% 中学生: 61.5%	小学生: 80% 中学生: 72%	小学生: 72.1% 中学生: 76.2%
12	将来の夢や目標を持っている子どもの割合 *「将来の夢や目標を持っていますか」という質問に対して肯定的な回答をした児童生徒の割合(%) 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒質問紙】	小学生: 81.9% 中学生: 66.4%	小学生: 85% 中学生: 70%	小学生: 83.7% 中学生: 71.7%
13	子どもたちの規範意識の状況 *「学校のきまり(規則)を守っていますか」という質問に対して肯定的な回答をした児童生徒の割合(%) 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」児童・生徒質問紙】	小学生: 91.6% 中学生: 94.8%	小学生: 93% 中学生: 96%	小学生: 96.7% 中学生: 96%
14	子どもの日常的な運動習慣を確立する取組の実施状況 * 体育の授業以外で、児童生徒全員を対象にした運動習慣を確立する取組(学級遊び、なわとび、マラソンなど)を実施している幼稚園・小学校の割合(%)	幼稚園: 100% 小学校: 54.5%	幼稚園: 100% 小学校: 100%	幼稚園: 100% 小学校: 100%
15	小中学校におけるタブレット端末を含む教育用コンピュータの整備状況 * 小中学校に整備された教育用コンピュータ1台あたりの児童生徒数(人)	小学校: 6.5人 中学校: 8.4人	小学校: 2人 中学校: 3人	小学校: 4.1人 中学校: 5.3人
16	小中学校普通教室におけるエアコンの整備状況 * 市内小中学校の普通教室の中で、空調機(エアコン)が整備されている教室数の割合(%)	小学校: 36.2% 中学校: 50.0%	小学校: 100% 中学校: 100%	小学校: 44.3% 中学校: 50.9%
17	放課後や土曜日、長期休業日等を利用した補充的な学習サポートの実施状況 * 放課後や土曜日、長期休業日等を利用した補充的な学習を、年間20回以上実施した学校の割合(%)	小学校: -% 中学校: -%	小学校: 100% 中学校: 100%	小学校: 100% 中学校: 100%
18	学校教育へのボランティア等の活用状況 *「ボランティア等による授業サポート(補助)を行いましたか」という質問に対して肯定的な回答をした学校の割合(%) 【文部科学省「全国学力・学習状況調査」学校質問紙調査】	小学校: 54.6% 中学校: 33.3%	小学校: 70% 中学校: 70%	小学校: 41.2% 中学校: 100%

亀山市子ども・子育て支援事業計画に関する実績等報告書(平成29年度)

(健康福祉部 子ども未来課)

■計画の基本情報

計画期間	H 27 ~ H 31 年度												
位置付け	本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画。												
目的・概要	すべての子どもの良質な生育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的に、「質の高い学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」をめざす。												
計画の骨格	<div style="text-align: center;"> <p>《基本理念》</p> <p>子どもの笑顔が輝く</p> <p>子育て交流のまち かめやま</p> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>《めざす子ども像》</p> <p>希望に輝く</p> <p>心ゆたかな亀山の子どもたち</p> </div> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">基本目標</th> <th style="width: 70%; text-align: center;">基本施策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 1 たくましい子ども を育む幼児教育・保育 のまち </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (1)魅力ある就学前教育・保育の推進 (2)家庭教育力・地域の教育力の向上 (3)豊かな心を育む切れ目のない子ども支援の推進 (4)子どもの健全育成活動の充実 </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 2 保護者の主体的な 子育てを支えるまち </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (1)子どもの居場所の充実 (2)多様なニーズに応じた保育・子育て支援事業の充実 (3)地域の子育て力向上のための支援の充実 (4)子育て相談・情報提供の充実 </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 3 子どもを健やかに 産み育てるまち </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (1)子どもや母親の健康支援 (2)次代の親の育成 (3)小児医療についての支援及び経済的支援 (4)不妊・不育症治療への支援 </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 4 配慮を必要とする 子ども・子育て家庭を 支えるまち </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (1)児童虐待防止等要支援児童へのきめ細かい取組の充実 (2)発達支援が必要な子ども・子育て家庭への支援の充実 (3)ひとり親家庭等の自立のための支援の充実 </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 5 仕事と子育てを両 立できるまち </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (1)仕事と子育ての両立支援 (2)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 </td> </tr> </tbody> </table>	基本目標	基本施策	1 たくましい子ども を育む幼児教育・保育 のまち	(1)魅力ある就学前教育・保育の推進 (2)家庭教育力・地域の教育力の向上 (3)豊かな心を育む切れ目のない子ども支援の推進 (4)子どもの健全育成活動の充実	2 保護者の主体的な 子育てを支えるまち	(1)子どもの居場所の充実 (2)多様なニーズに応じた保育・子育て支援事業の充実 (3)地域の子育て力向上のための支援の充実 (4)子育て相談・情報提供の充実	3 子どもを健やかに 産み育てるまち	(1)子どもや母親の健康支援 (2)次代の親の育成 (3)小児医療についての支援及び経済的支援 (4)不妊・不育症治療への支援	4 配慮を必要とする 子ども・子育て家庭を 支えるまち	(1)児童虐待防止等要支援児童へのきめ細かい取組の充実 (2)発達支援が必要な子ども・子育て家庭への支援の充実 (3)ひとり親家庭等の自立のための支援の充実	5 仕事と子育てを両 立できるまち	(1)仕事と子育ての両立支援 (2)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
基本目標	基本施策												
1 たくましい子ども を育む幼児教育・保育 のまち	(1)魅力ある就学前教育・保育の推進 (2)家庭教育力・地域の教育力の向上 (3)豊かな心を育む切れ目のない子ども支援の推進 (4)子どもの健全育成活動の充実												
2 保護者の主体的な 子育てを支えるまち	(1)子どもの居場所の充実 (2)多様なニーズに応じた保育・子育て支援事業の充実 (3)地域の子育て力向上のための支援の充実 (4)子育て相談・情報提供の充実												
3 子どもを健やかに 産み育てるまち	(1)子どもや母親の健康支援 (2)次代の親の育成 (3)小児医療についての支援及び経済的支援 (4)不妊・不育症治療への支援												
4 配慮を必要とする 子ども・子育て家庭を 支えるまち	(1)児童虐待防止等要支援児童へのきめ細かい取組の充実 (2)発達支援が必要な子ども・子育て家庭への支援の充実 (3)ひとり親家庭等の自立のための支援の充実												
5 仕事と子育てを両 立できるまち	(1)仕事と子育ての両立支援 (2)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進												

■ 成果指標

	成果指標名	単位	現状値	目標値	実績値 (H29)
1					
2	別紙 子ども・子育て支援事業計画	目標事業量	一覧表のとおり		
3					
4					
5					

■ 計画の実績等

取組実績	<p>魅力ある就学前教育・保育の推進については、市内2箇所の民間小規模保育事業との協議を行い、利用定員の増員を行っていただいたことにより、低年齢児の受入規模の拡充を図った。</p> <p>また、子どもの居場所の充実については、19支援の放課後児童クラブの運営支援等を行うとともに、新たに小学校の長期休業期間における受け皿となる長期休暇子どもの居場所事業を行った。</p> <p>さらに、「かめやまげんきっこフェスティバル」の開催や、公立・私立保育園等の地域子育て支援センターでの行事等を開催し、親子がともに成長していける環境づくりを行った。また、寄附をいただいた西町地内における西谷邸での地域小規模児童養護施設及び児童短期支援施設の整備を進めることができた。</p>
成果	<p>魅力ある就学前教育・保育の推進については、待機児童の中心となる低年齢児に特化した受入施設となる、民間小規模保育事業の定員増により、低年齢児の受入規模の拡大を図ることができた。また、待機児童館を有効に活用することで、急な保育の必要性の高い方の受入を行うことができた。</p> <p>新たな取り組みとなった長期休暇子どもの居場所事業については、これまで、放課後児童クラブだけに限られていた長期休暇時の新しい子どもの居場所づくりを行い、安心できる居場所として利用者の高い満足を得ることができた。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>成果指標に掲げる「低年齢児(3歳未満児)の待機児童数」の目標達成に向け、受入規模の拡充を図ることで寄与することができた。</p> <p>また、仕事と子育てが両立できる環境づくりについて、新たな長期休暇子どもの居場所事業を行うことで、子どもの見守りに関する保護者の不安を解消することができた。</p>

反省点・課題	<p>低年齢児の受入規模の拡充は図ったものの、待機児童の完全解消には至っておらず、引き続き、待機児童の解消は大きな課題となっている。</p> <p>また、計画策定段階からの困難な課題と考えている病児・病後児保育などについては、引き続き実施手法に関する検討が必要となっている。</p>
--------	---

今後の方向性	<p>待機児童の解消に向けては、新たな施設整備での受入規模の拡充の検討を行うとともに、民間事業者の小規模保育事業の促進を図る。また、特殊な保育需要への対応などについては、平成30年度に着手する次期子ども・子育て支援事業計画の策定において検討する。</p>
--------	---

別紙 子ども・子育て支援事業計画 目標事業量一覧表

項目		単位等	現状値(H25)	目標値(H31)	平成29年度
教育保育事業		1号認定提供数(人)	727	806	663
		2号認定提供数(人)	721	814	936
		3号認定提供数(人)	415	499	276
認定こども園		設置箇所数(箇所)	未設置	3	1
延長保育事業		設置箇所数(箇所)	6	6	6
		利用児童数(人)	52	245	69
放課後児童健全育成事業		設置箇所数(箇所)	12	18	17
		利用児童数(人)	413	605	537
子育て短期支援事業		市内設置箇所数(箇所)	未設置	1	未設置
		市外設置箇所数(箇所)	10	10	10
		利用児童数(人)	4	65	20
市内小規模児童擁護施設		設置箇所数:(箇所)	未設置	1	未設置
地域子育て支援拠点事業		設置箇所数(箇所)	5	7	5
		利用児童数(人)	3,085	2,098	2,935
一時預かり事業	1号認定	設置箇所数(箇所)	2	2	2
		利用児童数(人)	171	520	233
	2号認定	設置箇所数(箇所)	1	2	2
		利用児童数(人)	69	293	22
		利用児童延べ数(人)	626	5,002	2,098
病児・病後児保育事業		設置箇所数(箇所)	未設置	5年間で実施 に向け検討	未設置
		利用児童数(人)	未実施		未実施
子育て援助活動支援事業		利用人数(人)	627	690	797
利用者支援		設置箇所数(箇所)	未設置	1	未設置
妊婦健康診査		提供可能回数(人)	5,965	5,782	5,000
乳児家庭全戸訪問事業		提供可能数(人)	475	413	370
養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童の支援に資する事業		提供可能数(人)	17	20	26
市内児童発達支援センター等の設置		設置箇所数(箇所)	未設置	1	未設置
		利用児童数(人)	未実施	30	未実施

第3次亀山市男女共同参画基本計画に関する実績等報告書(平成29年度)

(生活文化部 文化スポーツ課)

■計画の基本情報

計画期間	H 29 ~ H 33 年度																											
位置付け	本計画は男女共同参画社会基本法第14条、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護者に関する法律第2条の3にそれぞれ基づく市町村計画として位置付けている。第2次亀山市総合計画前期基本計画との関連は基本施策「共生社会の推進」と深く関わっている。																											
目的・概要	地域社会の様々な分野において、男女が共に助け合い認め合いながら、対等なパートナーとして自らの意思で活動に参画し、共に責任を担うことのできる社会の実現が求められている。本計画は男女共同参画社会の実現に向け市と市民等が協働して男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に取り組むものである。																											
計画の骨格	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">キャッチフレーズ</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;">共につくろう 男女が生き生き輝くまち かめやま</div>																											
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">基本目標</th> <th style="width: 40%;">基本施策</th> <th style="width: 45%;">施策の方向性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">社会 男女 共同 参画 の実 現</td> <td>1 男女の人権尊重</td> <td>(1)人権啓発・人権教育の推進(2)人権相談・支援体制の充実</td> </tr> <tr> <td>2 教育や啓発による意識改革、理解の促進</td> <td>(1)男女共同参画の視点に立った家庭教育支援(2)学校・幼稚園・保育所における男女共同参画教育の充実(3)地域における男女共同参画に関する啓発・学習の推進</td> </tr> <tr> <td>3 男女共同参画の視点に立った慣行等の見直し</td> <td>(1)固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発(2)固定的性別役割分担意識の解消に向けた環境の整備</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">女性 あらゆる 分野 にお ける 活 躍</td> <td>4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大</td> <td>(1)行政分野における女性の参画拡大(2)地域、企業、その他の分野における女性の参画拡大</td> </tr> <tr> <td>5 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進</td> <td>(1)市民・企業等に対する啓発・取り組み(2)仕事と家庭の両立のための環境整備(3)市役所内の取り組み</td> </tr> <tr> <td>6 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍推進</td> <td>(1)意識醸成に向けた啓発(2)女性の活躍推進に向けた環境整備</td> </tr> <tr> <td>7 雇用等における男女共同参画の推進</td> <td>(1)就労環境の向上等に関する啓発・取り組み(2)子育て支援等、周辺環境の整備</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">安全 ・ 安心 な 暮 ら し の 実 現</td> <td>8 女性等に対するあらゆる暴力の根絶</td> <td>(1)女性等に対する暴力の防止・根絶及び被害者の保護等の推進(2)セクシュアル・ハラスメント、ストーカー事案、性犯罪、売買春、人身取引等の対策の推進</td> </tr> <tr> <td>9 生涯にわたる健康づくり支援</td> <td>(1)生涯にわたる男女の健康の包括的な支援(2)スポーツ分野への女性の参画</td> </tr> <tr> <td>10 様々な要因により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備</td> <td>(1)ひとり親家庭等の親子が安心して暮らせる環境づくり(2)高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備</td> </tr> <tr> <td>11 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立</td> <td>(1)災害に備えた体制の整備(2)災害に備えた避難所運営体制の構築</td> </tr> </tbody> </table>	基本目標	基本施策	施策の方向性	社会 男女 共同 参画 の実 現	1 男女の人権尊重	(1)人権啓発・人権教育の推進(2)人権相談・支援体制の充実	2 教育や啓発による意識改革、理解の促進	(1)男女共同参画の視点に立った家庭教育支援(2)学校・幼稚園・保育所における男女共同参画教育の充実(3)地域における男女共同参画に関する啓発・学習の推進	3 男女共同参画の視点に立った慣行等の見直し	(1)固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発(2)固定的性別役割分担意識の解消に向けた環境の整備	女性 あらゆる 分野 にお ける 活 躍	4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	(1)行政分野における女性の参画拡大(2)地域、企業、その他の分野における女性の参画拡大	5 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	(1)市民・企業等に対する啓発・取り組み(2)仕事と家庭の両立のための環境整備(3)市役所内の取り組み	6 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍推進	(1)意識醸成に向けた啓発(2)女性の活躍推進に向けた環境整備	7 雇用等における男女共同参画の推進	(1)就労環境の向上等に関する啓発・取り組み(2)子育て支援等、周辺環境の整備	安全 ・ 安心 な 暮 ら し の 実 現	8 女性等に対するあらゆる暴力の根絶	(1)女性等に対する暴力の防止・根絶及び被害者の保護等の推進(2)セクシュアル・ハラスメント、ストーカー事案、性犯罪、売買春、人身取引等の対策の推進	9 生涯にわたる健康づくり支援	(1)生涯にわたる男女の健康の包括的な支援(2)スポーツ分野への女性の参画	10 様々な要因により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	(1)ひとり親家庭等の親子が安心して暮らせる環境づくり(2)高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	11 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立
基本目標	基本施策	施策の方向性																										
社会 男女 共同 参画 の実 現	1 男女の人権尊重	(1)人権啓発・人権教育の推進(2)人権相談・支援体制の充実																										
	2 教育や啓発による意識改革、理解の促進	(1)男女共同参画の視点に立った家庭教育支援(2)学校・幼稚園・保育所における男女共同参画教育の充実(3)地域における男女共同参画に関する啓発・学習の推進																										
	3 男女共同参画の視点に立った慣行等の見直し	(1)固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発(2)固定的性別役割分担意識の解消に向けた環境の整備																										
女性 あらゆる 分野 にお ける 活 躍	4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	(1)行政分野における女性の参画拡大(2)地域、企業、その他の分野における女性の参画拡大																										
	5 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	(1)市民・企業等に対する啓発・取り組み(2)仕事と家庭の両立のための環境整備(3)市役所内の取り組み																										
	6 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍推進	(1)意識醸成に向けた啓発(2)女性の活躍推進に向けた環境整備																										
	7 雇用等における男女共同参画の推進	(1)就労環境の向上等に関する啓発・取り組み(2)子育て支援等、周辺環境の整備																										
安全 ・ 安心 な 暮 ら し の 実 現	8 女性等に対するあらゆる暴力の根絶	(1)女性等に対する暴力の防止・根絶及び被害者の保護等の推進(2)セクシュアル・ハラスメント、ストーカー事案、性犯罪、売買春、人身取引等の対策の推進																										
	9 生涯にわたる健康づくり支援	(1)生涯にわたる男女の健康の包括的な支援(2)スポーツ分野への女性の参画																										
	10 様々な要因により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	(1)ひとり親家庭等の親子が安心して暮らせる環境づくり(2)高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備																										
	11 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	(1)災害に備えた体制の整備(2)災害に備えた避難所運営体制の構築																										

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	目標値	実績値 (H29)
1	(別紙のとおり)				
2					
3					
4					
5					

■ 計画の実績等

取組実績	<p>男女共同参画についての理解を深めるため、三重県男女共同参画センター「フレんてみえ」と連携し、亀山市文化会館で三重県内男女共同参画連携映画祭を開催した。また、市民活動団体と協働し、映画上映前の啓発映像の放映や、上映後のアフタートークなど啓発効果を高める取組を行った。</p> <p>11月11日からの16日間を亀山市ワーク・ライフ・バランス推進週間として位置付け、労働団体や地域活動団体等が実施する各種事業やイベント等と連携を図り啓発を行った。</p>
成果	<p>映画祭や講演会等の開催により、市民が男女共同参画について考えるきっかけになった。</p> <p>また、ワーク・ライフ・バランス推進週間に講演会や社会教育施設等の無料開放を行い、重点的に啓発活動を行うことにより、育児や趣味、地域活動などの仕事以外のことにも目を向け、仕事と調和を図り生活を充実させることの意識づくりの機会となった。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>男女共同参画意識の高揚を図るため、様々な手段による啓発活動を行い、男女共同参画の推進に努めた。</p>



反省点・課題	<p>慣例として男性が務めることが多くなっている役職や役割があり、市民の固定的性別役割分担意識の解消には至っていない。</p> <p>また、ワーク・ライフ・バランスを推進するため、事業所の取組が進むような働きかけが必要である。</p>
--------	---



今後の方向性	<p>関心を持って参加してもらえるような内容の講演会や研修会等を開催し、市民の男女共同参画意識の高揚を図っていく。</p> <p>また、働き方や生き方を見つめ直すきっかけとなるイベント等をワーク・ライフ・バランス推進週間に取り組み、週間として定着させていく。</p>
--------	---

■成果指標

成果指標名		単位	現状値	目標値	実績値 (H29)
1	「男女共同参画社会」という言葉の認知度	%	49.7	100	—
2	固定的性別役割分担意識について「同感しない」と答えた人の割合	%	53.0	60	—
3	男性のうち、子育てに関する地域活動に参加したことがある人の割合	%	36.2	増加	—
4	各種審議会等における女性の登用率(4月1日現在で算出)	%	36.1	40	37.3
5	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度	%	26.9	35	—
6	ワーク・ライフ・バランスに積極的な取り組みを行う事業所数(累計)	社	—	6	0
7	マタニティ・ハラスメント及びパタニティ・ハラスメントの認知度	%	マタハラ:71.5 パタハラ:23.9	マタハラ:80 パタハラ:30	—
8	市内全単位自治会長に占める女性の割合	%	2.6	増加	5.4
9	市内幼稚園・小中学校の単位PTA会長に占める女性の割合	%	11.1	増加	16.6
10	本市における女性管理職の割合 (うち一般行政職における女性管理職の割合)	%	23.2 (12.5)	増加	24.7 (12.7)
11	市男性職員の育児休業取得率	%	7.3(H22年 度からの6年 間)	20	0
12	市職員1人当たりの年次有給休暇の年間取得日数	日	8.6	10	10
13	放課後児童健全育成事業の設置施設数	箇所	16	18	17
14	商工会議所加入企業のうち女性の経営者の割合	%	13.5	増加	13.4
15	認定農業者のうち家族経営協定の締結者数	件	1	増加	2
16	DV防止法認知度	%	50.8	60	—
17	健康診断受診率	%	男性:85.9 女性:73.8	男性:86.5 女性:76.0	—
18	女性特有のがん検診受診率	%	子宮がん:12.3 乳がん:21.8	増加	子宮がん:12.9 乳がん:22.9
19	運動習慣のある者の割合	%	男性:47.2 女性:39.2	増加	—
20	子育て短期支援事業の設置個所数	箇所	未設置	1	未設置
21	女性消防団員数	人	17	増加	17

基本目標 1 男女共同参画社会の実現

基本施策(1) 男女の人権尊重

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	(1) 平成29年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 平成30年度の計画(具体的な取り組み内容)
①人権啓発・人権教育の推進	「一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例」や「亀山市人権施策基本方針」に基づき、市民の人権感覚が身に付くよう、「ヒューマンフェスタin亀山」の開催など、様々な取り組みを行います。	文化共生G		「ヒューマンフェスタin亀山」を井田川小学校で開催し、自閉症の子どもと父親の音楽ユニットや中学生による人権作文の発表など、人権啓発のイベントを行った。	より多くの市民に、人権に関心を持ってもらえるよう、イベントの内容や周知方法等工夫が必要である。	引き続き「ヒューマンフェスタin亀山」を開催し、人権について考えてもらう機会を設ける。
	市民の人権尊重の意識を育むため、あらゆる場や機会を通じて人権啓発に取り組むとともに、人権学習の機会や場の提供・充実に努めます。	文化共生G		小・中学校の児童・生徒に人権意識を高めてもらうため、夏休みの課題の一つとして、人権に関する絵画・ポスターに取り組んでもらった。	市民の人権尊重の意識を育むため、人権啓発の場や機会を充実させていく必要がある。	児童・生徒に夏休みの課題の一つとして人権に関する絵画・ポスターに取り組んでもらうとともに、「人権の花運動」を通じて、協力すること、感謝することの大切さを学ぶ機会を設けます。
	市広報紙や市公式ホームページ、市公式フェイスブック、行政情報番組など、あらゆる情報媒体を活用して人権啓発に取り組みます。	広報秘書G	文化共生G	市広報紙については、共生に関するコラムを4/16、6/16、8/16、11/1、12/16、2/16号へ掲載した。ホームページについては、男女共同参画週間、ワーク・ライフ・バランス推進週間、ヒューマンフェスタの案内などを行った。フェイスブックについては、11月にワーク・ライフ・バランス週間と講演会、12月にヒューマンフェスタ、1月に人権ポスター展の記事を投稿した。行政情報番組については、12月に市の人権施策基本方針の説明やイベントの告知などを行い、人権啓発に努めた。	各種情報媒体を活用して、有効的な人権啓発を継続していくことが重要であり、人権に関する各種相談窓口についてもさらに周知をしていく必要がある。また、ホームページについては、人権啓発に関する古い情報のページがあることから、鮮度を保つ必要がある。	市広報紙については、共生に関するコラムを定期的に掲載する。ホームページについては、既存ページが陳腐化しないよう、また、効果的な人権啓発が図れるよう、各ページの更新時に関連ページも確認する。行政情報番組については、人権週間の紹介や人権擁護委員による取り組みの紹介、イベントの告知などを行う。
	学校、幼稚園、保育所などにおいては、人権教育を全ての教育活動の根拠に据え、教育活動全体を通して人権に関する正しい理解と認識を深めます。	教育研究G	教育支援G	各校で人権教育推進計画をたて、それに沿った取り組みを進めた。また、亀山市人権教育協議会の場で各校の実践交流を行った。人権教育の研修会をととして、教職員の人権意識の確立に取り組めた。	人権教育の授業づくりを進め、人権を尊重する子どもの育成をさらに進める。	亀山市人権教育基本方針の周知とその取り組みを進める。
	家庭は、人に対する思いやりの心を育むなど、人権尊重の心を育むための基本の場となるため、家庭教育を支援します。	社会教育G	保育所・幼稚園・認定子ども園関係	就学前の保護者を対象とした、家庭教育出前講座を保育所・幼稚園・認定子ども園で開催。(10箇所) また、朝ごはんバランスシートともに行う食育レシピ集を作成し、保育所・幼稚園の年長園児家庭へ配布を行った。	家庭教育出前講座においては、本当に聞いてほしい家庭が欠席しているケースも多い。また、食育レシピ集についても全部写真付きではないため、改善も行っていく必要がある。	家庭教育出前講座、食育レシピ集等実施予定。
	企業等においては、国際化が進む中、より人権への理解や対応が求められており、職場における人権教育が進むよう支援します。	商工業・地域交通G		労働者団体等の開催するイベント等において、共生社会推進室と連携し、パネル展示などを行い、広く啓発を行った。	各種団体と連携し、様々な機会をとらえて、啓発に取り組んでいく必要がある。	各種団体が開催するイベントなどで、団体と連携を取りながら啓発を行う。
②人権相談・支援体制の充実	困難をかかえる人々に対して、関係機関と連携し、人権尊重の視点に立った相談や支援を行います。	文化共生G		人権擁護委員による人権に関する専門的な相談について、市広報等により相談日等を広く周知し実施した。	人権尊重の視点に立った相談や支援を行うため、関係機関と連携を図っていく。	今年度途中で、任期が満了となる人権擁護委員がいるため、相談支援に支障をきたすことのないよう、新たに代わりの委員を選任する。
	人権擁護委員による人権相談や女性相談窓口、三重県男女共同参画センターの相談窓口等の情報に関して、市広報紙、市ホームページなどの各種媒体を活用して広く情報提供を行い、様々な困難を抱えた女性等が相談できる環境整備を図ります。	子ども支援G 文化共生G		11月1日号市広報紙にてDV防止啓発の記事を掲載した。	相談窓口や支援制度等の周知のため、継続して情報提供していく必要がある。	人権擁護委員による人権相談や女性相談窓口、三重県男女共同参画センターの相談窓口等の情報に関して、市広報紙、市ホームページなどの各種媒体を活用して広く情報提供を行っていく。
	相談者の立場に立って、的確な助言や支援ができるよう相談員等の資質の向上や体制の充実に努めます。	文化共生G		三重県人権・同和教育研究大会や人権に係わる研修等へ参加した。	相談員等の資質の向上に必要な研修会や集会などに参加する予算が確保できない。	三重県人権大学講座に職員1名が参加できるように取り組む。
	相談された人権問題が早期に解決できるよう、津地方法務局、三重県人権センター、鈴鹿地域防災総合事務所、人権擁護委員などの機関と各関係部署間で連絡を密にしながら連携して支援できるよう体制の充実に努めます。	文化共生G		津人権擁護委員協議会亀山地区委員会が月1回開催されており、職員も可能な範囲で出席し、連携して人権啓発・相談等に取り組んだ。	各関係機関で連絡を密にしながら、連携して支援できるよう体制を強化していく必要がある。	三重県人権・同和行政連絡協議会の会長市となるため、さらに関係機関と連携を密にしていく。
	民生委員・児童委員や保護司、また、地域で見守り活動を行っている団体等と連携し、悩み事や地域での人権問題を早期に発見し解決を図ります。	福祉総務G		各種団体を通じて、地域住民の悩み事等の相談を受けた場合は、団体や他部署と連携し、解決を図った。	引き続き、各種団体の活動において、悩み事や人権問題についての相談があった場合は、団体や他部署と連携して解決を図る。	各種団体の活動において、悩み事や人権問題についての相談があった場合は、団体や他部署と連携して解決を図る。

基本目標 1 男女共同参画社会の実現

基本施策(2) 教育や啓発による意識改革、理解の促進

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	(1) 平成29年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 平成30年度の計画(具体的な取り組み内容)
①男女共同参画の視点に立った家庭教育支援	家庭における性別による固定的な役割分担を解消するよう働きかけるとともに、男女共同参画の視点に立った家庭教育を促進するため、保護者への意識啓発を図ります。	社会教育G	保育所・幼稚園・認定子ども園関係	就学前の保護者を対象とした、家庭教育出前講座を保育所・幼稚園・認定子ども園で開催。(10箇所) また、朝ごはんバランスシートとともに行う食育レシピ集を作成し、保育所・幼稚園の年長園児家庭へ配布を行った。なお、社会教育Gから配布するレシピ集を含むすべてのパンフレットには、女性だけが子育てに関わらなければならないという意識を変えるため、子育て中の父親のイラストも掲載するなどの配慮を行っている。	家庭教育出前講座においては、本当に聞いてほしい家庭が欠席しているケースも多い。また、食育レシピ集についても全部写真付ではないため、改善も行っていく必要がある。	家庭教育出前講座、食育レシピ集等実施予定。
	子どもが、将来にわたって個性や能力を十分発揮できる人生を歩めるよう、保護者等が持つ、子どもの性別による固定的な進路、進路、最終学歴、将来就く職種等に関する意識を変革するよう情報発信・啓発します。	社会教育G		就学前の保護者を対象とした、家庭教育出前講座を保育所・幼稚園・認定子ども園で開催。(10箇所) 男女の性別に関係なく、家庭での家事等の役割について、男女共同参画の観点から情報発信し、啓発している。	特になし。	平成30年度も継続する。
②学校・幼稚園・保育所における男女共同参画教育の充実	児童・生徒が、お互いの個性や違いを認め合えるとともに、それぞれが自分の個性や能力を理解し尊重できるような教育を進め、性別にかかわらず多様な勤労観や職業観を身に付け、将来の就労につなげるよう、幼児期から発達段階に応じた計画的なキャリア教育を推進します。	教育研究G		キャリア教育を進めることで、旧来の「男性の職業」「女性の職業」といった固定観念にとらわれない考え方を身につけることができた。職場体験を通して様々な職業を知ることができた。	各校、総合的な学習の時間や人権教育の機会を通じて発達段階に応じた教育を更に進める。	各校のキャリア教育・総合的な学習の時間の計画の見直しや職場体験学習を実施する。
	次代の保護者にもなる生徒等に対し、性に関する正しい知識の普及啓発、学習機会の充実を図ります。	教育研究G		保健体育科・社会科・総合的な学習の時間の学習のなかで性に関する正しい知識の学習を発達段階に応じておこなった。	教科書での学習とともに、出会いを通しての学習機会をつくっていく。	人権教育・保健体育・社会科・総合的な学習の時間のなかで、子どもの発達段階に応じた学習機会をつくる。
	中学生や高校生と乳幼児とのふれあい体験などを通して、子どもを産み育てることや家庭の大切さなどについて考える機会を提供します。また、家庭生活を男女が協力して営めるよう正しい知識の普及と情報提供を行います。	教育研究G		家庭科の学習や人権学習を通して、男女が平等に自らの希望に沿った働き方や生活ができるワークライフバランスの学習を進めた。	教科書での学習とともに、出会いを通しての学習機会をつくっていく。	人権教育・家庭科・総合的な学習の時間のなかで、子どもの発達段階に応じた学習機会をつくる。
	社会問題化している長時間労働や過労、賃金不払い等の問題に関して、必要な知識を身に付けるため、働く人たちを守る労働法制や労使間のトラブルの解決策等についての教育に努めます。	教育研究G		小学校6年生、中学校3年生の公民的分野の学習の中で、働く意味や労働者を支える仕組み、現代の問題などを考える学習をおこなった。	教科書での学習とともに、出会いを通しての学習機会をつくっていく。	人権教育・社会科・総合的な学習の時間のなかで、子どもの発達段階に応じた学習機会をつくる。
③地域における男女共同参画に関する啓発・学習の推進	三重県内男女共同参画連携映画祭の開催、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスに関する講演会等の開催、市広報紙への記事掲載、SNSでの啓発メッセージの発信等、様々な機会や媒体を通して、男女共同参画の推進について啓発を行います。	文化共生G		11月の16日間をワーク・ライフ・バランス推進週間として位置付け、講演会や社会教育施設等の無料開放を行い、ワーク・ライフ・バランスの啓発を行った。	男女共同参画を推進するため、一人ひとりが仕事とそれ以外の生活の調和を取った生活ができるよう、ワーク・ライフ・バランス推進週間を定着させていく。	ワーク・ライフ・バランス推進週間において、地域活動団体等が実施する各事業やイベント等と連携を図り、重点的に啓発を行う。
	「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画意識の向上を図るため、講演会や研修会を開催します。	文化共生G		ワーク・ライフ・バランス推進週間に合わせて、男女共同参画意識の向上のための講演会等を行った。	講演会や研修会等、より関心を持って参加してもらえるよう、内容の検討や広報の仕方などを検討する必要がある。	男女共同参画に関する講座として、料理や家事、介護など女性の仕事として考えられがちな役割を、男性が体験できるような講座等を検討し実施する。
	6月の男女共同参画週間の機会を捉えて、国が毎年選定する男女共同参画のキャッチフレーズも含めた男女共同参画に関すること全般について、啓発パネルの展示やのぼり旗の設置、市広報紙や市ホームページへの記事掲載等により広く啓発します。	文化共生G		6月の男女共同参画週間に合わせて、啓発パネルの展示やのぼり旗の設置、市ホームページへの記事掲載等を行った。	啓発の効果が上がるよう、男女共同参画週間の機会を捉えて、集中的に啓発を行っていく必要がある。	引き続き、啓発パネルの展示やのぼり旗の設置、市広報紙や市ホームページへの記事掲載等により、広く啓発を行っていく。
	日本女性会議や各種の男女共同参画に関する県内研修等に、市職員・教職員、市民等を派遣するなど、研修の機会を設けます。	文化共生G	人事給与G 教育研究G	平成29年度の日本女性会議は北海道苫小牧市での開催で、遠方のため予算がなく出席ができなかった。	男女共同参画の理解を深めるため、可能な限り職員が参加できるように、人事給与Gとも連携を図っていく必要がある。	平成30年度も日本女性会議への参加が難しいため、県内で開催される研修等に積極的に参加する。
	男女共同参画を推進する市民活動団体と協働し、様々な機会を捉えた啓発活動や男女共同参画情報誌の発行等により啓発の推進を図ります。	文化共生G		男女共同参画を推進する市民活動団体に協力をお願いし、三重県内男女共同参画連携映画祭の開催や情報誌の発行等を行った。	様々な手法により啓発の推進を図っていく必要がある。	引き続き、三重県内男女共同参画連携映画祭の開催や情報誌の発行等を行う。
自治会などでの行政出前講座など、地域での男女共同参画の普及啓発に取り組みます。	文化共生G		「すべての人が輝く共生社会の実現のために」をテーマとした出前講座を設けた。	生活のいろいろな分野で男女共同参画が進むよう、さまざまな団体と連携して啓発に取り組んでいく。	地域で開催されるイベント等とも連携を取り、啓発活動を行う。	

基本目標 1 男女共同参画社会の実現

基本施策(3) 男女共同参画の視点に立った慣行等の見直し

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	(1) 平成29年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 平成30年度の計画(具体的な取り組み内容)
① 固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発	様々な媒体を活用して、市民の固定的性別役割分担意識の解消を推進します。	文化共生G		ワーク・ライフ・バランス推進週間に合わせて、男女共同参画意識の向上のための講演会等を行った。	講演会や研修会等、より関心を持って参加してもらえるよう、内容の検討や広報の仕方などを検討する必要がある。	男女共同参画に関する講座として、料理や家事、介護など女性の仕事として考えられがちな役割を、男性が体験できるような講座等を検討し実施する。
	自治会、地域まちづくり協議会、PTA等、地域に根差した組織・団体への若い世代の男性や、リーダーとしての女性の参画を促進するよう広く啓発するとともに、各組織や団体に働きかけます。	社会教育G		市内幼稚園・小中学校の単位PTA会長に占める女性の割合は、11.1%(2人/18人)であった。	今後も積極的に女性の参画について呼びかける必要がある。	今後もリーダーとしての女性の参画を促進するよう各団体に働きかける。
	地域に根差した組織・団体の活動の実施に当たっては、男女共同参画の視点が反映されるよう、各組織・団体に対する啓発に努めます。	地域まちづくりG		亀山市自治会連合会から、男女共同参画審議会に委員1名を選出し、組織内の男女共同参画意識の向上に努めた。地域担い手研修を開催するに当たり、女性の参加を呼び掛け、参加を得られた。	各自治会においても、女性参画の重要性を認識できるよう意識改革を促していく必要がある。	亀山市自治会連合会を通じて、自治会長を対象とした男女共同参画研修を行う。
	あらゆる組織・団体・企業等において、個人の能力にも十分留意しながら、女性の会長、女性の管理職、女性のリーダー等を積極的に起用したり、慣例では男性が務めることが多かった役割などを女性が担ったりすることを意識的に第三者に見せることで、人々の意識を変えることができるような取り組みを推進します。	文化共生G		慣例として男性が務めることが多くなっている役割に、女性も男性と同じように就いてもらう意識を持ってもらうため、市の広報のコラム等で、啓発を行った。	管理職やリーダー、団体の長などの役職を男性が務めることが多い企業や地域の団体等を対象に、男女共同参画の推進のため連携を図っていく必要がある。	先進的な取組をしている組織や団体等と連携して、事例発表や広報などができないか、情報収集等に努める。
	市が作成・発行する文書(チラシ、パンフレット、冊子、その他一般文書等)や市ホームページ等での情報発信において、無意識のうちに固定的な性別役割分担意識を根付かせたり助長したりするような表現やイラスト等の掲載をしないよう、全庁的に意識した文書や資料作成に取り組みます。	広報秘書G	文化共生G、法務G	各担当室からの市広報紙や市公式ホームページ、市公式フェイスブック、行政情報番組の決裁において、固定的性別役割分担意識を助長する表現などが無いよう意識して文書を確認した。	各担当にどのような表現が固定的性別役割分担意識の助長にあたるのか決裁作成時により認識をしてもらう必要がある。	引き続き、各記事内容が適切な表現やイラスト等であるか確認していく。
	男性が子育てに参画しやすくなるため、公共施設における環境整備(ベビーベッド付男性トイレの整備等)に努めるとともに、民間施設にも波及するよう啓発に努めます。	住まい推進G	施設管理部署	平成29年度の実績なし。既存トイレは多目的トイレにより対応している。	トイレ改修予算要求時に施設管理担当へ提案していくが、工事費が削減される場合、工事内容を変更しなければならない。	トイレ改修予算要求時に施設管理担当へ提案し、必要性を認識してもらう。
② 固定的性別役割分担意識の解消に向けた環境の整備	学校・幼稚園・保育所の保護者会(PTA等)や自治会等の会議、あるいは市民活動団体や各種審議会・委員会等の会議について、平日の昼間だけでなく、夜間、休日等を開催するなど、多様な市民が参加しやすい運営となるよう広く周知啓発を図ります。	教育研究G		各種委員会の会議は、19:00に設定した。PTAの役員会等も土曜日や19:00頃で開催できた。	広く啓発していく。	固定的性別役割分担意識の解消に努め、会議時間等を設定していく。
		子ども総務G		子ども家庭室で実施している亀山市子ども・子育て会議については、現役世代の参画を得ていることから、毎回平日の夜間の会議となっており、他の会議に比べて多様な参加を得られている。	現在も、委員等の参加しやすい時間設定としているが、引き続きそうした環境を維持していくことが重要である。	子ども・子育て会議について、参加者の参加しやすい時間設定に努めるとともに、H.P等を通じた情報発信を行う。また、各園での会議等についても、同様に保護者の参加しやすい時間設定に努める。
		地域まちづくりG		各自治会の判断において、会議への積極的な参加を促すため、開催日時等について柔軟に対応いただいている。	引き続き自治会へは、会議等の参加者が固定化しないような場の提供に努めていただく。	亀山市自治会連合会を通じて、自治会長を対象とした男女共同参画研修を行う。

基本目標 2 あらゆる分野における女性の活躍

基本施策(4) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	(1) 平成29年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 平成30年度の計画(具体的な取り組み内容)
①行政分野における女性の参画拡大	亀山市の各種審議会等における女性の登用を推進するとともに、各種審議会委員等を選出する様々な選出母体の役員等の構成についても、男女の比率が同程度となるよう、選出母体を所管する部署等から働きかけを行います。	文化共生G		亀山市の各種審議会等における女性の登用率の調査を行い、市の各担当部署に女性登用の意識付けを行った。	各種審議会委員等を選出する様々な選出母体の役員等の構成の見直しにはいたっていない。	引き続き、選出母体を所管する部署等から働きかけを行ってもらうよう依頼を続けていく。
	女性の登用が進まない分野については、委員の公募制の導入や、選出規定の見直し、忝て職等の慣例にとらわれない選出などについて、積極的に検討します。また、女性登用が進まない根本の要因や背景を調査研究し、それらを解消できるよう取り組みます。	文化共生G		委員の選任依頼及び委員委嘱の決裁時の文化スポーツ課へ合議の際に、女性の登用率や選出区分が分かる例規等の根拠規定を添付してもらい確認を行った。	法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならないとされている委員会(地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等)において特に女性の登用率が低くなっている。	審議会等における女性の登用率が20%以下の場合または前回の登用率から10%以上低下して40%を下回った場合は、「現状分析と改善方策」を作成し委嘱の決裁時において添付してもらうよう担当部署に依頼する。
	各種審議会等への女性の参画拡大の一方で、女性の比率が偏って高いような審議会等については、その選出母体もきめて男女の割合が同程度となるよう働きかけます。	文化共生G		委員の選任依頼及び委員委嘱の決裁時の文化スポーツ課へ合議の際に、女性の登用率や選出区分が分かる例規等の根拠規定を添付してもらい確認を行った。	多くの審議会等において女性の参画率が低いが、中には8割が女性の委員で占める審議会もある。	審議会等における女性の登用率が80%以上の場合についても「現状分析と改善方策」を作成し委嘱の決裁時において添付してもらうよう担当部署に依頼する。
	亀山市の各種審議会等を所管するそれぞれの部署において、女性の参画の重要性を認識できるよう、職員に対する意識啓発や研修等を行います。	人事給与G		平成28年度には、女性が将来のキャリアをイメージすることで仕事への意欲を高めること目的に、女性職員キャリアアップ研修を実施し、65名が受講した。平成29年度においては、女性に特化したものではないが、新組織機構が有効に機能するよう、管理職に必要なマネジメントスキルを身につけるためのマネジメント研修を実施し、64名が参加した。また、新組織においてマネジメント層ではないものの所属の業務を統括する立場となる職員に対し、マネジメントの基礎を身につけるためのチームワーク研修を実施し、70名が参加した。	特定事業主行動計画に掲げる「女性職員の活躍推進に関すること」を実現するため、職員に対する意識啓発や研修等を行う必要がある。	新規採用職員の庁内研修のカリキュラムに男女共同参画を組み入れ、女性参画の重要性について意識付けを行う。また、職員に対し男女共同参画に関する講演会等に対して積極的な参加を促す。
	亀山市特定事業主行動計画に基づく市役所の女性職員の積極的な登用、職域拡大を図ります。	人事給与G		平成29年4月1日現在の女性の管理職への登用率は27.8%であり、平成28年度の26.8%から1ポイント増えた。	平成29年4月1日現在の女性の管理職への登用率が男女共同参画基本計画に定める30%に達成していないことから、達成に向けて更に取り組み必要がある。	平成30年度の組織機構の再編において、管理職になる前のマネジメント能力を育成するために設置したグループリーダーの職について、積極的に配置を行う。
	市が推薦して国等が委嘱する各種委員等についても、それぞれの実情に配慮しながら、できるだけ構成員の性別に偏りが生じないよう努めます。	福祉総務G		民生委員児童委員について、89名中男性37名、女性52名である。また主任児童委員については、9名中女性9名である。保護司について、19名中女性4名、男性15名である。	民生委員・児童委員については、引き続き性別に隔たりなく委員として推薦をしていく。保護司については、女性の比率が低くなってきているため、今後女性の登用を積極的に進めていく。	民生委員・児童委員については、次回(平成31年12月1日)の改選に向け、地域に対し、性別に隔たりなく委員となることができることを伝えていく。保護司については、保護司会と連携し、女性の登用を積極的に進めていく。
	政策・方針決定過程への女性の参画拡大の重要性について、市民の意識を醸成するため市広報紙等の様々な媒体を通じて啓発を図ります。	文化共生G		様々な市の施策等の情報発信の場において、女性参画の視点を取り入れた。	市民の意識を醸成するため、継続して市広報紙等の様々な媒体を通じて啓発を図っていく。	引き続き、市の施策等において女性参画の視点を取り入れ、情報発信していく。
②地域、企業、その他の分野における女性の参画拡大	自治会や地域まちづくり協議会、PTA等の役員への女性の参画が促進されるよう啓発や働きかけを行います。	社会教育G 地域まちづくりG		市内幼稚園・小中学校の単位PTA会長に占める女性の割合は、11.1%(2人/18人)であった。 亀山市自治会連合会から、男女共同参画審議会に委員1名を選出し、組織内の男女共同参画意識の向上に努めた。	今後も積極的に女性の参画について呼びかける必要がある。 各自治会においても、女性参画の重要性を認識できるよう意識改革を促していく必要がある。	今後もリーダーとしての女性の参画を促進するよう各団体に働きかける。 亀山市自治会連合会を通じて、自治会長を対象とした男女共同参画研修を行う。
	企業等における女性役員や女性管理職の育成、女性の能力開発・発揮、女性の起業等に関する各種セミナーや低利融資等の情報発信を行います。	商工業・地域交通G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口配置するなど情報発信に努めた。日本政策金融公庫の女性等の創業者向け融資制度を対象とした利子補給制度を作った。	関係機関等と連携し、様々な機会をとらえて、啓発に取り組んでいく必要がある。	引き続き、関係機関等と連携し、パンフレットやチラシを窓口配置するなど啓発を図り、女性が参画しやすいセミナー等を検討する。
	経済団体、労働組合、職能団体、職業団体、NPO、市民活動団体、社会教育団体(文化関係団体、スポーツ関係団体、青少年健全育成団体等)、政治分野等、あらゆる分野への女性の参画気運の醸成のため、情報発信・啓発を行います。	文化共生G		広報やHP、イベント等において広く啓発を行った。	各種団体と連携し、様々な機会をとらえて、啓発に取り組んでいく必要がある。	各種団体が開催するイベントなど、団体と連携を取りながら啓発を行う。
	農林業等の分野の各種組合等において、女性の政策・方針決定過程への参画拡大が促進されるよう広く啓発を図ります。	農業G 森林林業G		亀山青空お茶まつり実行委員会にて、ヤングウェブ女性の会等の農業者の家族からかめやま文化年の記念イベントにおける大きな協力を得た。	亀山青空お茶まつり等の各種イベントへの積極的な参加・協力を呼び掛ける。	平成29年度の亀山青空お茶まつりは台風のため中止になったため、平成30年度についても、引き続き協力を呼びかけ、お茶まつり内での新しいイベント等の開催を目指す。

基本目標 2 あらゆる分野における女性の活躍

基本施策（5）ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	(1) 平成29年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 平成30年度の計画（具体的な取り組み内容）
①市民・企業等に対する啓発・取り組み	重点的に啓発等を行う期間として、「ワーク・ライフ・バランス推進週間」を設定し、様々な関連事業を行います。	文化共生G		11月11日から26日までを「ワーク・ライフ・バランス推進週間」として設定し、意識啓発を行う講演会等を実施した。	男女共同参画を推進するため、一人ひとりが仕事とそれ以外の生活の調和を取った生活ができるよう、ワーク・ライフ・バランス推進週間で定着させていく。	ワーク・ライフ・バランス推進週間において、地域活動団体等が実施する各事業やイベント等と連携を図り、重点的に啓発を行う。
	ワーク・ライフ・バランスの重要性や「働き方」について、市民に考えてもらう機会とするため、様々な手法により情報発信・啓発します。	文化共生G		講演会のほか、ケーブルテレビやフェイスブック等でも啓発を行った。	情報発信や啓発、市民に関心を持ってもらえるような機会の提供など、効果を上げるための手法を検討する必要がある。	市民に考えてもらう機会を増やすように、ワーク・ライフ・バランス推進週間中のイベントと連携して啓発する機会を増やす。
	ワーク・ライフ・バランスの重要性や企業の取り組みの優良事例等を、様々な機会を捉えて事業所に対し情報発信・啓発を行います。	商工業・地域交通G		労働団体等が開催するイベント（ファミリーフェスタ2017）を11月11日から26日までの「ワーク・ライフ・バランス推進週間」に合わせて開催しPRした。	各種団体と連携し、様々な機会をとらえて、啓発に取り組んでいく必要がある。	ワーク・ライフ・バランス推進週間において、地域活動団体等が実施する各事業やイベント等と連携を図り、重点的に啓発を行う。
	休暇取得の推進などワーク・ライフ・バランスの推進や女性の活躍に取り組む企業や自営業者、個人等を顕彰します。	商工業・地域交通G		事例収集を行った。	引き続き研究を行う。	引き続き研究を行う。
	本市が、特に市民のワーク・ライフ・バランスの推進に注力していることについて、亀山市の魅力の一つとして、市内外に情報発信します。	広報秘書G	文化共生G	「広報かめやま」10/1号へ特集として亀山市ワーク・ライフ・バランス推進週間の記事を掲載した。また、11月には、ホームページでワーク・ライフ・バランス推進週間と講演会の案内を行うとともに、行政情報番組「マイタウン亀山」において、ワーク・ライフ・バランス推進週間の趣旨や市の取り組みなどを放送し、周知に努めた。	ワーク・ライフ・バランス推進週間の認知度が上がるよう周知に力を入れるとともに、各種情報媒体を活用して、継続的にワーク・ライフ・バランスに関する情報発信を行っていくことが重要である。	11月には、行政情報番組「マイタウン亀山」において、ワーク・ライフ・バランス推進週間の周知のため、市の取り組みや関係団体の紹介、イベントの紹介などを行う。また、市広報においても特集記事を掲載など、引き続き、各種情報媒体を用いて情報発信していく。
	夏の時期に「朝方勤務」や「フレックスタイム制」を推進し、夕方早くに職場を出るという生活スタイルに変えていく国民運動「ゆう活（夏の生活スタイル変革）」、フレックスタイム制度等について、啓発に努めます。	商工業・地域交通G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に配置するなど情報発信に努めた。	各種団体と連携し、様々な機会をとらえて、啓発に取り組んでいく必要がある。	引き続き、関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に配置するなど啓発を図る。
	企業等において、男女の労働者が、仕事と育児・介護等を両立できるようにするため、長時間労働の解消、短時間勤務やフレックスタイム勤務、テレワークによる多様な働き方の推進、育児・介護等に配慮した雇用形態や両立支援制度の導入等について、企業等へ働きかけを行います。	商工業・地域交通G		市のイベント等で情報発信や啓発、働く環境づくり懇談会でフレンテみえの専門員による公演を行った。	企業に関心を持ってもらえるような情報の提供を考案する。	雇用対策協議会の参加企業へ、男女共同参画センターフレンテみえが開催するセミナーのチラシ等を配布する。企業が働き方改革に意欲的に取り組めるように啓発活動を行う。
公共調達において、生産性、持続可能性等の高いワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く評価する国や県等の制度について、普及啓発を図ります。	契約管財G		今後市の入札に評価制度を導入できれば、合わせて制度の普及啓発を行うことが望ましいことから、国や県等の情報収集とともに、市役所内の取り組みについて検討を行った。	制度導入や普及啓発の方法など、効果的な手法を検討する必要がある。	ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業が増加するよう、市役所内の取り組みと合わせて効果的な手法を検討し、制度の普及啓発に努める。	
②仕事と家庭の両立のための環境整備	保護者になる方を対象として「パパ・ママ教室」を開催するなど、男女が共に子育てに参画するよう取り組みを進めます。	健康づくりG		「パパ・ママ教室」を年4回開催し、延べ29人の参加があり、教室内で男女が共に子育てできるためのきっかけづくりを行った。	教室参加者が少なめである。	引き続き、「パパ・ママ教室」を年4回開催する。参加者を増やすため、母子健康手帳交付時に、今以上に教室啓発を行っていく。
	未婚率の減少や晩産化の解消のため、未婚の男性等を対象にした家事・育児に関する講座の開催等、若者等の結婚支援に努めます。	政策調整G		結婚を希望する独身男女に出会いの機会を提供するため、婚活イベント及び婚活セミナーを開催した。 【実施日】平成30年3月10日（土）、11日（日） 【参加人数】26人（10日）、28人（11日） 【内容】 婚活イベント：亀山みそ焼きうどんやローソク等、本市の資源を活用した内容。 婚活セミナー：コミュニケーション、身だしなみ等、婚活に資する内容。 【カップル成立数】7組（10日）、5組（11日）	引き続き、結婚を希望する独身男女に出会いの機会を提供するとともに、婚活イベント等において成立したカップルに対して、円滑な結婚生活に繋がるような支援を行う。	【婚活イベントの開催】 各1回 ①一般向けイベント ②市内企業従業員向けイベント 【婚活セミナーの開催】 2回 婚活のスキルアップに資するとともに、仕事、子育て、お金に関する話等、結婚生活についての意識向上に資するもの 【フォローアップセミナーの開催】 2回 イベントで成立したカップルの結婚に対する不安や疑問等を緩和するとともに、交際を支援し、円滑な結婚生活に繋がるもの
	若者が住み慣れた地域で結婚し、安心して妊娠・出産・育児ができるよう、子育てに関する情報を一元的に発信・提供し、子育てしやすい環境整備に努めます。	子育てサポートG	子育て支援センター、児童センター、ファミリー・サポート・センター	市ホームページなどで子育てに関する情報提供を行うとともに、育児相談や子育てサークル等の育成、育児講座など子育てしやすい環境づくりを行った。	事業所内託児施設の設置促進など子育てしながら働き続けることのできる環境整備が必要。	継続して、子育てに関する情報提供を行うとともに、育児相談等の子育てしやすい環境整備に努めていく。

<p>③市役所内の取り組み</p>	<p>女性の活躍推進に向け、企業の取り組みを促すインセンティブとして、公共調達において、生産性、持続可能性等の高いワーク・ライフ・バランスの等推進企業をより幅広く評価する制度の導入を検討します。</p>	<p>契約管財G</p>		<p>国の評価制度と現在国で議論されている働き方改革について情報収集を行い、市の入札制度の中で導入できる方式について検討を行った。</p>	<p>市の入札制度として総合評価落札方式を導入していないため、企画競争方式（プロポーザル）において評価制度の導入を検討する必要がある。</p>	<p>企画競争方式（プロポーザル）において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業（えるぼし認定企業等）を加点評価する制度の導入に向けて、亀山市業務委託等プロポーザル方式契約実施要領の改訂などの検討を行う。</p>
	<p>亀山市特定事業主行動計画に基づき、市女性職員並びに男性職員の育児休業の取得を促進するとともに、男性職員の育児短時間勤務や育児部分休業など、育児に関するその他の休暇制度の取得を推進します。また、同行動計画に基づき、市職員の時間外勤務時間の削減や、年次有給休暇の取得推進、臨時・非常勤職員の「介護休暇・病欠休暇制度」の新設など、市職員のワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。</p>	<p>人事給与G</p>		<p>平成29年度の時間外勤務の実績は、43,168時間であり、目標である44,000時間を下回った。</p>	<p>今後も、ワークライフバランスの推進を図るため、引き続き時間外勤務時間の削減や年次有給休暇の取得促進に向けて取り組む必要がある。</p>	<p>時間外勤務については、年度当初（5月）の部長級ヒアリングにおいて、昨年度の時間外実績状況及び今年度の業務内容を確認のうえ、新年度の時間外目標数値を設定し、半期で実績を取りまとめ、進捗管理を行う。また、有給休暇の取得促進については、夏季休暇取得期間における計画的な有給取得や亀山市ワーク・ライフ・バランス推進週間における年次有給休暇の取得推進などに取り組む。</p>

基本目標 2 あらゆる分野における女性の活躍

基本施策(6) 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍推進

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	(1) 平成29年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 平成30年度の計画(具体的な取り組み内容)
①意識醸成に向けた啓発	女性が活躍できる社会の実現を目指して、男性中心型労働慣行や男性労働者の意識を変革できるよう、また女性労働者も、補助的な業務や結婚を機に退職といった意識を変革できるよう、様々な機会を捉えて啓発します。	商工業・地域交通G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努めた。	働き方改革についての講座の周知等を行い関係者に参加してもらい働く環境を変えていく必要がある。	継続して、関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口に設置する。また、事業所等に専門員の話が聞ける機会を提供し、周知を行う。雇用対策委員会等でのチラシ配付を行うことにより、より多くの方に周知する。
	長時間労働の削減や転職のあり方、勤務地・職務・勤務時間を限定した多様な正社員制度等に関する制度等を広報・啓発します。	商工業・地域交通G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努めた。	事業所に、実態を把握してもらい、現場の意見を取り入れてもらえるような取組を行う必要がある。	継続して、関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口に設置し、フレンデみえが開催する働き方改革実践塾の開催の情報を事業所等に周知する。
	出産・育児、介護等と両立するための転職や、それらを機に退職した女性などの再就職や起業を支援するため、ハローワークの「マザーズコーナー」や職業訓練等の情報提供を行います。	商工業・地域交通G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努めた。	再就職や起業をしやすい環境を整える必要がある。	継続して、関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口に設置し、各種団体が開催するイベントなど、団体と連携を取りながら啓発を行う。
	「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定について普及啓発するとともに、行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取り組みの実施状況等が優良な企業を認定する「えるぼし」認定等についても周知・啓発を図ります。	商工業・地域交通G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努めた。	1社でも多くの事業所が取組みに参加する必要がある。	継続して、関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口に設置し、各種団体が開催するイベントなど、団体と連携を取りながら啓発を行う。
	関係機関等の連携を図り、女性の職業生活における活躍の推進に関する情報を共有し、その取り組みについて協議を行う。事業主団体や労働組合、その他の有識者等で組織する等(女性活躍推進法第23条に基づく協議会)の組織化について検討する。	商工業・地域交通G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努めた。	専業主婦団体に関して現状を把握するのが難しい。	継続して、関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口に設置する。
②女性の活躍推進に向けた環境整備	「女性活躍推進法」に基づく事業主の「情報公表」や「行動計画の公表」の掲載先である、厚生労働省の「企業における女性の活躍状況に関する情報を一元的に集約したホームページ」について、周知を図ることにより、女性の就職・活躍を支援するとともに、企業への情報提供に努めます。	商工業・地域交通G		パンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努めた。	「企業における女性活躍状況に関する情報」の開示を行っている企業は全体の2割弱で対象者を把握するのが困難である。	継続して、関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口に設置する。
	男女が共に子育てしながら働き続けることができるよう、認定子ども園・幼稚園・保育所、地域型保育事業等の充実を図るとともに、保護者の就業状況に応じて、延長保育・休日保育事業、一時預かり事業などを利用できるような体制を整備します。また、小規模保育事業の提供や低学年児童の保育等の体制整備に努めます。	子ども総務G		就労していたり、希望する親が、安心して子どもを預けられるよう、公立施設への必要な人員を配置するとともに、私立施設への給付費を支給するなど、安定した園運営につなげることができた。	保育所等については、低年齢児を中心に待機児童が発生しており、近年増加傾向にあることから、その解消に向けた受け皿の確保が課題となっている。	引き続き、公立園の必要な人員確保に努めつつ、私立園への給付費等による安定した園運営の支援を行う。また、待機児童の発生に際しては、その受け皿である待機児童館ばんびを有効に活用し、保護者の就労しやすい環境づくりを行う。
		子育てサポートG		放課後児童クラブや長期休暇子どもの居場所づくり事業を推進した。	待機児童を出さないように、施設等の管理に努めることが必要である。	待機児童を出さないために、各施設の状況を把握し、地域に応じた整備を進める。
	男女が共に子育てしながら働き続けることができるよう、放課後児童クラブ、放課後子ども教室等、放課後の子どもの居場所づくりを推進するとともに、障がいのある子どもの放課後の居場所として、放課後デイ・サービスが充実するよう関係機関と連携し、利用に関する支援・調整に努めます。	障がい者支援G		放課後等デイサービスは61人の利用があり、障がいのある子どもの放課後の居場所づくりとしての支援を行い、男女が共に子育てしながら働き続けられる環境整備の促進に努めた。	男女が共に働き続けられる環境整備の促進になる一方で、放課後等デイサービスの公費負担が増額傾向となっている。	女性の活躍推進に向けた環境整備として引き続き放課後等デイサービスの希望者に適正な支給決定に努める。
		社会教育G		地域で子どもの体験学習や地域の大人の交流活動を通じて、地域の中で子どもが育まれる居場所をつくるため、「全小学校区で実施すること」や「持続的展開のための委託化」を進めた。	持続的な展開を進めるために、地域の方々の参画をより一層進めていくことが必要である。	今後も、持続的な放課後子ども教室の実施を行っていく。
	安心して子育てができる環境整備を図るため、おおむね小学校卒業までの児童を対象とした亀山市ファミリー・サポート・センター事業により、市民がお互いに助け合う子育て支援事業と併せて、軽伤病後児の預かり等により子育てをサポートします。	子育てサポートG		おおむね6カ月から小学6年生までで、子育てを助けて欲しい人の要望に応じて子育てのお手伝いができる援助会員を紹介し、一時的にお子さんを預かる子育てサポートを実施した。	対象のお子さんの子育てサポートの継続した実施を目指す必要がある。	継続して、子育てを助けて欲しい人の要望に応じて子育てのお手伝いができる援助会員を紹介し、一時的にお子さんを預かる子育てサポートを実施する。
	保護者が性別にかかわらず主体的に子育てに参画できるよう、市広報紙や市ホームページ、ケーブルテレビの行政情報番組等を活用して、子育てに関する情報を発信します。	子育てサポートG		市広報紙や市ホームページ、ケーブルテレビ等で、子育てに関わる皆さんが幅広く参加できるように、情報発信した。	定期的なお知らせにならないように、工夫した情報発信を行うことが必要である。	フェイスブック等の情報発信も取り入れて事業の周知を行う。
男女が共に介護をしながら働き続けることができるよう、家族の介護を支援します。	高齢者支援G		食事・排泄・入浴などの身体介護や、掃除・調理といった生活援助など、包括支援センターとともに介護サービスの相談にのり、働く女性の支援を行った。また、介護を必要としない高齢者が増えるよう、介護予防教室の充実を図った。	市で受け付ける介護相談の内、女性に負担が掛りすぎているか、状況を把握する必要がある。	男女ともに仕事と介護の両立が図れるよう、家庭や仕事の状況に応じて相談に応じる。	

基本目標 2 あらゆる分野における女性の活躍

基本施策(7) 雇用等における男女共同参画の推進

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	(1) 平成29年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 平成30年度の計画(具体的な取り組み内容)
①就労環境の向上等に関する啓発・取り組み	企業に対し、育児や介護等に対応するための柔軟な働き方の導入や育休復帰支援、育休取得後の中長期的なキャリア形成支援等に関する情報提供並びにそれらの優良事例等の情報発信に努めます。	商工業・地域交通G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努めた。	相談窓口は職員が行っているため専門的なアドバイスに欠ける。	継続して、関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置し、情報発信に努める。
	男女間や正規雇用者・非正規雇用者間の賃金格差や企業内での性別による固定的な職種への配置・採用等、雇用に関する様々な問題について情報発信し、企業や市民の意識啓発を図ります。	商工業・地域交通G		関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口に設置した。また、市のイベントのファミリーフェスタでは、共生社会推進室とも連携し、男女共同参画を推進するため、ブースを設置し啓発を行った。	継続して、周知を行う。	関係機関と連携し、イベント参加の呼び掛け、及びパンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努める。
	セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント、マタニティ・ハラスメント及びパタニティ・ハラスメント等、雇用の場における各種ハラスメントの防止に向け、企業内における研修の開催を働きかけ、支援するとともに、これらの問題の解消のために広く啓発します。	商工業・地域交通G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努めた。	事業所に、ハラスメントに対して問題意識を持ってもらい、現場での見直しを行い現場の意見を取り入れてもらえるような取組を行う必要がある。	継続して、関係機関と連携してパンフレットやチラシを窓口に設置する。また、事業所等に専門員の話が聞ける機会を提供し、周知を行う。雇用対策委員会等でのチラシ配付を行うことにより、より多くの方に周知する。
	男性も女性も働きやすい職場環境、施設・設備の整備(男女別更衣室やトイレの設置等)の重要性等について、特に女性の参画が進んでいない業種や中小企業等を意識しながら、情報発信に努めます。	商工業・地域交通G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努めた。	継続して、周知を行う。	継続して、関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置し、情報発信に努める。
	農林業等の経営において、女性が男性の対等なパートナーとして経営等に参画できるようにするため、家族経営協定の普及、農業経営改善計画の共同申請、女性の集落営農への参画等を促進します。	農業G		認定農業者において新たに家族経営協定が1件締結された。	女性の積極的な農林業等の経営の参加を目指し、認定農業者における家族経営協定の普及や、農村女性アドバイザーへの支援を行う。	引き続き、認定農業者における家族経営協定の締結の補助や農村女性アドバイザーへの支援等を行う。
	労働条件・労働環境、各種ハラスメント等、雇用に関する相談窓口である「働く人の相談窓口」の充実とその存在の周知を図ります。	商工業・地域交通G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努めた。	「働く人の相談窓口」を開設しているが認知度が低い。	引き続き「働く人の相談窓口」の周知を行う。
	亀山商工会議所や亀山市雇用対策協議会などの関係機関等と連携し、企業における男女共同参画や女性の活躍推進の取り組みを支援します。	商工業・地域交通G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努めた。	連絡協議会等、女性の出席者が少数である。	継続して、パンフレットやチラシを窓口に設置する。また、事業所等に専門員の話が聞ける機会を提供し、周知を行う。雇用対策委員会等でのチラシ配付を行うことにより、より多くの方に周知する。
②子育て支援等、周辺環境の整備	男性の育児休業取得率を高められるよう、また男女ともに育児休業等を取って中長期的に処遇上の差を取り戻すなど、職場マネジメントのあり方や優良事例等について、企業や市民に対し情報発信や啓発を行います。	商工業・地域交通G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努めた。	男女共同参画を推進するため、一人ひとりが仕事とそれ以外の生活の調和を取った生活ができるよう、ワーク・ライフ・バランスを周知する。	関係機関と連携し、イベント参加の呼び掛け、及びパンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努める。
	改正次世代育成支援対策推進法に基づく、「子育てサポート企業」としての認定「くるみん認定」等について、普及・啓発に努めます。 くるみん認定…改正次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けることができる制度	子育てサポートG		「子育て応援！わくわくフェスタ」が三重県とみえ次世代育成応援ネットワークが協働して石薬師高校で開催され、様々な企業や団体が集まり、子育てサポート企業が集うイベントの啓発を行った。	男性の育児休業取得率が未だに低い現状の改善が必要である。	市ホームページ等で「子育てサポート企業」としての認定「くるみん認定」等の普及・啓発の情報発信を行う。
	親近者を介護するための離職の防止のため、介護休業制度や柔軟な働き方等の普及・啓発を図ります。	商工業・地域交通G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努めた。	男女共同参画を推進するため、一人ひとりが仕事とそれ以外の生活の調和を取った生活ができるよう、ワーク・ライフ・バランスを周知する。	関係機関と連携し、イベント参加の呼び掛け、及びパンフレットやチラシを窓口に設置するなど情報発信に努める。

基本目標 3 安全・安心な暮らしの実現

基本施策(8) 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	(1) 平成29年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 平成30年度の計画(具体的な取り組み内容)
①女性等に対する暴力の防止・根絶及び被害者の保護等の推進	女性等に対する暴力の問題は、人権意識の希薄(欠如)から生じることから、これらの問題に対する市民の認識を深めるため、人権啓発・人権研修等を進めます。	子ども支援G		市民が集まる機会に市職員が出向いて研修会を行う「かめやま出前トーク」において、女性に対する暴力をなくす運動の趣旨を伝える、「それ、DVです!」というテーマを加えた。	女性に対する暴力をなくす運動の趣旨を男性も理解する必要があること、若年層への啓発強化も重要なことから、啓発を行う対象のターゲットを学校等に広げる必要がある。	女性に対する暴力をなくす運動期間にあわせ、市内の学校でのデートDV等の周知活動を行う。
	「女性に対する暴力をなくす運動」期間などの時期を捉えて、市広報紙への記事掲載、カード型チラシの配布、街頭啓発などにより、女性等に対するあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成や被害の未然防止、市や県等の相談窓口や支援制度等の周知のための情報発信・啓発を行います。	子ども支援G		・10月15日開催のあいあい祭りにてDV防止のチラシ等の配布 ・11月1日号市広報紙にてDV防止啓発の記事掲載 ・11月13日JR亀山駅前にてDV防止のチラシ等の配布 ・市内15店舗(スーパー、ホームセンター、ドラッグストア、パチンコ店)にDV相談カードやチラシの設置依頼	女性等に対するあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成や被害の未然防止、市や県等の相談窓口や支援制度等の周知のため、今後も情報発信や啓発を続けていくことが必要である。	・女性に対する暴力をなくす運動期間にあわせ、市広報紙にてDV防止啓発の記事掲載、DV防止のパンフレット等の配布 ・市内医療機関にDV相談カードやチラシの設置依頼
	相談窓口専任の女性相談員を配置し、被害者の保護や自立等のため、被害者の心身のケアや継続した相談・支援、あるいは医療機関や行政手続等への同行等の支援を行います。	子ども支援G		・相談実人員176人、延べ件数1,455件 専任の女性相談員が、被害者の保護や自立等のため、心身のケアや継続した相談・支援など被害者に寄り添った支援を行うとともに、医療機関や行政手続等の同行支援も行った。	被害者の保護や自立等のため、心身のケアや継続した相談をするともに、被害者に寄り添いニーズに沿った支援を行っていく必要がある。	相談窓口専任の女性相談員を配置し、被害者の保護や自立等のため、被害者の心身のケアや継続した相談・支援、あるいは医療機関や行政手続等への同行等の支援を行う。
	各関係機関等で構成する「亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会」において、DV被害者の適切な保護のために必要な情報の交換や被害者に対する支援の内容を協議するなど、各関係機関等が連携して被害者を支援する体制づくりを推進します。	子ども支援G		DV被害者の適切な保護のために必要な情報の交換や被害者に対する支援の内容を協議し、各関係機関等が連携して被害者を支援するため、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会を開催した。 ・代表者会議 1回 ・実務者会議 6回 ・個別ケース会議 95回	引き続き各関係機関等が連携して、DV被害者の適切な保護のために必要な情報の交換や被害者に対する支援の内容を協議するため、引き続き各関係機関等が連携していく必要がある。	DV被害者の適切な保護のために必要な情報の交換や被害者に対する支援の内容を協議し、各関係機関等が連携して被害者を支援するため、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会(代表者会議年1回、実務者会議2カ月1回、個別ケース会議週1回以上)を開催していく。
	被害者に子どもが同伴する場合には、子どもの心のケアも必要のため、女性相談員と家庭相談員等が連携を図るほか、「亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会」の枠組みも活用し、被害者と子どもの支援を行います。	子ども支援G		DV被害者に同伴している子どもに対し、女性相談員と家庭相談員が連携し、子どもの心のケアなど支援を行った。また、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会の枠組みも活用し、学校・園、警察や児童相談所など関係機関との連携も行った。	DV被害者に同伴している子どもに対する心のケアについては、引き続き女性相談員と家庭相談員が連携するとともに、学校・園、警察や児童相談所など関係機関とも連携していくことが必要である。	DV被害者に同伴している子どもに対し、女性相談員と家庭相談員が連携し、子どもの心のケアなど支援を行う。また、亀山市要保護児童等・DV対策地域協議会の枠組みも活用し、学校・園、警察や児童相談所など関係機関との連携も行う。
	被害者が早期に生活を再建できるよう、関係機関との連携を図り、経済的な自立も含めた就労支援等、自立支援及び心理的支援に努めます。	子ども支援G		専任の女性相談員が中心となり、被害者が早期に生活を再建できるよう、女性相談所など関係機関との連携を図り、経済的な自立も含めた就労支援等、自立支援及び心理的支援を行った。	被害者が早期に生活を再建できるよう、引き続き女性相談所など関係機関との連携を図っていく必要がある。	専任の女性相談員が中心となり、被害者が早期に生活を再建できるよう、女性相談所など関係機関との連携を図り、経済的な自立も含めた就労支援等、自立支援及び心理的支援を行う。
	外国人や障がい者、高齢者の暴力被害者について、各関係部署・機関等が連携し、支援に努めます。	高齢者支援G 障がい者支援G		障がい者の女性に対する暴力については2件発生しており、子ども支援室、亀山市社会福祉協議会や障がい福祉サービス事業所等の関係部署と連携し対応にあたった。また、暴力に至った原因が解消されるよう支援を行った。	関係部署との連携を図り早期発見し対応する必要がある。	亀山市高齢者・障がい者虐待防止対策代表者会議で、高齢者等の虐待に関する関係機関との情報交換を行い、虐待防止や見守り等の連携を行う。また、虐待防止のための啓発を行う。
	男性に対する暴力等の相談窓口についても周知・啓発に努めます。	文化共生G		三重県男女共同参画センターと連携し、パンフレットを窓口に配置するなど、相談窓口の周知を行った。	男性のための相談窓口があることがあまり知られていない。	三重県男女共同参画センターと連携し、引き続き相談窓口の周知を行っていく。
	女性相談員等が、被害者の相談を聞くことにより被害者と同様の心理状態(代理受働)になったり、相談員がバーンアウト(燃え尽き)したりするのを防止するため、またスキルアップのため、研修の機会を設けるなど相談体制の整備を図ります。	子ども支援G		女性相談員自身の精神的なフォローのため、またスキルアップのために、県内で行われる各種研修や、県婦人相談員連絡協議会への積極的な参加を促した。	相談員の資質と知識の向上を図るため、県外への研修の機会を設けていく必要がある。	女性相談員自身の精神的なフォローのため、またスキルアップのために、県内で行われる各種研修や、県婦人相談員連絡協議会へ積極的に参加する。また、岩手県盛岡市で開催される全国婦人相談員連絡協議会に参加する。
DV被害者を保護するため、被害者への市営住宅の提供について、法令等に基づき柔軟に対応します。	住まい推進G	こども支援G	DV被害者への市営住宅提供はなかった。	空き住宅の確保をしておくことが必要。	DV被害者への対応は、関連部署と情報共有し、法令に基づき住宅の提供を行う。空き住宅を確保しておく。	

②セクシュアル・ハラスメント、ストーカ事案、性犯罪、売買春、人身取引等の対策の推進	セクシュアル・ハラスメント、は、女性の尊厳を不当に傷つけ能力の発揮を妨げる人権侵害であり、雇用の場だけでなく、あらゆる場面での未然防止のための啓発に努めます。	子ども支援G		<ul style="list-style-type: none"> ・10月15日開催のあいあい祭りにてDV防止のチラシ等の配布 ・11月1日号市広報紙にてDV防止啓発の記事掲載 ・11月13日JR亀山駅前にてDV防止のチラシ等の配布 ・市内15店舗（スーパー、ホームセンター、ドラッグストア、パチンコ店）にDV相談カードやチラシの設置依頼 	女性等に対するあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成や被害の未然防止、市や県等の相談窓口や支援制度等の周知のため、今後も情報発信や啓発を続けていくことが必要である。	<ul style="list-style-type: none"> ・女性に対する暴力をなくす運動期間にあわせ、市広報紙にてDV防止啓発の記事掲載、DV防止のパンフレット等の配布 ・市内医療機関にDV相談カードやチラシの設置依頼
	適正な性教育を実施することにより、生命を尊厳あるものと実感し、男女が互いに尊重して認め合う意識を醸成します。	教育研究G		人権学習のなかで暴力を防止する教育を推進した。あらゆる暴力を許さない姿勢と、暴力に依存せずに対等な人間関係を構築するスキルを育成した。	子どもたちを加害者にも被害者にもさせない視点をもった実践を積む必要がある。	具体的な行為等を防止する授業に取り組む。

基本目標 3 安全・安心な暮らしの実現

基本施策(9) 生涯にわたる健康づくり支援

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	(1) 平成29年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 平成30年度の計画(具体的な取り組み内容)
①生涯にわたる男女の健康の包括的な支援	男女の健康保持増進のため、性差医療に関する普及啓発、性差を踏まえた心身の健康維持支援や生活習慣病の予防施策等について広く情報発信する。	健康づくりG		女性の健康週間(3月1日～8日)について広報、窓口等で周知を行った。 また、女性の健康週間の期間に実施した運動教室で、女性特有の症状や生活習慣病等についての周知を行った。	女性の健康週間の認知度を高める必要がある。	引き続き、女性の健康週間について周知を行う。
	男女とも健康診断の受診率の向上につなげるため、健康診断の受診について啓発を行います。	健康づくりG		「健康づくりのてびき」にがん検診、健康診断等に関する情報を掲載し全戸配布を行った。	検診の申込方法や申し込みハガキの書き方についての問合せがあり、わかりやすくする必要がある。	健康づくりのてびきの内容をわかりやすくするように工夫する。
	イベントや教室などの機会を活用し、早期発見と予防の重要性について啓発を進め、女性特有のがん検診等の受診勧奨を行います。	健康づくりG		集団検診において、女性のための検診日を設け、受診しやすい環境を整えた。	検診当日、受診人数が多く、受付・受診に時間がかかったり、受診人数が少なく定員に満たない日程があった。	検診受診がスムーズに行えるよう、受付人数の調整を行う。
	妊娠・出産時の健康支援のため、妊娠届に基づき母子健康手帳を交付するとともに、妊娠中の疾病や異常の早期発見をはじめ、妊婦の健康管理を目的とする妊婦一般健康診査を実施します。また、出産に向けて「妊婦教室」や「パパ・ママ教室」を開催するなど、出産を支援します。	健康づくりG		保健師が母子健康手帳を交付し、妊婦一般健康診査や各種教室のお知らせや、相談を行った。妊婦健康診査は、延べ5,000人の受診があった。妊婦教室は年4回開催し、延べ24人、パパ・ママ教室は年4回開催し、延べ29人の参加があり、出産に向けての支援を行った。	妊婦教室、パパ・ママ教室の参加者が少なめである。	引き続き、母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査の受診案内を行うと共に、妊婦教室、パパ・ママ教室の紹介を行い、参加者増加に努めていく。
	新生児訪問や赤ちゃん訪問を実施し、育児の情報提供や個別相談等、個々のニーズに応じた育児支援を行います。	健康づくりG		新生児訪問や赤ちゃん訪問を363件実施し、育児の情報提供や個別相談等、個々のニーズに応じた育児支援を行った。	引き続き、訪問を実施し、育児支援を行う必要がある。	引き続き、新生児訪問や赤ちゃん訪問を実施し、育児支援を行っていく。
	不妊・不育症等の治療を支援するため、治療費の一部を助成するほか、不妊・不育症治療などに対する正しい理解の普及啓発に努めます。	健康づくりG		不妊治療費の一部助成を延べ80件実施した。また、広報に年3回、不妊・不育症治療の内容を掲載し、不妊・不育症等の助成制度や、正しい理解の普及に努めた。	引き続き、不妊・不育症治療費の一部助成や、正しい理解の普及に努め、不妊・不育症の治療を支援していく必要がある。	引き続き、不妊・不育症治療費の一部助成を実施し、正しい知識の普及のため、広報等に掲載していく。
②スポーツ分野への女性参画	スポーツの楽しさ・素晴らしさを情報発信するなどして、女性がより一層スポーツ活動に親しむよう呼びかけます。	スポーツ推進G		各種スポーツ団体と連携して、女性のスポーツの普及啓発に関する情報を、広報・HPを通じて情報提供に努めた。また、女性バレーボール大会を主催し、スポーツ活動の場を提供した。	スポーツ活動の機会がない女性でも参加しやすくなるような情報提供の検討が必要である。	各種スポーツ団体等とスポーツ活動の機会がない女性でも参加しやすくなるような情報提供を検討する。
	親子で参加できる教室・イベントの開催支援や、託児サービスの併設など、子育て中の女性などが参加しやすいスポーツ環境の整備に努めます。	スポーツ推進G		大会やイベント規模に応じて、託児サービスの設置等について検討を行った。また、親子で一緒に参加できるよう、ニュースポーツ大会を実施した。	子育て中の女性などがスポーツ活動に参加できるよう、スポーツ実施機会の整備について検討を行う必要がある。	子育て中の女性などがスポーツ活動に参加できるよう、スポーツ実施機会、環境の整備について検討を行う。施設の幼児室の存在を周知する。
	女性がより一層スポーツ活動に親しむことができるよう、家庭における家事・育児の分担について、男女が共に協力し合えるよう啓発を図ります。	スポーツ推進G		家族で参加するニュースポーツ大会を実施し、家族でスポーツ活動に親しむ機会を通じて、性別に関係ないスポーツ実施の機会の重要性を啓発した。スポーツを通じて、父親と子どもとのふれあいの場を創造し、父親の育児参加意欲の向上を推進した。	家事や育児は、女性の役割として根深く認識されているため、社会全体の意識改革が必要であるとともに、女性自身にも生活におけるスポーツ活動の優先順位をあげるべく啓発する必要がある。	各種スポーツ団体等とスポーツ活動の機会がない女性でも参加しやすくなるような情報提供やスポーツ大会の実施を検討する。また、男女の役割意識解消を促進する。
	女性が、スポーツに関する各種委員やスポーツ団体の運営等に参画するよう呼びかけます。	スポーツ推進G		女性のスポーツクラブの運営やスポーツ推進委員等スポーツ行政への参画を促進した。	女性が、主体的にスポーツクラブの運営やスポーツ行政への参画するよう促進する必要がある。	女性のスポーツクラブの運営やスポーツ推進委員等スポーツ行政への参画を促進する。
	女性のスポーツ活動を理解し、適切な指導・支援が行える指導者の養成や活動の支援等に努めます。	スポーツ推進G		各種スポーツ団体と連携し、講習会や研修会の情報提供を行い、指導者の育成を支援した。	各種スポーツ団体と連携し、講習会や研修会を通じた指導者の育成について、細やかに支援する必要がある。	各種スポーツ団体に働き掛け、講習会や研修会などの機会を通じて、指導者育成に努める。

基本目標 3 安全・安心な暮らしの実現

基本施策(10) 様々な要因により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	(1) 平成29年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 平成30年度の計画(具体的な取り組み内容)
①ひとり親家庭等の親子が安心して暮らせる環境づくり	ひとり親家庭に対し、就学援助費や児童扶養手当、技能訓練促進給付などの各種手当を支給するとともに、医療費の助成や相談事業など、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援します。	子育てサポートG		ひとり親家庭を対象とした各種手当の支給を行い、生活の安定と自立支援を行った。	安定した経済基盤の確保や養育費等の支援とともに経済的な支援が必要である。	継続したひとり親家庭の各種の手当の支給を行い、自立支援を行う。
	保護者の疾病やその他の理由により、家庭において一時的に児童の養育が困難となった場合等に、子育て短期支援事業(ショートステイ)を提供できるよう環境を整備します。また、社会的擁護施策として、教育家庭制度(里親制度)の普及や小規模児童養護施設の設置を進めます。	子ども支援G		子育て短期支援事業(ショートステイ)を提供できるよう近隣10施設と契約を締結し、2世帯、6人、のべ20日の利用があった。 社会的擁護施策としては、里親制度の普及について県とともに里親推進事業を実施した。また、地域小規模児童養護施設の設置については、運営主体となる社会福祉法人を公募するなど、事業実施に向けた準備を進めた。	市内に子育て短期入所施設がないため、保護者が他市の施設まで送迎する必要がある。 また、里親制度については、認知度が低いため、啓発を進めていく必要がある。	子育て短期支援事業(ショートステイ)を提供できるよう近隣施設と契約を締結する。 里親制度の普及については、県とともに里親推進事業を実施していく。また、市内に子育て短期入所施設と地域小規模児童養護施設が設置できるよう、社会福祉法人の支援を進める。
②高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	特に支援につながりにくい、高齢女性における認知症を伴うDV被害(身体的、心理的、経済的、介護・世話の放棄・放任)等について、市民の理解を深めるため啓発に努めます。	高齢者支援G		介護者の集いなどの機会を通じ、虐待についての周知を行い、男女を問わず誰も加害者になりうることを周知し、考えてもらえるよう努めた。相談の内容だけでなく問題を抱えた家庭が無いか慎重にケースを聴取した。民生委員等の協力を得て実態把握に努めた。	介護者に自らのことと認識して貰うことが難しい。個人宅内で起こる虐待等が見つかることが難しい。	既存のメニューの中で虐待予防の周知・啓発をさらに努め、虐待防止に効果があるものを検討してゆく。
	障がいのある子どもを持つ家庭に対し、特別児童扶養手当や障害児福祉手当等、各種手当の支給などの経済的支援を行うとともに、専門性の高いアドバイスや支援、療育相談事業等により、母親等の育児不安の解消に努めます。	障がい者支援G 子ども支援G		特別児童扶養手当1級56人、2級56人に、障害者福祉手当は33人に支給し経済的支援を行った。 また、療育相談事業においては、個別療育26回(13人)、集団療育72回(37人)の療育を行った。	支給漏れがないよう周知するとともに、特に手続きが困難な対象者に対しては手続きの支援や助言をおこなうことが必要である。また、療育相談事業においては、個別の状況やニーズに沿った療育を行うことが必要である。	引き続き特別児童扶養手当や、障害者福祉手当等の各種手当の適正な支給を行い経済的支援をする。また、療育相談事業においては、専門機関と連携し、療育体制の調査研究と療育内容の強化に努める。
	日本語の理解が難しい外国人市民のために、各種行政サービスや制度等に関する外国人向けの多言語情報の提供に努めます。	市民協働G		外国語版広報紙の「かめやまニュース」を英語版とポルトガル語版で発行するとともに、平成29年8月1日号よりやさしい日本語版も作成し、情報提供に努めた。	やさしい日本語版をよりわかりやすい内容になるよう工夫する。 現在作成している「かめやまニュース」や「病院一覧」等の印刷物以外に、生活に必要な情報を提供していく。	多言語に対応するため、やさしい日本語の印刷物を増やしていく。
	性的少数者またはLGBTなど、性の多様性に関する理解を広げるため、啓発に努めます。	文化共生G		関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に配置するなど、「性的マイノリティ」への理解の啓発に努めた。	「性的マイノリティ」への関心や理解が乏しい。	引き続き、関係機関と連携し、パンフレットやチラシを窓口に配置するなど、「性的マイノリティ」への理解の啓発を図る。

基本目標 3 安全・安心な暮らしの実現

基本施策(11) 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

施策項目	施策の内容	担当G	関連部署・関連団体	(1) 平成29年度の実績	(2) 今後の課題	(3) 平成30年度の計画(具体的な取り組み内容)
①災害に備えた体制の整備	防災に関する政策及び方針決定過程における、女性の参画を推進します。	防災安全G		現在防災会議委員の中には女性は少数であるが、地域防災計画に女性の参画に関する記述を行っている。 また、自治会や自主防災組織等対象の出前講座にて、避難所運営における女性の参画の必要性について説明を行った。	防災会議委員の女性率の向上及び自主防災組織内における女性担当の増加を働きかける。	自治会や自主防災組織等対象の出前講座にて、避難所運営における女性の参画の必要性について説明を継続していく。
	災害に関する各種対応マニュアルなどについて、男女共同参画の視点を踏まえ作成します。	防災安全G		随時各種マニュアルについて修正を行っている。H29年度においては修正を行っていないが、地域防災計画における女性参画の必要性の記述を基に、修正案について検討を行った。	自主防災組織内における女性担当の増加	随時各種マニュアルについて修正を行い、地域防災計画における女性参画の必要性の記述を基に、修正案について検討を行っていく。
	防災知識の普及啓発や防災訓練においては、男女双方の視点を十分に取り入れた内容となるよう、工夫します。	防災安全G		中止にはなったが、総合防災訓練において女性の視点を取り入れた避難所運営、プライバシーの保護等の観点を取り入れた避難スペース作成訓練等を計画した。	1 地域のみではなくこのような動きを全市的に行う必要がある。	総合防災訓練において女性の視点を取り入れた避難所運営、プライバシーの保護等の観点を取り入れた避難スペース作成訓練等を計画している。
	応急手当の知識の習得・指導・啓発活動をはじめとする地域の防災活動に、女性ならではの視点を生かしてもらえよう、女性消防団員の入団促進と活動支援に努めます。	総務・消防団G		普通救命講習等の応急手当の指導、普及啓発に延べ21名の女性消防団員を派遣した。また、年度途中で2名の女性消防団員が新規加入した。	応急手当、防災活動の普及啓発において、より女性ならではの視点を生かしてもらえよう、女性消防団員数の確保が課題として挙げられる。	女性ならではの視点を生かしてもらえよう、普通救命講習をはじめとした応急手当、防災活動の指導・普及啓発活動の支援及び女性消防団員の確保に向けた検討を行う。
②災害に備えた避難所運営体制の構築	発災時の避難所の運営のあり方について、平常時から男女共同参画の視点からも検討し、避難所の運営体制を確立します。	防災安全G		中止にはなったが、総合防災訓練において地域の方々を中心に女性の視点を取り入れた避難所運営の体制を考え、各施設ごとの避難所運営マニュアルの作成へのステップとする予定であった。	1 地域のみではなくこのような動きを全市的に行う必要がある。 地域の女性の方で進んで意見をいただける方が少なかった。	総合防災訓練において地域の方々を中心に女性の視点を取り入れた避難所運営の体制を考え、各施設ごとの避難所運営マニュアルの作成へのステップとする。
	避難所運営においては、女性や子ども、高齢者、障がい者等、多様な人々のニーズを汲み取れるよう、女性等の参画を推進します。	防災安全G		中止にはなったが、総合防災訓練において地域の方々を中心に女性等の視点を取り入れた避難所運営の体制を考え、各施設ごとの避難所運営マニュアルの作成へのステップとする予定であった。	1 地域のみではなくこのような動きを全市的に行う必要がある。 地域の女性の方で進んで意見をいただける方が少なかった。	総合防災訓練において地域の方々を中心に女性等の視点を取り入れた避難所運営の体制を考え、各施設ごとの避難所運営マニュアルの作成へのステップとする。
	女性用の生理用品や乳児のための粉ミルク等、性別等によるニーズの違いに配慮した物資の備蓄や配布体制の整備、また避難所内におけるプライバシーの確保や女性の安全確保等、避難所の体制整備を図ります。	防災安全G		生理用品やミルク等備蓄については定期的な入替を行い、適正に管理を行った。また、三重県において広域受援計画が策定され、三重県及び各市における物資供給に関する手法が確立され始めた。 避難所の体制整備については、上記のとおり。	備蓄品については様々なニーズがあるが、全てを賅うことは出来ない。市民の理解、防災意識の向上が不可欠となる。	生理用品やミルク等備蓄については定期的な入替を行い、適正に管理を行っていく。また、三重県において広域受援計画が策定されたことから、その計画に基づき、検討して、避難所体制の整備を図っていく。

公共施設等総合管理計画に関する実績等報告書(平成29年度)

(総合政策部 財務課)

■計画の基本情報

計画期間	H 29 ~ H 88 年度
位置付け	本計画は、必要な公共施設等を適切に維持・管理するための基本方針を定めたもので、施設マネジメントの基本計画として位置付けている。また、第2次亀山市総合計画前期基本計画との関連は、基本施策「(2)財産・情報の適正な管理・活用」と深く関わり、②公有財産の効率的・効果的な活用の部分を補完するものである。
目的・概要	公共施設等については、施設の老朽化や更新、維持・管理への財政負担、施設利用需要の変化など、それらへの対策が課題である。本計画は、課題分析を的確に行い、将来費用を試算した上で、利便性や安心・安全に利用できる環境など利用者の視点に立ち、更新や統廃合、長寿命化など総合的な管理を行うものである。
計画の骨格	<p>将来にわたって持続的な行政サービスを維持するため、60年後のあるべき姿を描きながら、公共施設やインフラの計画的な維持管理と施設総量の削減を行うことで、1年あたりの投資的経費を直近5か年の平均である22億7千万円(将来費用の25%削減)に近づけることを目標に取り組む。</p> <p>この目標を達成するため、「維持管理経費の削減と長寿命化の推進」「将来費用の確保」「施設総量の削減」の3つの基本方針と7つの実施方針、17の施設類型ごとの基本方針を基に実行する。</p>

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	目標値	実績値 (H29)
1	将来費用の削減(60年間で25%)	億円	1823.1	1362.0	—
2					
3					
4					
5					

■ 計画の実績等

取組実績	<p>本計画に掲げる「60年間で将来費用を25%削減する」という目標達成に向け、建物(ハコモノ)において実行計画となる施設類型ごとの個別施設計画の策定に着手した。計画の期間や策定方法など基本的な事項について、部長級で構成する行財政改革管理委員会において確認し、施設類型ごとに将来費用の削減に向けた取組み、今後の施設の在り方を整理するため、関係部署に個別ヒアリングを行った。</p> <p>また、第2次亀山市行財政改革大綱や長寿命化計画など、再編や統廃合など先行して取り組んでいる施設についても、個別ヒアリングの中で本計画と整合しているか確認を行った。</p>
成果	<p>個別施設計画を策定している段階であるため、個々の施設の方向性は決定していないが、策定に向けて行財政改革管理委員会の開催や関係部署へのヒアリングなど協議を重ねたことで、第2次亀山市行財政改革大綱や長寿命化計画などで既に取り組んでいる施設について、本計画と整合しているかを確認しながら進めることができた。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>本計画の基本方針に沿って個別施設計画の策定を進めることで、効率的・効果的な施設の維持・管理に向けての検討を行う機会が増え、認定子ども園整備による幼稚園・保育所の再編や市営住宅の統廃合など具体的な検討が行われた。</p>

反省点・課題	<p>総務省が要請する個別施設計画の策定期限は平成32年度末までであるが、同計画が実行計画となるため、庁内での意思統一を図り、出来る限り早い段階で策定する必要がある。</p>
--------	---

今後の方向性	<p>個別施設計画を平成30年度中に策定するとともに、計画の推進にあたっては、行財政改革推進本部において組織横断的な調整機能を発揮しながら取り組んでいく。</p>
--------	---

亀山市ICT利活用計画に関する実績等報告書(平成29年度)

(総合政策部 総務課)

■計画の基本情報

計画期間	H 29 ~ H 33 年度
位置付け	本計画は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法第11条に基づき、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、市域の特性を生かした自主的な施策を策定し実施するための個別計画として位置づけており、市の総合計画及び関係する分野別計画との整合を図るものとしています。
目的・概要	これまでの計画の成果や課題を踏まえながら、「第2次亀山市総合計画」の実現をICTの面から下支えするとともに、急激かつ大幅な社会経済構造の変化に対し、市のICT利活用に新たな視点で取り組むため、「亀山市ICT利活用計画」を策定し、市のICTの効果的かつ効率的な利活用を進めます。
計画の骨格	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; margin-right: 10px;"> 基本理念 </div> <div style="border: 1px solid #0056b3; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #e6f2ff;"> <h3 style="margin: 0;">● 新たな視点で“つなげる”ICTの利活用</h3> <p style="margin: 10px 0 0 0;">この基本理念は、ICTをまちづくりの有効な手段と認識し、これまでにない新たな視点で利活用することで、人と人、人と組織、組織と組織、人と組織と情報など、様々な資源のつながり(ネットワーク)を生み出し、連携・協働による「市民力・地域力が輝くまちづくり」を進めるためのものです。</p> <div style="margin-top: 20px;"> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; border-radius: 10px; width: 150px;"> ビジョン① 誰もが実感できる行政サービスの実現 </div> <div style="margin-left: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●マイナンバーカードを活用した行政サービスの提供 ●子育てワンストップサービスの推進 ●多様な媒体を介した情報発信の充実 ●多様な公金収納環境の整備 ●地域医療連携システムの整備 </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; border-radius: 10px; width: 150px;"> ビジョン② 安全で活気あふれる地域を創る仕組みの構築 </div> <div style="margin-left: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●行政情報オープンデータ化の推進 ●市民・地域・行政が相互に情報交流できる仕組みの構築 ●シティプロモーション戦略の推進 ●総合的な防災情報伝達システムの構築 </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; border-radius: 10px; width: 150px;"> ビジョン③ スリムで持続可能な行政運営への変革 </div> <div style="margin-left: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●行政情報システムの安定稼働と業務改革 ●「行政情報システム最適化指針」の適用 ●学校教育におけるICT利活用の推進 ●庁内ペーパーレス化の推進 </div> </div> </div> </div> </div></div>

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	目標値	実績値 (H29)
1	設定なし				
2					
3					
4					
5					

■ 計画の実績等

取組実績	<p>【平成29年度に実施した主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合住民情報システム及び統合型内部情報システムのクラウドコンピューティングによる運用を開始 ・インターネット通じた納付が可能な市税クレジット収納の運用を開始 ・小中学校に児童生徒用のタブレット型パソコンを導入 ・国保広域化に対応するためのシステム改修を実施 ・市ホームページで公開している地図情報システムにおける都市計画参考図の拡充 ・地域まちづくり協議会のホームページによる情報発信を促進するための勉強会を開催 ・行政情報のオープンデータ化に向けて、今後の方向性を検討 など
成果	<p>税・住民記録・国保・年金等を取り扱う「総合住民情報システム」と主に庁内事務に利用する「統合型内部情報システム」のクラウドコンピューティングによる運用を開始し、堅牢なデータセンターでの管理やネットワークの2重化による情報セキュリティと業務継続が可能な仕組みを確保した。</p> <p>また、これまでのコンビニ収納に加えて、市税のクレジット収納の実施により、24時間インターネットを通じて納付できる仕組みを導入したことにより、行政サービスの質の向上を図ることができた。</p> <p>さらに、市内の小中学校に児童生徒用タブレット型パソコンを導入したことにより、ICTを活用することで学習への意欲・関心を高めたり、わかりやすい授業の実現に向け、環境を整備することができた。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>6. 行政経営 (2) 財産・情報の適正な管理・活用 ① 行政情報の適切な管理</p> <p>主要な情報システムのクラウドコンピューティングによる運用を開始し、情報セキュリティの強化を図ったことで、行政情報の適正な管理に繋げることができた。</p> <p>また、行政情報のオープンデータ化に向けて、今後の方向性を見出すことができた。</p>

反省点・課題	<p>平成29年度に導入・更新等を計画していた事業について、主要なシステムのクラウド化や市税クレジット収納の運用を開始するなど、概ね計画どおりに実施できたが、今後、これらの事業の維持・継続にあたり、関連する制度の改正や情報通信技術の進展など、ICTを取り巻く情勢の変化に柔軟に対応していく必要がある。</p>
--------	--

今後の方向性	<p>継続事業については、ICT取り巻く情勢の変化に柔軟に対応していくために、改善が必要なものは、適宜改善を図りながら維持・継続していく。また、平成30年度以降に導入・更新等を計画している事業については、今後の情勢を踏まえた十分な検討を行った上で、計画的かつ円滑に実施していく。</p>
--------	---

亀山市ICT利活用計画取組実績一覧

① 誰もが実感できる行政サービスの実現

スケジュール項目
 △：調査、検討
 ○：一部実施、推進
 ◎：実施、完了
 →：継続

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度					平成29年度		今後の方向性	担当		
					29	30	31	32	33	取組実績	成果と課題		部	課	グループ
① (1)-1	マイナンバーカードを活用した行政サービスの提供	コンビニ交付事業	マイナンバーカードを活用した行政サービスの提供をすることで、市民サービスの向上と事務の効率化を図る。	マイナンバーカードを使ってコンビニエンスストアのコピー機で住民票や印鑑証明書等を交付するサービスを行うことができるよう、コンビニ交付事業の導入を検討する。	△ 導入の可否及び手法等について検討	→ 導入の可否及び手法等について決定	○ 検討結果に基づき実施	→ 継続	→ 継続	研修会に参加するとともに、国や県から情報収集を行い、部内において、コンビニ交付事業の導入に係る費用対効果、メリット・デメリットなどの検証を行った。	費用対効果は見込みにくい。市民サービスの向上、近隣市町の導入状況、特別交付税の対象期限が平成31年度末であることなどから、引き続き導入の検討を行う必要がある。	平成29年度の部内での検証結果を踏まえ、関係課との連携を図り、平成31年度からの導入について検討していく。	生活文化部	市民課	戸籍住民G
① (2)-1	子育てワンストップサービスの推進	子育てワンストップサービス推進事業	妊娠、出産、育児に係る子育ての負担軽減を図るため、子育て関連手続きにおいて、マイナンバーカードを用いてオンラインで一括して手続きを行うことができるよう推進する。	マイナポータルを通じて利用できる子育てワンストップサービスを導入し、児童手当・保育・母子保健・ひとり親支援関係の電子申請やお知らせ等に係るオンラインサービスを提供を国の動向を注視しつつ検討する。	△ 調査	○ 検討一部実施	◎ 検討導入	→ 運用	→ 運用	情報収集を行いつつ、関係部署に情報提供を行い、システム導入に向けての調査を行った。また、マイナポータルに子育てに関する情報を掲載した。	関係部署を交えての調査検討を実施し、次年度以降の導入に向けて調査検討を継続することとした。	国や他の自治体の動向に注視し、子育てワンストップサービス導入の課題を整理する。	総合政策部	総務課	情報統計G
① (3)-1 【再掲有】	多様な媒体を介した情報発信の充実	行政情報提供事業	ケーブルテレビという動画の特性を生かして、市の各種施策・制度やイベントなど、地域に密着した情報を提供することにより、市民のまちへの愛着を高める。また、本市の魅力動画を市内外へ発信し、本市の知名度とまちのイメージ向上につなげる。	ケーブルテレビを活用した行政情報番組を制作・提供する。	→ 継続	△ 文字情報システム検討更新準備（債務負担）	◎ 文字情報新システム稼働	→ 継続	→ 継続	行政情報番組「マイタウンかめやま」を計画通り年間53本制作し、放送した。文字情報システムにより行事・募集の案内（フル画面）を行うとともに、災害や選挙情報を字幕、L字で放送した。（フル画面：196回、字幕：13回、L字：4回）	市民アナウンサーや高校生アナウンサー（9回）、中学生アナウンサー（3回）に番組出演していただくことで、親しみのある番組づくりを行うことができた。文字情報システムについて、平成31年度以降の方向性を検討する必要がある。	市民アナウンサーや中高生アナウンサーの活用により、市民に身近な番組づくりを行う。また、まちづくり協議会単位のイベントなど、親しみを感じてもらえる取材先を選定する。文字情報システムで放送している情報（災害、選挙等）の関係部署と協議を行う。	総合政策部	政策課	広報秘書G
① (3)-2 【再掲有】	多様な媒体を介した情報発信の充実	ホームページ情報発信事業	市の施策や魅力をどこでも必要な時に取得できるよう、CMSを活用したホームページにより、市内外に情報発信する。また、フェイスブックなどのツールを利用し、より身近で取得しやすい環境を整えるとともに、ICTを活用したコミュニケーション機能の充実を図る。	平成26年度導入のCMSを活用したホームページにより、タイムリーかつ安定的な市政情報の発信を行うとともに、ウェブアクセシビリティ向上のため、継続的に職員研修を実施する。また、現行システムの賃貸借契約が平成31年度で満了することから、シティプロモーション専用サイトとの統合やサーバのクラウド化に向けた検討を行い、次期ホームページの契約及び移行作業を進める。	→ 継続	△ システム更新検討	◎ 契約・移行作業（次期ホームページ）	→ 継続	→ 継続	ホームページアクセス数は689,387回（前年度比1.09倍）、ホームページ更新回数は1,240回（前年度比1.06倍）、フェイスブック掲載回数は187回（前年度比1.17倍）で、タイムリーな情報発信ができた。また、7月に「ホームページ。シティプロモーションおよび広報研修」を開催（55人参加）し、アクセシビリティに関する意識向上を図った。	アクセシビリティについては、ホームページの構造上、改善が困難な部分（アンケート機能）が一部あるものの、対応不十分なページが散見され、改善の促進が必要である。	タイムリーで安定的な市政情報の発信に向け、研修を継続実施し、ホームページ更新回数及びアクセシビリティの向上に努める。また、平成31年度次期ホームページの運用に向け、システム更新を検討する。	総合政策部	政策課	広報秘書G
① (3)-3 【再掲有】	多様な媒体を介した情報発信の充実	メール配信システム事業	安心して、安全なまちづくりに向け、防災、防犯、災害及び市からのイベント開催等のお知らせをメール配信する。	あらかじめメールアドレスを登録した市民の方にメール配信する。また、非常時における職員の参集メールや、幼稚園、保育園、小・中学校において登録者を限定したメール配信を行う。（安心めーる、幼・保・学校メール、職員参集メール）	→ 継続	→ 継続	→ 継続	→ 継続	→ 継続	緊急情報、防犯情報、イベント情報など94件のメール配信を行った。なお、平成29年度末の登録者数は、4,387人である。また、市内の小・中学校、幼稚園、保育園等が活用している学校等連絡メールの登録者数は8,365名であり、年間854件の連絡メールを配信した。	安心めーると学校等連絡メールの合計登録者数は増加傾向であり、市や学校等からの情報発信ツールとして機能している。	引き続き、メール配信システム事業を継続する。	総合政策部	総務課	情報統計G

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度					平成29年度		今後の方向性	担当		
					29	30	31	32	33	取組実績	成果と課題		部	課	グループ
① (3)-4	多様な媒体を介した情報発信の充実	公共施設予約システム運用管理事業	運動施設など市の公共施設の利用環境を改善し、市民の利便性の向上と施設の利用促進を図るため、公共施設予約システム運用管理事業を行う。	予約システムを運用することで、保守メンテナンス時を除き、いつでもオンラインで予約をすることができる。また、各施設へ問い合わせることなく、空き状況を確認できるなど、利便性の向上を図る。	→ ---	→ ---	→ ---	△ ---	△ ---	公共施設施設予約システムにより、オンラインでの予約や空き状況の確認ができるように公共施設予約システムの継続的な管理を行った。	利便性が向上した一方で、予約システム利用者の中には予約を完了させない者もあり、利用の抑制になっている面もある。	問題点を整理して、運用ルールの見直しも含めて検討を行う。	生活文化部	文化スポーツ課	スポーツ推進G
① (3)-5 【再掲有】	多様な媒体を介した情報発信の充実	亀山市史（ウェブ版）の普及拡大事業	亀山市史のセキュリティの考え方やシステムが影響し、強いセキュリティを設定している外部機関では亀山市史を利用できない。亀山市史のセキュリティの考え方やシステムを見直し、同時に利用しやすいウェブページへと再編し、さらなる利活用の普及拡大を図る。	平成33年に、亀山市史はウェブ配信されて10年になる。インターネット環境が進む中、内部では庁内のパソコンで亀山市史が利用できず、外部でも、一般や、他自治体、教育委員会、大学、研究機関なども利用できないところがある。亀山市史編さん推進委員会で設定されたセキュリティの考え方やシステムそのものを見直し、現在レベルで利用できるようにする。	→ ---	△ ---	○ ---	→ ---	◎ ---	室内で、現在のセキュリティの状況に対する理解を共有した。	現在のインターネットの一般的な状況に即していないセキュリティ体制が、市史編さん時の委員会により要求されたものであり、単純にセキュリティを外すことはできないものであることが確認された。	今後、市史の編集についてを歴史博物館専門委員会に諮り、執筆者等にセキュリティの解除、全体的なページの再編への承諾を目指す。	生活文化部	文化スポーツ課	歴史博物館
① (3)-6 【再掲有】	多様な媒体を介した情報発信の充実	多言語情報メール配信事業	日本語での情報が伝達されない外国人に対し、生活の安全安心を確保するための基本である災害情報や緊急情報を提供する。	現在、英語及びポルトガル語、やさしい日本語で月に1度、外国語版広報を携帯電話へ情報発信している。このしくみを活用し、災害情報、防犯情報、イベント情報などを発信していく。	△ ---	◎ ---	→ ---	→ ---	→ ---	英語及びポルトガル語で月に1度、外国語版広報を携帯電話へ情報発信した。	外国語版広報の情報発信はできたが、災害情報、防犯情報はできていない。通訳（英語及びポルトガル語）は、非常勤職員であるため緊急時に出動する体制になっていない。また防犯情報を発信する際の翻訳依頼がない。	通訳（英語及びポルトガル語）は非常勤職員であるため、緊急時の災害情報の情報発信や防犯情報をどこの部署が担当していくのか検討する必要がある。	生活文化部	まちづくり協働課	市民協働G
① (3)-7 【再掲有】	多様な媒体を介した情報発信の充実	ごみ分別ハンドブック公開事業	市民がごみの分別を迷わないよう収集日の確認や出し忘れが防止できること、ペーパーレス化が推進できることを目的に、ウェブ上で50音順やキーワード検索が可能なごみ分別辞典を作成し公開する。	ウェブ上で50音順やキーワード検索が可能な「ごみ分別ハンドブック」を作成し公開する。	◎ ---	→ ---	→ ---	→ ---	→ ---	ごみ分別ハンドブックは約600種掲載しているところ、ごみ分別辞典では約2,000種掲載すべく一覧表を作成した。ただし、大幅に増やしたことから分別確認作業に時間を要し、精査が必要なものが一部残されたことから、H29年度中のウェブ上での公開は見送った。	精査が必要なものが一部あるが、ごみ一覧表の作成はほぼ終わることができた。また、ウェブサイトの構築も終わることができた。	確認作業を終えたごみはウェブ上での公開に向けた作業を進める。精査が必要なものは、その作業が終わり次第順次追加していく。	生活文化部	環境課	廃棄物対策G
① (3)-8 【再掲有】	多様な媒体を介した情報発信の充実	道路台帳整備事業	道路台帳をデジタル化し、市のホームページで道路台帳の情報を提供することにより、市民の利便性の向上を図る。	デジタル化された道路台帳について、定期的に更新を実施し、更新情報をホームページに反映させることにより、情報の迅速な提供を行う。	→ ---	→ ---	→ ---	→ ---	→ ---	道路台帳をデジタル化し、市のホームページで道路台帳の情報を提供した。	情報の迅速な提供を行うことができ、市民の利便性の向上を図ることができた。	継続してデジタル化された道路台帳を定期的に更新しホームページに反映させることにより、情報の迅速な提供を行いたい。	産業建設部	用地管理課	管理G
① (3)-9 【再掲有】	多様な媒体を介した情報発信の充実	都市計画関連情報整備事業	都市計画情報を市のホームページで提供することにより、市民の利便性の向上を図る。	都市計画情報について、定期的に更新を実施し、更新情報をホームページに反映させることにより、情報の迅速な提供を行う。	→ ---	→ ---	→ ---	→ ---	→ ---	都市計画情報を市ホームページで公開し、情報提供を行った。	定期的に更新を行うとともに、迅速な情報提供を行うことができた。	都市計画情報に変更等が生じた場合、随時市ホームページ情報提供を行い利便性の向上を図る。	産業建設部	都市整備課	都市計画G

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度					平成29年度		今後の方向性	担当		
					29	30	31	32	33	取組実績	成果と課題		部	課	グループ
① (3)-10 【再掲有】	多様な媒体を介した情報発信の充実	公開型GIS機能拡充事業	都市計画参考図を市のホームページで印刷可能とすることにより、市民の利便性の向上を図る。	公開型GISの印刷機能に都市計画参考図を提供するにあたり必要な機能を拡充する。	◎ 実施	→ 継続	→ 継続	→ 継続	→ 継続	都市計画参考図を公開型GISで公開し、情報提供を行った。	公開型GISに都市計画参考図を公開し、市民の利便性の向上を図ることができた。	都市計画参考図に変更等が生じた場合、公開型GISの修正を行い利便性の向上を図る。	産業建設部	都市整備課	都市計画G
① (3)-11	多様な媒体を介した情報発信の充実	図書館情報システム更新事業	図書館が所蔵する図書のデータや利用者の個人情報等を図書館情報システム内に所蔵し、利用者に安定した図書館サービスを提供する。	住民サービスの観点から継続的に安定した図書館サービスを実施していくため、現行システムの変更を実施する。	△ 関係機関との調整、基本計画との整合調整	○ 関係機関との調整、基本計画との整合調整、委託契約事務の完了	◎ 運用	→ 継続	→ 継続	平成24年度に更新したシステムは5年が経過しているが、現状を維持して機器が使用できること、図書館整備基本計画との整合を図ることから契約期間を1年間延長した。	延長することにより、機器及びシステムの費用が抑えられた。また、基本計画と整合を図りながら進めることができた。	契約期間が平成30年9月であることから、更に延長をすることにより、経費削減と基本計画との整合を図る。	教育委員会事務局	生涯学習課	図書館
① (3)-12 【再掲有】	多様な媒体を介した情報発信の充実	議会映像等インターネット配信事業	市議会の本会議・常任委員会の議会映像及び議会報告番組「こんにちは！市議会です」をインターネットにより配信することで、市民の利便性の向上を図り、積極的な情報公開に努め、議会に対する関心を高めてもらうことを目的とする。	市議会の本会議と定例会中の常任委員会の議会映像をインターネットでライブ・録画配信（パソコン、スマートフォン・タブレット端末対応）する。また、議会報告番組「こんにちは！市議会です」をインターネットで録画配信（パソコン、スマートフォン・タブレット端末対応）する。	→ 継続	→ 継続	→ 継続	→ 継続	→ 継続	市議会の本会議と定例会中の常任委員会の映像を、インターネットによりライブ及び録画で配信を行った。（パソコン・スマートフォン・タブレット端末対応） また、議会報告番組「こんにちは！市議会です」を、インターネットにより録画で配信を行った（パソコン・スマートフォン・タブレット端末対応）	議会中継や議会情報番組をインターネット配信することにより、映像をリアルタイムに、また、いつでもどこでも見ることができ、市民の利便性の向上と議会活動の積極的な情報発信に努めることができた。 【アクセス件数】 ・議会映像（ライブ） 8,792件 ・議員別配信（録画） 41,408件 ・議会報告番組（録画） 3,835件	今後も継続して、本会議・常任委員会の映像及び議会報告番組のインターネット配信を行い、「議会の見える化」を推進する。	議会事務局	議事調査課	議事調査G
① (4)-1	多様な公金収納環境の整備	市税クレジット収納事業	納税環境の充実のため、これまでのコンビニ納付に加えて、外出しなくてもパソコン等を使って、24時間いつでも納付できる仕組みを構築する。	クレジットカード利用者が、インターネットにアクセスできるパソコンやスマートフォンから、24時間どこからでも市税を納付できるサービスを実施する。	◎ 運用	→ 継続	→ 継続	→ 継続	→ 継続	平成29年度からクレジットカードでの収納を実施した。 対象税目 市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税※口座振替を除く	収納件数・金額 459件 18,609,374円 内訳 市県 80件 4,802,600円 固定 193件 11,528,574円 軽自 120件 843,500円 国保 66件 1,434,700円	納税環境の充実のため、新たな収納方法について研究する。	総合政策部	税務課	収納対策G
① (4)-2	多様な公金収納環境の整備	地方税共通納税システム導入事業	地方税の納付について、納税者の納付負担の軽減を図る。また、納付情報をデータファイルで取り込み、事務の負担を軽減する。	地方税の納付について、全ての地方団体が電子的に納付できるシステムを導入することにより、納税者の利便性の向上と収納事務における負担とリスクの軽減を図る。総合住民情報システムとの連携が必要なため、システム改修を行う。	△ 導入計画の策定 予算要求	△ システム改修・運用テスト	◎ 平成31年10月運用	→ 継続	→ 継続	平成31年10月の運用に向け、スケジュールを調整し、基幹システム改修の予算を要求した。	平成30年度予算 基幹システム改修経費 1,001,160円	平成31年10月からの運用に向け、準備を進めていく。	総合政策部	税務課	収納対策G

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度					平成29年度		今後の方向性	担当			
					29	30	31	32	33	取組実績	成果と課題		部	課	グループ	
① (4)-3	多様な公金収納環境の整備	水道料金クレジット収納導入事業	水道使用者が、外出せずにパソコン等を使用して、24時間いつでも水道料金の納付手続きができる仕組みを構築する。	指定代理納付者の公金収納サイトにおいて、水道使用者がクレジットカードを登録することにより、指定代理納付者が水道料金を立替払いする。導入作業として、公金収納サイトの構築及び水道料金システムの改修を行う。また、その後の運用として、水道料金請求及び収納処理、公金収納サイト及び水道料金システムの保守を行う。	○	◎	→	→	→	指定代理納付者との契約、公金収納サイト構築、水道料金システム改修	平成30年4月の運用に向けて、指定代理納付者との契約、公金収納サイトの構築、水道料金システムの改修を行い、導入作業が完了した。	平成30年4月分から水道使用者が、パソコン等を使用して、24時間いつでも水道料金の納付手続きができる仕組みを構築することができたことにより、水道使用者の利便性を図ることができた。今後は、クレジット収納を導入したことを、収納率の向上に繋げて行く。	今後も継続して、システムを保守運用することにより、安定稼働を図る。クレジット収納の申込者数や、納付方法の変更者数、動向を把握し、クレジット収納の周知の方法等を検討していく。	上下水道部	上水道課	上水道管理G
① (5)-1	地域医療連携システムの整備	地域医療連携システム導入事業	医療及び介護情報を統合し、県内の複数の医療機関、介護施設と患者の情報を共有できる地域医療連携システムの導入を行い、地域医療提供体制の整備を図る。	患者の同意に基づいて公開した診療情報を病院やクリニック等に提供することにより、国の方針である、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができる「地域包括ケアシステム」の構築やスムーズな転院、在宅医療の推進を図る。また、緊密な連携により、重複検査や処方削減により、患者の医療費及び精神的な負担軽減を図る。また、平成28年4月の診療報酬改定で新設された、検査・画像情報提供加算を算定し、収益の向上を図る。	○	◎	→	→	→	運用方法の検討一部試行運用	在宅医療介護連携推進ワーキング等を開催し、使用方法、運用方法の検討を行った。また、医療機関等へのシステムの周知として、亀山医師会や薬剤師会等の各団体にシステム説明会を開催し、周知を行った。	亀山市内の三重県医療安心ネットワークの加入状況及び医療センター受診患者の紹介率について、いずれも計画値を達成し、十分な成果を得た。	システムを有効活用するため、システム説明会や成功事例の発表を行い、システムの必要性、利便性を理解してもらい、システムの普及啓発を行う。	地域医療部	地域医療課	地域連携G
① (5)-2	地域医療連携システムの整備	ICT技術導入検討事業	医療機関へ正確かつ迅速な情報提供を行い、医療機関収容所要時間を短縮するため、ICT技術の導入を検討する。	高齢化の進展等に伴い、年々増加する救急事案に的確に対応するためには、救急隊と医療機関との確実な情報共有が必要である。現在は救急隊が医療機関へ電話連絡し、傷病者の状態を伝えているが、タブレット端末等を活用し、映像で医療機関への情報提供を行えるICT技術の導入を検討し、早期搬送を目指す。	△	△	△	△	○	平成32年度までの調査検討内容を踏まえ、平成33年度からの一部実施を目指す。	検討会を設け、ICT技術の導入により期待される効果、課題等について検討した。また、救急WS検証委員会の場で取り上げ、亀山市立医療センターと導入に向けた課題等を検討した。	検討会でICT技術導入に向けた各種調査を行い、今後の課題（費用負担、プライバシー保護等）を明確にできた。	医療機関収容所要時間を短縮するため、スマートフォンを用いた医療機関への画像伝送システム構築を目指し、スマートフォン導入にかかる予算計上を行うとともに、効率的な運用方法を検討していく。	消防本部	消防総務課	消防救急G

② 安全で活気あふれる地域を創る仕組みの構築

スケジュール項目
△：調査、検討
○：一部実施、推進
◎：実施、完了
→：継続

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度					平成29年度		今後の方向性	担当		
					29	30	31	32	33	取組実績	成果と課題		部	課	グループ
② (1)-1	行政情報オープンデータ化の推進	行政情報オープンデータ推進事業	市民や地域、事業者が、新たな事業創造や課題解決ができるよう、活用可能な行政情報のオープンデータ化を推進する。	本市が保有するデータを、市民や地域、事業者などが活用しやすいように機械判読に適した形で二次利用可能なルールの下、インターネットで公開する。	△	○	◎	→	→	総務省地域情報化アドバイザー制度を活用し、市職員を対象としたオープンデータワーキング（アイデアソン）を実施した。また、当該アドバイザーを亀山市ICT利活用アドバイザー委員に委嘱し、今後の方向性の検討を行った。	オープンデータのデータ作成に係る要領やデータ利用に関する規約を作成する必要がある。	データ作成要領や利用規約の作成を行い、既にホームページで公開されているデータから機械判読可能かつ二次利用可能なデータとして順次公開していく。	総合政策部	総務課	情報統計G
② (1)-2	行政情報オープンデータ化の推進	ごみ分別ハンドブック公開事業【再掲】	市民がごみの分別を迷わないよう収集日の確認や出し忘れが防止できること、ペーパレス化が推進できることを目的に、ウェブ上で50音順やキーワード検索が可能なおみ分別辞典を作成し公開する。	ウェブ上で50音順やキーワード検索が可能な「ごみ分別ハンドブック」を作成し公開する。	◎	→	→	→	→	ごみ分別ハンドブックは約600種掲載しているところ、ごみ分別辞典では約2,000種掲載すべく一覧表を作成した。ただし、大幅に増やしたことから分別確認作業に時間を要し、精査が必要なものが一部残されたことから、H29年度中のウェブ上での公開は見送った。	精査が必要なものが一部あるが、ごみ一覧表の作成はほぼ終えることができた。また、ウェブサイトの構築も終えることができた。	確認作業を終えたごみはウェブ上での公開に向けた作業を進める。精査が必要なものは、その作業が終わり次第順次追加していく。	生活文化部	環境課	廃棄物対策G
② (1)-3	行政情報オープンデータ化の推進	農地情報公開システム【フェーズ1システム(全国農地ナビ)、フェーズ2システム】	農地台帳の項目のうち公表項目をインターネットの利用により一般に公開する。これにより、担い手への農地の利用集積を推進するとともに、新規就農希望者、参入希望法人などに必要となる農地情報を提供し、農地の利用促進・保全や耕作放棄地の解消と発生防止を図る。	全国各市町村の農業委員会が整備している農地台帳に基づく農地情報を電子化・地図化して公開する。全国一元的なクラウドシステムとして、一般社団法人全国農業会議所が整備し、クラウドシステムに移行することで、利便性の向上、運用管理コストの低減、情報消失等への防災対策の確立を図る。なお、インターネット公表部分【全国農地ナビ（農地情報公開システム・フェーズ1）】を先行開発し平成27年4月より農地情報（地図等）の公開を開始している。	◎	→	→	→	→	全国一元的なクラウドシステムとして、一般社団法人全国農業会議所が整備するクラウドシステムへ一部移行作業を行った。	全国一元的なクラウドシステムとして、一般社団法人全国農業会議所が整備するクラウドシステムへ移行する準備が進んだ。	今後も引き続き一般社団法人全国農業会議所と協議し、移行作業を進める。	産業建設部	産業振興課	農業G
② (1)-4	行政情報オープンデータ化の推進	道路台帳整備事業【再掲】	道路台帳をデジタル化し、市のホームページで道路台帳の情報を提供することにより、市民の利便性の向上を図る。	デジタル化された道路台帳について、定期的に更新を実施し、更新情報をホームページに反映させることにより、情報の迅速な提供を行う。	→	→	→	→	→	道路台帳をデジタル化し、市のホームページで道路台帳の情報を提供した。	情報の迅速な提供を行うことができ、市民の利便性の向上を図ることができた。	継続してデジタル化された道路台帳を定期的に更新しホームページに反映させることにより、情報の迅速な提供を行いたい。	産業建設部	用地管理課	管理G

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度					平成29年度		今後の方向性	担当		
					29	30	31	32	33	取組実績	成果と課題		部	課	グループ
② (1)-5	行政情報オープンデータ化の推進	都市計画関連情報整備事業【再掲】	都市計画情報を市のホームページで提供することにより、市民の利便性の向上を図る。	都市計画情報について、定期的に更新を実施し、更新情報をホームページに反映させることにより、情報の迅速な提供を行う。	→ ----- 継続	→ ----- 継続	→ ----- 継続	→ ----- 継続	→ ----- 継続	都市計画情報を市ホームページで公開し、情報提供を行った。	定期的に更新を行うとともに、迅速な情報提供を行う事ができた。	都市計画情報に変更等が生じた場合、随時市ホームページ情報提供を行い利便性の向上を図る。	産業建設部	都市整備課	都市計画G
② (1)-6	行政情報オープンデータ化の推進	公開型GIS機能拡充事業【再掲】	都市計画参考図を市のホームページで印刷可能とすることにより、市民の利便性の向上を図る。	公開型GISの印刷機能に都市計画参考図を提供するにあたり必要な機能を拡充する。	◎ ----- 実施	→ ----- 継続	→ ----- 継続	→ ----- 継続	→ ----- 継続	都市計画参考図を公開型GISで公開し、情報提供を行った。	公開型GISに都市計画参考図を公開し、市民の利便性の向上を図ることができた。	都市計画参考図に変更等が生じた場合、公開型GISの修正を行い利便性の向上を図る。	産業建設部	都市整備課	都市計画G
② (1)-7	行政情報オープンデータ化の推進	議会映像等インターネット配信事業【再掲】	市議会の本会議・常任委員会の議会映像及び議会報告番組「こんにちは！市議会です」をインターネットにより配信することで、市民の利便性の向上を図り、積極的な情報公開に努め、議会に対する関心を高めてもらうことを目的とする。	市議会の本会議と定例会中の常任委員会の議会映像をインターネットでライブ・録画配信（パソコン、スマートフォン・タブレット端末対応）する。また、議会報告番組「こんにちは！市議会です」をインターネットで録画配信（パソコン、スマートフォン・タブレット端末対応）する。	→ ----- 継続	→ ----- 継続	→ ----- 継続	→ ----- 継続	→ ----- 継続	市議会の本会議と定例会中の常任委員会の映像を、インターネットによりライブ及び録画で配信を行った。（パソコン・スマートフォン・タブレット端末対応） また、議会報告番組「こんにちは！市議会です」を、インターネットにより録画で配信を行った（パソコン・スマートフォン・タブレット端末対応）	議会中継や議会情報番組をインターネット配信することにより、映像をリアルタイムに、また、いつでもどこでも見ることができ、市民の利便性の向上と議会活動の積極的な情報発信に努めることができた。 【アクセス件数】 ・議会映像（ライブ） 8,792件 ・議員別配信（録画） 41,408件 ・議会報告番組（録画） 3,835件	今後も継続して、本会議・常任委員会の映像及び議会報告番組のインターネット配信を行い、「議会の見える化」を推進する。	議会事務局	議事調査課	議事調査G
② (2)-1	市民・地域・行政が相互に情報交流できる仕組みの構築	市民・地域・行政間相互情報交流推進事業	地域と市が連携して課題解決に取り組むため、地域まちづくり協議会と市の間、さらには各地域まちづくり協議会の間で、インターネットを通じて相互に情報交流ができる仕組みを構築する。	地域まちづくり協議会のホームページによる情報発信を促進するとともに、市と地域まちづくり協議会がメールでやり取りをしている依頼文書、提出文書、回覧文書、資料等について、情報交換の新たな仕組みを構築することで、より確実な情報交流を実現する。	△ ----- 関係室の協議、検討	○ ----- ホームページの立ち上げ促進、情報交流の仕組みを一部地域より導入、推進	◎ ----- 全地区でのホームページ立ち上げ、情報交流の仕組みの導入、運用	→ ----- 継続	→ ----- 継続	総務省の地域情報化アドバイザー派遣制度を活用して、地域まちづくり協議会のホームページ担当者を対象に勉強会を開催し、ホームページの作り方やホームページを活用した情報発信のテクニックを教わった。また、各地域まちづくり協議会の間でのインターネットを通じた情報の交換や共有の仕組みを構築する必要性について学んだ。	勉強会開催後、新たに2地区の地域まちづくり協議会がホームページを開設した。（全22地区の内15地区が開設済）引き続き、ホームページ運用の意義や活用法について周知していくとともに、未開設の地域まちづくり協議会へは個別の支援も行っていく。	引き続き、総務省の地域情報化アドバイザー派遣制度を活用した勉強会を開催し、平成31年度までに全22地区の地域まちづくり協議会でホームページが開設されるよう支援するとともに、各地域まちづくり協議会の間で、インターネットを活用した情報交流等、連携・協力ができる仕組みを構築する。	生活文化部 総合政策部	まちづくり協議課 総務課	地域まちづくりG 情報統計G
② (3)-1	シティプロモーション戦略の推進	シティプロモーション推進事業	本市が「訪れるまち（交流人口の増加）」「住むまち（定住・移住人口の増加）」として市内外の人から選ばれるよう、市民等のまちに対する愛着や誇りの醸成を基礎として、本市の魅力創造し、磨き上げ、まちのイメージを向上させる。	シティプロモーション専用サイトの各種コンテンツの更新・充実を図るとともに、SNSや広告への掲載を通じて、市内外に対し積極的な情報発信を行う。	→ ----- 継続	→ ----- 継続	△ ----- 市ホームページの更新に合わせたシティプロモーション専用サイトのあり方検討	◎ ----- 新ホームページの運用	→ ----- 継続	イベント情報（582件/年）、ニュース情報（86件/年）を更新した。ライフスタイルインタビュー（1名）、フリップサポーター（12名）の記事・写真を追加した。新規動画（2本：加太の亀山ぐらし、創業支援）を追加した。（専用サイト年間アクセス数：36,646回）	定期的にサイトを更新する手法として、部署内ミーティングを月2回行い、タイムリーな情報発信を行った。サイトアクセス数を増やすためにも、新しい魅力の発信や新規記事の追加を継続して行うことが必要である。	利用者、特に子育て世代に届けたいイベント・ニュース情報を的確に更新していく。また、市民にフォーカスしたフリップサポーターやライフスタイルインタビュー、動画を追加し、市内外へまちの魅力を発信していく。	総合政策部	政策課	広報秘書G

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度					平成29年度		今後の方向性	担当		
					29	30	31	32	33	取組実績	成果と課題		部	課	グループ
② (3)-2	シティプロモーション戦略の推進	行政情報提供事業【再掲】	ケーブルテレビという動画の特性を生かして、市の各種施策・制度やイベントなど、地域に密着した情報を提供することにより、市民のまちへの愛着を高める。また、本市の魅力動画を市内外へ発信し、本市の知名度とまちのイメージ向上につなげる。	ケーブルテレビを活用した行政情報番組を制作・提供する。	→ 継続	△ 文字情報システム検討・更新準備(債務負担)	◎ 文字情報新システム稼働	→ 継続	→ 継続	行政情報番組「マイタウンかめやま」を計画通り年間53本制作し、放送した。文字情報システムにより行事・募集の案内(フル画面)を行うとともに、災害や選挙情報を字幕、L字で放送した。(フル画面:196回、字幕:13回、L字:4回)	市民アナウンサーや高校生アナウンサー(9回)、中学生アナウンサー(3回)に番組出演していただくことで、親しみのある番組づくりを行うことができた。文字情報システムについて、平成31年度以降の方向性を検討する必要がある。	市民アナウンサーや中高生アナウンサーの活用により、市民に身近な番組づくりを行う。また、まちづくり協議会単位のイベントなど、親しみを感じてもらえる取材先を選定する。文字情報システムで放送している情報(災害、選挙等)の関係部署と協議を行う。	総合政策部	政策課	広報秘書G
② (3)-3	シティプロモーション戦略の推進	ホームページ情報発信事業【再掲】	市の施策や魅力をどこでも必要な時に取得できるよう、CMSを活用したホームページにより、市内外に情報発信する。また、フェイスブックなどのツールを利用し、より身近で取得しやすい環境を整え、ICTを活用したコミュニケーション機能の充実を図る。	平成26年度導入のCMSを活用したホームページにより、タイムリーかつ安定的な市政情報の発信を行うとともに、ウェブアクセシビリティ向上のため、継続的に職員研修を実施する。また、現行システムの賃貸借契約が平成31年度で満了することから、シティプロモーション専用サイトとの統合やサーバのクラウド化に向けた検討を行い、次期ホームページの契約及び移行作業を進める。	→ 継続	△ システム更新検討	◎ 契約・移行作業(次期ホームページ)	→ 継続	→ 継続	ホームページアクセス数は689,387回(前年度比1.09倍)、ホームページ更新回数は1,240回(前年度比1.06倍)、フェイスブック掲載回数は187回(前年度比1.17倍)で、タイムリーな情報発信ができた。また、7月に「ホームページ、シティプロモーションおよび広報研修」を開催(55人参加)し、アクセシビリティに関する意識向上を図った。	アクセシビリティについては、ホームページの構造上、改善が困難な部分(アンケート機能)が一部あるものの、対応不十分なページが見え、改善の促進が必要である。	タイムリーで安定的な市政情報の発信に向け、研修を継続実施し、ホームページ更新回数及びアクセシビリティの向上に努める。また、平成31年度次期ホームページの運用に向け、システム更新を検討する。	総合政策部	政策課	広報秘書G
② (3)-4	シティプロモーション戦略の推進	亀山市史(ウェブ版)の普及拡大事業【再掲】	亀山市史のセキュリティの考え方やシステムが影響し、強いセキュリティを設定している外部機関では亀山市史を利用できない。亀山市史のセキュリティの考え方やシステムを見直し、同時に利用しやすいウェブページへと再編し、さらなる利活用の普及拡大を図る。	平成33年に、亀山市史はウェブ配信されて10年になる。インターネット環境が進む中、内部では庁内のパソコンで亀山市史が利用できず、外部でも、一般や、他自治体、教育委員会、大学、研究機関なども利用できないところがある。亀山市史編さん推進委員会で設定されたセキュリティの考え方やシステムそのものを見直し、現在レベルで利用できるようにする。	→ 継続	△ 亀山市歴史博物館専門委員会が方向性を検討	○ 個人所蔵者、執筆者への新しいセキュリティに対する了承をとる	→ 継続設計	◎ 業務委託によるページの再編集と配信	室内で、現在のセキュリティの状況に対する理解を共有した。	現在のインターネットの一般的な状況に即していないセキュリティ体制が、市史編さん時の委員会により要求されたものであり、単純にセキュリティを外すことはできないものであることが確認された。	今後、市史の編集についてを歴史博物館専門委員会に諮り、執筆者等にセキュリティの解除、全体的なページの再編への承諾を目指す。	生活文化部	文化スポーツ課	歴史博物館
② (4)-1	総合的な防災情報伝達システムの構築	メール配信システム事業【再掲】	安心して、安全なまちづくりに向け、防災、防犯、災害及び市からのイベント開催等のお知らせをメール配信する。	あらかじめメールアドレスを登録した市民の方にメール配信する。また、非常時における職員の参集メールや、幼稚園、保育園、小・中学校において登録者を限定したメール配信を行う。(安心めーる、幼・保・学校メール、職員参集メール)	→ 継続	→ 継続	→ 継続	→ 継続	→ 継続	緊急情報、防犯情報、イベント情報など94件のメール配信を行った。なお、平成29年度末の登録者数は、4,387人である。また、市内の小・中学校、幼稚園、保育園等が活用している学校等連絡メールの登録者数は8,365名であり、年間854件の連絡メールを配信した。	安心めーると学校等連絡メールの合計登録者数は増加傾向であり、市や学校等からの情報発信ツールとして機能している。	引き続き、メール配信システム事業を継続する。	総合政策部	総務課	情報統計G
② (4)-2	総合的な防災情報伝達システムの構築	防災情報伝達システム構築事業	南海トラフ地震や巨大化する台風、集中豪雨が懸念される中、行政として迅速かつ確かな災害情報の収集及び伝達を行うことで、市民の安心・安全の基盤をつくり、災害に強いまちづくりを推進する。	迅速かつ確かな災害情報の収集及び伝達を図るため、総合的な防災情報伝達システムを構築する。	△ 検討(方向性の決定)	△ 検討(具体的な整備内容の決定)	○ 設計(基本設計・実施設計)	○ システム整備	◎ システム整備完了、運用	様々な情報伝達システムについて、検討、研究を行った。	検討、研究は行ったが、決定に至るまでの方向性も見出せなかった。	多種多様なシステムの情報収集を行っているが、どのシステムも日進月歩の技術進化を遂げており、費用対効果も含め、どのシステムが一番適しているかを検討する。		防災安全課	防災安全G

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度					平成29年度		今後の方向性	担当		
					29	30	31	32	33	取組実績	成果と課題		部	課	グループ
② (4)-3	総合的な防災 情報伝達シス テムの構築	多言語情報 メール配信事 業【再掲】	日本語での情報が伝達されな い外国人に対し、生活の安全 安心を確保するための基本で ある災害情報や緊急情報を提 供する。	現在、英語及びポルトガル 語、やさしい日本語で月に1 度、外国語版広報を携帯電話 へ情報発信している。このし くみを活用し、災害情報、防 犯情報、イベント情報などを 発信していく。	△ 手法の検 討、関係 室との協 議、内容 の作成	◎ 運用	→ 継続	→ 継続	→ 継続	英語及びポルトガル語で月に 1度、外国語版広報を携帯電 話へ情報発信した。	外国語版広報の情報発信はで きたが、災害情報、防犯情報 はできていない。通訳（英語 及びポルトガル語）は、非常 勤職員であるため緊急時に 出勤する体制になっていない。 また、防犯情報を発信する際 の翻訳依頼がない。	通訳（英語及びポルトガル 語）は非常勤職員であるた め、緊急時の災害情報の情報 発信や防犯情報をどこの部署 が担当していくのか検討する 必要がある。	生活文化部	まちづくり 協議課	市民協働G
② (4)-4	総合的な防災 情報伝達シス テムの構築	土砂災害情報 相互通報シス テム提供事業	行政として迅速かつ的確な災 害情報の収集及び伝達を図る ため、総合的な情報伝達シス テムを構築する。	土砂災害に対する警戒・避難 活動の支援のため、三重県の 土砂災害関連情報提供サーバ から、インターネット経由に て配信される雨量情報・警戒 情報等のデータを受信し、広 く市民へ情報提供を行う。	△ 三重県シ ステムの 利用を検 討	○ 提供シス テムの決 定（三重 県システ ムの利用 を決定し た場合 は、移行 期間とす る）	◎ 運用	→ 継続	→ 継続	総合的な防災情報伝達シス テムを構築する中で運用を 図っていく方向で検討した。	総合的な防災情報伝達シス テムの中で運用していく方向 性を見出した。	総合的な防災情報システムの 方向性を見守る。		防災安全課	防災安全G

③ スリムで持続可能な行政運営への変革

スケジュール項目
 △：調査、検討
 ○：一部実施、推進
 ◎：実施、完了
 →：継続

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度					平成29年度		今後の方向性	担当		
					29	30	31	32	33	取組実績	成果と課題		部	課	グループ
③ (1)-1	行政情報システムの安定稼働と業務改革	共有デジタル地図共同整備運営検討委員会への参画	法定地図やGISなど多様な業務で利用されている地図整備について、「整備費用の縮減」「市町と県との情報共有」「住民サービスの向上」「定期的な地図更新」等を推進する。	県内市町と県によるデジタル地図（共有デジタル地図）の共同整備、運用にかかる事業を実施するため、共同整備運用検討委員会へ参画する。	→ 委員会への参画	→ 委員会への参画	→ 委員会への参画	→ 委員会への参画	→ 委員会への参画	共有デジタル地図整備運営検討委員会及びその下部組織である技術部会に参加した。	第3期共有デジタル地図整備事業の進捗を確認した。	共有デジタル地図整備事業に係る動向を注視していく。	総合政策部	総務課	情報統計G
③ (1)-2	行政情報システムの安定稼働と業務改革	三重県電子自治体推進連絡協議会への参画	財政状況の厳しい中、住民サービスの向上や業務の効率化を進めていくため、県と県内各市町とで情報システム等の共同化に向けた取り組みを推進する。	ICTを活用し、自治体間で共通利用できる情報システムを開発・運用するため、推進連絡協議会へ参画する。	→ 協議会への参画	→ 協議会への参画	→ 協議会への参画	→ 協議会への参画	→ 協議会への参画	三重県電子自治体推進連絡協議会に参加し、三重県が構築した「三重県情報セキュリティクラウド」の運用について、県から報告を受けた。	三重県及び県内市町の共通のセキュリティ強化対策における、最新の状況を把握した。	三重県及び県内市町共通の情報関連施策の情報収集に努める。	総合政策部	総務課	情報統計G
③ (1)-3	行政情報システムの安定稼働と業務改革	ICTリーダーの設置	ICT活用計画推進にあたり、各所属の技術的援助を行う。	各所属に一人、所属長から推薦を受けたICTリーダーを置き、所属のパソコンの管理・設定を行うとともに、所属職員に対する情報セキュリティの徹底を行う。	◎ 設置	→ 継続	→ 継続	→ 継続	→ 継続	各所属にICTリーダーを設置した。	人事移動等に伴う、各所属パソコンやプリンターの設定を効率的に行った。ただし、平成30年度の組織・機構再編に伴うICTリーダーの再設置が必要である。	組織機構再編に伴い、CTリーダーをグループ単位で設置する。	総合政策部	総務課	情報統計G
③ (1)-4	行政情報システムの安定稼働と業務改革	ICT活用アドバイザー委員会の設置	ICTの利活用により、市民、団体、地域、事業者など市に関わる全ての主体とともに、連携・協働によるまちづくりを進めるため、ICT活用アドバイザー委員会を設置する。	市のICT活用施策等に対して、市民、企業及び有識者の視点から客観性をもった助言を得る。	◎ 要綱制定委員委嘱	→ 継続	◎ 委員改編	→ 継続	◎ 委員改編	ICT活用アドバイザー委員を委嘱した。	ICT活用計画実施計画策定やオープンデータの取組みについてのアドバイスを得ることができた。	ICT活用アドバイザー委員の意見・助言を得ながらICT活用施策を推進していく。	総合政策部	総務課	情報統計G
③ (1)-5	行政情報システムの安定稼働と業務改革	CADシステム事業	CADシステムを活用することにより、設計・製図業務の効率化や正確さの向上を図る。	CADシステムのソフトウェア及びサーバー等機器類の保守を行う。	→ 継続	△ 次期システム検討	◎ システム更新	→ 継続	→ 継続	CADシステムの保守等を順調に実施した。	CADシステムの安定稼働させることができ、設計・製図業務の効率化や正確さを維持することができた。	引き続き、CADシステムの保守等を順調に実施し、安定稼働に努め、設計・製図業務の効率化や正確さの向上を図る。また、システムの更新を検討する。	総合政策部	総務課	情報統計G

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度					平成29年度		今後の方向性	担当		
					29	30	31	32	33	取組実績	成果と課題		部	課	グループ
③ (1)-6	行政情報システムの安定稼働と業務改革	工事積算システム事業	工事積算システムを活用することにより、積算業務の効率化、積算ミスの防止を図る。	公共事業の積算を行うためのシステムで、三重県、県内市町及び団体で共同利用を行う。	→ ----- 継続	→ ----- 継続	→ ----- 継続	→ ----- 継続	→ ----- 継続	三重県と締結している「三重県自治体共同積算システム」に係る協定に基づき、運用を継続した。	積算システムの活用により、積算業務の効率化、積算ミスの防止を維持することができた。	引き続き、積算システムを活用し、積算業務の効率化、積算ミスの防止を図る。	総合政策部	総務課	情報統計G
③ (1)-7	行政情報システムの安定稼働と業務改革	例規集等管理システム事業	例規執務業務を総合的にサポートし、業務の効率化を図る。	条例等の改正にともなうデータ修正などを行うとともに、システムの維持管理を行う。	→ ----- 継続	→ ----- 継続	→ ----- 継続	→ ----- 継続	→ ----- 継続	例規集システム管理業務委託契約を締結し、システムの維持管理に努めた。	例規の制定・改廃に伴う更新データのシステム反映等により、業務の効率化を維持することができた。	引き続き、システムの維持管理に努め、例規に関する業務の効率化を図る。	総合政策部	総務課	情報統計G
③ (1)-8 【再掲有】	行政情報システムの安定稼働と業務改革	行政情報システム事業（内部情報系）	市職員が庁内事務等に使用するシステムや機器類の維持管理に努め、安定稼働させることにより、行政事務の効率化・迅速化を図る。 （統合型内部情報システム、GIS、人事給与システム、プリンター制御システム、内部情報ネットワーク、行政施設ネットワーク、一人一台パソコン）	統合型内部情報システム、内部情報ネットワーク、その他契約期限が到来するシステム群の更新を行う。なお、システムの更新にあたっては、クラウドコンピューティングによる運用を優先的に実施し、堅牢なデータセンターでの管理やネットワークの二重化による情報セキュリティと業務継続が可能な仕組みを確保する。また、その後の機器及びシステムの維持管理を行う。	◎ ----- 統合型内部情報システム及びネットワーク更新	◎ ----- 人事給与システム更新、プリンター制御システム更新、一人一台パソコン更新	→ ----- 継続	→ ----- 継続	→ ----- 継続	統合型内部情報システム及び内部情報ネットワークを更新した。なお、統合型内部情報システムについては、クラウドコンピューティングによる運用を確保した。また、システム保守等の順調な実施により、安定稼働させることができた。	統合型内部情報システムのクラウドコンピューティングによる運用を実施したことにより、堅牢なデータセンターでの管理やネットワークの二重化による情報セキュリティと業務継続が可能な仕組みを確保した。また、システムを安定稼働させることができた。	内部情報系システムのひとつである、人事給与システムの更新を円滑に実施するため、現行システムの諸課題を整理した上で、それらを反映した人事給与システムの更新事務を進める。	総合政策部	総務課	情報統計G
③ (1)-9 【再掲有】	行政情報システムの安定稼働と業務改革	行政情報システム事業（住民情報系）	住民情報系システムは、税・住民記録・国保等を取り扱う総合住民情報システムと福祉関係を取り扱う総合保健福祉システムから成り立っており、これらのシステムを安定稼働させることにより、住民サービスの維持及び充実を図る。	総合住民情報システム及び総合保健福祉システムを更新し、その後の機器及びシステムの維持管理を行う。	◎ ----- 総合住民情報システム更新	→ ----- 継続	△ ----- 次期総合保健福祉システム検討	◎ ----- 次期総合保健福祉システム更新	→ ----- 継続	総合住民情報システムについて、平成28年度末にクラウド化を伴う更新を行った。また、保守等を順調に実施でき、大きなシステム障害もなく安定稼働させることができた。	住民情報系システムを安定稼働させることにより、住民サービスの維持及び充実を図ることができた。	今後予定される制度改正等への適切に対応するため、制度改正等に関する動向に注視し、委託業者との調整を円滑に行う。	総合政策部	総務課	情報統計G
③ (1)-10	行政情報システムの安定稼働と業務改革	地価調査・地番図整備事業	固定資産（土地）の現状及び資産価額の変動を的確に把握することにより、適正な土地の評価を行い、公平・公正な賦課に努める。	地価調査・地番図整備の成果をシステムに反映させることで、適正な時価による公平・公正な賦課を行う。 事業は3年単位で行い、継続して実施する。	◎ ----- 都市計画区域準路線価評価導入	→ ----- 継続	→ ----- 継続	◎ ----- 都市計画区域外準路線価評価導入	→ ----- 継続	平成30年度評価替えに向け、都市計画区域内のその他宅地評価法地区において、準路線価導入に向けた路線附設と路線価格の設定を行った。	準路線価を実際に導入することで、より適正な評価を行うことができた。	平成33年度評価替えでは、都市計画区域外のその他宅地評価法地区においても準路線価を導入する予定であるため、導入に向けた作業を継続して進めていく。	総合政策部	税務課	資産税G
③ (1)-11	行政情報システムの安定稼働と業務改革	国民健康保険広域化事業	平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担う、広域化（都道府県化）に対応する。	県、国民健康保険団体連合会が運用する国保事業費納付金等算定標準システム及び国保情報集約システムと連携し、国保広域化に伴う制度改正に対応した資格管理、給付管理、賦課徴収等を適正に行うため、総合住民情報システムの改修を行う。	◎ ----- 関係機関との調整、システム改修、連携テスト	→ ----- 継続	→ ----- 継続	→ ----- 継続	→ ----- 継続	県、国民健康保険団体連合会が運用する国保事業費納付金等算定標準システム及び国保情報集約システムとの連携、並びに国保広域化に伴う制度改正に対応した総合住民情報システムの改修を行った。	総合住民情報システムの改修を実施し、国民健康保険団体連合会と情報連携することにより、国保広域化に伴う制度改正に対応した資格管理、給付管理、賦課徴収等を適正に行うことができる。	今後も国民健康保険の制度改正等を注視し、必要に応じてシステム改修を実施し、適正な対応を行う。	生活文化部	市民課	国民健康保険G

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度					平成29年度		今後の方向性	担当		
					29	30	31	32	33	取組実績	成果と課題		部	課	グループ
③ (1)-12	行政情報システムの安定稼働と業務改革	福祉医療費助成事業	事業を持続的に運営するため、福祉医療費助成制度の見直しを検討する。また、子育て支援の充実を図るため、未就学児を対象に福祉医療費助成の窓口無料化実施を検討する。	福祉医療費助成システムについて、制度の見直し、未就学児の窓口無料化に対応したシステム改修を行う。	△ 関係機関と調整、調査検討	◎ 実施	→ 継続	→ 継続	→ 継続	子育て支援の充実を図るため、未就学児を対象に福祉医療費助成の窓口無料化実施の検討を行い、平成30年9月から実施することを決定し、窓口無料化に対応したシステム改修を行うための予算措置を行った。	未就学児を対象に窓口無料化を実施することにより、子育て支援のさらなる充実を図ることができる。	窓口無料化に対応したシステム改修を行い、平成30年9月から未就学児を対象とした窓口無料化を実施し、子育て支援の充実を図る。また、事業を持続的に運営するための制度の見直しを検討し、見直しに対応したシステム改修を行う。	生活文化部	市民課	医療年金G
③ (1)-13	行政情報システムの安定稼働と業務改革	住民基本台帳ネットワークシステム運用管理事業	住民の利便性の向上と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民基本台帳ネットワークシステムを安定稼働させる。	国の機器更改指針に基づき、住民基本台帳ネットワークシステムの標準更改期間内に機器更改を実施し、機器賃借及び機器・システムの保守委託を行う。	→ 運用	→ 再リース	◎ 更改	→ 継続	→ 継続	証明発行や住民異動等の際に住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、サービスを安定的に供給した。	住民の利便性の向上に寄与した。今後も安定して稼働できるよう、機器・システムの保守や機器の更改が必要である。	継続的に安定稼働させていくために、平成30年12月まで現行のシステムを稼働し、平成31年1月から同年10月まで機器の再リースを行い、平成31年11月から機器を更新するため、機器賃借及び機器・システムの保守委託について検討していく。	生活文化部	市民課	戸籍住民G
③ (1)-14	行政情報システムの安定稼働と業務改革	戸籍システム管理事業	住民の利便性の向上と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、戸籍システムを安定稼働させる。	戸籍事務を適正かつ確実に取り扱うため、戸籍システムの機器賃借及び機器・システムの保守委託を行う。	→ 運用	→ 継続	→ 継続	◎ 契約更新	→ 継続	証明発行や戸籍記載、戸籍・住基郵送業務、犯歴管理業務等の際に戸籍システムを利用し、サービスを安定的に供給した。	住民の利便性の向上に寄与した。今後も安定して稼働できるよう、機器・システムの保守や機器の更改が必要である。	継続的に安定稼働させていくために、平成32年3月まで現行のシステムを稼働し、平成32年4月から機器を更新するため、機器賃借及び機器・システムの保守委託について検討していく。	生活文化部	市民課	戸籍住民G
③ (1)-15	行政情報システムの安定稼働と業務改革	戸籍副本データ管理事業	市の戸籍副本データを、法務省が管理する戸籍副本データ管理センターに日次送信し、災害時の戸籍消失を防止する。	戸籍副本データを送信するための副本データ管理システムの保守委託を行う。	→ 契約更新	→ 契約更新	→ 契約更新	→ 契約更新	→ 契約更新	市の戸籍副本データを法務省に継続して送信し、戸籍消失の防止に努めた。	災害発生時に備え、戸籍消失の防止に努めた。今後も災害発生時に備え、機器・システムの保守が必要である。	継続的に安定稼働させていくために、平成30年度以降も機器・システムの保守委託を継続して行い、日次送信していく。	生活文化部	市民課	戸籍住民G
③ (1)-16	行政情報システムの安定稼働と業務改革	地域包括支援センターシステム事業	相談情報、介護予防ケアプラン、給付管理票などの一元管理化及び事業報告事務の簡便化による業務の効率化を図る。	地域包括支援センターシステムにより、次の業務をシステム化する。 ①基本管理業務（個別台帳管理、個別台帳統合閲覧） ②総合相談業務 ③予防給付マネジメント業務 ④虐待ケース管理業務 ⑤介護予防事業業務 ⑥介護報酬請求事務業務	△ 継続、次期システムの検討	◎ システム更新	→ 継続	→ 継続	→ 継続	使用目的である地域包括支援センター業務を移管する検討の中で、リース年限や機器サポートの年限を鑑みて、機器、システムの更新とその取扱いについて検討した。	平成30年度から地域包括支援センター業務を社会福祉協議会へ移管することに伴い、機器及びシステムをすべて社会福祉協議会に移管することとした。（契約変更済、費用は社協が支払う。）	機器及びシステムの更新等については今後社会福祉協議会で実施していく。	健康福祉部	長寿健康課	高齢者支援G
③ (1)-17	行政情報システムの安定稼働と業務改革	予防衛生事業（畜犬管理システム）	狂犬病予防法に基づく畜犬登録及び予防注射の啓発及び実施管理を行うことで、狂犬病の発生を予防し、これを撲滅することにより公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る。また、迷子犬の早期発見に貢献する。	狂犬病予防法に基づく畜犬登録及び予防注射の実施管理をシステムで行うことで、注射の啓発や注射していない犬の把握、迷子犬の捜索に活用する。	△ システム更新検討	◎ システム更新運用開始	→ 継続	→ 継続	→ 継続	現在使用中の畜犬管理システムの現状と課題、経緯、近隣市町の調査をし、システム更新に必要な予算を計上した。	システム更新に必要なソフト面の予算は確保できたが、ハード面の予算が確保できなかったため、システム更新後の運用が問題なく稼働するか懸念される。	平成30年度システム更新の入札、契約、入替えを行い、平成31年度以降の保守料の予算を計上する。	生活文化部	環境課	環境創造G

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度					平成29年度		今後の方向性	担当		
					29	30	31	32	33	取組実績	成果と課題		部	課	グループ
③ (1)-18	行政情報システムの安定稼働と業務改革	水道料金システム運用管理事業	水道料金の検針、請求、収納、督促などの業務をシステム化することにより、業務効率を改善する。	納入通知書等の作成、検針用携帯端末の保守、口座振替データ処理の業務を委託する。	◎ 運用	→ 継続	→ 継続	→ 継続	→ 継続	業務委託により、納入通知書等の作成、検針用携帯端末の保守、口座振替データ処理を行った。	水道料金の検針、請求、収納、督促などの業務をシステム化することにより、料金事務の安定稼働及び迅速化を図ることができた。	今後も継続して、水道料金システムを保守運用することにより、料金事務の安定稼働及び迅速化を図る。	上下水道部	上水道課	上水道管理G
③ (1)-19	行政情報システムの安定稼働と業務改革	企業会計システム運用管理事業（上水道）	平成29年度で保証期間満了となる企業会計システムを更新することにより、故障による業務停止を回避するとともに、バージョンアップによる業務改善を行う。	ソフトウェア及びハードウェアともに平成29年度中に更新し、平成30年度から平成34年度まで保守運用する。サーバ1台（公共下水道事業と共用）、クライアント1台。	○ システム更新	◎ 運用	→ 継続	→ 継続	→ 継続	企業会計システムのソフトウェア及びハードウェアを更新した。	ソフトウェア及びハードウェアを更新することで、故障による業務停止を回避することができた。また、バージョンアップにより処理速度・操作性が向上した。企業会計システム内で使っていない機能もあるため、使用習熟度を上げていく必要がある。	今後も継続して、企業会計システムを保守運用することにより、会計事務の安定稼働を図る。また、使用習熟度を上げるために、ユーザー側の要望を業者に伝え、サポートを受けた内容等をマニュアルに整備する。	上下水道部	上水道課	上水道管理G
③ (1)-20	行政情報システムの安定稼働と業務改革	地図情報システム搭載事業	統合型GISに、給水台帳、水道配管図を登録することにより、水圧計算・メーター検針・開閉栓作業、漏水修繕等の業務効率を改善する。	工事等により変更される水道配管情報を毎年度更新する。平成29年度は、紙ベースで管理している給水台帳をスキャンし、属性データを結合して、統合型GISの水道配管図に水道メーター位置を登録する。	◎ 実施運用	→ 継続	→ 継続	→ 継続	→ 継続	紙ベースで管理している給水台帳のメーター位置図を統合型GISに登録することにより、水道管情報の更新を行った。	統合型GISに、給水台帳、水道配管図を搭載することにより、地図上で視覚的に捉えることができ、水圧計算、メーター検針、開閉栓作業、漏水修繕等の業務に活用できるようになった。また、災害時においても迅速な対応が可能になった。	今後も継続して、工事等により変更される水道配管情報や、水道メーター位置情報を更新することにより、事務効率の向上を図っていく。	上下水道部	上水道課	上水道工務G
③ (1)-21	行政情報システムの安定稼働と業務改革	下水道台帳システム運用管理事業	公共下水道・農業集落排水施設の管理を適正に行う。	工事等により変更される下水道管情報を毎年度更新する。	◎ 運用	→ 継続	→ 継続	→ 継続	→ 継続	工事等を行った箇所下水道管情報を更新し、窓口対応や現場確認資料として適切に使用できるよう努めた。	適切に保守管理することで、業務対応等でもスムーズに進められるようになった。	適切に下水道台帳の保守管理を行ってため、平成31年度以後の保守委託方法について今年度検討する。	上下水道部	下水道課	下水道工務G
③ (1)-22	行政情報システムの安定稼働と業務改革	企業会計システム運用管理事業（下水道）	平成26年度に導入した公益企業会計システムを引き続き適正かつ円滑に使用する。	ハードシステムの障害時に対応する保守を行う。また、会計システムの操作方法に付随する経理処理方法や実施内容について、公営企業会計の経理に精通した公認会計士によるサポートを受ける。	→ 継続	→ 継続	○ システム更新	◎ 運用	→ 継続	企業会計経理処理方法を整理し、システムに登録することで窓口業務や予算決算を円滑に進められるよう努めた。	簿記経験の少ない者でも円滑に日常的な経理処理が行えるようになった。	今後も引き続き企業会計事務が円滑に行えるよう使用していく。	上下水道部	下水道課	下水道管理G

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度					平成29年度		今後の方向性	担当							
					29	30	31	32	33	取組実績	成果と課題		部	課	グループ					
③ (1)-23	行政情報システムの安定稼働と業務改革	口座振替分割統合サービス	各金融機関との口座振替データの授受をより安全かつ効率的に行う。	口座振替データを各金融機関と個別に授受するのではなく、指定金融機関である百五銀行に一括してデータ伝送し、百五銀行が各収納代理金融機関とデータの授受を行う。振替結果についても百五銀行が各収納代理金融機関の口座振替データを集約し、口座振替結果データを出納室パソコンに一括送信する。	→ ---	→ ---	→ ---	→ ---	→ ---	継続	継続	継続	継続	継続	市県民税ほか10種目の口座振替について、10の金融機関に対しデータを1SDN回線にて伝送し、振替結果データについても集約を行う業務の委託を実施した。	安全かつ正確に口座振替データを授受できた。また、指定金融機関に委託することにより効率的に業務を遂行できた。	今後も個人情報の取り扱いに充分注意し、継続して実施していく。		会計課	出納G
③ (1)-24	行政情報システムの安定稼働と業務改革	通信指令施設・消防救急デジタル無線(活動波)保守点検委託料	平成9年度に導入、平成21年度と平成25年度に高機能化整備を行った消防緊急通信指令施設は、消防の指令業務(119番通報受信、出動各隊への指令など)に必要な不可欠な施設であることから、設置業者による専門性の高い定期的な保守点検を行うことで、機能維持を図る。	保守点検では、消防緊急通信指令施設全体(専用回線を介して接続された本庁及び関係分署、北東分署設置の機器を含む)のシステム及び各機器の性能維持、並びに障害時の機能回復と機器の修繕を実施する。	→	→	→	→	→	継続	継続	継続	継続	継続	設置業者との保守契約を結び、機能維持を図った。	設置業者による年2回の保守点検と障害時のオンコール対応によって機能の維持が保たれた。	引き続き、設置業者との契約の継続を行っていく。	消防本部	情報指令課	情報指令第1・2G
③ (1)-25	行政情報システムの安定稼働と業務改革	高機能指令台更新計画事業	迅速な災害対応を行うために、指令台の機能充実に向け、新しい機能等を検討する。	指令台の全面改修の必要が見込まれる平成35年度を目途に、通信機器の廃番の現状を鑑み、調査・検討を進める。	△	△	△	△	△	調査検討	調査検討	調査検討	調査検討	調査検討	指令台機能充実検討会を設立し、高機能指令台の機能充実と維持に関する課題点を洗い出し、問題解決への調査・検討を行った。	指令台の全面改修には高額な費用を要するため、共同運用も視野に入れた改修を行っている。	共同運用の実施に向け働きかけを行うとともに、市単独運用での全面改修も考慮した更新計画を調査・検討する。	消防本部	情報指令課	情報指令第1・2G
③ (1)-26	行政情報システムの安定稼働と業務改革	①救急統計システム(バストル119)運用管理事業 ②防火対象物・危険物施設管理システム(バストル119)導入事業	救急出動に関するデータ及び防火対象物・危険物施設のデータをデータベース化し、統計、検索及び各種様式作成等の作業を行えるシステムを導入することで、事務の効率化・迅速化を図る。	①平成23年度に導入した救急統計システムは、年間約2,200件ある救急出動の報告書及び救急救命処置録等の記録の作成、各種統計・調査、データの抽出等に活用する。 ②防火対象物・危険物施設管理システムは、市内に約3,000件ある施設の概要、消防設備の設置・点検状況、届出の提出状況等をデータベース化し、各種統計・調査を行うとともに、立入検査計画、違反是正等にも使用する。	○ ---	◎ ---	→ ---	→ ---	→ ---	①救急統計システム運用	①救急統計システム運用 ②防火対象物・危険物施設管理システム導入	継続	継続	継続	①救急統計システムを運用し、事務の効率化・迅速化を図った。 ②平成29年度予算要求	①救急統計システムで報告書作成、統計調査等を行うことで、事務の効率化・迅速化を達成した。 ②平成30年度導入決定	①引き続き救急統計システムを運用し、事務の効率化・迅速化を図る。 ②平成30年度から運用し、市内に約3,000件ある施設の概要、消防設備の設置・点検状況、届出の提出状況等をデータベース化し、各種統計・調査を行うとともに、立入検査計画、違反是正等にも使用する。	消防本部	①消防総務課 ②予防課	①消防救急G ②予防G
③ (2)-1	「行政情報システム最適化指針」の適用	行政情報システム事業(内部情報系)【再掲】	市職員が庁内事務等に使用するシステムや機器類の維持管理に努め、安定稼働させることにより、行政事務の効率化・迅速化を図る。 (統合型内部情報システム、GIS、人事給与システム、プリンター制御システム、内部情報ネットワーク、行政施設ネットワーク、一人一台パソコン)	統合型内部情報システム、内部情報ネットワーク、その他契約期限が到来するシステム群の更新を行う。なお、システムの更新にあたっては、クラウドコンピューティングによる運用を優先的に実施し、堅牢なデータセンターでの管理やネットワークの二重化による情報セキュリティと業務継続が可能な仕組みを確保する。また、その後の機器及びシステムの維持管理を行う。	◎ ---	◎ ---	→ ---	→ ---	→ ---	統合型内部情報システム及びネットワーク更新	人事給与システム更新、プリンター制御システム更新、一人一台パソコン更新	継続	継続	継続	統合型内部情報システム及び内部情報ネットワークを更新した。なお、統合型内部情報システムについては、クラウドコンピューティングによる運用を実施した。また、システム保守等の順調な実施により、安定稼働させることができた。	統合型内部情報システムのクラウドコンピューティングによる運用を実施したことにより、堅牢なデータセンターでの管理やネットワークの二重化による情報セキュリティと業務継続が可能な仕組みを確保した。また、システムを安定稼働させることができ、行政事務の効率化、迅速化を図ることができた。	内部情報系システムのひとつである、人事給与システムの更新を円滑に実施するため、現行システムの諸課題を整理した上で、それらを反映した人事給与システムの更新事務を進める。	総合政策部	総務課	情報統計G

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度					平成29年度		今後の方向性	担当		
					29	30	31	32	33	取組実績	成果と課題		部	課	グループ
③ (2)-2	「行政情報システム最適化指針」の適用	行政情報システム事業（住民情報系）【再掲】	住民情報システムは、税・住民記録・国保等を取り扱う総合住民情報システムと福祉関係を取り扱う総合保健福祉システムから成り立っており、これらのシステムを安定稼働させることにより、住民サービスの維持及び充実を図る。	総合住民情報システム及び総合保健福祉システムを更新し、その後の機器及びシステムの維持管理を行う。	◎	→	△	◎	→	総合住民情報システムについて、平成28年度末にクラウド化を伴う更新を行った。また、保守等を順調に実施でき、大きなシステム障害もなく安定稼働させることができた。	住民情報システムを安定稼働させることにより、住民サービスの維持及び充実を図ることができた。	今後予定される制度改正等への適切に対応するため、制度改正等に関する動向に注視し、委託業者との調整を円滑に行う。	総合政策部	総務課	情報統計G
③ (2)-3	「行政情報システム最適化指針」の適用	電子行政情報セキュリティポリシーの見直し	市が保有する情報資産を積極的に活用しながら、その管理を徹底し、情報セキュリティの確保に最大限に取り組む。	情報セキュリティを取り巻く状況の変化に対応して情報セキュリティポリシーを見直し、継続的に改定を行うことで、情報セキュリティを確保する。	△	△	○	◎	→	総務省が示す「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の理解に努めた。	ガイドラインに基づき、地方公共団体が遵守すべきセキュリティポリシーの内容を理解することができた。	ガイドラインの分析を進めるとともに、セキュリティポリシー改訂に関する研修に参加し、最新のセキュリティポリシーの情報収集にあたる。	総合政策部	総務課	情報統計G
③ (2)-4	「行政情報システム最適化指針」の適用	自治体クラウドの検討	情報システムの導入や更改の際は、クラウドコンピューティングの適用を優先して検討し、初期費用の抑制と情報セキュリティの強化を図る。	情報システムの共同利用や統合・集約化を進める自治体クラウドの構築について検討する。	△	◎	→	→	→	亀山市と同じ住民情報システムを利用している朝日町と、平成30年2月に「亀山市・朝日町情報システムの共同化に関する協定」を締結し、同年3月に事業者との変更契約を締結した。	平成30年4月から「亀山市・朝日町自治体クラウド」の運用を開始することとした。	平成30年4月から「亀山市・朝日町自治体クラウド」の運用を開始する。	総合政策部	総務課	情報統計G
③ (2)-5	「行政情報システム最適化指針」の適用	職員研修事業	職員のICTリテラシーの向上を図る。	情報システムの管理、運用に係る専門研修、アプリケーション研修及び情報セキュリティ研修を実施する。	→	→	→	→	→	次の研修を行った。 ・新規採用職員情報セキュリティ研修 ・ICT活用研修 ・標的型メール攻撃訓練 ・マイナンバー情報連携確認研修 ・e-ラーニング	情報システムの管理・運用に係る研修及びアプリケーションに係るヘルプデスクの実施により、職員のリテラシー能力の向上を図った。また、社会保障・税番号制度の情報連携開始に向けて、研修を実施した。さらに、職員にe-ラーニングによる情報セキュリティ研修を実施した。	引続き、職員のスキルにあわせた段階的なICT活用研修を実施するとともに、情報セキュリティ意識の向上を図るため、情報セキュリティに関するe-ラーニングの受講を実施していく。	総合政策部	総務課	情報統計G
③ (3)-1	学校教育におけるICT利活用の推進	情報教育推進事業（小学校）	子どもたちの確かな学力を育成するため、ICTを活用することで学習への意欲・関心を高めたり、わかりやすい授業を実現したりするとともに、子どもたちが授業の中心となり、互いに学びあい、高めあう環境を整備する。	情報教育に関連するサーバ等、学校内ネットワークの保守整備を行うとともに、指導用及び児童用タブレット端末を計画的に導入し、教育の情報化に対応する環境を整備する。また、情報教育を担う教員への研修を行うとともに、情報インストラクターを派遣し、必要な支援を行う。	○	○	◎	→	→	○タブレット型PCの導入（児童用） ○カラープリンタの導入 ○情報機器の保守、管理 ○情報インストラクターの派遣 ○情報教育研修会の開催 ○先進校視察・研究会・セミナーへの参加	・タブレット型PCの導入と同時に各校にて研修会を行うことで、教職員が使い方をイメージすることができた。 ・情報教育研修会については、金城学院大学より長谷川教授を招聘し、タブレット型PCの活用事例やプログラミング教育、情報モラル教育についての研修を行い、教職員の意識の向上を図ることができた。	・児童用PCの具体的な機器の選定を行う。また、現存の児童用PCを用いてどのような教育活動が行われているのか教職員にアンケートを取り、具体的に必要とする付属ソフトや周辺機器の選定も行っていく。 ・指導用タブレット型PCを平成30年8月に導入する。 ・教職員が活用のイメージを持てるように研修会を各校にて行う。	教育委員会事務局	学校教育課	教育研究G

No.	施策の方向性	事業名	目的	概要	実施年度					平成29年度		今後の方向性	担当		
					29	30	31	32	33	取組実績	成果と課題		部	課	グループ
③ (3)-2	学校教育におけるICT利活用の推進	情報教育推進事業（中学校）	子どもたちの確かな学力を育成するため、ICTを活用することで学習への意欲・関心を高めたり、わかりやすい授業を実現したりするとともに、子どもたちが授業の中心となり、互いに学びあい、高めあう環境を整備する。	情報教育に関連するサーバ等、学校内ネットワークの保守整備を行うとともに、指導用及び生徒用タブレット端末を計画的に導入し、教育の情報化に対応する環境を整備する。また、情報教育を担う教員への研修を行うとともに、情報インストラクターを派遣し、必要な支援を行う。	○	○	◎	→	→	○タブレット型PCの導入（生徒用） ○カラープリンタの導入 ○情報機器の保守、管理 ○情報インストラクターの派遣 ○情報教育研修会の開催 ○先進校視察・研究会・セミナーへの参加	・タブレット型PCの導入と同時に各校にて研修会を行うことで、教職員が使い方をイメージすることができた。 ・情報教育研修会については、金城学院大学より長谷川教授を招聘し、タブレット型PCの活用事例や情報モラル教育についての研修を行い、教職員の意識の向上を図ることができた。	・生徒用PCの具体的な機器の選定を行う。また、既存の生徒用PCを用いてどのような教育活動が行われているのか教職員にアンケートを取り、具体的に必要とする付属ソフトや周辺機器の選定も行っていく。 ・指導用タブレット型PCを平成30年8月に導入する。 ・教職員が活用のイメージを持てるように研修会を各校にて行う。	教育委員会事務局	学校教育課	教育研究G
③ (3)-3	学校教育におけるICT利活用の推進	亀山市中学校給食実施事業（デリバリー給食予約注文システム）	亀山中学校、中部中学校で実施するデリバリー給食の注文について、システム化することにより保護者の利便性と事務の効率化を図る。	亀山中学校、中部中学校におけるデリバリー給食の注文を保護者がインターネットを介して申し込める。給食費は、前払いとして18食分（5,000円）と振込手数料（103円）をコンビニから振り込み、振り込んだ金額分について給食の予約ができる。なお、中学校給食の実施方式の変更があった場合は事業を見直す。	→	→	→	→	→	平成29年度から平成31年度までのデリバリー給食の業務委託の中で、引き続きインターネットシステムを利用して注文することとして契約した。	デリバリー給食の予約及び集金業務について、インターネットシステムを利用することにより、保護者の利便性向上と事務の効率化を図ることができた。また、これにより給食費の徴収を滞りなく行うことができた。	今後もデリバリー給食の注文及び集金業務について、インターネットシステムの活用を継続し、予約・集金業務の効率化を図っていく。	教育委員会事務局	教育総務課	施設・保健給食G
③ (4)-1	庁内ペーパレス化の推進	庁内ペーパレス化推進事業	ICTを活用した、電子決裁や電子会議の仕組みを検討し、業務の効率化による人的・財政的な資源を創出する。	電子会議の仕組みを構築する。また、文書管理の一層の効率化・高度化を図るため、電子決裁の導入を検討する。	△	△	△	◎	○	電子会議の仕組みについて、先行事例等の情報収集を行った。	電子会議の安全かつ効果的な仕組みについて、更に検討が必要である。	業務の効率化による人的・財政的資源を創出するため、引き続き電子会議や電子決裁の仕組みを検討していく。	総合政策部	総務課	情報統計G
③ (4)-2	庁内ペーパレス化の推進	ごみ分別ハンドブック公開事業【再掲】	市民がごみの分別を迷わないよう収集日の確認や出し忘れが防止できること、ペーパレス化が推進できることを目的に、ウェブ上で50音順やキーワード検索が可能なごみ分別辞典を作成し公開する。	ウェブ上で50音順やキーワード検索が可能な「ごみ分別ハンドブック」を作成し公開する。	◎	→	→	→	→	ごみ分別ハンドブックは約600種掲載しているところ、ごみ分別辞典では約2,000種掲載すべく一覧表を作成した。ただし、大幅に増やしたことから分別確認作業に時間を要し、精査が必要なものが一部残されたことから、H29年度中のウェブ上での公開は見送った。	精査が必要なものが一部あるが、ごみ一覧表の作成はほぼ終わることができた。また、ウェブサイトの構築も終わることができた。	確認作業を終えたごみはウェブ上での公開に向けた作業を進める。精査が必要なものは、その作業が終わり次第順次追加していく。	生活文化部	環境課	廃棄物対策G
③ (4)-3	庁内ペーパレス化の推進	タブレット端末の導入	市議会の本会議や委員会等の議会関連資料をデータ化し、議会運営の効率化とペーパレス化に努めるとともに、それぞれの端末に通信機能を持たせ、情報収集や事務連絡用として使用するなど、タブレット端末の多角的な活用を図る。	タブレット端末を21台（議員18台、事務局3台）購入し、議会活動及び政務活動において使用している。（公開会議の資料閲覧、情報検索、通告書・視察報告書等の作成、各種資料作成、事務局からの連絡、スケジュール管理等）当面、データと紙資料との併用であるが、議会できるところからペーパレス化に取り組んでいる。	→	→	→	→	→	本会議や各種委員会等、公開会議の会議資料は全てデータ化し、タブレット端末を活用することで、出来ることからペーパレス化に取り組んだ。	タブレット端末の導入により、資料をデータ化することで議員への事前提供が可能になったほか、タブレット端末の多角的な活用を図り、事務の効率化に努めることができた。また、各種資料等は現在、紙とデータの併用であるが、議会側で出来ることからペーパレス化に取り組むことができた。	現在、市議会が先行してタブレット端末を導入しており、出来ることからペーパレス化に取り組んでいるが、事務の効率化と更なるペーパレス化を推進するには、執行部側にもタブレット導入の検討が必要。	議会事務局	議事調査課	議事調査G

第2次亀山市行財政改革大綱に関する実績等報告書(平成29年度)

(総合政策部 財務課)

■計画の基本情報

計画期間	H 27 ~ H 31 年度																																																										
位置付け	本大綱は、第2次亀山市総合計画前期基本計画の「6.行政経営(3)持続性を保つ健全な財政運営」に向け、具体的な手法を示すものであり、第1次亀山市行財政改革大綱の目標を継承し、開かれた市政を推進する。																																																										
目的・概要	『開かれた市政の推進と持続可能な行財政運営の確立』を目的とし、行財政運営上の問題を的確に把握し、その解決のためにスピードと成果を重視しながら実行へと移していく。																																																										
計画の骨格	<p>本大綱の体系は、「開かれた市政の推進と持続可能な行財政運営の確立」の目的の基に、4つの目標及び基本方針と20の取組項目とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>目的</td> <td>開かれた市政の推進と持続可能な行財政運営の確立</td> </tr> <tr> <td>目標 1</td> <td>財政運営の改革</td> </tr> <tr> <td>基本方針</td> <td>効率的な財政運営の仕組みをつくります</td> </tr> <tr> <td>取組 1</td> <td>収納率の向上</td> </tr> <tr> <td>取組 2</td> <td>債権管理の適正化</td> </tr> <tr> <td>取組 3</td> <td>受益者負担の適正化</td> </tr> <tr> <td>取組 4</td> <td>新たな財源の確保</td> </tr> <tr> <td>取組 5</td> <td>補助金の適正化</td> </tr> <tr> <td>取組 6</td> <td>新公会計制度の導入と予算編成改革</td> </tr> <tr> <td>取組 7</td> <td>特別会計・企業会計の健全化</td> </tr> <tr> <td>取組 8</td> <td>人件費の削減</td> </tr> <tr> <td>目標 2</td> <td>行政運営の改革</td> </tr> <tr> <td>基本方針</td> <td>行政運営の仕組みを変えます</td> </tr> <tr> <td>取組 9</td> <td>事業の再編と行政評価システムの再構築</td> </tr> <tr> <td>取組 10</td> <td>公共施設の統廃合</td> </tr> <tr> <td>取組 11</td> <td>民間活力の活用</td> </tr> <tr> <td>取組 12</td> <td>情報戦略の強化</td> </tr> <tr> <td>取組 13</td> <td>事務改善運動の強化</td> </tr> <tr> <td>取組 14</td> <td>外郭団体の経営健全化の促進</td> </tr> <tr> <td>目標 3</td> <td>組織と人材の改革</td> </tr> <tr> <td>基本方針</td> <td>経営力を強化する人を育てます</td> </tr> <tr> <td>取組 15</td> <td>組織機構の再編</td> </tr> <tr> <td>取組 16</td> <td>研修制度の見直し</td> </tr> <tr> <td>取組 17</td> <td>成果重視型の人材育成</td> </tr> <tr> <td>目標 4</td> <td>協働と連携による改革</td> </tr> <tr> <td>基本方針</td> <td>新たな地域自治の仕組みをつくります</td> </tr> <tr> <td>取組 18</td> <td>地域まちづくり協議会の設立支援と地域一括交付金の導入</td> </tr> <tr> <td>取組 19</td> <td>地域の担い手支援</td> </tr> <tr> <td>取組 20</td> <td>協働の仕組みの見直し</td> </tr> </table>	目的	開かれた市政の推進と持続可能な行財政運営の確立	目標 1	財政運営の改革	基本方針	効率的な財政運営の仕組みをつくります	取組 1	収納率の向上	取組 2	債権管理の適正化	取組 3	受益者負担の適正化	取組 4	新たな財源の確保	取組 5	補助金の適正化	取組 6	新公会計制度の導入と予算編成改革	取組 7	特別会計・企業会計の健全化	取組 8	人件費の削減	目標 2	行政運営の改革	基本方針	行政運営の仕組みを変えます	取組 9	事業の再編と行政評価システムの再構築	取組 10	公共施設の統廃合	取組 11	民間活力の活用	取組 12	情報戦略の強化	取組 13	事務改善運動の強化	取組 14	外郭団体の経営健全化の促進	目標 3	組織と人材の改革	基本方針	経営力を強化する人を育てます	取組 15	組織機構の再編	取組 16	研修制度の見直し	取組 17	成果重視型の人材育成	目標 4	協働と連携による改革	基本方針	新たな地域自治の仕組みをつくります	取組 18	地域まちづくり協議会の設立支援と地域一括交付金の導入	取組 19	地域の担い手支援	取組 20	協働の仕組みの見直し
	目的	開かれた市政の推進と持続可能な行財政運営の確立																																																									
	目標 1	財政運営の改革																																																									
	基本方針	効率的な財政運営の仕組みをつくります																																																									
	取組 1	収納率の向上																																																									
	取組 2	債権管理の適正化																																																									
	取組 3	受益者負担の適正化																																																									
	取組 4	新たな財源の確保																																																									
	取組 5	補助金の適正化																																																									
	取組 6	新公会計制度の導入と予算編成改革																																																									
	取組 7	特別会計・企業会計の健全化																																																									
	取組 8	人件費の削減																																																									
	目標 2	行政運営の改革																																																									
	基本方針	行政運営の仕組みを変えます																																																									
	取組 9	事業の再編と行政評価システムの再構築																																																									
	取組 10	公共施設の統廃合																																																									
	取組 11	民間活力の活用																																																									
	取組 12	情報戦略の強化																																																									
	取組 13	事務改善運動の強化																																																									
	取組 14	外郭団体の経営健全化の促進																																																									
目標 3	組織と人材の改革																																																										
基本方針	経営力を強化する人を育てます																																																										
取組 15	組織機構の再編																																																										
取組 16	研修制度の見直し																																																										
取組 17	成果重視型の人材育成																																																										
目標 4	協働と連携による改革																																																										
基本方針	新たな地域自治の仕組みをつくります																																																										
取組 18	地域まちづくり協議会の設立支援と地域一括交付金の導入																																																										
取組 19	地域の担い手支援																																																										
取組 20	協働の仕組みの見直し																																																										

■ 成果指標

成果指標名		単位	現状値	目標値	実績値 (H29)
1	別紙「成果指標一覧」のとおり				
2					
3					
4					
5					

■ 計画の実績等

取組実績	<p>本大綱を着実に推進するため、前期実施計画(平成27～29年度)に掲げる116の具体的な取組の達成に向け、行財政改革推進本部会議や行財政改革推進委員会を適宜開催するとともに、取組にあたっては、徹底した進捗管理を行い、持続可能な行財政運営の確立のため着実な推進を図った。</p> <p>また、学識経験者等で構成する行政改革推進委員会を開催し、前期実施計画を推進するために委員によるヒアリングを行い、状況の把握や課題の解決に努め、後期実施計画(平成30・31年度)を策定するにあたり委員からの助言等をいただき、担当部署と連携を図りながら作成に取り組んだ。</p>
成果	<p>歳入の確保については、収納率の向上として、前期実施計画に掲げる市税や国民健康保険税など9つの税等の収納率の向上に取組み、増収を図った。また、企業会計の健全化については、水道料金を見直し、健全な事業運営に努めた。</p> <p>事業の見直しについては、補助金の適正化として、各種観光イベント補助金や有害獣被害防止対策事業補助金の補助金額や補助率を見直した。また、平成28年度に補助金の適正化に関する基準により見直した内容に基づき、平成29年4月から新基準で木造住宅補強補助事業制度、スポーツ関連補助金、田園景観推進事業制度を運用した。</p> <p>公共施設の統廃合として、し尿処理施設の一元化を実施し、今後の施設管理経費の削減を図った。</p>
総合計画推進への寄与度	<p>持続可能な行財政運営の確立を目指し、前期実施計画に掲げる116の具体的な取組を実施することで、平成30年度当初予算へ反映させた。</p> <p>(参考) 【平成30年度】 歳入 126,600千円 歳出 ▲11,400千円</p>

反省点・課題	<p>市長を本部長とする行財政改革推進本部を中心に全庁的な計画の推進を行っているが、進捗率に遅れが生じた取組もあるため、問題点・課題点の所在を明確化し、分析した上で、計画的に推進する必要がある。</p>
--------	---

今後の方向性	<p>平成30年5月に策定した後期実施計画においては、大綱に掲げる目的の達成に向け、前期実施計画から進捗が遅れた7の取組を含む62の取組を引き継ぎ、24の新たな取組を加えて、計86の具体的な取組として掲げ、持続可能な行財政運営を確立するため着実に実践を図っていく。</p>
--------	--

■成果指標一覧

(第2次亀山市行財政改革大綱)

成果指標名		単位	現状値	目標値	実績値 (H29)
1	経常収支比率	%	88.5	85.0	89.1 (H28末)
2	財政調整基金の残高	億円	44.7	20	35
3	市税(現年分)の収納率	%	98.7	99.0	98.99 (H28末)
4	総人件費(一般会計)	億円	42.5	40.3	44.0 (H28末)
5	公共施設の延床面積	m ²	181,396	173,000	184,783
6	民間施設を活用した施設の数	施設	-	5	4
7	自己申告書で「現在の仕事にやりがいがある」とした職員の割合	%	47.5	70.0	48.9
8	自己申告書で「職場でコミュニケーションが取れている」とした職員の割合	%	52.1	70.0	53.6
9	管理職員の女性比率	%	24.1	30.0	27.7
10	地域まちづくり協議会の数	協議会	5	22	22
11	行政と市民等が協働事業を実施した数	件	19	30	23